

令和 7 年

塩竈市議会会議録

(第191巻)

第1回臨時会 1月31日 開 会
1月31日 閉 会

第1回定例会 2月19日 開 会
3月 7日 閉 会

塩竈市議会事務局

令和 7 年 1 月 臨時会 日程表

会期 1 日間（1 月 3 1 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
1 . 31	金	本 会 議	会期の決定、議案第 1 号及び第 2 号	1

令和 7 年 2 月 定例会 日程表

会期 17 日間（2 月 19 日～3 月 7 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
2. 19	水	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 2 号、議案第 3 号ないし第 15 号、諮問第 1 号、議案第 33 号	1
20	木	〃	議案第 16 号ないし第 32 号	2
21	金	休 会		3
22	土	〃		4
23	日	〃	天皇誕生日	5
24	月	〃	振替休日	6
25	火	〃	予算特別委員会 10：00～	7
26	水	〃	民生常任委員会 10：00～	8
27	木	〃	予算特別委員会 10：00～	9
28	金	〃	予算特別委員会 10：00～	10
3. 1	土	〃		11
2	日	〃		12
3	月	〃	予算特別委員会 10：00～	13
4	火	本 会 議	一般質問 13：00～ ①菅原 善幸 議員 ②辻畑めぐみ 議員 ③鈴木 新一 議員 ④浅野 敏江 議員	14
5	水	〃	一般質問 13：00～ ⑤志子田吉晃 議員 ⑥柏 恵美子 議員 ⑦伊勢 由典 議員 ⑧土見 大介 議員	15

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6	木	休 会	議会運営委員会 13：00～	1 6
7	金	本会 議	委員長報告 13：00～	1 7

塩竈市議会令和 7 年 1 月臨時会会議録

目 次

塩竈市議会令和 7 年 2 月定例会会議録

(1 月臨時会)

第 1 日 目 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金曜日)

開 会	34
議事日程第 1 号	34
開 議	36
会議録署名議員の指名	36
会期の決定	36
行政報告	36
質 疑	38
伊 勢 由 典 議員	38
小 高 洋 議員	43
土 見 大 介 議員	47
志 賀 勝 議員	51
伊 藤 博 章 議員	57
鈴 木 新 一 議員	63
議案第 1 号及び第 2 号	67
提案理由の説明	67
質 疑	74
桑 原 成 典 議員	74
伊 勢 由 典 議員	78
浅 野 敏 江 議員	86
小 高 洋 議員	90
土 見 大 介 議員	100
鈴 木 悦 代 議員	108
討 論	112
辻 畑 めぐみ 議員	112
志子田 吉 晃 議員	114

採 決	115
閉 会	115

(2 月定例会)

第 1 日 目 令和 7 年 2 月 1 9 日 (水曜日)

開 会	120
議事日程第 1 号	120
開 議	122
会議録署名議員の指名	122
会期の決定	122
諸般の報告	122
質 疑	123
請願第 2 号	123
議案第 3 号ないし第 15 号	123
提案理由の説明	123
質 疑	130
志子田 吉 晃 議員	130
伊 勢 由 典 議員	139
小 高 洋 議員	151
討 論	156
採 決	156
諮問第 1 号	156
提案理由の説明	156
採 決	156
議案第 3 3 号	157
提案理由の説明	157
採 決	157
散 会	159

第 2 日 目 令和 7 年 2 月 2 0 日 (木曜日)

議事日程第 2 号	162
開 議	164
会議録署名議員の指名	164
議案第 16 号ないし第 32 号	164

提案理由の説明	164
総括質疑	178
伊勢由典議員	178
鈴木悦代議員	183
志子田吉晃議員	186
散会	188

第3日目 令和7年3月4日（火曜日）

議事日程第3号	192
開議	194
会議録署名議員の指名	194
一般質問	194
菅原善幸議員（一問一答方式）	
（1）令和7年度施政方針	194
①市政運営の基本方針について	
②予算の編成について	
③物価高対策について	
（2）地域で支え合う福祉について	202
①高齢者に対する取り組むべき課題について	
②医療と介護の連携について	
（3）水道事業について	207
①水道管の漏水と調査について	
②水道の広域化について	
辻畑めぐみ議員（一問一答方式）	
（1）ごみ処理行政について	212
①単独整備が断念となった廃棄物処理施設について経過と今後等の市民への説明は	
②ごみ処理施設維持のために、どのようなことを検討されているか	
③ごみ処理が困難になった場合の対応は	
（2）学校規模適正化について	217
①現在の考え方、今後について	

(3) 高齢者および障がい者支援について	224
①介護報酬引き下げによる市内事業所の状況は	
②見守り事業等の支援の状況は	
(4) 防災計画について	228
①地域防災計画の改定の進捗について	
②地震・津波・原発事故等への対応について	
鈴木 新一 議員（一問一答方式）	
(1) 可燃廃棄物処理施設	235
①単独整備については「断念」延命化・広域化について	
②延命化の具体的内容・効率的な方法	
③広域化や外部委託の具体的な内容と対策	
④維持管理費の削減の内容	
(2) ごみの発生抑制	243
①減量・資源化・ゴミ袋有料化・戸別回収	
(3) 福祉に関する収集業務	247
①一声ふれあい収集（高齢者・障がい者対象）	
②福祉大型ごみ収集	
(4) 新庁舎建設	250
①事業は「断念」現庁舎の安全性確認調査を行う	
②今後、壱番館庁舎と併用し維持補修し継続的利用	
③財源の活用に向けた取組	
④今後の庁舎建設の方向性	
(5) 新たな行政サービス	255
①市民の困りごと「断らない相談支援」	
②地域全体の皆様の様々な支援	
浅野 敏江 議員（一問一答方式）	
(1) 「2025年問題」本市の取組について	257
①高齢者の安心・安全な暮らし	
・単身世帯の支援について	
・「ハイリスクアプローチ」と「ポピュレーションアプローチ」	
・防犯対策	

・「マイナ保険証」の活用について	
(2) 学校教育	267
①「知る」よろこび「わかる」達成感	
②「ギガスクール構想」に基づく教育現場の現状と課題	
③地域との連携について	
(3) 地域資源の活用	272
①「空家等対策計画書」2年目の取組	
②官民連携の強化について	
③歴史的文化的資源の発掘と活用について	
散 会	277

第4日目 令和7年3月5日（水曜日）

議事日程第4号	282
開 議	284
会議録署名議員の指名	284
一般質問	284
志子田 吉 晃 議員（一問一答方式）	
(1) 予算編成の考え方	285
①予算の市民への関わり方	
②収支均衡予算の考え方と自主財源、依存財源	
③地方消費税交付金の使い道	
(2) 塩竈市の人口動態	293
①月次人口の推移	
(3) コロナワクチン接種事業	295
①事業の総括	
②健康被害者の救済	
(4) 門前町再生	297
①宮町庁舎跡地の活用	
(5) 公園の整備	298
①公園の整備の考え方	
②伊保石公園の整備方針	

(6) 未来のまちづくり	301
①都市マスタープラン見直し	
(7) 高齢者事業	303
①空き家対策	
②安否確認対策	
③健康補助対策	
柏 恵美子 議員（一問一答方式）	
(1) 防災・減災対策について	305
①建物被害への取組について	
②断水や下水等の対策について	
③避難対策について	
④外国人技能実習生について	
(2) 女性活躍推進について	317
①PMS（月経前症候群）について	
伊 勢 由 典 議員（一問一答方式）	
(1) 本庁舎建設凍結と今後について	321
①市民に対する説明責任と説明会の時期について	
②塩竈市広報での庁舎建設凍結についての掲載について	
(2) 本庁舎リニューアルについて	325
①庁舎の耐久度調査と合わせてリニューアル事業について	
②外付けエレベータ設置について	
③リニューアル事業と庁舎建設基金の活用について	
(3) 塩竈市立病院外来棟リニューアルと病棟のリニューアルについて	327
①外来病棟リニューアル化と外来患者様の受入れ体制について	
②入院病棟のリニューアルの時期について	
(4) （第8弾）割増商品券と商工業振興について	331
①塩竈市割増商品券アンケートの活かし方について	
②塩釜市商業協同組合のサクラスタンプ2月末終了と割増商品券事業と商工 業振興政策について	
③塩釜商工会議所令和7年度事業に関する要望書と塩竈市の回答について	
(5) 伊保石地域側溝整備と今後について	334

①現在の整備状況と伊保石地域未整備の対応について	
(6) 清水沢スポーツ公園西側歩道について	335
①西側のポプラ並木の根っこによる歩道の凸凹の解消について	
(7) NEWしおナビバスの今後について	336
①災害公営住宅（塩竈市清水沢東市営住宅）から望まれている土日の運行について	
土 見 大 介 議員（一問一答方式）	
(1) 不登校児童生徒への対応について	337
①全国的に不登校児童生徒が増加傾向にあり、特に小学校低学年の増加率が目立つが、本市の状況について伺う	
②上記の状況に鑑み、本市としては学校に通えない児童生徒に対してどのような対応をするのか。その方針について伺う	
③上記方針に沿って具体的にどのような政策を実施しているか。また今後行おうとしているのか伺う	
(2) 観光産業について	346
①本市には観光産業に活かせる資源が数多く存在するが、観光産業の経済効果は大きくない。塩竈市における観光産業の現在の位置付けと今後の方向性について伺う	
②本市の観光産業の位置付けに基づき、今後、どのような政策を実施していきたいか伺う	
散 会	353

第5日目 令和7年3月7日（金曜日）

議事日程第5号	358
開 議	360
会議録署名議員の指名	360
議案第16号ないし第32号（予算特別委員会委員長議案審査報告）	360
質 疑	364
討 論	364
小 高 洋 議員	364
佐 藤 公 男 議員	366

辻 畑 めぐみ 議員	367
鈴 木 新 一 議員	368
鈴 木 悦 代 議員	369
桑 原 成 典 議員	370
伊 勢 由 典 議員	371
菅 原 善 幸 議員	372
採 決	373
請願第2号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	374
質 疑	374
討 論	374
採 決	374
議員提出議案第1号	374
趣旨説明	375
質 疑	375
討 論	376
採 決	376
議員派遣の件	376
議員提出議案第2号	376
趣旨説明	377
質 疑	377
討 論	377
採 決	378
閉 会	378

令和 7 年 1 月 臨時会	1 月 31 日	開 会
	1 月 31 日	閉 会

令和 7 年 2 月 定例会	2 月 19 日	開 会
	3 月 7 日	閉 会

議案審議一覽表
議員提出議案

塩竈市議会 1 月臨時会議案審議一覧表				
付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第 1 号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	7. 1. 31
	議案第 2 号	令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	7. 1. 31

塩竈市議会 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	同 意	7. 2. 19
	議案第 3 号	ミナト塩竈まちづくり基金条例の一部を改正する条例	原案可決	7. 2. 19
	議案第 4 号	塩竈市公共施設等総合管理基金条例	原案可決	7. 2. 19
	議案第 5 号	塩竈市漁港整備基金条例を廃止する条例	原案可決	7. 2. 19
	議案第 6 号	令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第 7 号	令和 6 年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第 8 号	令和 6 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第 9 号	令和 6 年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第10号	令和 6 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第11号	令和 6 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第12号	令和 6 年度塩竈市下水道事業会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第13号	令和 6 年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第14号	令和 6 年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	7. 2. 19
	議案第15号	市道路線の認定について	原案可決	7. 2. 19
令和 7 年度 予 算 特 別 委 員 会	議案第16号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	7. 3. 7

塩 竈 市 議 会 2 月 定 例 会 議 案 審 議 一 覧 表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
令和 7 年 度 予 算 特 別 委 員 会	議案第17号	塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	7.3.7
	議案第18号	塩竈市営汽船事業条例及び塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例	原案可決	7.3.7
	議案第19号	塩竈市中小企業制度融資損失補償条例の一部を改正する条例	原案可決	7.3.7
	議案第20号	塩竈市手数料条例及び塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例	原案可決	7.3.7
	議案第21号	塩竈市上下水道事業経営審議会設置条例	原案可決	7.3.7
	議案第22号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	7.3.7
	議案第23号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	7.3.7
	議案第24号	令和 7 年度塩竈市一般会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第25号	令和 7 年度塩竈市交通事業特別会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第26号	令和 7 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第27号	令和 7 年度塩竈市魚市場事業特別会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第28号	令和 7 年度塩竈市介護保険事業特別会計予算	原案可決	7.3.7

塩 竈 市 議 会 2 月 定 例 会 議 案 審 議 一 覧 表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
令 和 7 年 度 予 算 特 別 委 員 会	議案第29号	令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業 特別会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第30号	令和7年度塩竈市下水道事業会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第31号	令和7年度塩竈市立病院事業会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第32号	令和7年度塩竈市水道事業会計予算	原案可決	7.3.7
	議案第33号	教育委員会の教育長の任命について	同 意	7.2.19
	議 員 提 出 議案第1号	市長の専決処分事項を指定することについて	原案可決	7.3.7
	議 員 提 出 議案第2号	物価の高騰に見合った年金額引き上げ を求める意見書	原案可決	7.3.7

塩 竈 市 議 会 2 月 定 例 会 請 願 審 議 一 覧 表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 2 号	令和 7 年度の年金改定では 物価の高騰に見合った年金 額引き上げを求める請願	7.2.12	民 生	原案可決	7.3.7

議員提出議案第1号

市長の専決処分事項を指定することについて

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年3月7日

提出者 塩竈市議会議員

佐藤 公男

鈴木 新一

小野 幸男

菅原 善幸

浅野 敏江

桑原 成典

柏 恵美子

西村 勝男

今野 恭一

志子田 吉晃

土見 大介

伊藤 博章

塩竈市議会議長 鎌田 礼二 殿

「別 紙」

市長の専決処分事項を指定することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

- １． 令和６年度塩竈市一般会計補正予算
- ２． 令和６年度塩竈市交通事業特別会計補正予算
- ３． 令和６年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- ４． 令和６年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算
- ５． 令和６年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- ６． 令和６年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- ７． 塩竈市市税条例等の一部を改正する条例
- ８． 塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例
- ９． 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 員 派 遣 の 件

令和7年3月7日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第161条の規定により、つぎのとおり議員を派遣する。

記

1. 宮城県市議会議長会 宮城県知事との意見交換会

- (1) 派遣目的 宮城県知事との意見交換会出席
- (2) 派遣場所 仙台市
- (3) 派遣期間 令和7年3月24日
- (4) 派遣議員 副議長 西村 勝男

2. 東北市議会議長会 定期総会

- (1) 派遣目的 第77回 東北市議会議長会 定期総会出席
- (2) 派遣場所 秋田県秋田市
- (3) 派遣期間 令和7年4月24～25日
- (4) 派遣議員 副議長 西村 勝男

議員提出議案第2号

物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年3月7日

提出者 塩竈市議会議員

佐藤 公 男

鈴木 新 一

小 野 幸 男

菅 原 善 幸

浅 野 敏 江

桑 原 成 典

柏 恵美子

西 村 勝 男

今 野 恭 一

志子田 吉 晃

伊 勢 由 典

鈴木 悦 代

辻 畑 めぐみ

小 高 洋

土 見 大 介

伊 藤 博 章

塩竈市議会議長 鎌田 礼二 殿

「別紙」

物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書

政府は令和 7 年度の公的年金額の改定について、前年度から 1.9 % の増額改定を行うと発表した。しかしながら、少子高齢化に対応する目的で設けられた年金額の伸びを抑制する仕組みである「マクロ経済スライド」の適用のため、原材料費の高騰や円安などに伴う物価変動率 2.7 % の増には届かないものであり、物価変動率との比較では 0.8 % の実質的な目減りが生じている。

子どもから高齢者まで、全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせる豊かな社会を構築するためのセーフティーネットとして、残された遺族、また老後や障がいの状況に至った際の生活基盤を担う公的年金制度の役割は重要と考える。

よって国におかれては、下記事項の施策を実施されるよう強く要望する。

記

1. 年金額改定にあたっては、物価上昇に見合った引き上げをされること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

塩竈市議会議長 鎌田 礼二

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
厚生労働大臣）

令和 7 年 1 月 臨時会	1 月 31 日	開 会
	1 月 31 日	閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

令和 7 年 1 月 31 日（金曜日）

塩竈市議会 1 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

令和7年1月31日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案第1号及び第2号

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第4

出席議員（18名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	10 番	今 野 恭 一 議員
11 番	志子田 吉 晃 議員	12 番	鎌 田 礼 二 議員
13 番	伊 勢 由 典 議員	14 番	鈴 木 悦 代 議員
15 番	辻 畑 めぐみ 議員	16 番	小 高 洋 議員
17 番	土 見 大 介 議員	18 番	伊 藤 博 章 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸太郎
技 監	鈴 木 昌 寿	総 務 部 長	本 多 裕 之
市民生活部長	高 橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清 文
産業建設部長	草 野 弘 一	上下水道部長	鈴 木 良 夫

市立病院事務部長	鈴木 康 弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数 馬	産業建設部 水産振興課長	平塚 博 之
総務部 政策課長	引地 洋 介	総務部 財政課長	佐藤 渉
市民生活部 税務課長	志野 英 朗	市民生活部 保険年金課長	石村 要
産業建設部 商工観光課長	横田 陽 子	総務部 総務人事課総務係長	石川 宏
教育委員会 教育長	黒田 賢 一	教育委員会 教育部長	末永 量 太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下 真 子	監査委員	菅原 靖 彦

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤 和 広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡 美	議事調査係主査	梅森 佑 介

午後 1 時 開議

○議長（鎌田礼二） 去る 1 月 24 日、告示招集になりました令和 7 年第 1 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 1 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影はあらかじめ許可をした報道機関を省いて禁止しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10 番今野恭一議員、11 番志子田吉晃議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鎌田礼二） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、1 日間と決定いたしました。

日程第 3 行政報告

○議長（鎌田礼二） 日程第 3、行政報告を議題といたします。

魚市場不適切取引に係る本市の対応について、当局より説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 1 月臨時会の貴重なお時間を割愛いただきまして、発言の機会を頂戴いた

しまして、誠に恐縮に存じます。

私からは、地方卸売市場塩竈市魚市場の不適切取引に係る本市の対応について、ご報告をさせていただきます。

初めに、これまでの経過について申し上げます。

一昨年10月に、本市魚市場において、不適切な取引が行われているとの匿名の通報が、宮城県及び本市に寄せられたことから、宮城県と連携し、調査を行ってまいりました。その結果、問屋と卸売業者による不適切な取引が明らかとなり、市場開設者である本市が、宮城県から、本年1月10日付で、卸売市場法に基づく措置命令を受けるに至ったところでございます。

次に、不適切な取引の概要と市の総括について申し上げます。

まず、不適切な取引については、架空会社名義を使用した仕切り書の手換え及び市への水揚げ数量・金額の一部未報告に伴う魚市場施設使用料の未払いとなります。

また、市としての総括について申し上げますと、卸売業者については、一連の不適切取引行為の結果として、令和2年10月21日から、令和5年3月31日の期間において、虚偽の報告を市に行い、支払うべき魚市場施設使用料79万9,204円の支払いを逃れたことが、塩竈市地方卸売市場条例第7条第1項に違反する行為であり、同条例第14条に基づく行政処分の対象に該当すると判断したところでございます。

関係した問屋については、一連の不適切取引行為を行ったことが、塩竈市地方卸売市場業務規則第48条の必要な改善措置を取るべき旨の申入れの対象となるものと判断したところでございます。

次に、これらを踏まえまして、行政処分といたしましては、去る1月23日に、卸売業者でございます、みなと塩釜魚市場株式会社に対しまして、塩竈市地方卸売市場条例第14条に基づき、本年2月22日から、当該市場荷さばき所及び附帯施設の使用許可を1か月停止すること及び是正措置といたしまして、報告数字の訂正、未払いの魚市場施設使用料の早急な支払い、再発防止策の確実な履行を申し渡したところでございます。

また、問屋に対しまして、同日、塩竈市地方卸売市場業務規則第48条に基づき、市場業務の適切かつ健全な運営確保のため業務に関し必要な改善措置を取るべき旨の申入れを行ったところであります。

最後に、本市が市場開設者として講じます再発防止策等について申し上げます。

まず、違反期間に担当部署に所属していた管理・監督職の市職員に対する厳重注意処分を行

うとともに、開設者の指導権限の強化や処罰などを厳格化するための業務規則の改正、監視体制の強化、さらには、卸売業者・問屋が講ずる再発防止策の確実な履行の確認と指導・助言等を行うこととした次第でございます。

以上が、本件の概要と市としての対応となりますが、卸売業者に対し、魚市場施設の使用許可を1か月停止する行政処分については、非常に重い内容であり、買受人や出荷・輸送に関わる皆様、仲卸市場やすし店の皆様など、広範囲に大きな影響を及ぼすものと認識いたしております。しかしながら、市場内での不適切な取引については、毅然とした厳正な処分を行わざるを得ないところであり、市長として、また、市場の開設者として、まさに断腸の思いをもって決断をさせていただいたものでありますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

今後は、1か月の市場休止期間の影響をなるべく抑えられるよう、原因者であります卸売業者に強く要請しておりますが、市としても、最大限何ができるかを考えてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（鎌田礼二） では、これより質疑を行います。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） ただいま、佐藤市長から、行政報告について説明がございました。この件は、実は過般、6月定例会に、令和6年の6月定例会に、新聞報道があつて、本件について、行政報告にて質疑をしたというのが昨年の6月定例会の冒頭でのくだりだったと思います。当時の新聞報道を踏まえながら、どういうことでの対処をするのかということで、関係する部長から宮城県への調査報告書を提出、それに対する決定がなされていないと、再調査の可能性も否めないと、調査中と認識しているということと、塩竈市魚市場は卸売法に宮城県から認定を受けていると、そして、卸売市場法に照らして報告書の精査をし、塩竈市に改善を命ずる、塩竈市は卸売市場条例と規則に基づいて対応、監督処分に基づく、こういう行政報告があつたと記憶をしております。

そこで、何点かお尋ねをしたいと思います。

一つは、過般、この問題についての記者会見がございましたし、今日、公式にはこの本会議場での様々な説明がございました。そこで、改めて、1点目は、塩竈市の地方卸売市場条例の第14条、これは監督処分という項目になっているようです。監督処分の、例えば、定めとしては、（1）6か月以内の期間を定めてと、あるいは第4条において、（1）からないし

(2)、(3) で6か月以内の許可の停止と定めてありますが、今回1か月に短縮したといえますか、6か月ではなくて1か月ということでの、言わば行政処分を下した理由について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 今回、処分に対して1か月とした理由ということですが、けれども、実は、過去にも今回同様な案件がございました。議員は多分知っているかと思うんですけれども、平成15年にも同様な案件がございまして、そのときは1日の取引の不適切な取引があったと。金額に対して百数十万円程度というところの改ざんがありまして、そのときの結果としては、10日間の使用停止を行っておるという状況でございます。

今回につきましては、その不適切な取引の期間が、平成24年から令和5年3月までという長期間にわたる状況があったということと、金額においても2億1,300万円を超える不適切な取引だったと。あわせまして、今回、水揚げの数量・金額が、未報告によります魚市場施設使用料を免れたというところを踏まえますと、もう少し本当は長期間になってもよかったという比例原則にはあるんですけれども、やはり市場流通の影響を踏まえると、今回1か月としたというところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

それで、言ってみれば、我が市場の取引について、できるだけ極力言えば、被害を抑えていこうという、こういう対処や配慮も含めた1か月間だったと思うんですね。その上で、市長も1月23日の日に、緊急の記者会見というものを開いて、プレス発表をして、緊急の記者会見の、恐らくこの行政報告と同様の報告をされたと思いますが、その報道に関して、我々は記事しか読んでいないので、記者とのやり取りについて、どのような形で進めていったのか、また、翌日の報道等について、どのように受け止めているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 記者会見の中身につきましては、今、議会の皆様方にご説明をさせていただいた中身と、ほぼ同じと受け取っていただいて結構だと思っております。ただ、報道各社が、それぞれ記者の皆様方の取材の感想とか、その背景にあるものとか、いろいろそれで多

少認識の伝わり方が違う経過があったのではないかと、各社の報道を見させていただいて感じてございます。

記者会見では、発表させていただいてから、それぞれの記者の皆様方からのやり取り含めて、約1時間近くだったでしょうか、ご質問に受け答えをさせていただいて、お答えをさせていただいたというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

次に、3点目の質問として、今回の不適切取引での、マグロも含めて、関連する業種はかなり多大かなと思うんですが、その辺の業種の影響、恐らくは記者会見以降、様々な市長も関係する機関かな、そういうところに赴いて様々な対応をされているというのは、ちょっと聞いていたので、記者会見以降のこういった業種の影響について、どこまでつかんでいるのか、その辺も含めて、影響等について、どのような形で。例えば、マグロの水揚げ、そのほか、1か月間停止ですから、そういうことも含めて、影響等について、何か適切な対応等について、それについて、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足があれば担当課長からお答えをさせていただければと思っておりますが、私自身としては、当然、宮城県から、私ども塩竈市が開設者としてご指導、厳しいご指導をいただいたと、まずは受け止めてございます。ただ、この報道がなされてから、もう既に10か月以上経過をしてございまして、私どもとすれば、市場法の影響から、市に県からご指導いただくと、ずっとシミュレーションというか、いつ来ても対応でき得るようという事で、準備ではございませんけれども、想定はしてございました。

そういった中であって、今回、魚市場を1か月間ということになったときに、全く関係ない関連業者の人たちに対する影響は多大なものがあると、当然、認識をしてございます。例えば、仲卸市場のマグロの取り扱っている皆様方とか、今も、実はいろいろな違う解釈をされていて、仲卸市場のマグロの皆様方は関係ないのに、市場を閉じるということで、魚市場を閉じるのと同じように間違われて、苦情の電話だったり、問合せの電話だったりということで、もう今時点でも多大なる影響を受けているという報告は受けてございます。また、物流にしても、1か月期間、例えば、荷役の方々にも、当然、影響が出ますので、そういった方々にという対処もやれることはないかと考えておりますが、一義的には、塩竈市魚市場、み

なと塩釜魚市場株式会社が、責任を持って、今回のこのような事例を犯してしまったわけですから、その責任は、やはり第一義的には、みなと塩釜魚市場株式会社が責任を取るべきだ認識していますが、ただ、関係ない皆様方が数多くいらっしゃって、その皆様方の影響を少しでも改善するための、影響を受けないようにするための動きとしては、私どもで考えられ得るところにお顔出しをさせていただきながら、今回の状況についてご説明をし、また、ご協力もいただこうと考えてございます。

分かりやすく言えば、すし屋さんがネタを仕入れられるかどうか、これは、今の全国の物流を見れば、ネタがなくなるということはないと思いますが、いろいろな影響が出るだろうとも想定してございますので、そういったところの関係各所にご協力をお願いという形で、少しでも被害を減らすための回り方というのは、今も継続して行わせていただいているということでございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そういう卸関係も含めて、多大な影響があつてという話でございます。

そこで、この関係に関して言うと、記者会見以降、様々な対応はされていると思いますが、正確な塩竈市としての情報発信が、やっぱり鍵だと思うんですね。市長が今まで記者会見して、いろいろやり取りして、報道もあつてということですが、そういうことも含めて、今日、議会にこういう形で行政報告があつて、今後を考えた場合、やはり様々な情報発信は必要だろうと。臨時の記者会見も、それも一つだったと思うんですが、適切なそういった情報発信の仕方について、何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先ほどもちょっと言葉の中で申し上げたと思いますが、一義的には、みなと塩釜魚市場株式会社が責任を持って、当事者として市民の方や関係する皆様方にご説明をするのが筋だろうと思ってございます。私どもは、今、ご説明させていただいた中身の中で言えば、宮城県から、開設者としてしっかりと指導しなさいということで、厳しい措置を受けているということになりますので、私どもも、そういった意味では関係職員を処分させていただきましたので、ある意味では、一部分的には当事者になるんだろうとも、反省もしなければいけませんし、また、先ほど説明させていただいた、使っているにもかかわらず、虚偽の報告をして、その支払いを逃れたと、こういったことについての責任を、みなと塩釜魚市場株式会社にはしっかりと果たしていただくということに、今の時点では尽きるだろう

と。

ですから、情報発信についても、役所として、今、申し上げた以上のことをお伝えすることが適切ではないと考えてございます。だから、議会の皆様方に発信した以上のことを、直接の当事者じゃない我々がお伝えをさせていただくというのは、やはりそれには、ちょっと無理があるだろうと認識してございますので、そういった責任は、やはりみなと塩釜魚市場株式会社でしっかりと果たしていただきたいというのが市の考え方ということになります。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そういうことでの対処、行政処分ということですね。分かりました。

もう一つは、塩竈ですと、他県からの漁船が結構来て、マグロ、あるいはそのほかの魚種についての水揚げ等々やられていて、今後、今日は臨時会ですので、2月定例会も間近ということで、忙しい合間だとは思いますが、そういった漁協、他の県の漁協、あるいは漁船として誘致して、塩釜漁港に水揚げをしている、そういったところでの対処方については、どのような対応をされていこうとしているのか、その辺だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

確かに、議員おっしゃるのは、停止期間中以降、その後に船が戻ってきていただけるかという視点からの、多分ご心配だと思います。

我々も市長から指示をいただいております、漁船誘致に向けた考え方を、今、整理しておりますんですけれども、今般の件に関しましては、背景として、そもそも漁船からの依頼があったということもありますので、やはりちょっと慎重に対応を取らざるを得ないと考えてございます。ただ、その中でも、我々も関係者からもお話を伺いたいと思っておりますけれども、漁協さんに伺う前に、漁協が、例えば、所属する自治体の首長に、私ども開設者が赴いて状況の説明なりというのが、まず第一に必要ではないかということで、今、市長指示に基づきまして、そちらの計画を練っているというところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 首長さんのところに赴くというのは、これは当然だと思いますので、いろいろスピーディーな対応を、ぜひよろしくお願いします。

それで、令和2年以降の様々な取扱いについて、報告されていない案件があるんですが、そ

うしますと、もう一つ私の問題意識として、こういった塩竈市の統計書というのがございますね。これは、やっぱり私たちは、公式的にはこの統計書そのものを見ながら、塩竈市の様々な行政なり、あるいは産業なり、いろいろ推察するわけですが、例えば、塩竈市統計書、令和4年度でのこういったものがございしますが、そうすると、その水揚げの数量が、当然、変わるわけですね。今まで私は正確なものと捉えてきたんですけども、こういったものについての編さんというかな、書換えというか、誤った部分についての訂正というのは、どういう形で進めようとしているか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 今回、数値の訂正ということなんですけれども、今回の処分に合わせて、是正措置ということで、数値・金額の訂正を依頼している状況でございますので、それを踏まえて、今回、卸で新たな魚種・漁業種別全部の数量・金額を正しいものに直していただいて、それで訂正をするという形になりますので、それが出てきたら、皆様にご報告させていただければと思います。

以上です。（「了解しました。終わります」の声あり）

○議長（鎌田礼二） これで、伊勢由典議員の質疑を終了いたします。

ほか、ございますか。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋） それでは、ちょっと伊勢議員と引き続きまして、何点かお伺いしたいと思います。それで、重複する点等あるかも分かりませんが、そのあたりちょっとご容赦いただきながら、何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

それで、先ほど市長からも直接ご報告をいただきまして、その中で、特に流通に関する影響の部分ですとか、そういったところについても、ご報告をいただいたところであります。それで、先ほどお話の中にございました、報道の中身等々踏まえて、いろいろな誤解も生まれている状況があったということでもご報告あったかと思うんですが、流通の仕組みがこう複雑ということもある中で、今回の事案に対して、水産品の流通というのがどう変化するのかといったところが、やはりなかなか理解し難いというか、しにくいというか、そういった側面のある事案なのかと捉えております。

それで、報告の中では、行政処分の内容としては、一つには、荷さばき所及び附帯施設の使用許可の1か月の停止と、こういった形で処分ということがなされるわけでありますけれども、この処分というものの、この中身が、流通に際して、具体的にはどのように影響を及ぼす

のかと。具体的には、どこが、どのようになって、こういう影響があるんだよ、そのあたりがきちんと伝わらないと、なかなか誤解というものも落ち着いていかないのかなと思いましたので、ちょっとその点、分かりやすくご説明いただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

まず、今回の1か月の市場の停止によりまして、それによる影響額というのは、我々は、これまでの過去3か年間ぐらいの水揚げ平均ですと、大体5億円ぐらいと想定してございます。これは、市場の年間水揚げが約100億円ぐらいでございますので、5%ぐらいの水揚げの減という、まず、影響がなるというのが前提でございます。

先ほど、市長のお話ありましたとおり、魚市場は裾野が非常に広い業種でございまして、卸売業者をピラミッドの頂点に例えますと、その下に買受人の皆さん、それから、出荷・運輸の皆さん、そして、飲食店・小売・仲卸の皆さんとなりますし、あとは、一方では、船にまつわる皆さん、例えば、給油したり、仕込みをしたりといった方々にも影響が及ぶと考えてございます。

全体的な数字に置き換えるのは、ちょっとなかなか難しいと思うんですけれども、本市の流通のマグロが5%減するという形になりますので、市場にまつわる皆さんのご商売にも、大体すべからく5%程度のマイナスの影響が生じるのではないかと、担当では考えているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高 洋議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。要は、市場、卸売というところがあって、そこに付随して商売されている方、たくさんおられるわけですから、そういったところにつながる部分の流通というものも含めて、大きな影響があるということで理解をしたところであります。

それで、先ほど、伊勢議員からも、情報発信の在り方ということで、一義的にはみなと塩釜魚市場株式会社、確かにそのとおりだろうと思うわけでありましてけれども、一方で、本市の水産業界全体、本市産業の全体を踏まえたときに、こうした様々な情報発信、こうしたものを、どこがやるかということはあるんですけれども、開設者として何がしかのものを考えていくという必要もあるのかなと。恐らく伊勢議員も、そういった趣旨で、ご質疑・ご発言なさったのかなと思っております。

そういった点で、先ほど、実際は関係ないということで、仲卸さんにも苦情の電話が来ているということでのお話も、先ほど、市長からありましたけれども、実際、私どもも聞き取りさせていただく中で、非常に何分に1回とか、そういった単位で電話があったこともお聞きをしましたし、一方で、団体のお客さんというんですかね、観光客の団体のお客さんみたいなところから、キャンセルに近いお電話が入るときもあるとのお話もありましたので、そういった点で、誤解を招かないような情報発信といいますか、流通の仕組みがなかなか複雑な中で、そうした中でも、今回の事案がどういったもとで発生したのか、それに対する影響はどういったものがあるのか、そういった点については、開設者として何らかの発信も必要なのかなと、私としても考えているところであります。

そういったのと加えて、先ほど来、話題になっております関連事業者さんの方々、そういったところへの支援の在り方についてということで、確かに、一義的にはということで、おっしゃられるとおりでと思いますけれども、一方で、入ってこなくなるものをどのように確保していくのかと、そういった点で、行政としてできることもいろいろあるのかなとも思うんですが、そのあたり、ちょっとお考え等々あればお聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先ほど、ちょっとご質疑いただいた、どうやって魚が岩壁に揚がって、魚市場の中で競りをして、買参権を持つ皆様方、例えば、仲卸市場のマグロ屋さんとか、買参権持っている方が、あそこで競りを行って、落としたマグロを仲卸さんで売ったり、小売さんに売ったりしていると、簡単に言えばそういう仕組みになります。それが、岩壁に直接船が着けられなくて、競りをする場に魚を置けないと。簡単に言うと、今回の措置というのは、1か月間それができないということになります。

ですから、私どもが、今、最優先に対応させていただいているのは、塩竈市魚市場にしか買参権を持っていない皆様方が、結局、1か月間、マグロの取引ができないと。簡単に言うとそういう状況になります。ですから、そういった皆様方に、どのような形で商売を続けていただけるかということを最優先に、まずは考えなきゃいけないだろうと思っています。

ですから、本来、市場にマグロが揚がれば、ご承知のとおり、氷だったり、箱の木枠だったり、それを発送する物流の皆様方だったり、そういった方々が、1か月間、直接的に影響を受けるし、先ほど申し上げた、マグロをなりわいとしている皆様方も、当然、塩竈の魚市場、塩竈産の魚市場を、約1か月間、取り扱えないということになります。簡単に言えば、

仙台市場に買参権があれば、仙台市場でマグロは買うことができます。また、直接、それぞれのルートがあれば、商社さんもいっぱいありますから、マグロとしては、そこから購入することも可能だろうと。

私どもが最優先にやらなければいけないのは、そういった関係のない皆様方が、影響を少しでも受けないように、なりわいとなるマグロ自体が手に入らないということにならないように、簡単に言えば、私どもは関係各所に協力依頼をして動いているということになります。

ですから、情報発信ということも申し上げますけれども、簡単に言えば、先ほど申し上げた仲卸も、風評被害ということにもつながりかねない事態にもなっておりますので、それは、私どもとしても真摯に受け止めながら、あまりに誤解を招くような発信の仕方は慎むべきだろうという考え方も、市役所の中で行わせていただいているということになりますので、当事者である、まずは、卸売機関としてのみなと塩釜魚市場株式会社が、今回の事案に対して、まずは、一義的にしっかりとした説明責任を果たすべきだろうと。また、今回のこの事案に対して、真摯に向き合って、私どもに支払いもしていないということもあるし、数字の変化についても、求める資料については早急に出していただきたいと。それと同時に、二度と起きないための次の策をしっかりと、民間会社になりますので、株式会社ですから、取締役会とか株主さんがいらっしゃるわけですから、その中でしっかりと反省をしつつ、二度と起こさないような仕組みをつくって、私どもにも、やっぱりしっかりと説明をしていただきたいと。それが第一義ということで申し上げておりますので、その推移を今は見守っているというか、見ているということで、ご理解いただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございました。

例の事案といいますか、その後も、市長におかれましても、様々なところに足も運んでいただいていることではお聞きをしておりました。そういった点では、そういった様々な取組について、引き続きということと加えまして、例えばですが、当面の運転資金という関係では、金融機関への働きかけ等々も必要なのかなと、いろいろ考えておりましたけれども、そのあたり含めて、ひとつお願いをしておきたいと思っております。

それで、最後に、今後の本市の水産品に対する信頼といったものを、どのようにある意味では回復していくかということについても、やっぱり一定の検討が必要なのかなと思っております、仮に買参権の話で言えば、よそからマグロを持ってきて、当面それを売ることが

できるとはなるのかも分かりませんが、塩竈としてのマグロという位置づけを、どのように今後考えていくのかというあたりについては、やはりこれは一定の検討があつてしかるべきかなとも思いますが、そのあたり、現時点でなかなか難しい問いかなとも思いますが、そのあたり、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

なかなか難しい答えになるかと思うんですが、まずは、今回の事案について、きっちりと関係者の皆様に納得し得る結末を迎えられるように、原因者並びに市としても頑張っていくということと、あとは、市場運営の信頼回復については、やはり愚直に、命がけで取ってきたお魚を、少しでも高く買い支える、そういった真摯な態度が求められると思いますので、そういったものを、業界の皆様と話し合いながら、見いだしていきたいと思っております。

以上です。（「分かりました。以上でございます」の声あり）

○議長（鎌田礼二） これで、小高 洋議員の質疑は終了しました。

ほか、ございますか。17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも何点かだけ、重複を避けて質疑させていただきたいと思えます。

先ほど、2名の議員からの質疑の内容の中で、こういう処分になった経緯とか、あとは、関連事業者さんたちへのフォローの部分、お伺いすることができましたので、それ以外の部分でちょっと聞いていきたいんですけれども、資料を拝見すると、5番、塩竈市（市場開設者）が講じる再発防止策等というところの中で、一番冒頭に、違反期間に担当部署に所属していた市職員に対する厳重注意処分というのがあります。このところで少し伺いたいんですけれども、実際、この市職員の行動にどのような落ち度があつて、こういう処分、厳重注意という形の処分になったのか。業務内容に至らぬ点があつたのかもしれませんが、そのあたりをどう評価してといいますか、図った上でこういう処分になったのか、まず伺いたいと思えます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回の事案に関しましては、やはり私どもとして、市場の開設者という立場がございます。市場の開設者としては、その前にですけれども、我々としても重大な過失があつたということではありませんが、やはり市場の開設者としての監督責任という

ころがかなり問われておりまして、それを直接所管しております、例えば、水産担当の課長、あるいは魚市場の管理事務所の所長等については、一定の処分を下したという中身になっております。

○議長（鎌田礼二） 土見大介議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そのような形になるかと思います。

あとは、実はご説明の中でも、過去にも同様に、同じような事案がありましたよというご説明をいただきました。その際も、多分、再発防止策というのは講じられたかなと思うんですけども、今回も規則の改正ということで、指導権限の強化であったり、罰則等の厳格化であったりということで、新たに対策が取られると思うんですが、前回、対策を講じたと思うんですけども、それでも、今回の事案が発生してしまった。そのあたりの分析というのはどのようにされているのか伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 確かに、前回で同じような案件があつて、当然、そのときも職員が処分されている、嚴重注意処分というところで、あと、開設者に対しても10日間。その段階では、その当時は、県が認定権者でありまして、県が本当は処分するということもありましたけれども、やっぱり開設者の監督責任というところで、罰則を規定する条例改正もしたというところがあります。ただ、今回、水揚げ統計が、我々としても正しく報告されていると認識している部分がありましたので、この状況をやはりしっかりと、監督者として、どのような状況で間違いなく水揚げが、統計が、数値が、正しくこちらに提出されるかというところが、一番の今回の問題だと思いますので、そこをしっかりと、今回、例えば、卸さんが当初作る売上げ伝票だったり、仕切り書を、今回、水揚げの報告に対してつけていただくようにするとかというところの、しっかりした部分も、今回、入れ込んで、ダブルチェック、トリプルチェックしながら、今回、このような事案が今後発生しないような対策を取っている状況ですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

市長もおっしゃっていたように、一義的には、やはりみなと塩釜魚市場株式会社が責任を負わなきゃいけないことなんですけれども、関連事業者さんとかに影響が非常に大きいもので

あります。もし塩竈市の開設者としての対策で、それが未然に防げるのであれば、それにこしたことはないので、ぜひ実効性の高い再発防止策というのを、しっかり実情とかを見ながら講じていただければと思います。

続いて、行政処分の内容について伺いたいと思います。

資料ですと、3番ですね。3番に行政処分の内容が書かれていると思いますが、施設の使用許可の1か月停止ということで、ご説明いただいているように、非常にこの事業者さんだけじゃなくて、関連業者さん、もしくは塩竈全体に非常に影響の大きいものであります。過去にも同様の事案があった中で、条例も改正されて、罰則も多分厳しくなってきた経緯はあるかと思うんですけれども、今回、それからの変化と、その頃からの変化として、卸売の機関が一本化されたということもあり、今回、利用停止1か月というものは、それこそ裾野の広いこの水産業において、まさに大きなボトルネックになりますよね。ここを閉めてしまうことで、関連業者への影響も大きいと。

そうすると、ご説明もあったように、あまりにも期間を長くすることも、影響を鑑みたらできないと。罰則が厳格化できないし、さらには関連業者さんへのフォローも発生してくるということで、この処分の方法、もう少し適切な方法はなかったのか。要するに、処分されるべき事業者さんにだけ効果を発揮するような処分の方法というのが、あったのかな、なかったのかなと。条例にこう書いてあるので、そのままだとは思いますが、今後の課題として、この処分の仕方というものは、どういうものが本来適切であったのか、どういうものを検討していかなきゃいけないのか、その点、もしお考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

議員からの質疑にありましており、今回は、行政処分、条例に基づく監督処分の中の行政処分ということで、あらかじめ与えていた使用許可を停止するという形の処分を取った、つまり現行条例に基づいて処分したということになります。ご指摘のとおり、影響範囲が広がってしまうという、やっぱりデメリットがあるということです。

例えば、卸売業者さんに限定した処分なり罰則ということを考えますと、方法論として、適切かどうかは分かりませんが、例えば、罰則の中に罰金みたいなものを入れるという形です。ただ、そうすると、市場の条例というのは、適正な運営を目的に設置してございま

すので、そのペナルティーとして、金銭的な制裁というんですかね、そういったものを課すことが適切かどうかという、やっぱり議論が残るかと思うんです。確かに法律の中では、100万円以下の罰金を定めることは可能なんですけれども、あと、その際には警察当局との協議も必要になりまして、相当な法理論、あるいは合理性が求められますので、非常にハードルは高いのではないかと思います。

なお、他市の市場条例を見ますと、やはりどこも使用停止処分というのに限定されている状況もございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 土見議員にも、ぜひご理解いただきたい点を申し上げます。

今回の事案に対して、処分ということでご理解をいただいている部分があるかと思いますが、実は、私ども、その先考えてございます。全国、もしくはほかの、物流で動いておりますので、世界も含めた中で、信頼回復が一番重要なんです。今回の事案だけで処分したというのは、私ども考えておりませんで、その先にどれだけ、少しでも早く、全国のほかの市場の皆さんや船主の方々に対して、塩竈市は厳正に処分をして、これからはしっかりと、簡単に言う対応させていただくと、そういう港になる、そこまで考えて、実は悩みに悩んで1か月ということをさせていただきました。

簡単に言います。なあなあにすることが、じゃあ決していいのかという判断も、当然、議論はしました。関連業者さんは関係ないのに影響を受けることについての、当然、けんけんがくがくの議論もさせていただきました。ただ、我々とすれば、開設者としての責任とすれば、県から我々が措置命令を受けたと、指導を受けたということでございます。それに伴って、市としての責任は信頼回復、これが非常に重要で、今回の責任の取り方いかんで、塩竈市は、卸売市場に対して、どういう向き合い方をしているんだと。これは、昔からのいろいろな慣例とかもあろうかと思います。塩竈はやっぱりマグロにプライドを持っていますから、その歴史の中で、今の塩竈の水産というものが築かれてきた。そのことも踏まえた上で、いい部分と、やはり反省しながら改善していく部分と、それをしっかりと考えた上で下した判断であると。ですから、やっぱりこれから先を、どのような形で塩竈市の市場の信頼回復に向けた取組に取り組んでいけるのか、これも実は大きな柱の一つとして考えてございますので、何本かの柱がある中の一つに、やっぱり処分の在り方だったり、関係する皆様方に対する、

少しでも被害の軽減というもの、そしてまた、その次の段階にある市場の回復、信頼回復、それに向かってどのような動き方をしていくか、実はこういった複数の柱の上に立って判断をさせていただいたということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） もちろん市長の今回のご決断は、非常に重いものだということは重々承知しております。だからこそ、先ほど、仲卸機関の一本化も含めて、状況変わっていく中で、じゃあどういふ処分ができるのか、それに付随するほかへの影響というのをいかに最小限に抑えられるのかというところも、常に検討しながら行っていないと、様々な仕事が、余計にこの処分をすることによって増えてしまうということもありますので、ぜひそこは、条例の改正も含めてご検討いただいて、一番は起こらないことがいいんですけども、起こった場合のフォローの仕方というのも、しっかりと条例を改正するなりして、検討を行っていただきたいと思ひまして、私からの質疑、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鎌田礼二） これで、土見大介議員の質疑は終了いたしました。

ほか、ございますか。1番志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝） かいしんの志賀でございます。

私からも何点か確認をさせてください。

先ほど、担当部署からの説明で、今回の処分、使用停止期間の1か月を決めた基になる考え方というところで、同様の案件が以前ありましたというところなんですけれども、同様の案件の、案件の中身というところに関して、もうちょっと詳しくご説明していただくことは可能でしょうか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 具体的な内容というところですけども、平成15年に、その当時ですと問屋さんですかね、問屋さんが、仕切り書を改ざんしてくれというところを卸売機関に言って、その分、先ほど言った百数十万円を報告から除外しているというところがあったというところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝） そうすると、今回、同様だというところが、問屋さんが仕切り書を卸と一

緒に改ざんをして、水揚げ金額の報告を行ったというところが、同様に値するというところ
でよろしいですか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） そのとおりでございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝） そうしますと、問屋さんに対する処分というところについてなんですが、
今回、卸に対しては、塩竈市地方卸売市場条例の第14条に基づく処分と、問屋さんに対して
は、同第48条に基づく処置というところで分かれているんですが、こちらの内容、分かれて
いる理由と、あとそれぞれの条例の適用の内容をちょっとお知らせください。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 卸売機関と問屋さんが分かれている理由というところ
でございます。

卸売機関に関しては、先ほど申しましたとおり、今回の使用料の未報告が条例の第7条に違
反しているというところで、今回、監督処分をさせていただいたというところございま
す。

今回、問屋さんにつきましては、漁船からの依頼に基づいて、卸売に対して改ざんの依頼を
して、その改ざんした金額を水揚げ漁船に渡していたというところなんですけれども、今回、
その流れに関して、条例に当てはまる違反項目がございません。というところで、今回、処
分の形にはなっていないんですけれども、やはり不適切な取引というところに関わっている
状況はございますので、規則の第48条に基づく、今回、改善措置の申入れをしたというこ
ろでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうしますと、取りあえず問屋さんから発生した不適切な取引の依頼というものに対応した
卸売ですね、当然、卸売は行政から委託を受けて、委託ではないですね、許可を得て市場を
借りている部分があるんで、当然、処分が重いというところに関しては、理解はできるとこ
ろではあるんですが。ただ、私がちょっと気になっているのは、それぞれ処分の内容につい
てなんですが、問屋に対しては、再発防止の確実な履行及び取組結果、改善点の報告という

ところが処分の内容になっております。恐らく、これは、この改善をちゃんとしていけば、そこで処分を終わるという考え方だとは思うんですけれども。では、一方、2月22日から処分が、要するに停止期間が始まりましたと。その間に塩竈市が、管理者が思う再発防止策であつたりだとか、そういう今後の体制とかを含めた改善策がしっかり出来上がった場合というのは、その期間の短縮という部分に関してはできないということなんでしょうか、できるということなんでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 今回、監督処分として1か月というその処分の期間が、今後の再発防止等において、確実に履行すれば短くなるかという状況のお話かと思います。

今回、処分をするに当たって、行政手続法上、弁明の機会を卸売機関に求めています。それで、弁明書をこちらで頂いた中身として、見させていただいた状況を踏まえて、今回は、ちょっと処分を軽減するには至らなかったという状況がありましたので、今回、1か月という状況で行った状況ではあります。なので、その後の再発防止策というよりは、もう今まで長い間、去年の6月から報道があつて、それから、多分再発防止策はできた可能性はあるとは思うんですけれども、そのような状況もちよつとない中で、今回、県からの措置命令を受けた中で、それから、弁明の機会付与、そういう形で、弁明書を受けた内容を見させていただいた中で、ちょっと軽減に値する事象ではなかったところを鑑みて、今回、1か月という状況にしたというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうすると、弁明の機会というところが、一応みなと塩釜魚市場株式会社が、処分期間を行政が決める指標になる書類というんですかね、それを提出する最後の機会だったと。それに基づいて決定されたものについては、今後、変えることはない。そこは、例えば、今回の条例とかで、その規定みたいなところはうたわれているのか、うたわれていないのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） それに基づいて軽減するとか、そういう状況は、条例上には記載されてはおりません。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） そうしますと、今回の処分については、まず、開設者である塩竈市が、今までの起きた事例と、あと、今後の対策というところの話よりも、起きた事例と、弁明の機会であった弁明というところの中身を確認して、この処分が適切だと判断して実行していると。どこまでもその判断基準というのは、塩竈市にあるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大変難しい判断でもございましたけれども、最終的には首長である私が、開設者としての責任を果たすべく、1か月という期間を決めさせていただいたと。ただ、そこに至るまでに至っては、当然、県当局とも、今回の事案に対して、様々な資料も調査をさせていただいて、共有をさせていただいています。それに伴って、私どもに措置命令が来たということになります。

それと、私どもも市役所の中だけでやっているのではなくて、顧問弁護士もいらっしゃいます。市の条例と照らし合わせて、または、前例もありましたので、それとも照らし合わせて、どのぐらいが妥当かというご見解はいただきました。それも参考にさせていただきました。先例主義ではございませんけれども、一つの事例があるということは、それがやっぱり基準になる部分がございます。絶対ではございません。それを基準というか、一つの基本に、今回の事案、期間の長さといい、金額といい、そういったものを総合的に判断させていただきました。

ただ、私どもは県から処分を受けて、開設者としてみなと塩釜魚市場株式会社に弁明の機会を設けますので、それについて弁明書を出していただいたということになります。ある程度、その時点では、今回の1か月という中身については、ほぼもう固まっております。ただ、その弁明の中身によっては、今後、魚市場を運営していく民間会社として、一度失った信頼をそう簡単に回復するのは、やっぱり難しいと思います。責任の取り方だったり、今後の運営の仕方だったり、今回の事例に対してどのような対処、もしくは関係ない皆様方が被害を被るわけですから。これは一つ間違えると損害賠償になる可能性もあるんです。ですから、その辺も、我々としては、総合的に市役所内部で情報共有し、議論をし、シミュレーションをしながら考えさせていただいて、分かりやすく言う言葉がいいかどうか分かりませんが、これは全国の市場とか、関係する皆様方に対する影響力というか、信頼回復も含め

て、加味しながら、厳しくさせていただくことが、ある意味では優しさにもつながるのではないかと。

これは厳しい判断です。ですから、賛否両論あるのは当たり前だと認識してございますけれども、市役所の中では、いろいろなご意見ありましたけれども、最終的には、弁明書も読ませていただいて、このままいきましょうということになったと。

その弁明書の中身は、申し上げることはできませんので、あえて、あえてというか、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、そういった判断の中で、苦渋の、断腸の思いという言葉になりましたけれども、苦渋の判断をせざるを得なかったとご理解いただければありがたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

最後に、もう1点だけちょっと確認したいんですけれども、まず、処分の内容は分かりましたというところで、もともと開設者である塩竈市が持っていた指導とか監督とかという部分というのは、弁明の機会までの間に、何かしら明確な、こういう取組をしないと駄目だよみたいなところの改善命令というのは、今は仕事されているわけですね。処分が決定して、22日お休みになるまで、発覚してからここまでの間の状態というのは、改善されているんですか、それとも改善されていないままずっと動いているんですか。そこら辺ちょっと教えていただければ。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

まず、今回、不適切取引が行われた期限というのを、今回の資料にあるとおり特定してございますので、それ以降については、不適切取引は行われていないというのが我々の認識でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうすると、不適切取引と言われているものが、令和5年の3月までという、何か資料に見てとれたんですけれども、それ以降はないということで、そこに対して、何かしら指導というのは何もなかったんですかね。それとも、要するに弁明の機会というのがもし認められて

いて、それが不十分だったという話になってくると、不適切取引が是正されたというところが弁明書の中に入ってくるか、こないかというところの話は、どこでライン引くんですかね。弁明書を書く側からすると、何を弁明するというところまでの指導とかというところは、やっていない状態で弁明を受けたという形なんですかね。それとも、何かしら行政の指導があって、いやこういうところが悪かったよ、こういうところが悪かったよというのがあつての弁明書だったのかというところ、ちょっと中身が分からないんで、なおさらちょっと判断難しいところで、要するに、弁明書が今回の期間を決める何かしらの参考になったというところには変わらないと思うので、今回の件はあれなんですけれども、行政処分に対する弁明というのが、どの時点ですべきなのか、その期間とか、その弁明の内容というところが、ちゃんとみなと塩釜魚市場株式会社に意図として伝わっていたのかどうかということに関しては、何か情報共有したりとかということがあったのかどうか。

例えば、行政処分なので、弁明の機会を与えろといって、その答えを教えるわけにいかんから、それは弁明する側で考えるんだとかというところ、ちょっと何かもし、お答えできる範囲で構わないんで、あればちょっと教えてください。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、お答えします。

まず、先ほど来、議論になっております弁明の機会というのは、行政手続法という法律の中で決められておりまして、市として行政処分するときに、それが当事者には不利益な処分になります、すなわち。その場合には、一定程度の期間を与えて、弁明ですね、何でそんなことになってしまったのかというのを、答えていただくといういとまを与えることになっているんです。弁明の機会を付与するときには、これこれこういう事情があつて、これを市としてはこう判断したので、このくらいの処分を行いますというものはっきりして、これに対する弁明があつたら書類を出してくださいねという段取りになるんです。ですから、弁明書の書き方について、行政側が関与するというのは、まずあり得ないということが一つで、弁明書の中に、行政指導があつた、ないにかかわらず、御社としてはこういう対応を既に取っています、社会的責任、あるいはマスコミへの対応、このように果たしていますというのは、弁明書に書けるということですが、そこまで突っ込んだ、消極的な意見にとどまっていたというのが、私どもの判断になりますし、ただ、その後に、これも行政手続法になるんですが、もし市が下した行政処分に対して不服がある場合には、市に審査請求もできますし、あ

るいは市を告訴というんですかね、することもできますので、そういった手続については、まだ確保されているという形になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足させていただきます。

6月ですかね、新聞報道、ニュース報道で、魚市場の件が、また皆様方に知られた時期がございました。ああいうところがあつて、実は我々は、県からどういうことですかということだったり、中身についての資料集めとかを依頼されるんですね。そこを、求められるものを、当然、ご提供させていただくということになります。そこから、実は難しいといたらおかしいんですけれども、県から処分が来るかどうか分からないんです。市に対して。うわさでは来るんじゃないか来るんじゃないかと、多分、皆様方も耳になされた部分あるかと思いますが、私どもも、結果的に、今年の1月に入ってから来たということに相なります。ですから、6月からの、やっぱり魚市場とすれば、ご自分たちが市場としてやった事案について、改善の余地は相当あったでしょうということは、誰が聞いても同じだと思います。ただ、そこから先については、我々、来ないものに対して、例えば、相談されたとしても、なかなか来ないものについてご相談というのはないだろうし、あとは、6月にああやって報道されたときに、こういった案件について、じゃあどのような形で、市でアドバイスいただきたいとか、対応していただきたいと、今回の事案に対してというご相談があれば、それは、当然、親身に、言える部分と言えない部分、もしかしてあったかもしれませんが、対応はさせていただけたらという事です。

ですから、ぜひご理解いただきたいのは、私どもは、県から行政処分というか、来たのが1月です。ですから、それ来るまでは、来るか来ないか、当然、分からないという実情があったことだけは、ぜひ知っておいていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） すみません、ちゃんと理解いたしました。

私の質疑は以上で終わります。

○議長（鎌田礼二） これで、志賀 勝議員の質疑は終了いたしました。

そのほかございますか。伊藤博章議員。

○18番（伊藤博章） 私からも質疑をさせていただきます。

まず、資料の3番目、行政処分を決定するに当たっての当局内部での議論、先ほど、弁護士

の話聞いたとか、そういう話はあったんですが、具体的にはどういう根拠に基づいて、弁護士とも相談をして、この30日という決め方になったのか、この経緯が書かれていませんので、まず、その辺、ご説明をいただきたい。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 今回の事例について、県から、調査依頼が来て報告した内容、それを踏まえて、弁護士にも相談させていただいております。現状としては、やはり以前あった経緯が、やはり前例という状況がございますので、それを加味した中で、1か月の考え方が弁護士から示されたという状況がありますので、今回、1か月という状況にしたという経緯でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊藤博章議員。

○18番（伊藤博章） 先ほど、それで、行政手続法という、塩竈市には行政手続条例があるわけですが、ただ、そういう中で、他市、もしくは他の都道府県の事例を見ると、私はたまたま、今、東京都中央卸売市場条例を参考にさせていただいているんですが、手続条例だけではなくて、市場業務等に関わる行政処分要綱というのを定めています。これによって、明確に、どういうことが起きれば処分で、それは何日だよと。ただ、その一方で、処分はしなきゃいけないんです。それは当たり前のこと。処分が決まりました。決まった以降、1か月ぐらいの猶予があるわけですね。いろいろな手続等をしなきゃいけないんで。その間に、処分すべき法人なり個人が、損害賠償の請求なりなんなりに対して、ちゃんと支払ったとか、義務を果たしたとか、様々な形で改善が見られたということになると、処分はした、日数も決定したものの、具体的に、5日ずつを区切って、処分した日数を減らすことができる、または増やすことができると、具体的な手続が含まれています。

ただ、今回、塩竈市の場合、30日と決めること自体は、60日以内の処分をすることができるという中から、30日となったという説明でしたよね、今までは。だけれども、その一方で、事業者がこうやって反省をしていろいろやっていったときに、その日数を幾らでも減らす努力ができるのかということは、どこにも書いていないんですよ。書いていないものを事業者が努力するかといったら、しませんよ、だって。教えてもらわなきゃ。そういう答弁が今まで一切ないんですけれども、そういう事業者に対する説明なり、そういう働きかけというのは、事業者側に塩竈市側からもあったものなのか、または、事業者側から、そういうことを事前に、何か行政処分されそうなんだけれども、あるんだろうと、影響が大きいんで、何と

かそこは行政としても考えてほしいという相談があるんだと思うんですよ。実際、処分が通知された1月23日の前日に、22日に、市長のところに買受人の方の代表とかがいらして、要望書を出されたり、嘆願書が出たりということがあったかと思います。

今日、今の時間、2時から卸売機関、関係者を集めて、謝罪を含めてこれからのことを、多分、今、お話しなさっているんでしょう。そういうときに、やはり一定程度、処分としてはしますよ。だけれども、やっぱりこういうほかのところではしっかりとですよ、処分を解除したり、停止したり、減免したりという制度を設けている。それは、塩竈市にはなぜないんですか。なぜ先に参考となった過去の取引の不正があったときに、あのときは、たまたま卸売機関2社あったんで、具体的な影響というのはなかったんです。今回は1社になりました。行政指導が入った中で、1社にしようということで、1社にしたわけですね。行政目的もあったわけですから。そうすると、行政側も、こういう、絶対何も起こらないということはないわけですから、リスクマネジメントとしては、やっぱりこういう手続を一つ一つ丁寧につくっておくべきなんですよ。それは、行政側が判断をするときの材料、それから、罪を犯してしまった、不正をしてしまった方々も、どう努力すればいいのか、それを補うために、そういうことを明確にしておくべきだと思うんですけども、その辺、今までやってこなかったのはなぜですか。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

他市場の条例には、議員おっしゃるように、ネガティブリストというんですかね、こういった行為を行うと何か月といったものを、明確にしたというのは、私も見たことがございます。

本市に、じゃあなぜないのかというのは、多分、当時、先ほど、担当課長申し上げた平成15年の1件、この際には、明確な停止期間というのが条例上なかったんです。ですから、当時の市長含めて、庁内で議論して、10日間という設定をした。その後に、それでは不明確だろうということで、同年の9月の定例会に、当局側が条例改正を上げて、最長6か月という、誰が見ても分かるような形で期間を設定したというのにとどまったというのが、多分現状であって、議員ご指摘のようなネガティブリストの整理、あるいは諸手続等というところまで、多分検討が及ばなかったと思います。

私どもとしては、今のお話をお聞きしまして、一定程度こういったことが想定されるのであ

れば、条例、あるいは業務規則、こちらをやっぱり根底から見直す必要も、多分あるとは思っていますが、ただ、一義的には、やっぱりそういった不正を防止するということですね、まずは。そちらに、まず開設者としては力を注ぎますし、ただ、やっぱり市全体への影響が相当に及ぶということも踏まえて、条例の規定の在り方、こちらについてもちょっと平行して、今後、勉強させていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊藤議員。

○18番（伊藤博章） 多分、改正市場法が出たときに、塩竈市の開設者としての位置づけは相当重くなったんだと思います。ですから、今回は、市場法に基づいて、都道府県が措置命令を出したと。要は、措置命令は、さっき市長も説明しましたが、塩竈市に、こういうことが二度と起きないように改善勧告しなさい、改善するように指導しなさいということですよ。塩竈市はそれに基づいて、今回、処分を出したと、行政処分をしたということですよ。

さっきあった、行政手続条例に基づく事前の弁明の機会というのは、これは必ずあることなんです。だから、どっちかというのをちゃんと説明をしないと、今後の改善とか何かよりは、やっぱり、いや自分たちこういうわけで、実はこうだったんだと、この辺は分かってほしいという弁明になるんだと思うんですよ。だから、さっき議員からもお話あったように、どのような関わり方をしたんだと。確かに、手続条例上は、そこまで関わって駄目だとなっていますよ。だけれども、そこはやっぱり、ちゃんとこういうことは書くべきでしょうということ、事前に様式としてつくっておくことはできますよね。

私が思うのは、今後、この3ページの、資料3ページの5番の一番下、(4)にある、卸売業者・問屋が講じる再発防止策の確実な履行の確認と指導・助言とあります。これは行政指導に当たっていくんだと思います。行政指導をするということは、それに対して、事業者は、しっかり応えていくわけですよ、指導されれば。不服があれば、しなければもっと加算されるわけですから、処分が。ですよ。でも、指導するということは、そこには改善が、今後、図られて、市長がさっきおっしゃったとおり、ほかの魚市場なり、要は東京なり横浜なり、いろいろな市場ありますよね。そこに、ここから、塩竈から、要は港は漁資の物流拠点の入り口として塩竈市魚市場があるわけですから、そこから魚が行くわけです。そこに行って、そういうところへの信頼回復に努めなきゃいけないと言っているわけですよ。その信頼回復に努めて、理解をもらうところには、ちゃんとこういう行政処分の要綱というのが

あって、市場業務等に関わる行政処分要綱というのがあるんです。そういう同じものを持っていてですよ、もし持っていて、しっかりそれに基づいて処分をしたとなれば、説明もしやすいわけですよ。ですよ、同じ土壌にいるわけですから。そうであれば、そういったところも参考にしながら、今後、市長がおっしゃるとおり、市場としては、やっぱり公平で公正な市場、それで、漁資が入ったときには、今、生産者が大変苦しい、生産者が魚を取りにいても、こういう状況で魚も取りにくくなっている。それから、枠という形で、漁獲保全というものも出てきている。そういう厳しい状況の中でやっているわけですから、お互い法律なり条例を守りながらやっていくことは、そのとおりです。そういったことの土壌ができるように、改善、今からあと20日、10日、20日ぐらいか、実際、施行されるまでは20日ぐらいあるわけですが、その間に、塩竈市も納得するような形、または卸売機関に関わる事業者の方々も納得するような形で、改善計画が出された場合に、塩竈市はそのまま30日という執行をするんですか。それとも、そこには、何らかのやっぱり改善があれば、多分短縮してほしいという嘆願書が出た、要望もそういう形で出たでしょうから、そういったところにお応えするお気持ちなり考えがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 現時点で、考え、変更することはございません。そういったことも、現行の条例とかルールの中で、最終的に私どもも判断させていただいております。

市場の信頼とか、ある意味では、塩竈の魚市場に船が入らなくなることが一番まずいんです。これから先。こういうことを起こしてしまった。伊藤議員もよくご承知のとおり、もう平成24年から、架空の会社を使って、その売上げの一部を還元していたと。こういった事例は、実は、今日に至るまでの間に、塩竈だけじゃなくて、ほかの場所は申し上げられませんが、こういう近い事例が起きているんです。ですから、やっている方々が、そういった全国の事例で騒がれた地区もたくさん、たくさんはないかもしれませんが、ある中で、何でその時点で、例えば、見直すとか、相談をするとか、そういうことができなかったのか。やはり平成24年からの長い期間やり続けたことに対する責任は、やっぱり一定程度果たさざるを得ないだろうと。私どもに関しては、こういう処分の中身で、ルールにのっとって、現行の中で処分をさせていただいたということでございます。ですから、それを軽減するというのは、この期間、金額、様々な方々に対する影響、そういったものも踏まえて1か月と。これは、最終的には弁護士がどうのこうのではなくて、顧問弁護士からは、ルールに

のつとった形での処分の在り方、ルールの中で半年というのがありますけれども、さっき60日とおっしゃったので、半年です。その中で、実は適用できますというご意見はいただきましたが、そういった状況も全て勘案をしながら、最終的に市役所で1か月ということに決めさせていただいたので、やった事案に対しては、これはやっぱり責任を取っていただかないと。その後、船入んなくなったら終わっちゃうんです。終わっちゃうんです。ですから、今回、やってしまった事案については、しっかりと僕は責任を取っていただく中で、次の信頼回復に向けた取組なり。今回は、まずは、始まるまで2か月近くあるわけでございますから、しっかりと反省しながら、関係する業界の皆様方に、やはりしっかりとおわびをする、説明をする、それは、みなと塩釜魚市場株式会社がやるべきことだろうと。

そして、私どもができるのは、一部責任があると申し上げましたけれども、主体的に動くというよりは、関係する影響のない方々に対する影響を最小限に抑える努力は、これは当然し続けなきゃいけないと。

ですから、まずは、今日、説明会あるということを、今、伊藤議員おっしゃったと思いますけれども、関係する皆様方に、しっかりと今回の事例・事案についてご説明をしながら、どういう形で影響を少しでも軽減するための自助努力をするか、そしてまた、こんなことが二度と起きないようにするための改善策をどう示していくかが、まずは市場として一番大切なことではないのかと認識してございますので、今の時点で、どういう改正があったとしても、この1か月を変えることはないということだけは、はっきり申し上げます。

○議長（鎌田礼二） 伊藤議員。

○18番（伊藤博章） 多分、水産の関係の事業者の方々がお考えになっているのは、30日間の使用停止、行政処分が執行されたら、残念ながら、1回漁船を断ってしまったら、なかなかもう一回呼ぶのは難しいだろうということをおっしゃっているわけですね。それで、できれば、短くしてもらえれば、その影響も少なくて済むと。また、漁船事業者にも、おわびをしながら、そういうお願いもできるということをおっしゃっているんだと、私は聞いてはいるんですけれども、そういうところで、しっかりとやっぱりコミュニケーションを取りながら折り合いつけていくのがいいんじゃないですかね。

残念ながら、塩竈市が漁船を責任を持って呼ぶというんだったら別ですけども、沖縄の漁船が来たようですけども、それから何回入港されたのか、私分かりませんけれども、沖縄の漁船が1回入られたんでしょうね。市長が何か漁船誘致に行かれて。でも、その漁船が、

その続き何回塩竈に入っていらっしゃるか分かりませんが、だから、市が責任を持って、開設者として、言わば漁船誘致、こういう形でやれよと言っていたら、水産関係者の皆様は、じゃあ30日処分を受けて、しっかりと反省をして、もう一回やり直しましょうという気持ちにもなるんじゃないんですか、安心して。そうしたら、それを一方的に、確かにやったことは悪いですよ。悪いですが、この魚市場が置かれている、ある意味ではもう過当競争よりひどい競争ですよ。そこに生き残っていかなきゃいけない状況もあるということ、やっぱりこれは、開設者である塩竈市も理解しながら、やはりもう少し、一回決めたから駄目なんではなくて、できることはできるわけですから、その辺もう一度、誰が来たら会わないとか会うとかじゃなくて、市長に会いたいといったらみんな会っていただいて、ぜひ話をかんかんがくがくやっていただいて、22日の執行日までには、もう少し水産関係の皆様が安心できる行政処分の姿を出していただけるように要望を申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田礼二） これで、伊藤博章議員の質疑は終了いたしました。

そのほかございますか。3番鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一） かいしんの鈴木新一です。

私からは1点、大きく聞きたいと思います。

5番目の再発防止ということで書かれておりましたが、一般企業であれば、非常に内部監査、外部監査という機能が、今やコンプライアンスということであります。やっぱりこの事案を確認すると、みなと塩釜魚市場株式会社がどれだけの企業で、どれだけの体質的に倫理感をもって作業をしていたかというのは存じ上げませんが、やはり定期的に、今の現状、これ正直言うと税法上にも関わってくる話ですし、いろいろな意味で、きちっとした規制をかけながら、正すところは正す、そして、単純な問屋の作業としての売上げとか、伝票操作というのは、もうやってはいけない現実でございます。その日に揚がったものはその日のデータで、その日の納品書を提出して添付するという一般的な業務でございますので、この辺を改めて、やはり市は委託して、問屋に任せているといったものの、結果的に、過去2回こういう事項が起きて、塩竈市として公表せざるを得ないという監督責任も当然ございますので、ここはやっぱり冷静に、他市、他県含めた中での企業との関係というのは必ずついて回ります。特にここは、塩竈の場合は港、水産が基幹産業ということもございますので、そう

いった企業コンプライアンス、要するに信用ですね。市長がおっしゃっているとおり、これは重要な案件です。もうはっきり言って、これに違反したら、1回やっただけでもう追放・抹殺というのは、業界では当たり前のことなんです。絶対再生できないぐらいのダメージが本来であります。でも、あまりそこで、今、言ったように、いろいろな弁明なりして、再生してもらって、このみなと塩釜を活気づけていただきたいというのは、私も個人的に思っておりますので、ぜひ改めてコンプライアンス、そして、どういう操作が適正で、どういうものが適正でないかというのを、お互いに、ここはもう駄目なんですよ、古い考えですよ、これはこういう提出方法では駄目なんですよとかというのを、ちゃんとお互いに勉強しながら、指導してもらったり外部指導なりをやって、研修会をしていただいたりして、再発防止ということが、これは大事なんじゃないかと私は思っています。

これからも続いていく産業ですので、やはり任せて安心だけじゃなくて、現在から、これから、今後、こういう管理体制、申請の仕方、決算報告の仕方とかというの、当然、ありますので、国税庁も入ってくる話ですので、きちんとした形で、今の現代の精算方法というのを指導していただければ、こういう間違いは少なくなるんじゃないかと思うんです。

もちろん、水産業、この市場だけではないです。委託している全てにおいて、そういうことが発生せざるを得なくなってくるので、やっぱり目を凝らしながら、現代のニーズに合わせたコンプライアンスを勉強していただいて、我々もちょっとずれていたら意見を言ったり相談したりするというものを持ちながらやったら、こういう事故が少なくなって、軽減できるんじゃないかと思っていましたので、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） ご提案ありがとうございます。

やはり第三者の目をというのは、当然、大事な事かと思っております。

今回、市の再発防止策の改善の一つとして、今まで卸に対して申入れしかできなかった部分がございます。やはりそれは、何々改善してねという申入れだけだったというところがある中で、今回、立入検査だったり、そういう措置命令もできるような、今回、規則の改正を行って、これじゃ駄目ですよというところを見ながら、やっていくことは、当然、やっていくことになると思います。

先ほど申しましたとおり、水揚げ伝票が違っていたというところがありますので、それは、

資料に、統計につけてもらって、やっぱりこちらと港とダブルチェック、トリプルチェックしながら、やっぱり、当然、こういうことを二度と起きないような監視体制は、当然、取ることが必要ですので、それを早急にでもやっていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ぜひ年に1回ぐらい、お互いにこういうもので、間違っていないよね、手続が間違っていないよねとかというのを、検査の対象にしながらやっていただければ、大きな間違いはないのかなと思っております。やっぱり会社にとっては、なかなか何人かでやっている企業ですと、大きな流れが分からなかったり、さっき言った、誰かが言っていたように、弁明のつくり方や作成の仕方も分からない場合もありますので、できれば、もちろん軽減していただいて、産業に従事してもらいたいところなんです、そういうところも含めて、分かるようにお願いしたいと。

あと最後に、このことで、やっぱり私にも結構電話が、10件単位できておりました。新聞見たよとかテレビを見ましたよということで、どうなってんのやと。塩竈市大丈夫なのか、水産業大丈夫なのかという話があります。私がちょっとお話ししたかったのは、やっぱり市民の方、高齢者の方、特に高齢者の方が、市長の会見、例えば、新聞の活字を見て、全部は全然理解できておりません。何があったのやと聞かれて、率直に私も即答できなかった恥ずかしいところあるんですが、できれば、何かを通じて、媒体なり、そういう機会、この件はこういうことがあって、こうなったもので、こういう処分を下したんだけど、こういう方向で今進んでいますよという分かりやすい、今、NHKのラジオでも分かりやすいラジオというのやっているんですよ。仰々しくじゃなくて分かりやすい、年寄りの方とか子供さんにも、今現在、塩竈で起きていることが、こういうことでしたよということをお知らせできる案内なり、そういうものをつくっていただきたいと思いますが、ぜひその辺も、ひとつ総括でお願いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先ほど、伊藤議員にもお答えした部分もあるんですけど、処分を下してから1週間近く経過をしていると思います。今日、説明会だと伺ってはおります。情報として。こういった事案は、やはり当事者が、少しでも早く、まずは、市民の方々や関係する皆様方に説明するのが、僕は筋だと思います。

ですから、先ほど伊藤議員のご質疑もいただく中で、忸怩たるものもあるんですけども、やはりまずは当事者が、その説明責任を果たす。何日かしてから、31日にとというのは、情報としては、何日かしてからですね、聞こえてはきましたけれども、やはりそこが一番、僕とすれば、当事者が、まずはしっかりと説明をしていただく。そこにいかないと、我々が、でも考えられることは動きました。いろいろなところに顔出して、頭下げて、お願いをしてというのは、関係ない人を守るために、最小限度のことは、想定し得るものは、自分の中ではさせていただいています。それでも、仲卸市場にあれだけの電話とか、関係ない、簡単に言えば、関係ないのに厳しいお電話いただいたりというのは、やっぱり僕らの想定を超える以上のものがあります。ですから、報道の皆様方にお伝えをいただいて、それだけのやはり多大なる事案を起こしてしまった。その影響で、関係ない仲卸市場をはじめとする方々にも、多大なるご迷惑をかけた。やはり多大なる迷惑をかけた当事者が、まずはしっかりと早めに対応なり、今後の改善するための努力だつたりを言っていたかかないと、これはやっぱり厳しいだろうと。

あくまで結果論になります。結果論です。ですから、こういった事案を、事前に全てスケジュール分かって対応できているのかといたら、そうじゃありません。起こった現実を踏まえた上で、対応してきたというのが、今回の、今までの状況の中での市としての対応になってしまったと。そこに皆様方からご指摘いただいた部分で、もっと改善する余地あったんじゃないかと。それはあると思います。やはりこういう事案が起きたからこそ、今までのルールが、これまでどおりのルールでいいのか、改善すべき部分があるのかと、こういった指摘については、もう真摯に受け止めなきゃいけないと。ただ、一義的に責任を取るのはみなと塩釜魚市場株式会社であると。その責任の一端は塩竈市にもあると。それを踏まえた中で、やはり責任の取り方は、我々としても果たしていきたいと、先ほどもお答えさせていただいたということに尽きると思います。

ピンチをチャンスにと、まだ言える状態じゃありませんが、信頼回復は少しでも早くさせていただくには、厳しい処分であったからこそ、次は二度とこのようなことを起こさない、こういう決意の下で、魚市場も我々塩竈市も、信頼回復に向けた取組に動き出すための、まずは説明責任を果たしていただくということが重要かと思っておりますので、今、ご指摘、鈴木議員からもいただいた件に関しても、真摯に受け止めさせていただきながら、対応方については、責任を持って行わせていただきたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） どうも丁寧な回答ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 鈴木新一議員の質疑が終了いたしました。

そのほかございますか。（「なし」の声あり）では、これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は14時50分といたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第4 議案第1号及び第2号

○議長（鎌田礼二） 日程第4、議案第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございますが、国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、令和7年度以後の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率等を改定する所要の改正を行おうとするものであります。令和6年第4回定例会で提出しました改正案から、議員の皆様方のご意見も踏まえ、改定幅の見直しを行ったところであります。それぞれの改定による平均改定額といたしましては、1人当たり年額8,665円の増額ということになります。

次に、議案第2号は「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」であります。

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、家計並びに市内経済への支援策として10割増商品券を発行するための事業費や、小中学校の給食に係る食材購入費へ補

助を行うための事業費などを計上し、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億4,541万4,000円を追加いたしまして、総額を270億8,544万円とするものであります。

歳出予算といたしましては、

水産業事業者等の売上げ向上や販路拡大につながるイベント等に対し補助金を交付する水産業・水産加工業元気アップ支援事業として 200万円

市内経済において消費を喚起するための割増商品券事業として 1 億2,464万8,000円

令和 7 年度に見込まれる食材購入価格の高騰に対し、学校給食を安定的に提供していくための小中学校給食食材購入支援事業として 1,876万6,000円

を計上してございます。

これらの財源につきましては、

国庫支出金として 1 億3,087万3,000円

地方交付税として 1,454万1,000円

を計上しております。

また、繰越明許費につきましては、年度内の完了が困難であります 4 件全ての事業を設定するものであります。

本事業の実施につきましては、議決をいただいた後に、市民の皆様への周知や各種事業の手続などを速やかに実施してまいりたいと考えております。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 議案第 1 号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

資料説明に入ります前に、今回の提案に当たりまして、整理をした点を申し上げさせていただきます。

まず 1 点目、令和 6 年12月定例会での議員の皆様方からのご意見を踏まえまして、国民健康保険加入者の負担軽減を考慮した引上げ幅となるように再検討し、標準保険税率までの差額引上げ幅割合を、12月定例会提案より縮小いたしました。

2 点目は、基金保有額ですが、国民健康保険加入者の過度な保険税負担による基金保有額に

ならないように再検討いたしました。

また、令和6年12月定例会では、我々担当の説明や資料構成が悪く、誤解を招くような説明になってしまった点を反省いたしまして、今回は、分かりやすい説明に努めてまいります。

なお、今回の提案は、令和7年度の改定税率のみをご審議いただくものであり、令和8年度以降の税率につきましては、改めて検討した上で、議会にお諮りさせていただきたいと思いますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、改正内容について説明いたします。

資料No.4、11ページをお開きください。

1の目的は、先ほどの提案理由と同様となりますので、2の国民健康保険事業特別会計の現状から説明いたします。

本市の国民健康保険税は、平成30年度より、県から示される税率より低い税率に抑え、単年度収支においては常に赤字の状態で、不足する額を国民健康保険財政調整基金から補填して収支を整えてまいりました。

しかしながら、現行税率を継続した場合、基金が枯渇する見通しであります。それを表で示しております。

表の上段に歳入、中段に歳出、下段に財政調整基金の残高を記載しております。

下段表では、単年度収支が、今後、毎年2億二、三千万円の赤字が生じる見込みで、それを補填するために基金を取り崩すことにより、財源としての基金が、令和9年度以降、枯渇すると予測されます。

このことから、国民健康保険事業を安定的に運営するため、税率の改定が必要と判断いたしました。

次に、3の税率改定の在り方ですが、現在同様、所得割、均等割、平等割の3方式での算定とし、それぞれの割合を、第3期宮城県国民健康保険運営方針に掲げられている数値としております。

恐れ入りますが、次ページ、12ページをお開き願います。

表の黒枠で囲んでいる右枠内が、今回の3方式改定割合となります。この割合を基に、県から市町村のあるべき保険税率が示されます。それが保険税率で、具体的に市町村が目指すべき水準として算定される保険税率です。2の現状で申し上げました、平成30年度より県から示される税率というのが、この標準税率のことを指しております。

今回の改定に当たりましては、現在の基金残額を活用しながらも、基金枯渇の回避かつ過度な加入者負担にならない税率の設定として、令和7年度の改定幅を、表下3行目の黒枠で囲みました、右側に令和7年度と表記している箱枠となりますが、令和7年度は、標準保険税率から現行税率を差し引いた差額の3割分と設定いたしました。後ほど詳細を説明いたしますが、この割合は、現行から比較して、率にしますと11.2%となります。

次に、今後も国民健康保険事業を安定的かつ健全な財政運営とするためには、段階的な税率改定が必要となります。しかしながら、令和8年度以降については、令和6年度決算及び令和7年度決算見込み、県事業費納付金等の動向、国民健康保険財政調整基金の使途等を精査した上で再検討するものとし、現時点で確定するものではございません。

このことを強く申し上げさせていただいた上で、(2)の税率改定による収支見通しの表をご覧ください。

この表は、令和11年度までの収支見通しを試算したもので、令和8年度以降、段階的に税率を引き上げ、単年度収支赤字額を減少させ、基金の取崩しを緩やかにし、一定の基金額を保有し、健全な財政運営を維持する収支見通しとしております。

なお、今回の収支の試算に当たり用いた改定幅は、補足の黒ボチ点2つ目となりますが、これはあくまでも試算のための割合であり、確定しているものではございません。先ほども述べさせていただきましたが、令和8年度以降については、令和6年度決算及び令和7年度決算見込みと国民健康保険財政状況に応じて、常に再検討してまいります。

次に、13ページをご覧ください。

(3)基金保有額ですが、基金については、平成11年3月1日付通知で、保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることとされていたのが、平成28年12月27日付通知では、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいと変更されました。第3期宮城県国民健康保険運営方針でも、基金については具体的な目安が示されていない状況ではありますが、先行自治体では、予期せぬ支出増や収入減に対応するため、財政調整基金を設置している市町村は、引き続き、財政調整基金を保有し、国民健康保険財政基盤の安定化のために活用することとしております。

塩竈市としても、この方針を参考として、先行自治体の基金保有割合の平均を採用し、決算規模の5%程度の3億円を保有することとしております。

ここまでの考え方を基に整理した内容が、4の改正内容となり、1人1世帯当たり税額の平

均の表の黒太枠囲みで示した数値となります。1人当たりの平均年額は8万6,259円、現行から8,665円の引上げとするものでございます。1世帯当たり平均年額では12万9,755円、現行から1万3,034円の引上げとするものでございます。現行比改定率は11.2%となります。

次に、各区分ごとの改定内容といたしましては、中段の税率等の改定内容の表をご覧くださいます。

改定点といたしまして、黒太枠囲みで示した数字となりますが、医療給付費分の所得割を0.6%引き上げて7.0%に、均等割を4,100円引き上げて2万7,200円に、平等割を200円引き下げて1万8,100円に、それぞれ改定します。

次に、後期高齢者支援金分の所得割を0.1%引き下げて2.5%に、均等割を700円引き上げて9,700円に、平等割を1,100円引き下げ6,400円に、それぞれ改定します。

次に、介護納付金の所得割を0.2%引き上げて2.2%に、均等割を1,000円引き上げて1万円に、平等割を600円引き下げて4,800円に、それぞれ改定いたします。

13ページの下段の表及び次ページ、14ページは、恐れ入りますが、14ページをお開き願います。

14ページ掲載の表は、各区分の均等割と平等割に係る軽減の表になりまして、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減適用後の税額を記載しております。

なお、平等割につきましては、特定世帯及び特定継続世帯の注記説明を、表下のアスタリスクマークに記載しております。その世帯内で後期高齢者に移行した方がいて、国民健康保険の被保険者が1名となった世帯に対する保険税の軽減対象を示したものです。こちらの特定世帯及び特定継続世帯における税額も併せて記載しております。

ページ下段、5の施行日につきましては、令和7年4月1日施行とし、令和7年度以降の国民健康保険税に適用するものでございます。

次に、15ページをご覧くださいます。

参考といたしまして、(1)改定内容一覧として、今回の税額改定における区分の現行と改定後の税率の表を記載しております。

(2)は税率の推移表です。平成21年度に13.67%の増額改定を行いましたが、それ以降、基金を活用して税率を低い水準にする税額改定を5回実施してまいりました。しかしながら、今後の収支見通しでは、現行の低水準での税率を維持した場合、基金が枯渇することが予測されるため、令和7年度は16年ぶりに現行の11.2%の増額とする表でございます。

恐れ入りますが、16ページをお開き願います。

(3) は、1人当たり年間税額の推移を示すグラフです。この折れ線グラフの流れをたどりますと、平成21年の増額以降、平成30年度まで減額傾向が続き、平成30年度より、県から示される標準保険税率より低い税率に抑えていることから、令和6年度では1人当たり平均3万1,000円弱の開きがございます。令和7年度は、その開きを、現行から11.2%引き上げることにより、平成29年度の水準まで戻す折れ線グラフとなっております。

下段の(4)の基金残高のシミュレーションは、現行税率での基金残高と税率改定案による残高見通しを表したグラフです。

続いて、17ページをご覧ください。

税額改定後のモデルケースといたしまして、単身世帯の課税モデルを掲載しております。

また、次のページをお開き願います。

18ページには複数世帯のモデルケースを記載しておりますので、ご参照願います。

なお、ページが戻りますが、2ページから10ページにかけては新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

議案第1号についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 私からは、議案第2号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の概要をご説明させていただきます。

恐れ入りますが、同じ資料、資料No.4の19ページをお開き願いたいと思います。19ページです。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回の補正予算であります、一般会計で1億4,541万4,000円とするものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、合計欄にありますとおり402億4,461万5,000円となり、補正前に比べて0.4%の増となります。

次に、一般会計補正予算の内容について、歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが、22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、歳出予算を目的別に計上させていただいております。いずれも国の補正予算を活用した事業となります。

まず、22ページの補正予算額の欄で、費目の6農林水産業費200万円ですが、水産業・水産

加工業元気アップ支援事業といたしまして、加工原料不足や物価及びエネルギー高騰が続く、顕著になっている水産業、水産加工業において、販路拡大・拡充を目的といたしまして、補助金を交付し、売上げの回復を図ろうとするものであります。

今後の予定でございますが、補正予算として今定例会にお認めいただきました後、できるだけ早く補助金交付団体の公募・決定といった事務処理を速やかに進めてまいりたいと考えております。

次に、費目7商工費1億2,464万8,000円ですが、こちらも物価高騰の影響により、市民の皆様、あるいは事業所を取り巻く環境が非常に厳しい状況が続いておりますことから、消費喚起の一助として、第8弾となる10割増商品券を発行するための割増商品券事業を計上しているところでございます。

なお、商品券につきましては、4月の販売開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、費目10教育費でございますが、1,876万6,000円を計上させていただいております。こちらは、令和7年度における学校給食、小中学校ですね、学校給食の食材購入費の一部を助成するものでございます。具体的には、令和7年度の給食費といたしまして、1食当たり小学校で30円、中学校で35円を各学校に補助することで、保護者の経済的負担を抑制するものでございます。

なお、当事業につきましては、令和7年度の学校給食に対する補助でありますことから、令和7年6月の補助交付を予定しているというものでございます。

次に、歳入の補正内容についてご説明いたしますので、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

費目11地方交付税1,454万1,000円ですが、今回の補正予算に係る所要一般財源として普通交付税を計上するものでございます。

次に、費目15国庫支出金1億3,087万3,000円ですが、国の補正予算により措置され、今回の補正予算で活用を予定しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものでございます。

なお、資料24、25ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。と存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） では、これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典） 質疑通告書どおり質疑をさせていただきます。

私からは、補正予算の割増商品券事業第8弾について質疑をさせていただきます。

それで、まず、初めに、第7弾の実績としまして、最大1万9,000冊の中で、実績が1万8,254冊購入されたということで、非常に消費喚起の一助となっているんだろう、効果的なんだろうなと感じているところではあるんですけども、今回の第8弾の中で、ちょっと予算についてお伺いしたいと思っているところであります。

資料No.3の補正予算説明書の8、9ページをお開きいただいて、そこから質疑をさせていただきたいんですけども。

今回、第8弾、1億2,400万円ほどという形になっていまして、第7弾を見比べさせていただきますと、1億2,000万円となっております。約400万円ぐらい値上がっているということなんですけれども、この差というのは、やっぱり物価高の影響とか、そういったことになるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 商品券に係る事務費の増大についてのご質疑でございます。

やはり、昨今、全てにおいて影響しております物価の高騰、また、人件費の上昇に伴う各種業務単価の上昇の影響によるものが大きいです。また、郵便料金の改定等といった物価の高騰もありまして、全体的に経費が増大しているという状況です。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

ちょっと細かくお聞きしたいんですけども、令和8年度で、この内訳を見させていただくと、今、物価高の影響でということもおっしゃっていましたが、この報酬関係、会計年度任用職員、この辺、職員手当等も上がっていると。単価も上がっているということだったんですけども、これは、例えば、人数が増えているとか、そういったことではないのかお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 会計年度任用職員の報酬についてですけども、こち

らは人数は増えておりませんで、1名分となっておりますが、前回よりも2か月分多く計上させていただきます。

やはり準備や利用期間等の都合で、前回、もう少し長くいただけるとよかったという部分もございまして、事務の効率化の都合から2か月多くなっております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。

期間的には去年のものと一緒だと思うんですけども、その中で、やはり2か月延ばしたほうがよいと思ったということで、2か月分プラスされているということは分かりました。確認をしました。

次に、その他の需要費ということで、今回、8弾に関しましては10万円ということだったんですけども、令和7年度では39万8,000円計上されている形になってます。今回、かなり安くなっているということなんですけれども、今回、差が生まれた原因というの、要因というのは何なんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 需用費につきましては、今回、毎回アンケートで、需用費によって、アンケートにお答えいただいた方々に景品をお出しする、抽せんで当たる景品をお出ししていたんですけども、こちらは、これまで、職員が直接需用費を執行することによって支出していたものがあつたんですが、こちらの委託に含めることができるだろうということで、事務改善の一つとして、委託料に含めさせていただいた結果、減少しております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。

委託料に加算したということだったんですけども、これは委託料2つあるんですけども、印刷物と換金等業務、こちらは、どちらに委託を加算させたのか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 換金等業務委託に含めております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。

この換金等業務というのも、ちょっと見させていただくんですけども、今回、1,500万円、約1,500万円ほどなんですが、7弾に関しては1,200万円ほどだったんですね。今回、かなり上がっているという形に、300万円ほど上がっているんですけども、こちら、そういった、先ほどの消耗品を加えたとしても、なかなか上がり幅としては大きいのかなと正直思っているところなんですけれども、こちらについて教えていただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 委託料の上昇につきましては、先ほども申し上げましたが、人件費等の各種単価の上昇に伴う増額が大きな要因となっておりますけれども、今回から、さらなる事務の効率化を図るために、参加店の募集業務、こちら一番最初に市役所の職員が直接行っていた業務でございましたが、こちらスケジュールを調整しまして、委託に含めさせていただいたということと、あと、先ほど申しました、景品の手配も含んでということでの増加になっております。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。

ちょっと疑問なんですけれども、効率化を図るためにいろいろ委託の中に含ませたとおっしゃっているんですけども、それで会計年度任用職員の期間を2か月延ばす必要性というのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 商品券の委託といいましても、問合せの電話等も直接、市にも大分来ますし、また、はがきが届いたですとか、届かなかったですとか、詳細に確認する作業なども、実は、市でも担っております。業務を委託できるものは全てお願いしながら、通常業務も行いながら維持するために、会計年度任用職員の力もやはり必要と考えております。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。

2か月、そうですね、打倒なのかなとは思うんですけども、全部委託していいものなのかというところも正直思うところであります。換金等は分かりました。

先ほど、通信費、運搬費というところも、これも上がっているんですけども、郵送料とか

上がっている影響なのかなと思っているんですけども、1点ちょっと気になるところがありまして、印刷物の制作費、こちら、今回、650万円という形になっておりまして、先ほどから物価高で上がっているとおっしゃっているんですけども、7弾では、印刷物の製作費670万円なんです。今回は20万円ほど安くなっているという形になっております。これというのは、物価高の影響と言っておきながら、これがなぜ下がっているのかというところもちょっと疑問に思ひまして、教えていただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 印刷に係る委託料の部分です。こちらも作業単価、人件費に関しては上がっていると思われるんですが、入力データ、入力作業、商品券を購入申込みの際に、これまで、はがきの郵送による申込みを原則としてきましたが、第7弾から、ウェブでの申込み、直接データが出来上がっていくということになりますので、この入力作業が、印刷屋さんと一緒にお願いしていたという部分がございます。それで、7弾では3,000件ほどですが、ウェブ申込みをご利用いただきましたので、今回、さらに増えるということも見越しまして、その作業量が減少しているという結果でございます。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ちょっとすみません、もう一度確認なんですけれども、ウェブでやる、第7弾から始まったということなんです、ウェブでやることによって効率化が図れたため、今回はちょっと安く収まっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） ちょっと説明が不足し申し訳ありません。この印刷業務の仕様の中に、印刷物の制作と発送と、また、市民の方から申し込まれた商品券の申込者一覧を入力する作業というのも含まれていまして、それがデータ入力されることによって、手作業での作業が大幅に減る見込みになるという事情でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。

この印刷物の製作費の中で、発送費も含まれているということなんですかね。そうすると、この通信運搬費とはまた別枠でそういったものがあるという認識でよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） また費用としては別な科目から、通信費につきましては支出しておりまして、別という計算になります。

なお、そういう1件当たりの実費が決まっているものにつきましては、単価契約という方法も併用して行っておりまして、あくまで実績、発送した件数に基づいた経費の支出という方法を取っております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。

あくまでも予算なので、実績に伴って、決算額という形が、最終的なものが出てくるというところだと思うんですけども、委託というところで、本当に必要な委託なのか、不必要な委託なのかというところが、なかなかちょっと見えてこないところでもあるんですけども、そこだけしっかり、ガバナンスをしっかりと取っていただいて、安けりゃいいというものじゃないんですけども、無駄なお金を使うこともないと思っておりますので、その辺、効率化としっかりと加味しながら、バランスを取りながらやっていただきたいなと思っております。

この8弾の結果もしっかりと検証していただいて、また、データとして取っていただいて、いろいろなものに活用できると思いますので、ぜひそこをしっかりと検証していただければなとお願いをして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上をもちまして、桑原成典議員の質疑は終了いたしました。

ほか、ございますか。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私から、資料No.で言いますと、資料No.4の27ページ、水産業・水産加工業元気アップ支援事業についてということが1点と、それから、次の隣のページで、割増商品券事業についての28ページのところ、第8弾ということで何点かお尋ねをし、確認をさせていただきたいと思います。

そこで、まず最初に、通告に従って言えば、資料No.4の水産業・水産加工業元気アップ支援事業についてということです。先ほど、提案理由にもありましたとおり、加工原材料の不足、物価・エネルギー価格高騰での影響が顕著と、こういう中で、売上げ向上、販路拡大、直販、外販、商談を対象に、補助対象事業として上限50万円、事業規模として20万円以上を対象に、水産加工関連の団体と市内での活動拠点の事業者の方にと。そして、2月に公募して、補助金

交付決定、予算は200万円と。これは繰越しですので、年度末までの事業としても十分耐え得る予算措置なのかなと思います。

そこで、これまで、私の認識では、令和5年度の議会に出されたような気もするんですが、改めて、これまでの事業の一連の経過なり、成果なり、対応なり、その辺について、最初に確認、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） それでは、以前行った水産業・水産加工業元気アップ支援事業の実績というところでございます。

この事業につきましては、令和4年度と令和5年度で実施しておる事業でございます。ちなみに、令和4年度につきましては、4団体に6事業として給付をさせていただいて、合計187万9,000円、令和5年度事業につきましては、3団体、5事業について124万5,000円という事業を実施している状況です。

事業内容としては、やはりイベントにおいての直販であったりというところがほぼほぼというところで、やはりそれは売上げ向上と販路拡大に結びついているという状況が見て取れるという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そこで、例えば、私もちょっと決算、令和5年度の決算の成果なんかを見ますと、そこでは、例えば、実施主体として、水産品協議会というのがあるようですが、例えば、具体の話ということで、そういった水産品の協議会等なんかが、例えば、そういう加工品かな、水産加工品なんかの様々な取扱いをやって、令和5年度の事業を見ると、10か国ですかね、10か国の方々の様々な対象国をしてというのが1点、それから、もう一つは、国内の販路拡大で、秋田県なり、いろいろやっているようですが、その辺も含めて、そういうものとしての事業が、令和5年度において、令和4年度はちょっと私も不確かなので、これ以上は避けますが、その辺も含めてやっていらっしゃったのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 今、議員おっしゃっている事業は、水産振興課の所管ではない事業ではあるんですけども、水産加工団体と限定しているわけではないんですけど

ども、水産品の商談会であったり、そういうところで本市の水産品をアピールしている事業で
ございます。

今回の水産業・水産加工業元気アップ支援事業につきましては、こういう物価高、いろいろ
資材高騰を含めた状況の中で、皆さんからの意見としては、こういうあまり手数料のかからな
い状況で、外販だったり直販するというのが、皆さんとして希望がございますので、そう
いうことを鑑みながら、今回、水産業・水産加工業元気アップ支援事業を、今回、上げさせて
いただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

今回の予算の関係で200万円と、こういう見込みのようではすけれども、そうすると、担当とし
ては、どのぐらいの事業者の方々を想定しているのか、また、当然、採択に至るまでの関係で
いいますと、いろいろな事業計画がそれぞれに出てこない、採択に結びつかないと思いま
すが、その辺の見込み、あるいは対象件数等々について、分かる範囲で教えていただければと思
います。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 応募の事業者数というところではすけれども、最大で考
えますと、上限50万円というところで200万円ですので、4団体という形にはなりますけれども、
それはあくまでも上限でありまして、その中で皆さん、申請する事業者が出してくる申請書
の中身を見させていただいて、その中身を踏まえて、事業の効果があるとか、そういうところ
を踏まえまして、統一して見ながら、各事業者に対して交付していくことになりますので、あ
くまでも4団体というわけではなくて、その事業の主体、大きさ、あと効果、そういうところ
を踏まえながらやっていくという状況があります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

これは4団体を大体想定しているようですが、これは、例えば、先ほど、ちょっと紹介しま
したけれども、水産協議会かな、海外でのバイヤーの取引だとか、あるいは国内ということも
あるようですね。例えば、ひとつ連携として考えた場合に、例えば、国内でいいますと、海外

はちょっとやっぱり商社通じないと、恐らくなかなか大変かなと思うんですが、国内だと、例えば、塩竈市が各自治体で防災協定かな、自治体との関係でね、そういうところも狙いの一つなのかなと、やっぱり知らないところに行って、商談をといても、なかなか結びつきがないとできないと思いますが、そこも含めた事業として、中に織り込んで。例えば、助言等してもいいですね。塩竈市の水産振興課として助言して、こういうところはいかがでしょうかということも含めた、様々な商談の機会を設けたほうがいいのかと思うんですが、いろいろな成果品を見ると、そういうところもあるやに思うので、その辺の考え方、捉え方についていかがかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 防災協定団体とつながりというのは、今、観光でも行っていて、そういうところとのつながりで、商談会であったり、そういうところにつながっている状況はあります。

本市の今回の募集团体として、団地組合とか、そういう話ですけれども、ある種の組合に対しても、やはりそういうのをアピールしていただく場にもなるかと思うので、そういうところは広く周知しながら公募していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

せっかくいろいろ東北でも、花巻市かな、最近ではね。何か協定を結んだり、あれこれというの結構ありますので。一つは拠点としてやっぱり東北なんでしょうね。東北にやっぱりシフトして、様々そういったところでの販路拡大に寄与していけばなおさらいいのかなと思いますので、その辺は知恵の使うところというか、担当でそういうことも含めて、いろいろな団体さんと情報連携うまくやって、こういうところにもいかがでしょうかという、様々な手法なんかぜひ生かしていただければと思います。

これはこれでひとつ分かりましたので、以上で終わらせていただきたいと思います。

ただし、何でしょうね、前の決算なんかを見ると、ALPS処理水の影響云々というのがあって、結構やっぱり東北、福島関係、商工会議所でもALPS処理水の影響での事業との関係で、随分回数重ねて説明会やっているようですね。私も中身ちょっと分かんないんで、そういう情報というのは分かりませんが、いずれにしても、この影響は結構大きいと思うんですよ。

中国は、今、駄目なんですよ、あれ。二国間交渉の対象にはなっているようですが、あれ。そして、輸出措置で禁止されているというのが、中国、香港、マカオ、ロシアとかね。今、しかもロシア、おまけにね、ああいう紛争の当事者になっていて、結構ハードル高いのかなと思いますが。いずれにしても、情報発信と、そういった海外での取引、取扱いについて、やっぱりきちんと、言わば外交も絡む話ですので、1自治体があるというのは難しいかもしれませんが、しかし情報はつかんであったほうがいいと思うんですよ。いろいろな多角的なね。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） いろいろな販路のところを拡大していくというのは、とてもやはり重要なことだと思っています。まずは国内という状況もありますけれども、やはり海外というところも大事だということは、こちらでも感じておりますので、やはりアンテナを高くして、情報を得ながら、そういうところをやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。せっかくの貴重な200万円の財源を生かしていくということです。

次に、割増商品券について、何点かだけ触れさせていただきます。

割増商品券も今回でもって第8弾と、こういうことでございます。発行総額としては1万9,000冊ですかね、1万9,000冊でいくということで、販売価格が5,000円、あるいは小売店舗8枚と共通券が2枚ということで、1億2,000万円なりの計上です。

それで、今までいろいろな経過がありまして、第1弾から第8弾ということで、我が市の場合は成功したと捉えているんですが、そこで、これまで取り組んできた関係で、経過と取扱い等について、これまでの第1弾から第8弾かなということで、いろいろ変遷はたどりましたが、その辺のくだりだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） お答えいたします。

割増商品券事業につきましては、第1弾から4弾までは、市の補助事業としての制度設計を行いまして、塩釜商工会議所が主体となって実施しております。なお、第4弾のときに、塩釜商工会議所から、会員の方を対象にしたいという強い意向がありましたので、会員以外の方の

取扱店に係る換金業務については、市の委託事業として追加的に実施したという経緯があります。それ以後、第5弾から7弾につきまして、全体を市の委託事業として設計しまして、入札という過程を経て、市が事業者委託する方式、公募によって機会を与えられた事業者委託する方式を取って実施してきております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

いろいろ、今、経過はお聞きしたところです。

それで、今回も第8弾については入札をして、委託先を決めていくということなんでしょうか。予算が、この補正予算の流れから見ると、そういうことでいいのかどうか確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） おっしゃるとおり、8弾につきましても同様に、入札による業者選定となります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとついろいろな事業者がいますので、公募という形態を取るのかなと思われますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、ちょっといろいろ考えてみたんですが、昨年の11月18日だったかな、産業建設常任委員協議会かな、割増商品券のアンケートというものが行われておりました。私も改めて振り返ってみますと、そうですね、当時336店舗で、小売が308、規模の大きなお店が28と、こういふことで、取扱店が、第7弾の成果ですよということがアンケートの中でまず最初に示されておられます。次に、それを踏まえて、令和6年の7月10日から9月16日で、様々アンケートを取って、119ぐらいですかね、たしか回答があったと、当時の協議会の中での回答でございます。売上増に結びついたのが48%、5割近くは売上げに結びつきましたよと。新規の方が29%ということで、新しい顧客数も、そういった形で、この取扱いの中で増えてきているというのは、ちょっと改めてアンケート見て感じております。非常に好評ですしね、助かりますと、こういうのがお店の方々の反響です。効果としても、79%の方が効果ありますと、こういうことです。

それで、もう一つ、もうちょっと考えていく必要があるのは、4月以降からですよ、販売

が開始されて。4月、いつ頃かな、4月の開始は半ば、末ぐらいですかね、末ぐらいだとすると、せっかくのこういった小売業者の方々、比較的大きいスーパーというかね、様々店舗のところでも取り扱うわけでした、一つは、やっぱり商品券と塩竈市が行っている事業の相関関係をつくったほうが、私はいいんじゃないかなと思うんですよ。例えば、4月だと、神々の月灯り等々、その後、ずっといろいろ事業があって、あと、大きいやつは、やっぱり花まつりかな。そうですね。それと、あと、その他、大きいのは、やっぱり一番は塩竈みなと祭と、こういうことになるわけなんですよ。そういうせっかくの機会、いろいろ実行委員会をつくって取り扱っている中で、店舗だけでは、やっぱりなかなかそこうまく結びつかないというかな、やっぱり各個々店の取組だけではできないんじゃないかなと思うんですよ。せっかくのそういった市の事業なり、あるいはそのほかの事業の企画の何かで、うまく結びつけて、10割増商品券の効果を、さらに相乗効果をつくっていくというのは、うんと大事かなと思うんですね。地元の商店の消費喚起、地元の方々の消費喚起ね。そういうものと連携というのが、やっぱり大事かなと思うんですが、その辺の。そして、もう一つはインバウンドの方々が来るんでね。インバウンドの方は、残念ながらそこまでいかないんだけど、地元の方の、市民の皆さんは、そういったところで、海外の人も来たなということも含めて、活気がつくられると思うんです。そういうことも含めて、一つはそういったものが考えられているのかどうか。取扱い等でうまく連携していくようなものに考えられているのかどうか、ちょっとその辺確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 市が行うイベントとか、そういった事業との連動ということで、ご意見ありがとうございます。

これまで、商品券事業、コロナ禍からの消費喚起であったり、今回、国の趣旨でもあります。今回の交付金の趣旨が、物価高騰に苦しむ消費者支援であったり、事業者支援という趣旨でございます。また、これまでもお盆の資金需要ですとか、そういったタイミングに合わせて実施してきた部分もございますけれども、今回は、やはり物価高騰に苦しむ消費者支援という要素も非常に強く、結果として取扱店の支援にもなっていくことになるんですが、そういった、やり方によっては、特定のお店ばかり使われる結果も想定されますので、そのあたりの時期は、時期だったりイベント等との連動という部分は、ちょっと私の個人的な考えもありますが、毎回必ずしも同じではなくて、ちょっと違うタイミングというのもありなのかなというか。今回は2年連続4月ということで、お金がいろいろな意味で動く時期となっておりますので、そう

いったことで、今回はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。そういうことはひとつ頭の片隅に入れていただきながら。やっぱり市内の商工業者の方々の関係で、やっぱり少しでも消費喚起に、物価高騰対策の一助という形で結びついていけばよろしいんじゃないかなと思うんです。

その際、仮にやるとして、やっぱり情報発信がどれだけ早まるかというところが鍵だと思うんですね。例えば、私も、今度、2月号の広報をちょっと見ましたけれども、これは2月の時点での様々な情報提供であって、早め早めなんですよ、何事も。先ほど言ったような4月の行事だとか、あるいは何だろうな、そうですね、先ほど言ったお祭りだとか、8月かな、そういうものも、ちょっと先にはなるけれども、やっぱりそういうものとうまく結びつけていく情報発信というのは、早くやったほうがいいと思うんですよ。それは、やっぱりいろいろ業者の方々との知恵の使い方になるかと思うしますので、その辺はひとつ対応を考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） そうですね、アンケートの中では、事業者の方にも、商品券の利用を促す企画や活動を独自に行いましたかという設問も設置してまして、その中では30%程度ということで、なかなか独自には難しいのかという所感を持っているところです。今回の商品券の実施につきましても、本日の議決をもしいただけたら、すかさず取り組めるように準備を始めておりまして、情報をどんどん出していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 情報発信の一つの方法としては、雑誌による情報発信ね。市の広報も一つでしょうし、それから、この間、塩釜商工会議所であったセミナーに参加したんですけれども、新聞、ラジオ、それから、もう一つは、SNSは、今、もうどこでも使うツールになっているわけですよ。もう一つね、県庁のマスコミの投げ込みというのは、結構効果あるんだそうですね。マスコミへの投げ込みで、結構効果あるんですよというのを、この間聞いて、各地元紙とか全国紙のいろいろなポストがあって、そこに情報提供をぽっと入れるだけで、結構やっぱり。あとは、取材先の様々なニュースソースに応じた取材の形態になるかと思いますが、せつ

かくの機会の折ですので、そういうものもぜひ生かしていただいて、取組とうまく商品券が連携できる仕組みをつくっていただいてね。そこはやっぱりそういうものもありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思いますので、せっかくの機会、商機を逃さない、そういう取組をぜひ後押ししていただければと思います。

私からは以上です。終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、伊勢由典議員の質疑は終了いたしました。

そのほかございますか。終わりですか。6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） それでは、私からも議案第2号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、今、伊勢議員も質疑しましたが、水産業・水産加工業元気アップ支援事業についてお聞きいたします。

資料はNo.4の27ページになります。

今回の臨時会におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使つての事業費200万円計上されておりますが、今、お話にもありましたように、これは令和4年と令和5年にも同じような内容の事業を行っております。当時はコロナ禍の影響もあったし、また、その交付金だったと思いますが、そのときと比べまして、今もなかなか厳しい状況であると思うんですが、物価高騰における支援の必要性、そしてまた、当時と比べて、今の水産業・水産加工業の現状を、まず、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 以前と比べての現状というところでございます。

今ですと、温暖化による海洋環境の変化であったり、その関係で、加工原料であるものの不足であったり、また、円安傾向が続いているという状況による原料価格の高騰であったり、同じように物価高、これが引き続き続いている。あわせて、エネルギー価格の高騰、燃油・原油の高騰もありますので、この対応が苦慮している状況があるという状況はあります。

昨年5月に、水産関係団体との意見交換会をさせていただいておる中では、やはり先ほども申しましたけれども、販路拡大に向けた取組というのを支援していただくという要望が多いという状況がございますので、今回、この国の交付金を活用させていただいて、当該事業を実施させていただくという流れでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 浅野議員。

○6番（浅野敏江）　ありがとうございます。

今の、やはり販路拡大と拡充に、一番これがつながるという、水産関係の方々の要望も踏まえてという第3弾だと思いますが、今、水産振興課長のお話の中に、やはり地球温暖化というのが、かなり最近多く影響が及んでいると思います。中には、加工団地の中の方が、SDGsを何とかしようという感じで、未利用魚を使ったりしている販売をやっている会社もあると聞いておりますけれども、そういった方々が、販売のルートとかというだけでなく、そういったものを加工するための、それこそ販売につながるためのご努力もしていると思いますが、そういったところの支援なんかも、このプロジェクトの活用はできるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二）　平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之）　未利用魚を使ったというところですが、今回の補助事業の対象というところでは、売上げ向上であったり、販路拡大に結びついたような直販事業であったり、外販事業というところでございます。ただ、その中で、例えば、未利用魚であったり、低利用魚を使った加工品を販売するというのは、それは、当然、今回の事業には合致するものだと考えておりますので、申請してくる団体がそういう事業をやっていただくというのは、全然構わない状況かとは、こちらとしても認識している状況です。

以上です。

○議長（鎌田礼二）　浅野議員。

○6番（浅野敏江）　ありがとうございます。今、この支援メニューの中には、販路の開拓・拡充ということですね。

具体的に、これまでも2回ほどやっているし、3社だったり、4社だったりという事業やっているの、これまでの経過も踏まえて、例えば、パンフレットなのか、それとも、イベントに行くための、イベントを開催するための費用の一部にするとか、そういったちょっと具体的な支援の中身をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二）　平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之）　今回の補助の中身というところでございます。

事業については、先ほど言ったとおり、販路拡大、売上げ向上に結びつく直販事業、外販事業というところでございます。その中では、やはり売上げ向上に結びつくようなところ、商談会も含めた形、そういうのも考えておるところです。そういうところに係る経費ですので、パ

ンフレットも、当然、入ってくるのかと。飲食費であつたり、そういう慶弔費とか、そういう交際費とか、そういう負担金とかは除いた形です。それを除いた形の大まかな形は大丈夫だという認識は持っております。

○議長（鎌田礼二） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

この事業におきましては、一応、事業として、事業費20万円以上のそういった事業を対象にしますという中身ですが、この臨時会が終わった後に公募をかけるということで、具体的にあしたから2月ですので、2月から公募をかけるという話ですが、前回、令和4年のときの資料を見たときは、大体2か月ぐらいという期間が設けてありましたが、今回の資料の中には、2月からというだけで、いつまでということも出ていませんし、また、先ほどの質疑の中で、200万円ですので、上限50万円を考えて、最低でも4事業者という考えですが、先ほどの水産振興課長の答弁ですと、やはり全部集まった時点でというか、いつまでの応募か分かりませんが、その中で検討した結果、選ぶというので、ある程度の時間がかかるのかなと思いますが、公募していただいたところに決める、そういった段階の経過はどのようになるのかお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 今回、期限が書いていないという理由は、特にはないんですけれども、やはりこれは早めにやったほうがいいと。当然、即効性が求められる事業かと思っておりますので、できるだけ早く、今回、補助要綱をつくって、皆様に公募をさせていただきたいという状況はあります。その中で、今回、皆様からの企画提案事業計画書を出していただくことになるとは思いますけれども、やはりその事業の目的であつたり、収支計画、そういうものの妥当性であつたり、どうやったら期待できる効果が見込めるのかというところを、全体的なものを審査させていただきながら、この事業は採用するという状況で決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） やはりこれは、ある程度、2月に公募したと、周知されるまでもちょっと時間がかかるとは思いますし、また、それに対して、今この事業をやろうと思っていたという計画している会社はいいとして、いやこのメニューがあるんだったら、ちょっと何か考えようか

というところもあると思う。その温度差というか、時間差も考えてみると、やはりいつまでの公募ですという、ある程度の締切りのところを設けておかないと、応募するほうは、なかなかいつ出したらいいのか、まだ間に合うのかということもあると思います。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 確かに議員ご指摘のとおりかと思います。この期間、長い期間、先ほど繰越しという状況もありましたけれども、令和7年度までずっと続くと、やっぱり十二、三か月ある状況ですけれども、そういう状況の期間ではなくて、やはり早めの期間、例えば二、三か月とか、四、五か月という期間を、まずは申込みの期間で、募集要項の中にちょっと入れさせていただいた状況を踏まえて、皆様からの審査の計画書を見せていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 今、お話あって、これは令和6年度の補正予算ですので、当然、繰越しになると思います。そういった意味でも、例えば、3月31日までの応募とかという締切りを明確にさせていただいて、来年の4月以降の、それは、例えば、6月であろうが、4月であろうが、その時期に使えますよというのであれば、ある程度安心感を持って、取りあえず応募しようという気持ちになると思いますので、何かその辺のことを少し、事業者の方が、せっかくのこういった資金でございますので、ぜひ使っていただきたいので、その辺丁寧にご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） そうですね、今回、郵送を含めて申請を考えていましたけれども、やはり皆様のところに出歩いて、具体的な内容を説明させていただいて、丁寧に対応してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

そのとき、過去、2度ほど行っておりますけれども、例えば、前回は応募したから、今回は駄目ですとか、何回も応募してもいいですとか、それから、どういった基準で選ぶのか、公平性、透明性というのもぜひ担保していただきたいと思いますので、その辺の対応方はいかがなっているか。

○議長（鎌田礼二） 平塚水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（平塚博之） 具体的には、やはり、当然、企画提案に基づく事業計画書を、提出していただいたのを審査するという状況ですので、それが、たまたま同じ利用者が続いたというだけかと、こちらとしては認識していますので、やはり、当然、公平性や透明性というのは担保される必要がございますので、そこはしっかり審査していきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

本当に今、様々なエネルギー高騰だったり、様々な水産業界が厳しい状況でありますので、少しでも皆さんが、本当に元気になって前に進める事業にしていっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

これで私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、浅野敏江議員の質疑は終了いたしました。

そのほかございますか。小高 洋議員。

○16番（小高 洋） それでは、引き続きまして、通告に従ってお伺いをしたいと思います。

それで、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてということで、この間、この税の在り方をめぐっては様々な国内でも議論があるところであります。全体の議論として、五公五民ですとか、四公六民ですとか、あるいは103万円の壁、こういったところ含めて、様々な税の在り方についての議論が、国内で今、大に行われている中で、今回は、本市にあっては国民健康保険税、ここについて引上げを行うということで、12月定例会に引き続き、その上げ幅を調整した中で、今回、提案をされたということであります。

それで、国民健康保険会計そのものを見ますれば、その中身については、そういった数字なんだなということで理解をするところであるんですけども、一方で、今の市民生活、置かれている現状、こういったところを踏まえて、どう判断すべきかというところも重要なポイントかなと思いますので、まず1点目、本市の、例えば、1人当たりの所得、国民健康保険加入者の方々、所得ですとか、医療費等の状況について、他市町村との比較を踏まえて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 本市の1人当たり所得・医療費の状況でございます。

初めに、1人当たり所得の状況でございますが、国民健康保険の県事業費納付金の算定に用いる所得係数というものがございます。国民健康保険の県事業費納付金の算定に当たり用いる所得係数というものがございます。1人当たり所得の全国平均を1とすると、令和6年度0.87の数値が示されております。このことは、1人当たりの所得額が全国の平均よりも低いということを表しています。

なお、県内市町村と本市の国民健康保険加入者の所得の比較情報は、我々では持ち合わせておりません。

次に、お一人当たり医療費の状況でございます。宮城県の統計によりますと、県内市町村の国民健康保険加入者お一人当たりの医療費は、年間41万5,407円。一方、本市の国民健康保険加入者1人当たりの医療費は、年間45万8,279円でございます。県内市町村の平均よりも、本市は約4万3,000円高い状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。お答えいただきまして、ありがとうございます。

全国との比較でということで、特に所得の部分に関しては、1に対して0.8幾つという数字ということでお答えもいただきました。

それで、医療費に対しても、先ほどおっしゃられた数字、令和4年度の数字かなと思いますが、そういったことであつたと。所得については、令和5年度、お一人当たりで48万2,000円ということのデータがありまして、県内で見ますと、下から数えて、残念ながら5番目程度という状況があるわけであります。

そういった中で、今回、税率の引上げということになるわけでありましたが、率直に市民生活との影響との関係では、こういった考え方をお持ちか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 本市の国民健康保険財政状況、国民健康保険の税率改定が必要な状況でございます。税率改定を見送った場合、後年度に問題を先送りすることになり、いずれ国民健康保険加入者の皆様方に急激なご負担を強いることになってしまいます。

市といたしましては、令和6年12月定例会における議員の皆様のご意見・ご議論を踏まえまして、加入者の負担軽減を図るため、増額幅の見直しを行った上で、今回、提案をさせていた

できました。

なお、市民の皆様のお声に耳を傾けるとともに、当然、市議会の皆様方のご意見を伺いながら、今後の税率の在り方、これは検討すべきと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

現行の国民健康保険制度の在り方、あるいは、これからちょっとお伺いいたしますが、県の税水準統一、一本化、そういったところを含めて、そういったものの見方になるのかなとも思っております。

それで、先ほど、市民生活部長からご説明いただく中で、3度あるいは4度ほど、令和8年度分の引上げの考え方、令和10年度の、ここの試算で示されている部分、そこについて、あくまでもこれは今後の検討によるものであるということで、たしか3度ほどをおっしゃられておったかなと思うんですが、その意図するところというか、そこについては、例えば、今後の推移の中で、一つにはこんなことがあり得るのかどうか、基金が積み上がるような状況になったりですとか、そういったことがあった際には、引上げということではなくて、例えば、引下げといったこともあり得るだろうと。あるいは、令和12年度、県の水準の統一ということも言われておりますが、例えば、そういったところも含めて、ある意味では今後の検討であるというところで捉えてよろしいのかどうか、ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 基金の残高が、我々が今の収支見通しよりも動いた場合というところのご質疑かと存じます。

将来の基金保有高、我々で令和12年度に3億円というところを目指すというところ、議案資料にしております。今後、決算状況、令和6年度、また、令和7年度の決算見込み、そういったところで、この基金の見通しが予想よりも多く積み上がる、もしくは、少なく積み上がる、当然、その時点で必要な税率というのは変わってきますので、そこは改めて検討、基金の見込みを踏まえて税率の検討は必要になると、むしろしなければならないものだと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

とはいっても、大幅な制度の変更、そういったものがない限りは、ある意味ではこういった形で推移していくのかなという気もしておりますけれども、そうした中で、当然、議案という形で提案されておりますので、その中で、令和8年度あるいは10年度は、こういったところを見据えたところまで議案に含めるということは、当然、これはできませんので、そういった点で考え方であるということについては、当然、そのとおりだろうと思うわけであります。

ただ、一方で、先ほど、令和12年度基金、3億円というお話ありましたけれども、県の税水準の一本化、ここについては一定程度既定路線として今後も進められていく、そういった中で試算かなとも捉えておりまして、そういった点で、この基金保有額、この3億何がしというところの一つの根拠にもなっておりますので、宮城県の国民健康保険税水準の統一について、この点について、もうちょっと深めてまいりたいと思います。

それと、そもそもということなのですが、税水準の統一の目的、あるいはこの進め方、そして、本市に係る影響というものは、どのようなものになるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 本議案と直接関係しないながらも、間接的といいますか、将来のお見込みの部分はあるというところでのご質疑かと思えます。

保険料水準の統一の目的・影響でございます。

目的でございますが、まず、国民健康保険は、市町村によって保険税率の税率に違いがあるにもかかわらず、保険給付の内容に違いはございません。また、加入者の年齢構成が高くて、医療費の水準が高くなってしまい、また、所得水準が低いといった、そういった要因から、小規模な市町村では財政運営が不安定になるという問題が指摘されておりました。

目的のまず第1点目といたしましては、どの市町村に居住していても、同じ保険給付を同じ税負担で受けられるという意味での被保険者間、加入者間の公平性を確保するということでございます。

次に、目的の2点目でございますが、特に小規模な市町村で、高額な医療費の発生ですとか、収納率の変化、社会情勢の変化による収納率が減ってしまったですとか、そういったことでの保険税の変動を抑制できると、スケールメリットといいますか、財政基盤を安定させることにあるとされております。

以上でございます。

失礼しました。影響でございます。

統一することによる市町村の影響でございます。本市への影響でございますが、県単位の保険税水準の統一後において、まず、市町村の国民健康保険財政調整基金、これはなくなるわけではありません。水準の統一後の市町村の国民健康保険財政調整基金の取扱いについては、正直、宮城県は、これから県、また、県内の市町村と協議を得て整備をされてまいります。

一方、国のガイドライン、発出されています。また、全国では大阪府と奈良県において、既に都道府県単位の税の統一がなされております。そういった先行自治体の基金の取扱いといたしましては、基金の取扱いとしては社会経済情勢とかの変化による収納率の低下ですとか、予期せぬ収納不足、市町村独自の保健事業、市町村独自の保健事業を実施する場合、そういったところに限定されております。保険税引下げを目的とする基金の取崩し、そういった使途は認められておらない、それが国のガイドラインや先行自治体の事例でございます。よって、本市、塩竈市は、市町村独自の保険税負担軽減策、基金を取り崩して、今、充てておりますので、そういったことができなくなる、終了するということになりますので、結果、本市の保険税は上がることになるかと予想をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。ありがとうございます。

それで、先ほど来、標準税率という言葉が、この間、多く聞かれております。それで、先ほど、保険年金課長から、この税率の統一、直接議案は関係ない中でもというお話あったんですが、私としては、基金保有額において、この統一を見据えて、前年度の中で3億円ということの一つの根拠にもなっておりますので、改めてこのことについては深めてまいりたいなと思っておるんですが、この標準税率、この意味するところは一体どういった税率なんでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 標準保険税率についてのご質疑でございます。標準保険税率の定義として、ちょっとご説明いたします。

標準保険税率というのは、市町村のあるべき保険税率、具体的に目指す値として算定される水準のことでございます。根拠は国民健康保険法、法律でございます。法律の定めによって、都道府県が算定して、我々市町村に示されるものでございます。毎年度示されます。市町村は、その標準保険税率を参考にして、それぞれの市町村の税率を定めなさい、決定する、そして、賦課徴収を行うこととされておるものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。ありがとうございます。

そうした中で、12月定例会の際に、今回のちょっと議案の中身としては少々違いませんが、それが出されたときの考え方の一つとして、令和12年度の統一を目指すということで、そこまでに近づけていくステップというお考えも示されたかと思っておりますが、今回の議案においては、その考え方というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） まず、12月定例会の提案、また、今回の1月臨時会の提案、根幹にあるのは、今、基金が目減りしていると。いずれ令和9年度に基金が枯渇して、予算を組めない状況になっていく、だからこそ、財政健全、税率の改定が必要というところでございます。

令和12年度に、県の方針として、税の水準の統一が予定はされています。そして、先ほど申したように標準税率は参考としなさいと。県から税率が統一されたときの具体の税率このくらいですよというのは、今、まだ示されておられません。というのは、解決すべき、整理すべき課題が多くあり過ぎて示せないというのが県のご説明でございます。その一方で、標準税率、これが赤字を生じない、それが市町村で赤字を生じない税率として算定をされておりますので、我々はそこを参考に目指していくと。そして、県の税率水準の統一が令和12年度に予定されていますので、目標時期としてはそこまでに基金をもたせて、なお塩竈市として必要な3億円の基金を保つ設計をしまいたいというのが、提案の内容でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

標準税率といいますか、令和12年度にどういった税率、一本化された、統一された税率が示されるのかということについては、なかなか難しいところもあるのかなと思っておりますが、完全統一といいますか、県内自治体、どこに住んでいても、所得が同じであれば税率は同じだよということでの完全統一というものが、令和12年度を目指して、今、作業が進められていると。その中で、その一方で、毎年毎年、各市町村においては、標準税率というものが示されるという中で、当面そこを目指していくんだということになるんだと思うんですけども、先ほ

どおっしゃられた中で、標準税率が示されるものの、統一された税率、これちょっと何と呼べばいいのか分からないんですが、そことの差というものの見通しじゃないんですが、どの程度乖離したものになるのか、あるいは近いものとなるものなのか、そのあたり、ちょっと現時点で分かっていることがあればお聞きます。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 県から正式に示されていないものでありながらも、我々、市の担当として、今、机上で予想している部分としてお聞きいただければと思います。

標準税率までは恐らく上がらない、上がらないといいますか、そこまで達しないであろうという予想はしております。といいますのは、我々、収支見通しを立てている中で、標準税率だと幾らぐらい税収が入る、今の税率だと幾ら、そして、その間を縫っていくと幾らというシミュレーションをいたしました。そういった中では、標準税率より少し下といいますか、表現曖昧で申し訳ないんですが、そこまで達せずに収支は安定といいますか、になるという見込みを立てております。ただ、申し訳ございませんが、先ほど申したように、これは我々担当で電卓をたたいた部分でございますので、これは令和7年度以降、県との協議が本格化いたします。その情報については、逐次、議会の皆様にご報告をいたしますし、私の今の発言させていただいたものを修正させていただくことになるかとは、なるかもしれませんが、そこはご容赦いただければと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

もちろん現時点で分からないことをお伺いしているわけですから、その点については、今後、様々変わることはあり得るだろうとは捉えておきたいと思います。

それで、そうした中で、税率完全統一というものを目指して、今後、協議が始まるということであるんですが、その前提となるのは、例えば、医療の提供量でありますとか、医療サービス、こういったものが同じであるにもかかわらず、市町村によって支払う国民健康保険料、国民健康保険税に違いがあるところの不公平というものがうたわれているわけなんです、この地域の医療環境というものを踏まえたときに、どういった視点から見るとそれが同じであると言えるのか、そのあたりの考え方、ちょっとお聞きしたいと思います。例えば、地域ごとの医療の提供量の差ですとか、そういったものが明確に存在するかと思うんですけれども、そうし

たところも踏まえて、医療サービスというのはどこでも同じという表現なのか、そのあたりがちょっとつかめないなので、その辺お考えがあれば。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 恐れ入ります。その議論になりますと、我々市町村というよりも、広域的な県で考えていただくべき責任の部分となりますので、大変申し訳ございません。お答えが難しい、答えることができかねます。申し訳ございません。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。じゃあその点は、ちょっと県にも問合せを行いたいと思います。

それで、ちょっとお話変わしまして、令和12年度完全統一というものの前段として、令和8年度から、今度は納付金ベースでの統一というものが言われております。令和8年度ですので、県での完全統一ではなくて、市町村で税率に一定裁量を持っている中で、納付金ベースの統一というものも令和8年から行われるということであるんですが、医療費指数反映係数 α 、これを低減していったら、令和8年度にはゼロにする、このことが本市の税率に及ぼす影響というものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 納付金ベースの統一についてお尋ねをいただきました。本議案との直接な関係のない、しない部分ではありますが、関連するところでの答えになります。

まず、納付金ベース、納付金というのは、市町村が県に支出する国民健康保険事業費納付金と呼ばれるものでございます。内容としては、県全体の給付費を賄うために必要な額を、県内の市町村で分かち合う制度、県内の市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準に応じて配分した額を県に支出しているものでございます。

納付金ベースの統一、議員お尋ねの納付金ベースの統一の内容でございますが、各市町村が県に支出する国民健康保険事業費納付金の算定において、これまで、市町村ごとに異なる医療費の地域差に対応するために、医療費指数なるものが反映されておりました。一口に言うと、医療費指数が高い市町村は納付金の負担額が高い、一方で、医療費指数が低い市町村、病院にかかる患者さんが少ないといえますか、医療費が少ない市町村は納付金が少なくなるというものでございます。宮城県においては、この納付金というものを、納付金の算定における医療費

指数を、令和4年度以降、低減、減らしております。指数を減らしております。令和4年から、毎年度、指数値を低減して、令和8年度に医療費指数の反映がなくなるよう、今、進められておるところでございます。

なお、このことによる本市への影響でございますが、塩竈市はほかの市町村と比較して、医療費水準が実は高うございます。先ほどの、最初のご答弁の部分でございます。よって、これまで応分の県事業費納付金を塩竈市は支出しておりました。令和8年度以降、この医療費水準が反映されない、納付金ベースの統一になりますので、若干ではありますが、本市の負担は緩和されることになる、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

先ほど、塩竈市においてのお答えは難しいということで、医療環境の考え方ですとか、そういった部分でもありましたけれども、そうした中で、医療費、各市町村における医療費の考え方といいますか、そこについては、それぞれ様々な事情がある中で、そうした部分の差が出てくるんであらうと捉えておりますけれども、そこについて、令和8年度においては一定の係数をかけるというものがなくなっていくと、塩竈において見れば、その納付金が一定額、それほど大した影響ないんだと思うんですけれども、そういったことになるんだと思うんですが、それが果たして他の市町村と比較したときに、果たしてそこが公平というものにつながるものなのかどうかと、ちょっと疑問を持っているわけであります。

それで、続いて、令和12年度、税の完全統一ということで、税率の見直しについては完全なものは難しいということで、前段お答えをいただきました。ただ、一方で、今、まさに示されておる標準税率から見たときに、確かに標準税率というものが赤字にならない税率ということなのであれば、当然、それより高くなるということはないんだらうと思うんですけれども、恐らくそこに近い値となるんだと思うんですが、そうした中で、今回、一つの考え方として、今回の引上げについて、その引上げ幅というのは、標準保険税率と現行税率との差、その3割というところが数値的な考え方として示されております。それで、ちょっと気になったのは、将来的に標準税率に近いところまで税率が上がっていく、上がっていくというか、県の統一化の際にはそうなるだらうということであるんですけれど、実際に、標準税率と本市税率というのは、どの程度乖離をしているんだらうと。あるいは、各市町村において、それぞれ定めら

れた税率がありますけれども、そういったものを一つ一つ見ていったときに、標準税率との乖離というのはどの程度あるんだろーというところが、一つは気になるわけなんです。そういった中で、そこに仮に非常な乖離があるということなのであれば、それは大幅な引上げにつながってくるということでもありますので、その辺、もし数字なりなんなりお持ちであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 国民健康保険税率は、ご存じのように、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、そして、それを所得割、均等割、平等割で割っております。それを厳密に数字の差でお示しするのは、難しいところではあるんですが、一つの目安、目安といいますか、状況としてお答えいたします。ほかの町の状況も調べました。県内において、標準税率と現行の税率に差がない自治体というのは、実は1町のみでございます。35市町村中1町のみ。そのほか、所得割または平等割といった一部のみの標準税率に達している市町村もございます。これは17市町でございます。残りの本市を含む、塩竈市を含むほかの市町村は、標準保険税率よりも現行税率が低くなっておる、そういった傾向でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。ありがとうございます。

先ほどおっしゃられましたとおり、標準税率と現行の税率において、県内35市町村を見回したときに、標準税率を上回る、あるいはそこに近い、そういった市町村というのは1つしかなかったと。一方で、そこに届いていない市町村というのは、1つ、2つの項目で標準税率に届いているところはあるものの、ほとんどが標準税率の比較では届いていないということが、先ほどのご答弁の中にもあったかと思います。

そうなりますと、標準税率、これに近い値ということで、令和12年度の部分を見据えたときに、基本的には、県内、ほぼほぼ引上げになってしまうんじゃないかという捉え方をしております。そういった状況がある中で、そこを一つの根拠として、基金の設定を行うだとか、そういったところ、前回5割、今回3割、そういった考え方の違いというものがあるわけなんです。一方、そうした県の統一化、これを見据えて行われる引上げというものが、今後、どう推移していくのかというところについて、私は非常に心配しているところだということでもあります。実際、大阪府において、統一行われておりますけれども、その中では、府内市町村に

おいては、ほぼほぼ引上げとなってしまったと。今、大阪府は、全国的にも非常にトップクラスの税率ということにもなっているということもお伺いしておりますので、そういった点で、まさに今の市民の皆さんの暮らし等々を見据えたときに、果たしてこのままの制度に乗かった、そういった中で引上げを行っていくことが、果たしていいことなのかどうかというところは、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

ちょっと時間もなくなってきましたので、項目については、鈴木悦代議員にも少しお伺いをお願いしたいなと思っておりますが、そういった点で、確かに今回の議案については、県の税率の統一というものが、直接関係するわけではないということで、先ほどから何度かおっしゃられておりますけれども、一方で、基金の保有額の根拠ですとか、今後の方針、そういったところに、この県の税率の統一というものが出てくるものでありますので、そういった点で、今回の引上げ、あるいは将来的な見通し、こういったものが、このままの統一、この統一、宮城県版とはおっしゃいますが、基本的には国で敷いたルールでありますので、そういったことに乗ったまま市民の負担というのが増えていく、このことについて、私は非常に危惧を覚えているということを申し上げまして、私からの質疑とさせていただきますと思います。

以上で終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、小高 洋議員の質疑は終了いたしました。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

次、質疑ございますか。土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも何点か質疑させていただきます。質疑の、対象項目としては、先ほどから質疑があります国民健康保険税のところと、あとは割増商品券のところです。よろしくお願いいたします。

まず、国民健康保険税からですけれども、資料No.4の12ページから、まずは聞いていきたいと思います。

通告によりますと、私の最初の質疑は、今回の改定と、今後、予定されている改定の兼ね合いについてだったんですけれども、こちら、市民生活部長からも大変丁寧にご説明いただきましたので、この部分に関しては省かせていただきたいと思います。

続きまして、次の質疑なんですけれども、基金の考え方について質疑させていただきますと思います。

12月、前回、議案として提出されたものの基金の積み上げの額というのが、決算額の8%と

というのがひとつ基準だったと思います。その理由としては、たしか同水準の自治体の平均ですよというご説明がなされたかと思います。一方、今回の議案を見ると、５％程度というお話がありまして、それも、その説明を見ると、先行自治体、大阪府、奈良県の市町村の基金保有割合の平均ですと書かれております。また、市民生活部長からのご説明の中で、加入者にとって過度な負担にならない額というお話もありまして、これを聞いたときに、一体この基金保有額の妥当な額というのは、一体何なんだろうというところをちょっと疑問に思いました。というのは、どうしても根拠となるものがころころと変わってしまうところもあって、本来であれば、石村保険年金課長からもご説明あったように、安定運営するために必要な額というのが基金の保有額の妥当な額だと思うんですけれども、それなんだけれども、その理由がころころ変わってしまっているということで、一体これはなんだというところが、まず一つ疑問として浮かんでおりますので、その点、基金の考え方、それから、保有額の妥当な額というのは、市として、塩竈市としてはどう考えているのか、ここからまず伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 国民健康保険財政調整基金の保有高の考え方についてでございます。

国民健康保険財政調整基金の保有額について、まず、厚生労働省、国からは、国からの通知によりますと、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいという通知内容でございます。言わば各市町村の判断に委ねられており、目安としては示されておられません。また、これは保険税水準の統一後においても同様といいますか、この通知は変わっておりませんので、同様でございます。

既に都道府県単位の保険税水準の統一がなされている先行自治体である大阪府、奈良県、そういったところにおきましては、各市町村が予期せぬ支出の増や収入減に対応するため基金を保有するとしております。言わば市町村の基金はなくならないというところでございます。

本市の考え方におきましては、まず、令和６年１２月定例会においてご議論いただいた内容を踏まえまして、税率改定幅を縮小させてご提案をさせていただきました。基金保有高、これは、大阪府や奈良県といった先行自治体の市町村の基金保有割合の平均を取り、決算規模の約５％、３億円程度といたしました。予期せぬ社会情勢、経済情勢によって収納率が下がった場合、県事業費納付金を税収で賄うことはできなくなります。これに基金を活用することになりますので、最低限３億円程度の基金高を保有すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、今回、議案の中に書いてある3億円、5%程度が、市として考える妥当な額であると。もちろん基金というのは、多くあればあるほど運営側としては安定すると思うんですけれども、まずこれくらいは最低必要だということということです。ということは、前回の8%というのは、ちょっと取り過ぎていたということになるのかなと。もちろん安定はするんですが、市民生活部長からのお話もあったように、加入者の過度な負担にならないように、要するに基金がたくさん積み上がるということは、加入者の負担になるということですから、その折衷案をどこで取っていくかというのは、市の腕の見せどころだと思うので、その点を確認させていただきたかったところでございます。

続きまして、次に、基金の積み上げ方について伺いたいんですけれども、第3期宮城県国民健康保険運営指針を拝見させていただくと、国民健康保険財政の基本的な考え方として、保険税の引下げのために、引下げ相当分の一般会計からの繰入れをするのは解消、削減の対象になりますよと。ただ、一方として、国民健康保険の基金に積み上げるための一般会計からの繰入れというのは、解消及び削減の対象にはしませんよという話を書いてあるかと思います。それを基に、七ヶ浜町では、令和5年度でしょうか、1億円を一般会計から繰り入れることで、どんどん目減りしている国民健康保険の基金の安定化というのを一時的に図っているということがあります。こういう事例がありまして、行政の所得の再配分ということも考えたときに、このようなやり方もあるのかなと考えてはいるんですけれども、今回、塩竈市として、全額を加入者の負担する国民健康保険税で賄おうという形で、基金を積み上げることを考えている。こういう手段を採択された考え方と理由というところを、もう一回伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 国民健康保険事業特別会計、これは、特別会計には一般会計からの繰入れ、行われております。そして、繰入金には、地方交付税による財政措置がある法定内繰入金と、財政措置がなく一般財源で負担する法定外繰入金がございます。法定外繰入金、これは、国民健康保険加入者以外の方々に対して負担をお願いするものになります。それは不公平であるというところから、法定外繰入れは適切ではないと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

よく言う受益者負担の部分の考え方なのかと思うんですけれども、なかなか行政という性質上、受益者負担を追い求めるのもちょっとおかしい部分もあるんで、あるんだなと考えてはおるんですけれども、今、市の考え方としては承りました。

次に、令和12年度の統一に向けての動きなんですけれども、先ほど、小高議員からもお話があったように、この統一というのを考えたときに、確かに県全体の国民健康保険の運営側としては、統一することによって、スケールメリットが働いて、安定化するだろうと考える一方、加入者側、加入者側というか、我々加入している側からすると、運営規模が大きくなったからとはいえ、スケールメリットが働いている分、加入者側としてのスケールメリットって働かないんですよ。というのは、運営の費用がどんどん高くなっていて、各自治体で運営していたほうが、よっぽど額としては少ない額で、負担額で運営されていたということになりかねない状況に進んでいると思います。

その中で、ぜひ塩竈市に頑張っていただきたいものとしては、今までの保険者として、知見とかノウハウを一番持っている組織だと思いますので、ぜひ今後、県との、もしくは県内の自治体との調整が入ってくると思いますけれども、その中でぜひ知見を持っている側の人間として、加入者側にとってもスケールメリットが働く、あまり過度な負担を強いるシステムにならないように、ぜひ積極的に意見を発言して行って、その方向に全体の合意を持って行ってほしいと思うんですけれども、その点について、市としてどういう覚悟といいますか、思いを持って、今後の合意形成に向かっていくのか伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 本議案と直接的な部分ではないとは思いますが、関連するところでのご回答をさせていただきます。

塩竈市、これまで、保険者として国民健康保険を運営させていただいておりました。当然、加入者の構成、かつては昭和30年代に法律ができた当初、自営業者ですとか漁業者の方々、そういった方が多くいらっしゃいました。一方で、今は会社を退職された方、年金受給者の方、もちろん自営業の方もいらっしゃいますが、あとは非正規雇用の方々、そういった方が多く加入者でございます。財政負担も増しておるところ。よって、県と、また、市町村との協議、これから本格化してまいります。その協議に臨みました。まず、第一義的には、健全な

財政運営。当然、我々の市町村国民健康保険の特別会計でございますので、その健全な運営としながらも、本市の国民健康保険加入者の方々にとって適正な運営、制度運営、そういった部分になるよう、市として必要な意見、これは申し入れなければならないと思いますし、また、決して受け身ではなく、積極的にこの協議をしてまいりたいと、担当として考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

ぜひ加入者の負担もというところを気にしていただいて、積極的に発言はしていただきたいなと思います。

続きまして、議案第2号から、割増商品券事業について伺ってきたいと思います。

ページ番号としては、何番でしょう。ありがとうございます。ページ28ですね。こちらから伺ってきたいと思います。

今回、割増商品券事業、もう第8弾になったんですね。第8弾、非常にもう7回も経験をされた中での第8弾ということで、これまで、僕もこの議場で、その効果というのはどういうものがあるんですか、本当に効果あるんですかという話もさせていただいたかと思いますが、この間、7回を経て、その効果、もしくは効果の検証の方法というものを試行錯誤してバージョンアップされてきたかなと思います。それを踏まえた上で伺いするんですけれども、今回のこの第8弾では、どの程度の、どういう効果をどの程度見込んでいて、それを継承するための方法として、どのような手段を用いようとしているのか伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 商品券の効果ということですが、これまでもアンケート調査ですね。利用者に対するアンケートと、あと取扱店に対するアンケート調査を実施してまいりました。やはり効果を測定するに当たりまして、より詳細な調査であったり、何か別な指標ということも考えられるかと思いますが、仮に取扱店に対して、調査票の記載をお願いして、詳細な収益の向上率とか、リピーター率とかということも調査する方法も考えられるんですが、やはりご負担をおかけして、例えば、回収率の低下につながることも考えられますので、やはりアンケート調査、シンプルに10問程度の設問で、確認したいことが確認できるような体制を取ってきたつもりでございます。

今回の見込み、期待される部分ということにも関連してきますけれども、やはりこれまでの

アンケート調査の中で、自由記載欄をちょっとよく見ていくと、利用者のアンケートで、商品券があるときに行くお店があるとか、あと、いつもより高めのお店でおいしいものを食べているとか、ふだん買わないようなものをこの機会に買える、また、この機会に新たな場所をめぐるきっかけになる等の、直接的に消費拡大に、いつもよりぜいたくできたという趣旨の回答も多くいただいております。実際に数えたんですけれども、50件ぐらいのこういう記載がありまして、これに加えて、地元で消費する機会が増えるとか、そういった回答も加えますと、さらに多くの件数が自由記載欄であるんですが、やはりそれを裏づけるものとして、このアンケートの結果、やはり地元の小規模店を使う機会が増えたと回答している方が71%いたり、あと、ふだん買わないようなものを買ったという方が59%いらっしゃることを確認できていると思いますので、第8弾につきましても、このような結果を期待するとともに、地元のお店に親しんでいただいて、将来的な存続にもつながる効果があるものと期待しています。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

何回も伺った回答かなと思うんですけれども、この事業というのを、今後も継続して、この事業として続けていくときの細かなブラッシュアップのためには、今おっしゃったアンケートの取り方とか、回答を参考にするというのは、非常にいいことだと思います。ただ、これって臨時交付金使った事業ですよ。そうすると、そのほかにも様々なメニューある中で、この事業を目的に沿って使っていますという、もう少しマクロな意味合いで事業を評価するための評価方法というのを検討しないと、この事業そのものがほかの事業よりもすぐれて有効であるということを示すには難しいのかなと考えておりますので、ぜひもう少し広い目を見て、この事業が本当にいいのか、さらには、いいんだったらもっとよくするためにはどうしたらいいのかというところを考えていただければと思っております。

ちなみに、こういう商品券事業をやると、よく言われることとして、単なる消費の先食いじゃないですかという懸念が出てきます。それに対して、塩竈市としては、いや違いますよということを、どのような理由で返しますか。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） マクロな把握の方法ということで、非常に難しい部分かなとは思いますが、今回の交付金の国から配布される趣旨ですが、やはり消費者の物

物価高騰に対する消費、控えたり、生活支援という部分もありまして、まずはその目的が達成されるということと、結果として、事業者の方にも支援になると考えておりますが、マクロ的な効果を把握できるような指標として、仮に、例えば、税の増加とか、市税の増とかにつながればいいんですが、なかなかそういうのも設定したいところですが、やはり商品券との因果関係を説明するのが非常に難しいのかという部分もありまして、やはり先ほどご説明した定性的というか、直接の消費者の声を参考に、今はするしかないのかと思っております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

何回も何回もこの臨時交付金出てきて、それを使って事業されているというのは、いいことだと思うんですけども、この割増商品券以外にも取る手段、方法というのはいっぱいあるよということは、しっかり考えた上で対応していただきたいなと思います。これはちょっと担当課の範疇を超えてしまう話ではあるかとは思いますが、実際、今回の交付金の推奨メニューとかを見ていくと、一番最初に出てくるのが、例えば、インフラ関係の物価高騰に対する補填だったりとか、要するに電気、ガス、灯油はじめ、そういうところの物価高騰の負担を軽減するような策なんていうのは、一番最初に出てきたりもします。

ということも踏まえた上で、ちょっと次の質疑なんですけれども、これは、ちょっともしかしたら担当課の範疇を超えてしまう話になるかもしれないんですが、この臨時交付金、先ほどご紹介したように、推奨メニューのところを見ると、別の方法もいろいろありますと。その中で、今回、我々が、我々とはいうか、割増商品券として行う事業なんですけれども、約4分の1が間接経費として消費される事業ですよ。3,000万円弱が、実際にこの事業で市民の方に行き渡らないお金になっていると思います。ただ、その分も事業者にはお金が回っているので、それはそれでいいのかもしれないんですけども、このように間接経費が非常に高い方法であると。一方、先ほどご紹介したようなインフラの負担軽減の部分であれば、もののやり取りとかというのも格段に少なくなりますので、ここまで間接経費というのをかけることなく、市民の皆さんのところにお金というか、実際の負担軽減に帰することができるんじゃないのかなと考えております。また、商品券、今回1万9,000冊販売されますけれども、塩竈ってもっと世帯数ありますよね、今ね。ということもあって、これを、恩恵を受けられる人も限られてしまっている事業だというのが、今の現状なのかなと。それに対して、先ほど言ったインフラのどこ

ろであれば、加入している方はすべからく恩恵を受けることができるということもあって、これは確かにいい事業なのかなと思っているんですけども、今回、様々な推奨メニューが示されている中で、ほかの方法ではなく、この割増商品券というのを選んだ理由というところをご説明いただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 複数の事業案を担当課としても考えまして、補助的なものであったりとかも検討して、提案したのですが、おっしゃるとおり、割増商品券事業につきましては、全ての市民に公平に機会を提供できるということと、あと多くの地元の商店の皆様が参加するということで、市内経済への波及効果が期待できるということを判断しております。やはり給付という形のほうが、交付金の活用という意味で無駄がないとおっしゃるのも理解できるんですが、確実に市内でお金を消費していただける、もちろん波及効果としてはプラス、同じ、1億8,000万円、10割増しということで1億8,000万円ぐらいになるんですけども、市内経済のものが動くというところを重視して、割増商品券事業を提案しているところです。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

市内の全ての方というお話もあったんですけども、実際はそうはならないですね。発行件数もそうですし、買える人と買えない人というのは出てくるかと思えますし、どうしても、やっぱり一部は市外に流れてしまうお金もあるので、その部分はもう少し説得力のある説明をしていただきたかったんですけども。ぜひ、今後、あるかどうかは分かりませんが、こういう事業を行うときに、ほかのメニューと比べてでも、やっぱり今の塩竈にはこういう方法が必要なんだよと。波及効果をうたうのであれば、どれくらいの波及効果が見込めます、それをどのように、方法はちょっと悩ましいところもありますけれども、こう検証してきますよということも含めてご提案いただけると、ああ、なるほどなとなると思いますので、ぜひその点、検討していただきたいなと思っております。

以上で、私からの質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、土見大介議員の質疑は終了いたしました。

そのほかございますか。鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代） 日本共産党塩釜市議団の鈴木悦代です。

私からも、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に関して質問いたします。よろしくお願いいたします。

今回、提案の条例は、12月に提案された内容に比べて、改定幅が小さくなっているとはいえ、昨今の物価高騰が続く中、今回の引上げは、さらに市民の生活を圧迫するものとなるものです。先ほどからの質問で、今回、なぜこれが必要か、その目的についてやり取りあったわけですが、国民健康保険税は、協会けんぽなどの社会保険のような事業主負担もなく、重い税負担となっています。国民健康保険税を考える上で、やはり市民の生活実態がどのようなものか、そういうところもポイントになるかと思ひまして、伺います。

本市において、1人当たりの所得に占める税の割合、また、法定軽減、7割、5割、2割とありますけれども、それぞれの対象世帯の割合がどのようなものであるかお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） まず、国民健康保険税の軽減のデータというか、のところでございますね。

まず、低所得者の方々に対しまして、法定の軽減制度ございます。国民健康保険税額を算定するときに、所得が基準額を下回っている世帯、そういったところには均等割と平等割の7割軽減、5割軽減または2割軽減の減額措置がございます。減額措置は、世帯主と加入者の人数、所得の合計によって判定をいたします。

その数でございしますが、数字を申し上げます。世帯数で申しますと、7割軽減の世帯数が、令和5年度の決算の状況としてお聞きください、2,395世帯、5割軽減の世帯が1,215世帯、2割軽減が898世帯、この3つの軽減の世帯を合わせますと4,508世帯でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代） 合計の世帯数、教えていただいたんですが、世帯の割合、加入世帯の割合からすると、どういった割合になるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 世帯全体のうち6割の世帯が軽減対象の世帯になっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

それから、1人当たりの所得に占める税の割合、教えてください。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 恐れ入ります、今、手元にデータございませんので、調べて後ほどご回答させていただきます。申し訳ございません。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 県の資料なんですけれども、令和5年度で、塩竈市においては17.26%というふうなようです。

先ほどからのお話でも、本市の所得係数というのは、全国に比べて低いというお話がありました。国民健康保険の加入者は、年金生活者、非正規労働者などの低所得者が中心であります。軽減の対象ということもお聞きしましたが、それ以外、ボーダーラインといいますか、病気で会社を退職した、あるいは家族の病気や介護で医療費がかかる、そうした中で、ボーダーラインが一番きついという市民の声を聞きます。法定軽減対象まででない、ボーダーラインの存在というのも少なくない状況にあります。このような市民の状況の受け止めについて伺います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 先ほど申したように、低所得者の国民健康保険税の軽減措置、国の法令で定められた基準により実施しております。軽減措置に該当しない方々におきましては、負担の公平性の観点から、応分の負担をお願いをしておるところでございます。

なお、災害の罹災ですとか失職、その他の事情で国民健康保険税を納めることができない、困難、そういった事情がある方には、随時、納付相談をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

ご説明いただきましたけれども、特にそういうボーダーラインで一番きついという、そういう方にとっては、特に今回の引上げは厳しいもので、さらに苦境に置かれることになるかと思っています。

今回の引上げは、県が令和12年度に税水準の統一化を目指す中で、本市として、令和11年度までに県の提示する標準保険税率に近づけることを目指す、その第1弾です。県の示す標準税率と現在の本市水準の開きがあつて、それを県水準に持っていくには、今回の引上げでは届かず、今後もさらに引上げが必要となっている状況です。

本市では、これまで、高過ぎる国民健康保険税を軽減する市独自の施策を進めてきました。県統一となった場合、市独自の国民健康保険税を軽減する措置・施策はどのような扱いになるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 恐れ入ります、市独自の軽減策のお尋ねでございますか。（「県統一となったときに、そういう扱いはどのように扱われるかという」の声あり）

○議長（鎌田礼二） 鈴木悦代議員、じゃあ再度。

○14番（鈴木悦代） 現在は、市でやりくりして軽減を図っているわけですが、県統一となった場合に、そういった独自の施策、どういう扱いになるのかをお聞きしたいんですが。

○議長（鎌田礼二） 質疑の内容分かっています。大丈夫ですか。石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 保健事業の取扱いでございますか。ではなくて、保険税。

○議長（鎌田礼二） 再度明確にお願いします。

○14番（鈴木悦代） 市独自で、高過ぎる国民健康保険税を軽減するために、基金を取り崩したりしているわけですが、例えば、県で保険税水準を統一していくという運用にしていくなつた場合に、今やっている、そういう軽減するための施策というのはできるのか、できないのか、どう扱われるのか、そういったところなんですけれども。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 議案に直接関係しないところとは存じますが、国のガイドライン、大阪府・奈良県の事例としましては、基金を取り崩して保険税の抑制に充てることはできないとなっておりますので、恐らく宮城県の統一についても、そういった協議、整理がなされていくのではないかと考えておるところでございますが、まだ確定ではございません。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

これまで進めてきた、市独自のそういう軽減を図る施策もできなくなるのではないかと思います。県統一化で、市町村の裁量も制限されてくるのかなということです。税水準の統一で、県内どこでも同じ所得・世帯構成で、同じになるという、一見すれば公平に見えますが、市町村によって、医療機関へのアクセスには差があり、受けられる医療は、今、同じではないと思います。

国民健康保険の健全な、適正な運営が求められるということが言われていますが、どんどん国民健康保険の運営も難しくなっているというところですが、地方財政法第2条で、国は地方財政の自主的、健全な運営を助長することに努め、いやすくもその自律性を損ない、また、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないとあります。高齢化によって病院に行くということは増えるわけで、おのずと医療費も増えていきます。今回の条例とは直接ではないと思いますが、早期発見で早期治療、予防に力を入れていくということが大事になると思います。

全国知事会や市長会でも、減らし続けてきた国庫補助の増額を求めているわけですが、地方自治体からも、本来の国の責任を求めていくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 国民健康保険財政の設計といたしますか、そういった部分になるかと思います。ほかの市町村と共同して、財政が健全になるように、要望といたしますか、ほかの市町村と一緒に要望等、時期を捉えて行うべきと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

以上で、私の質疑は終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、鈴木悦代議員の質疑は終了いたしました。

ほかございませんね。（「なし」の声あり）

では、これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに、ここ繰り返します、議案第1号について

は、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することは可決されました。

さらにお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議案第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後5時06分 休憩

午後5時12分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論を行います。

議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対者からの発言を許可いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対する立場から討論を行います。

12月定例会で提案されました条例の一部改正は、令和12年度に、県が国民健康保険税水準の統一化を目指す中で、本市として、令和11年度までに本市保険税率を標準保険税率に近づけることを目指し、令和7年度の本市の保険税率について、標準保険税率と本市現行税率の差の50%分の引上げ改定を行うものでした。標準保険税率にさらに近づけるために、今後、複数回の引上げの計画についても示されました。

今回の税率の引上げは30%と下げてはいるものの、物価高騰が続く中、今回の引上げは、被

保険者の生活をさらに圧迫するものです。

当市議団が質疑しましたが、当市の国民健康保険の加入世帯の軽減世帯は、令和5年度の県の資料では64.2%です。全県平均の61.08%と比べ、かなり多く、9番目となります。今後、高齢化が進行する中、さらに拡大すると考えます。また、1人当たりの所得に占める保険税の割合は17.26%です。全県平均は14.61%であり、県内で3番目、3番目の高さになっています。このような国民健康保険加入者の厳しい状況を直視しなければならないと考えます。

国民健康保険の加入者は、年金生活者や非正規労働者が中心です。低所得者が多くを占めます。会社員などが加入する社会保険と違い、保険料の事業主負担もありません。国民健康保険税は協会けんぽの2倍の高さです。また、法定軽減対象までではない、先ほどもありましたけれども、ボーダーラインの存在も少なくはありません。県の標準税率に合わせることも、今でさえ負担が大変になっている市民のことを考えるべきではないでしょうか。

国は、市町村独自財源での減免にはペナルティーも科すとしています。国民健康保険の都道府県の一本化は、国の主導で始まったものです。県の保険税水準の統一は、各自治体の医療費水準、また、所得水準など、市町村の事情について考慮することなく、保険税の水準を一律にするものです。

現在示されている標準税率と本市税率、また、他市町村の税率との比較でも、1つの町を除き、市町村の税率のほうが低く、大きな乖離があります。今回の税率引上げ以降の税率引上げは、あくまで方針で、今後の検討事項だと言いますけれども、このまま水準の統一化が進めば、市町村の裁量は失われ、全県的な国民健康保険税の大幅値上げが行われることとなることは明らかです。実際に統一を行われた大阪府は、現在では全国でもトップクラスの税率の高さとなっていること述べておきます。

国民健康保険は、国民が安心して医療を受けられる国民皆保険の大きな柱であり、国民健康保険法第1条は、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように進めなければならないと、国の義務を規定し、国庫負担を義務化しています。しかし、国は、国民健康保険の医療費に対する国庫負担を、かつては45%以上だったのを、今や30%程度に削減してきました。

本市を含め、市町村の国民健康保険財政は困難になっており、これは国の責任です。全国知事会や市長会は、1兆円の国庫負担の増額を求めています。本市も国庫負担の増額を求める立場をさらに強く表明すべきと申し上げ、反対討論といたします。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、賛成者からの発言を許可いたします。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。

私は、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で討論を行います。

今回提案されている国民健康保険税条例の改正案は、国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、税率改定を行おうとするものであります。収支見通しによれば、現行税率のままでは、保険税収納額が大幅に不足し、令和9年度ないし令和10年度には、財政調整基金が底をつき、国民健康保険事業の運営が図れなくなることから、税率改定をせざるを得ない状況にございます。

これまでの経過として、令和6年12月定例会におきまして、当局より税率改定案が提出されました。12月定例会の議論においては、税率改定幅は国民健康保険加入者の負担の緩和を考慮すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、否決となりました。

今回提案の条例改正案は、12月定例会における議論を踏まえ、税率改定幅を縮小した内容となっており、国民健康保険加入者の負担が軽減されております。

塩竈市の国民健康保険税1人当たりの平均年額は、現行7万7,594円から8万6,259円となりますが、県から示された標準保険税額10万8,995円より2万2,000円ほど低い金額であり、隣の市と比べ7,000円ほど、また、隣の町と比べると3万2,000円ほど低い金額でございます。

なお、仮に今回の改定を見送った場合、次年度以降、大幅な改定は避けられず、市民の負担感はさらに大きくなることは明白であります。

国民健康保険加入者は市民の約2割、1万人ほどで、後期高齢者を除いた74歳以下の方々が該当いたします。

国民健康保険税額の改定は、家計に与える影響は決して小さいものではございませんが、今後の国民健康保険財政の健全な財政運営のためには、当局案は妥当であり、やむを得ずの改定の提案でございますので、国民健康保険加入者並びに市民の皆様、そして、議場の皆様にご理解を賜りたいと思います。

以上のことから、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の賛成討論といたします。

○議長（鎌田礼二） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これより採決を行います。採決は分割で行います。

まず、議案第1号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

長時間にわたりお疲れさまでした。

午後5時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年1月31日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 今 野 恭 一

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

令和 7 年 2 月 定例会 2 月 19 日 開 会
 3 月 7 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

令和 7 年 2 月 19 日（水曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

令和7年2月19日（水曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 請願第2号
- 第5 議案第3号ないし第15号
- 第6 諮問第1号
- 第7 議案第33号

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第7

出席議員（18名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	10 番	今 野 恭 一 議員
11 番	志子田 吉 晃 議員	12 番	鎌 田 礼 二 議員
13 番	伊 勢 由 典 議員	14 番	鈴 木 悦 代 議員
15 番	辻 畑 めぐみ 議員	16 番	小 高 洋 議員
17 番	土 見 大 介 議員	18 番	伊 藤 博 章 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 光 樹	副 市 長 千 葉 幸太郎
病院事業管理者 福 原 賢 治	技 監 鈴 木 昌 寿

総務部長 本多裕之
 福祉子ども未来部長 長峯清文
 上下水道部長 鈴木良夫
 総務部
 政策調整管理監兼
 公民共創推進専門監 布施由貴子
 総務部次長兼
 総務人事課長 高橋数馬
 総務部
 政策課長 引地洋介
 総務部
 財政課長 佐藤渉
 産業建設部
 土木課長 鈴木英仁
 市立病院事務部
 業務課長 渡辺敏弘
 教育委員会
 教育長 黒田賢一
 教育委員会教育部
 次長兼教育総務課長 櫻下真子
 選挙管理委員会
 委員長 高橋章
 監査委員 菅原靖彦

市民生活部長 高橋五智美
 産業建設部長 草野弘一
 市立病院事務部長 鈴木康弘
 総務部次長兼
 行財政改革推進
 専門監 佐藤一樹
 福祉子ども未来部次長
 兼生活福祉課長 鈴木陸奥男
 総務部
 管財契約課長 上總雅裕
 市民生活部
 税務課長 志野英朗
 上下水道部
 次長兼業務課長 並木新司
 総務部
 総務人事課総務係長 石川宏
 教育委員会
 教育部長 末永量太
 教育委員会教育部
 生涯学習課長 郷古勝浩
 選挙管理委員会
 事務局長 目々澤恵一
 監査事務局長 武田光由

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広
 議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡
 議事調査係主査 梅森佑介

午後 1 時 開議

○議長（鎌田礼二） 去る 2 月 12 日、告示招集になりました令和 7 年第 1 回塩竈市議会定例会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者で
あります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ
が 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについ
てに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただか
なくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、
ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 1 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いい
たします。また、撮影はあらかじめ許可をした報道機関を省いて禁止しております。

◇

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13 番伊勢由典議員、14 番鈴木悦代議員を指名いたします。

◇

日程第 2 会期の決定

○議長（鎌田礼二） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、17 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本定例会の会期は、17 日間と決定いたしました。

◇

日程第 3 諸般の報告

○議長（鎌田礼二） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第 1 号「車両

接触事故による和解及び損害賠償の額の決定について」及び専決第2号「車両接触事故による和解及び損害賠償の額の決定について」につきまして、令和7年2月6日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、2月12日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

次に、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告3件、例月現金出納検査の結果報告1件であります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号

○議長（鎌田礼二） 日程第4、請願第2号を議題といたします。

今定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案第3号ないし第15号

○議長（鎌田礼二） 日程第5、議案第3号ないし第15号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第3号から議案第15号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第3号「ミナト塩竈まちづくり基金条例の一部を改正する条例」ですが、第5次塩竈市行財政改革推進計画で掲げる健全で持続可能な財政運営を図るため、現下の行政課題を踏まえた基金へと整理をすることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第4号「塩竈市公共施設等総合管理基金条例」ですが、本庁舎に加え、様々な公用・公共施設についても、総合的かつ計画的な改修・更新を行うことを目的とした

塩竈市公共施設等総合管理基金を設置することから、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第5号「塩竈市漁港整備基金条例を廃止する条例」であります。本市漁港の整備促進に資するための基金として設置した塩竈市漁港整備基金について、近年の活用状況を踏まえ、当該基金を廃止しようとするものであります。

続きまして、議案第6号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第14号「令和6年度塩竈市水道事業会計補正予算」までにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第6号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」でございますが、国の令和6年度補正予算を活用した事業や基金運用の見直しのための基金積立費、また、決算に向けた整理のための予算などを計上し、歳入歳出予算にそれぞれ50億6,025万6,000円を追加いたしまして、総額を321億4,569万6,000円とするものであります。

主な歳出予算であります。国の補正予算などを活用した事業は、

塩釜漁港に係る宮城県の航路しゅんせつ工事などについて、経費の一部を負担いたします水産物供給基盤機能保全事業として 1,800万円

同様に、塩釜漁港に係る宮城県の東防波堤改良工事について、経費の一部を負担いたします特定漁港漁場整備事業として 7,800万円

梅の宮陸橋の補修工事のための橋りょう整備事業費として 4,400万円

第一中学校の職員室などの空調を更新する中学校施設維持管理費として 1,976万7,000円

杉村惇美術館の北側擁壁について急傾斜地崩落対策工事を行う美術館運営事業費として 1,000万円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業として 1億3,043万7,000円

東日本大震災復興関連の予算では、

災害公営住宅家賃低廉化事業補助金等の市営住宅基金への積立金として 5億5,453万4,000円

基金運用の見直しに伴う予算では、

庁舎建設基金からの積替えや今後の事業実施の財源とするための公共施設等総合管理基金費として 15億5,855万円

ふるさとしおがま復興基金からの積替えや今後の事業実施の財源とするためのミナト塩竈まちづくり基金費として 23億3,428万8,000円

通常事業等の決算に向けた増額予算では、

過年度に交付された国庫補助金等の精算返還金として 1億3,604万7,000円

サービス利用者や助成件数の増加に伴う福祉サービス費や施設型給付費等支給事業などの各種扶助費として 2億138万3,000円

ふるさと納税による寄附金の見込額増加に伴う諸経費として 1億5,221万1,000円

冬季間の安全通行を図るための除融雪対策費として 1,563万9,000円

などを計上してございます。

一方で、決算に向けた減額予算では、

受給者や認定見込数等の実績を踏まえた障害児通所給付費、児童扶養手当費などの各種扶助費の減額として 3,362万3,000円

その他、各事業における契約額の確定などに伴う減額として 4億1,523万5,000円
などを計上してございます。

次に、歳入でございますが、増額の主なものといたしましては、

市税として 1億4,387万2,000円

地方交付税として 2億250万4,000円

寄附金として 3億6,100万円

前年度繰越金として 4億4,370万6,000円

などを計上しております。

一方、歳入の減額といたしましては、

市債として 1億5,104万3,000円

などを計上しております。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算に伴う事業や、事業の進捗状況により年度内完了が困難となった事業など、計32件を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、契約事務等の早期執行を図るため、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や借り上げ料など、計50件の追加などであります。

地方債につきましては、国の補正予算を活用した事業や決算を見据えた事業費の精査に伴い、計11件の追加や廃止、変更を行うものであります。

次に、議案第7号「令和6年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出予算にそれぞれ183万1,000円を追加し、総額を2億1,733万1,000円とするものであります。

歳出予算では人事院勧告による人件費などの増額を、歳入予算では一般会計繰入金を増額を計上するものであります。

また、債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や借り上げ料など、計6件を設定するものであります。

次に、議案第8号「令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出予算にそれぞれ413万円を追加し、総額を60億530万1,000円とするものであります。

決算に向けた整理といたしまして、歳出予算では出産育児一時金費や葬祭費などの増額を、歳入予算では一般会計繰入金を増額などを計上するものであります。

また、債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や手数料など、計5件を設定するものであります。

次に、議案第9号「令和6年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や占用料など、計5件を設定するものであります。

次に、議案第10号「令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,526万8,000円を追加し、総額を59億3,401万5,000円とするものであります。

歳出予算では、決算に向けた整理といたしまして、地域密着型介護サービス給付費や特定入所者介護サービス費などを減額する一方で、居宅介護サービス等給付費などを増額するものであります。

また、歳入予算では、国庫負担金や基金繰入金を増額などを計上するものであります。

債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や借り上げ料など、保険事業勘定で9件の追加と介護サービス事業勘定で1件の追加をするものであります。

次に、議案第11号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出予算にそれぞれ19万4,000円を追加し、総額を9億3,625万1,000円とするものであります。

決算に向けた整理といたしまして、歳出予算では後期高齢者医療広域連合納付金を増額を、

歳入予算では一般会計繰入金の増額を行うものであります。

また、債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や手数料など、計4件を設定するものであります。

次に、議案第12号「令和6年度塩竈市下水道事業会計補正予算」であります。収益的収支において、収入では、長期前受金戻入や過年度損益修正益を2億1,412万4,000円増額するとともに、支出では、減価償却費や過年度損益修正損を3億9,732万3,000円増額するものであります。

債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や借上げ料など、計8件を追加するものであります。

次に、議案第13号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。収益的収支において、収入では、外来収益や公衆衛生活動収益などを4,185万円増額するとともに、支出では、人事院勧告に伴う職員給与費や材料費の増額など5,017万円を増額するものであります。

債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や借上げ料など、計17件の追加などであります。

次に、議案第14号「令和6年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。収益的収支では、水道事業収益で原油価格高騰等に伴い、他会計補助金を7万1,000円増額するとともに、水道事業費用で燃料費に係る費用を7万1,000円増額するものであります。

債務負担行為につきましては、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託や借上げ料など、計19件を追加するものであります。

続きまして、議案第15号「市道路線の認定について」であります。開発行為等の完了に伴い、市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） それでは、私からは、議案第6号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の概要をご説明させていただきたいと思います。資料No.8の7ページをお開き願いたいと思います。

こちらの表は、一般会計及び特別会計の総括表となっております。

今回補正いたします額は、一般会計で50億6,025万6,000円、また、特別会計では1億4,142万3,000円をそれぞれ増額計上し、合計で52億167万9,000円の増額補正となるものでございます。補正後の予算額につきましては454億4,629万4,000円となり、補正前に比べて12.9%の増ということになります。

次に、一般会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

同じ資料の10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

こちらでは歳出予算を目的別に計上しております。

各費目におきましては、決算整理や人事院勧告の影響による職員人件費の補正予算を計上しているところではございますが、各費目の主なものをご説明させていただきたいと思います。

まず、費目2総務費ですが、48億3,144万2,000円の増額となっております。ふるさと納税の増収に伴う企画費の増額や、基金の見直しに基づき、ミナト塩竈まちづくり基金費を増額するほか、公共施設等総合管理基金費の新規計上を行う一方で、決算整理に伴いまして、各事業費を減額するものでございます。

次に、費目3民生費ですが、3億3,806万1,000円の増額となっております。こちらは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業の増額のほか、施設型給付費等支給事業や福祉サービス費などの扶助費を増額する一方で、決算整理に伴いまして、障害児通所給付費や児童扶養手当事業費などを減額する内容のものになっております。

次に、費目6農林水産業費ですが、9,333万5,000円の増額でございます。こちらは、国の補正を活用いたしまして、水産物供給基盤機能保全事業や特定漁港漁場整備事業を計上するほか、決算整理に伴いまして、松くい虫対策事業を減額する内容のものになっております。

次に、費目8土木費ですが、16万2,000円の減額でございます。こちらは、国の補正予算を活用いたしまして、梅の宮陸橋を整備いたします橋りょう整備事業費を計上するほか、降雪除雪対応として除融雪対策費を増額する一方で、決算整理に伴いまして、市営住宅維持管理費などを減額する内容のものになります。

次に、費目9消防費ですが、1億1,350万円の減額でございます。こちらは、決算整理に伴いまして、消防団運営事業や朴島消防団器具置場新築工事の年度内施工が困難になったため、消防施設等整備事業費などを減額する内容のものでございます。

次に、費目10教育費ですが、9,150万5,000円の減額でございます。こちらは、国の補正予算を活用いたしまして、第一中学校の空調設備を更新いたします中学校施設維持管理費や杉村惇美術館周辺擁壁の崩落対策を行うための美術館運営事業費などを計上する一方で、決算に伴いまして、小学校施設LED設置事業などを減額する内容のものでございます。

次に、歳入の補正内容についてご説明申し上げますので、同じ資料の8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

まず、費目1の市税ですが、1億4,387万2,000円の増額でございます。こちらは、決算整理に伴いまして、市民税や固定資産税など、各費目の増額をするものでございます。

次に、費目11地方交付税ですが、2億250万4,000円の増額でございます。こちらは、国の補正予算による追加交付分を含めまして、令和6年度普通交付税の交付決定額に合わせて増額補正をするものでございます。

次に、費目15国庫支出金ですが、7億9,644万9,000円の増額でございます。こちらは、国の補正を活用して実施する道路メンテナンス事業補助や学校施設環境改善交付金のほか、災害公営住宅家賃低廉化事業費などを計上するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを増額する一方で、決算に伴いまして、児童扶養手当などを減額する内容のものになっております。

次に、費目18寄附金ですが、3億6,100万円の増額でございます。こちらは、ふるさと納税の寄附金について決算見込額に合わせて増額を行うものでございます。

次に、費目19繰入金ですが、32億1,692万2,000円の増額でございます。こちらは、基金の見直しに基づく繰入れ対応でありまして、ふるさとしおがま復興基金繰入金や庁舎建設基金繰入金など増額を行う一方で、決算整理に伴いまして、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、費目22市債ですが、1億5,104万3,000円の減額でございます。こちらは、今回補正事業の財源となります特定漁港漁場整備事業や水産物供給基盤機能保全事業などを計上するほか、橋りょう整備事業費などの増額を行う一方で、決算整理に伴いまして、朴島浮棧橋整備事業や臨時財政対策債などを減額するものでございます。

以上、主なものをご説明させていただきましたが、なお12ページ、13ページにつきましては歳出予算の性質別比較表を、14ページにつきましては投資的経費の内訳を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） では、これより質疑を行います。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 市民クラブの志子田吉晃です。

私から、質疑を何点かいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、ただいまの2月定例会においての議案でございますけれども、そのうち、議案第4号「塩竈市公共施設等総合管理基金条例」というものができますが、この辺の新しくできる提案の理由とその内容をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 塩竈市公共施設等総合管理基金条例の制定に係るご質疑でございます。

今回、この基金設置の目的ですけれども、従前、塩竈市の庁舎建設基金として、運用を図ってまいりました。ただ、本市の課題でありますけれども、老朽化が著しい施設を、もはや庁舎を含めて多数抱えておる状況がありますので、老朽化対策に対し基金を新設することで、積立てを行いながら計画的な更新を行ってまいりたいということで設立させていただきました。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

基金を積み立てていただいたということですが、これは総合管理基金条例としていろいろなものを合算するような形で私はイメージしたんですけれども、そのようなことではないのか。もしそうであればどのようなになるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 基金の対象とする施設ですけれども、本市では公共施設等総合管理計画ですとか公用・公共施設に対する計画はありますけれども、まず広くそういった施設を対象としながら活用を考えていきたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） そうすると、これまであった庁舎建設基金というのは、これからどのような形になって、この総合管理基金に合流されるのか、あるいはまた別なのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 今回、この条例の中で庁舎建設基金を廃止とさせていただきます。ですので、今後は、新設いたします公共施設等総合管理基金の中で庁舎も内包する形で活用を考えていきたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。最初にそれだけ言ってもらうと、うんと分かりやすかったですよ。それを中心にして、庁舎建設基金だけでは使い勝手が悪いので、いろいろなところの施設をこれからかかるから、それをまとめて活用できるように、その中心になるのは庁舎建設基金だと、それをもっとうまく運用できるようにと、そういう条例だと思います。そういう意味では、なかなかいい提案をされたなと私は思っています。

それで、これができますと、庁舎建設以外にもいろいろなところに使えると思うんですが、新条例で活用するような施設名や用途、目的等がございましたら、何か計画しているもの、考えているものがございましたら、ご披露をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 活用する具体的な施設ということなんですけれども、こちらはこれからの検討にはなりますけれども、本基金、本庁舎に加え、様々な公用施設、公共施設について総合的かつ計画的な更新、修繕を行ってまいりたいと考えておりますので、今まで適切な維持管理を先送ってきた中で、老朽化施設を多数抱えておりますけれども、こうした状況を踏まえまして、各施設の整備や更新、維持補修などについて、毎年度の財政状況も勘案しながら適切な用途管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） なかなか見えてこないのね。じゃあ逆に聞きますけれども、そういうまとめた新しい基金をつくったとして施設の中で使えないものはどういうものなんですか。ここは使えないとか。だから、全部に使えるということによろしいんでしょうか。

例えばですけれども、集会所を直すときにも運用できるとか、そういうことなのか。使えるもの、使えないものが、分かっているものがございましたらご披露していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 使える対象、使えない対象とありますけれども、まず、公共施

設、公用施設を対象としていますので、範囲は広範にわたると考えております。

ただ、当然、限られた基金残高でもありますので、使うに当たっては、おのこの施設の計画を前提としながら、そういった施設に活用させてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 使い勝手がよくなるということですから、私はこれには賛成ですので、大いに活用していろいろなものに使えるようによろしくお願いいたしますと思います。

それで、こんなにいい考えがあったのに、なぜ今年、こういう条例になったんだと。だったら、もう5年も6年も前からやってもよかったのではないかなと思うんですけども、今までできなかった理由、その辺のところ、今回、条例提案された経過みたいなことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） あまり好ましい理由ではないんですけども、この庁舎建設基金、設置はされたものの、平成10年代、市の財政状況が苦しかった時期にはなるんですけども、一般会計ですとか病院会計の貸付けというものをこの基金からさせていただいた経緯がございます。その償還がここ最近まで続く中で、庁舎建設基金に関しましては、令和4年度にその償還を完了させていただいておりました。

ですので、今後、本格的なといいますか、その活用を考えていくに当たって、今回、条例を整理させていただいた次第になっております。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

昔の庁舎建設基金の貸付金も解決したからということで、そういう意味では、今度、新しく公共施設等総合管理基金ということで、いろいろ使い勝手がいいと思いますので、ご活躍を期待しております。

議案第4号については以上です。

それからもう一つ、議案第6号の中から3点お聞きします。

まず、令和6年度の2月補正予算でございますが、先ほど市長からと総務部長から説明がございました。

一般会計の補正で、今回の補正額50億6,025万円、多額の金額です。その金額の割には、この中身を審議するのは今日1日だけです。そういうことですので、大きなものは、今日、質

疑で明らかにして、そして大手を振って2月補正に賛成したいと思いますので、その辺の説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に聞きたいのは、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業で1億3,043万7,000円という予算がついていますけれども、この定額減税を補足する給付事業、これは聞いても、たしか12月定例会で最終日に追加になって、わっと出たのがあったなとは思ったんですけども、その中身そのものはほとんど審議せずに、国でやる事業ですからと、それから市民の方も早く望んでいるのでということで、実質審議はなかったと思ひます。ただ、全員の方が賛成しました。

それで、それが市民に行き渡ったのかなと私は思っていましたところ、私の理解と違って、もらえる人、もらえなかった人が出たので、12月の定例会で出た物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と今日出ている定額減税を補足する給付事業、この2つの意味合いとこの違い、それをまずお聞かせ願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 今回の事業に関して、前回の給付事業との違いということでご質疑をいただいておりますが、前回の給付事業に関しましては、令和6年度の所得税の推計値を基にしながら、予定納税額でも減税し切れない方に対して、減税し切れない分の金額を1万円単位で切り上げた金額を給付するという内容になってございます。

今回に関しましては、確定の税額の出たものに対して、その不足額を給付する内容となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 12月の分は減税し切れなかった人に対する、今回はそういうことでなくて、ここからまた漏れた人だと。

それで、低所得者とかという考え、どの辺の範囲が該当するのか、低所得者。それから、所得税の非課税世帯の人は該当するのか。年金収入があっても非課税だという人は該当するのか。どういう方が今回の2月補正の出てきたものに該当して、どこからどこまでの基準なのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの低所得者支援及び定額減税補足給付金ということ

で、前回に関しましては、定額減税が見込み値、前年度の、令和5年分の税額を基にした格好で、4万円の減税額が引き切れなかった方に対して支給するというものと、非課税世帯あるいは均等割世帯のみの方に対する給付事業ということで、低所得者支援と定額減税の補足給付金、2つ合わせた格好で支給していると。

今回に関しましては、あくまでも令和6年度分の収入、所得の状況で考えることになりますので、前回は令和5年分の税額、所得税額で算定をしておりますので、その差額分、結局、新しい令和6年の分の税額が確定することによって、その差額分がまた出てくるということで、その不足分を支給するという内容で、減税と合わせた格好になっておりますので分かりづらいところがあるんですが、そういった支給内容になっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 令和5年度の分と令和6年度の分だから違うんですよと、今、言われましたけれども、なかなかイメージが湧いてこないのね。

じゃあ、聞き方を変えますけれども、今回の補正予算の給付事業に該当する人は、塩竈で大体何人くらいいて、1人当たりどのくらいで、どういう方法で返していって、給付するのはいつ頃で、それから、どのように連絡するのか、お知らせするのか。その辺のところ、事業の今回の具体的な進め方を時系列的に、私も該当でねえかと思って期待している人がいっぱいおりますから、どこからどこまでなんだかね、その辺の説明をよろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら、どこからどこまでというような、対象者に関してはなかなかご説明しづらいところでしたが、あくまでも確定の税額が出た場合に、前年でその金額が、所得なり、例えば、離職だとか事業廃止あるいは扶養者が増加したということで収入が減少あるいは控除額が増加した方に対して、その差額分、前回、お出しした分の不足した分、こちらを支給する制度になってございます。

そちらで、令和6年分の所得税額、前年からは大体30%の減と見込みながら、7,200人ほどの対象者を見込んでいる状況でございます。

具体的な今後のスケジュールでございましたが、今年6月の所得税の、こちらの定額減税の確定を待ちながら、7月以降に広報紙あるいは実際に該当者の方に確認書を送付しながら、支給を行っていきたいと思っております。

通常の支給であると、大体1か月ぐらいかかることになりますので、7月下旬から8月ぐらいには一番初めの支給ができるかと思っております。

ただ、今回初めて、いち早く、迅速に支給をするために、県内で初めて、コンビニエンスストアにあるATMによる現金受付を導入したいと考えてございまして、こちらを活用すると、大体早ければ3日ぐらいで支給ができるという内容で見込んでいる状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

私が期待していたものとはちょっと違ったみたいだなと思ひて聞いていました。

早ければ3日でと、早ければと言ったって、支給日は7月、8月の話だから、全然もう早くも何ともないですよ。相当かかるやつを、今、ここへ入れたと、前もってということでございますか。そうすると、納付している人のあくまでも減税だと。ですから、最初から所得税は私ありませんという人に対する給付事業ではないということによろしいんですか。もう一回、再確認したいんですけれども、その辺のところをお願いします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらに関しては、あくまでも減税を補足する給付事業というところで、例えば、未申告の方であると対象外となるものでございます。

そのほかにも、低所得者の方に関しましては、前回、非課税あるいは均等割のみの世帯に対する支給ということで、別枠で支給をしているので該当になっているのかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

では、ここだけやってもあれなので、別のことを2点目聞きます。

一般会計補正予算の2月定例会の補正の中から、主なるものとして、伊保石地区の市有地活用に係る国庫補助金返還ということで1,783万円ついていますけれども、これの事業内容と経過についてお知らせ願えればと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今、ご指摘のありました土地につきましては、越の浦春日線の整備に

合わせまして市が用地買収をさせていただいた土地ということになります。

道路を挟んで、今回、消防署用地をつくる土地と、あとは前に仮設住宅があった土地ということになります。

これらの土地につきまして、当面、道路整備も一段落、越の浦春日線1期分が終わって一段落したということで、やはり、土地の有効活用を図っていきたいという視点で、まず整理をしました。

その中で、消防署の移転用地ということがありましたので、まずは北側の部分については消防署の移転用地としての候補地としてリストアップしたと。残った土地につきましても、やはり、今後、市内のまとまった土地ということになりますので、我々としては寝かせておくよりは有効に活用したいということで、今回、東北地方整備局と相談をいたしまして、補助金を返還することによりまして活用ができるということを伺いましたので、それを進めてまいったという内容でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。

消防署の用地が確定したからね。その反対側も空き地のままだからね。市で持っている所有地、市有地だよといっても、そのままになっていれば、そこから固定資産税も何も入ってきませんから、有効活用していただきたいと思います。

そのためには、1回、国庫補助金を返還しなければならないということで1,783万円の予算だということはよく分かりました。

それで、その後の計画というか、やはり、すぐに利活用に進んでいかなければならないと思うんですけども、何か計画とか、何かこういう話が来ているとか、これから募集をかけて市有地を売却するのか、何か決まったものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） まず、活用するためには確定測量が必要でありましたので、確定測量をして、ある程度、補助金を確定したと。

まず一番最初にやることは、3月をめどに、年度内に、ある程度、予算をお認めいただきましたら、速やかに補助金を返還して使える状態にすると。

その次に、今、民間からも問合せが来ているという現状がございます。なので、市としてこちらの物件を売却するのか、貸し付けるのか、まず市でしっかり方針を固めさせていただ

た後、議会の皆様にも相談した後で、基本的には公募という形で、きちんとした形で対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

公募という形で、きちんとした形でしていただければ、どこからも、何年かたっても問題も出ませんでしょうから、よろしくお願ひしたいと思います。

この件は終わりにします。

補正予算の3点目、企画費にふるさと納税で1億5,221万1,000円という、企画費が載っているんですけども、結構大きな金額なので、この金額の増えた要因は何でなのかというところをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） こちらのふるさと納税につきまして、12月定例会で、もともと当初予算で6億5,000万円ほどのふるさと納税の寄附金額を見込んでおりましたが、その後、増収の見込みとなりまして、12月定例会でも一定程度、8億円まで寄附額を見込んだところでございます。

その後、年末にかけまして、さらに増収が見込まれたために、今回、2月定例会におきましても11億円ほどということで見込んでおりまして、それに係る返礼品やあとは業務の委託料、それに係る経費をこのたび増額の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

そうすると、今年の3月で締めたら、令和6年度分としては11億円ですか。結構集めたと思うんですよ、ふるさと納税ね。その前は6億円ぐらい。その前はもっとずっと少なかった。昔々は、最初始まった頃は1億円ぐらいしかなかったんでないかなと思うんですけども、相当頑張って、ふるさと納税の制度を塩竈で頑張って増やしていただいて、実績も上げてもらったと。

そういうことでは、塩竈市のふるさと納税が評判がいいというか、好調な原因、その辺のところをお聞かせ願ひたいんですけども。

それと、それに関わって、ほかの市町村と比べてここが塩竈市の強みだったんだということをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回、増えた要因というところで、何点かあると思います。まず、全国的な傾向として、ふるさと納税に対するやっぱり県民、全国の国民の方の興味がかなり高まってきているということで需要が増えてきているのがまず大きい1点です。

ただ、それとは別に、本市独自の取組として何点かご紹介させていただきますが、まず、商品のラインナップを増やす、品数を増やすというんですかね。そういうところの取組をまずさせていただいています。

新規の登録品数なんですけれども、今年だけでも128件の登録を総務省に提出して、ただ、いろいろな見直しも含めると300品目ぐらいの登録件数を新たに追加したということになります。まず、新たな商品数を増やしたというのが1つです。ただ、増やしただけではなかなか納税というのは増えないと思うんですね。

それで、やはり、今、ウェブでの広告が一番PR効果があるんですけれども、ウェブの広告を充実させたというところで、例えばの話ですけれども、紅鮭を頼みたい人がいたときに、検索で紅鮭ってやると、いろいろなまちの紅鮭がばっと出てくるわけなんですけれども、それが、上位に来るような広告の打ち方をしていると。RPP広告というものがあるんですけれども、一定程度のお金を払うことによって広告を上位に上げて検索しやすくなるというものになります。

そこまではまずたどり着くんですけれども、その後にやっていることというのが、やはり、図柄というか、写真を見たときに、我々のまちは食品を多く扱っていますので、おいしそうに見えないと駄目だということで、写真ですね。載っている画像の撮り直し作業を前年度から進めていて、今、全体の65%ぐらいはリニューアルが完了している状況になります。だから、見た目でおいしいと思ってもらえるような刷新をしたというのが3点目です。

さらに、それで興味を持っていただいて納税していただいた方に対して、メールマガジンをこちらから送付する形にしていまして、これは前回もやっていたんですけれども、前は月に1回程度のものを、週に大体1回ぐらいのペースで出している。中身としては、お勧め商品を送ったりとか、そのほかに市内のイベントなどの情報も加えてメールマガジンを送付するというので、リピーター対策、塩竈のファンを増やす取組などが、総じて今回の成果に

つながってきているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。いろいろ工夫していただいて増やしていただいたと。

それから、今、聞いていて思ったんですけれども、目立つようにやるためには、やはり、それなりの資金もね。ただ載っけただけでは上位のほうで拾ってもらえないと。よろしく願いしたいと思います。

それで、他市町との比較ということで、そのこの分けができるとは、今、聞きました。金額的に今度はね、宮城県の各市町村でもふるさと納税をやっているの、塩竈と競争状態でございますので、塩竈市のこの11億円というふるさと納税額は、ほかの団体と比べてどの程度の位置に、今、いるのか、その辺のところの情報が分かりましたらお聞かせください。お願いします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） これは昨年の、令和6年4月から12月までのデータしか今ないので、それでお答えさせていただきたいと思いますが、本市、その段階だと9億6,000万円ぐらいでした。宮城県を含む36自治体あるんですけれども、その中では上から5番目ということになります。ちなみに、去年は11番目でしたので、ランクアップしたという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。宮城県内で5位ね、頑張ったということですね。分かりました。全部聞きました。

令和7年度は、じゃあもう一つ順位を上げて、4位になるように頑張りたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、志子田吉晃議員の質疑は終了いたしました。

次に、13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私も志子田議員に続きまして、ふるさと納税について別な視点

でお聞きをしたいと思います。

1つは、ふるさと納税、最終的に11億5,000万円ほどの額を見込んでいますというお話ですね。資料No.としては、No.8の15ページかな、それぞれ載せられておるんですが、理由はさっき聞きましたので、増額も大体分かりましたので、しかも県内の順位も大筋分かりました。

それで、1つは今回のポータルサイトというんですか、様々な工夫をしているようですね。返礼品をすぐさまクリックということでやっているようですが、その辺の対応や努力などについて、どんな形で、今、進んでいるのか。恐らく、すぐさま情報が的確につかめるようになったからこそ、こういった増額につながっているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） ふるさと納税のポータルサイトでの取組でございます。

先ほど総務部長からもありましたが、サイト内の画像の刷新をまずしているところでございまして、そのほか、このポータルサイト自体、今、全部で12のポータルサイトに掲載しておりまして、寄附への入り口を増やす取組をしております。今年度につきましても、3つほどポータルサイトを増やして、様々な寄附者の方に訴求する取組を行っているところでございます。

先ほど申し上げましたRPP広告でございますが、こちらは楽天のポータルサイトでやっている広告形態でございまして、クリックされるとその写真が上位に来る、要はクリックしていただきやすいようにするというので、この広告に、大体年間270万円ほど予算をかけまして、効果的な寄附をいただけるような取組に活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

今後、新年度に向けて、さらに品目も増やすということに相なろうかなと思うんです。いろいろな、そういったRPPというものをより発展させて、速やかにお客様をゲットできるような仕組みづくりをぜひやっていただければと思います。

ただ、総務省の通知を見ますと、地元自治体での生産あるいは地元の原材料、自治体の製造と付加価値、こういう条件がついているんですよね。とすると、塩竈でやはり一番目玉になるもの、全国に発信して寄附に結びつくものというのはおおむねどういうことなのかなと、

ちょっとその辺の確認だけさせてください。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在、上位の返礼品をご紹介申し上げますと、おおよその品目ごとで、やはり鮭が一番人気ということになっております。日常の食卓の中で使いやすい品物が選ばれる傾向にございます。

そのほか、カニですとか、あとは本市のマグロのたたきですとか、そういったものが上位ということで、現在、捉えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

ひとつ塩竈のPRにもなるし、全国から塩竈は魅力あるまちだというところに結びついていけば、なおこういった増額に結びついていくのかなと思いますので、いろいろ対応していただければと思います。

次に、伊保石の土地の関係、先ほど志子田議員も質疑しましたし、大筋のところが分かったわけですが、今回1,783万円ということで、この1,783万円そのものは、そっくり補助金の返還額と捉えてよろしいのかどうか、確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員おっしゃるとおりで、このまま補助金の返還額ということになります。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 議案の資料を見ますと、当時、道の駅構想というものをどうも掲げていたようです。あれから時間がたちましたので、これはたしか国道に接続しないと道の駅というのは造れないと私たちは捉えていたんですが、そういう形なんでしょうか、道の駅というのは。その辺をちょっと確認。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員おっしゃるとおり、利府中インターチェンジから国道45号線までの越の浦春日線の整備に合わせて、ちょうど中間ぐらいの位置にある除雪のステーション辺りがちょうど候補地と、道の駅構想としてあったと伺っています。

ただ、その後、特に三陸道の仙台松島線の全線開通や4車線化、あと春日パーキングの供用

開始、パーキングは構想になかったんです。いろいろ社会的な交通事情も変わってきて、あそこ利府中インターチェンジから国道45号線までの1日当たりの車の台数を1万5,000台で想定していて道の駅構想というのがあったみたいなんですけど、社会状況の変化の中で7,000台とか、要は半分以下の想定になったというところで、道の駅構想については一旦中止という判断があったという経過があったと伺っております。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

当時のそういったことも含め、いろいろやはり社会情勢が変わってきたということも含めての話と捉えました。

そこで、今後、返還を3月に行っていくと。そして、最終的に公募ですよという先ほどの答弁だったんですが、例えば、補助金の返還をした後の土地の評価額というのは、今後どのようにされようとしているのか、そこら辺は私らも分からないのでね。返還は分かりました。だけど、土地の全体のどのぐらいの評価額なのか、その辺だけちょっと。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今後、例えば、売却にするにしても、貸付けにするにしても、やはりあの土地の評価というのは非常に重要になってまいります。

基本的には、越の浦春日線の路線価というものがあるわけなんですけれども、基本的には路線価をベースにして評価をする。ただ、あの土地、土地の広さとかあるいは形によって評価というのは大きく変わってまいりますので、最終的には、もし売却等をやる場合においては、我々、不動産鑑定をかけた上で適正な価格を導き出して、売却なり貸付けを行っていくという形になると思います。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

それで、民間の問合せも既に来ているというお話でしたので、様々な民間の公募の方々が出てくるのかなと思います。

そこでもう一つ、私の持っている問題意識の中で、昔、千賀の台団地というのは、結構、お店が真ん中にあったんです。今、ないですね。ないので、よくよく千賀の台、あの辺の伊保石も含めて陸の孤島になっちゃったと。免許返納する方もいらっしゃって、公募する際には、やはりそういうことも一つの対象にして、私的な考えで言えば、隣にコンビニはありま

すけれども、やはり買やすいような、そういった条件をそろえたものがあればいいのではないかなと思うんです。そして、あそこに生協がありましたでしょう、大分前に。今はもうなくなっちゃいましたけれども、やはり、そのような土地、住んでいる方々の住まいの中で、せっかく団地開発はしたものの、今、高齢者免許返納ということもあるので、そこら辺も含めてよくよく検討したほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員おっしゃることはよく分かります。

今後、庁内で、まずあその貸付けあるいは売却に当たっての方針というものを決めてまいりますので、その中でいろいろな意見をいただきながら公募条件を整理してまいりたいとまず思っております。

ただ、議員おっしゃるように、あの辺の高齢化、一部進んでいる部分もございますので、身近にやはり店舗があるというのは非常にいい条件でもありますので、その辺もご意見として承っておきたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

ひとつ方針を定めつつ、公募の中での一つの対象に考えてもよろしいんじゃないかなと思いますので、今後ひとつよろしく願いをしたいと思います。

次に、塩竈市立第一中学校の空調について、資料No.8の24ページのところで1,976万何がしと、こういうことで示されておるわけなんです、この資料を見ますと、平成8年、そして令和6年、およそ30年ですね。そういった期間の中で空調が使われてきたということのようです。

それで、私も昨日、第一中学校に伺いまして、どういうことだったのかなということで直接お聞きしたんですが、当時、管理棟そのものが第一中学校のほうで建設されて、併せて空調の整備をしたようです。そういう話を聞いてきました。

そこで、いろいろ教育委員会でも苦慮したんでしょうね。スポットクーラーを5台配備したとか、いろいろな工夫はしつつ、そういうことでの関係で対応してきたようです。

学校側のご意見の中で、エアコンの室外機が10基あるんだそうです。そこも見てきましたが、エアコンの配管の老朽で管に穴が空いて冷却ガスが漏れちゃったと。もう30年前の規格製造

です。合わないということだったので、教育委員会に要望等々上げたという経過をたどっているようです。

お話を聞きますと、やはり、去年は暑かったから、なおさら大変苦勞されたと思いますが、一番の願いは、やはり早めにつけてほしいというのが一番の学校側の願いでした。

そこで、私の問題意識なので、そこを前提にしつつ、こういう特に空調などはやはり必要になってきている時期に来ていますので、かかる議会のほうに、委員会でもいいですし、やはり情報提供して、どうするかということも含めて、話があってもよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺の経過はどうだったでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） 私からお答えさせていただきます。

今、議員から様々お話しいただいたとおり、ガスが漏れてしまったようで、冷却できなくなって、電源はつくんですけども、起動できなくなってしまったというお話でございます。

故障したのが7月でございます。今回、壊れたおよそ30年近くのこのエアコンなんですけれども、実際にエアコンがついているところが、子供たちの教室ではなくて職員室、あと校長室等々のいわゆる管理諸室というところでございます。もちろん、先生方含めて非常に暑い夏の中での厳しい環境の中で、何とか我々としても対応しようと思ってスポットクーラー等々準備したわけなんですけれども、まずは子供たちのところではないというところから、一旦、まずは環境を何とか整備しながらも少し我慢していただいて、その上で、我々としても財源を確保しながらきちんと整備していこうというところで当時考えたところでございます。

今回、予算を計上させていただきました。国の補正予算案としての国庫補助金を充当することができました。そして、充当することによって、さらに有利な地方債を充当することができました。

かつ、今回提案させていただいた上で、今年の夏の前までにはきちんと整備をして、きちんとエアコンが入っている環境で先生方にも執務、授業をしていただくというところでの環境整備を我々としても努力してまいりますので、その辺、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

夏前までね。これはやはりお話を聞いて、一番望まれている要望だと思うんです。やはり、

暑さがぐっと出てくる前に竣工できればいいなと思います。

これを踏まえて、教室はどうだったのかと聞いたら、それはさほどないという話でしたので一安心と思います。

ただ、何年前でしょう。七、八年前ですか、市内の小中学校の教室にエアコンをずっとつけているので、やはりそういう事故が起きた場合、困るわけですね。やはり教室が暑いということになると授業にも集中できない。また、教職員の皆様もそういうことが様々集中できないということになりますので、この際、ほぼ10年近くたちつつあるのかな。七、八年ぐらいいかなと思うんですが、時期を見て、やはりメンテナンスなどはやったほうがいいと、時々、点検したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、市内全校でね。そうすると、故障の対応も速やかにできると思うんですが、その辺の考えがあるかどうか確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

ご心配いただきましてありがとうございます。

市内の小中学校のエアコンなんですけれども、実は、今回壊れた第一中学校だけが古い状態で、そのほかについては令和元年度と令和2年度に主に、集中的に小中学校のエアコン整備をしております。

ご承知かと思うんですが、大きく2つ、ガスヒートポンプ、ガス式と、あと電気式の2種類に分かれます。ガス式については法定点検がありまして、法律に基づいた点検がありまして、法律がフロン排出抑制法というんですか、法律があつて3年に1回の点検をしなければいけないというものがあります。そちらをベースに、我々としてもきちんと点検をしております。

電気については、容量が小さいので、実はそういった法的な縛りはないんですけれども、我々としても定期的に、もちろんフィルター等の清掃も含めて実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 法律の規定もあつてね、分かりました。

ひとつ安心・安全も含めて、子供さんたちにとってのやはり大事な環境整備になりますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

次に、杉村惇美術館について触れたいと思います。

25ページになるわけなんですけど、今回は調査費なのかな、調査設計費も含めて契約手続という格好になっているようです。新年度に予算計上もあるという情報提供がありましたので、そこで改めていろいろ説明を見ますと、昭和25年の造成となっているんです。そういった危険箇所について、75年経過していますよね。

それで、この間、一部崩落があり、住民の皆さんからの改善要望等々ということにあったようですが、この一連の要望の経過と、そして、この土地というのかな、やはり危険地域についての地権者の同意の経過についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） 答えいたします。

まず、近隣の方々、地権者の方々も含めての対応なんですけれども、今、お話にあったとおり、擁壁、昭和25年以前に設置されたものということで、塩竈石を重ねたような石垣のような形の状況になっておりますので、小規模なんですけど、少し崩れたりとか、そういったことが今までも続いてきたところで、それに隣接する方々からも、やはり安全性の確保も含めての要望という形ではいただいていたところでございます。

地権者という言い方、若干ニュアンスがあれなんですけど、今回、あくまで工事するのは、市の土地の中での工事ですので、その中、地権者は塩竈市しかおりません。ただ、もちろん隣接する地権者の方々がいて、工事に際して何らかの形での影響等もあるでしょうから、そういった意味では、きちんと地権者の方々への説明等は丁寧にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そういうことでの危険対策をしていただければと思います。

そこでもう一つ、急傾斜地、私も現場を見に行っただけなんですけど、それで、工事の関係で考えていかなければならないのは、結構、本町側の関係でいうと、民間の住宅がかなり張りついているんですよね。いずれ工事をするという場合には、私のイメージとしては、よくコンクリート壁なんかをばっとやっちゃうということなのかなと思うんですが、そういうことも含めて、隣接している民間の方々の理解を得ないといけないと思うんです。やはりこういう工事はね。やはり、何らかの支障があったら困るわけですし、その辺の対応方等々についてどんなものなのかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、基本的には丁寧に進めてまいりたいと思います。

今回、2月補正予算で計上しておりますのは調査委託費でございます。あと、いずれ当初予算で工事費を提案させていただく予定ではございますけれども、今回の調査費でもって、まずはイメージとして、御釜神社側から来て、階段を上るとちょうど杉村惇美術館の建物にぶつかりますけれども、階段の横に昔の階段があるのを恐らくご存じかと思います。今、あそこは木の柵でもって人が入れないようにしているんですが、あの階段を仮に上った場合に、1段低いところから入ってぐるっと、先ほど議員がおっしゃった、1段低いところの広いところにつながるところになります。あそこまでが市の土地になります。

まず工事を考えているのは、今言った封じられた階段を上っていったすぐの駐車場との接しているところ、あそこが実は特に対策もない状態で、先ほど言った塩竈石が組まれた石積みになっているんですけれども、そこをまず工事して、安全性を確保しなければいけないと考えているんですが、北側の本町の民家との隣接している部分は、実は過去に金属製の網が張ってあって、一応は安全性を確保した状態に、今、なっている。ただし、これが実際に本当に今でも安全なのかも含めて、実は今回の調査の中で調べたいと考えているところでございました。

いずれにせよ、上の、今、杉村惇美術館がある土地の部分の安全性を確保するということと、あとは杉村惇美術館に本町側から上がってくる階段、坂道は避難路になっているものですから、あそこの安全性の確保ということを大きな目的として、こちらの工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） あとは予算の中で出てきた際にいろいろと質疑になるでしょうね。

もう一つ、様子を見て、これがいいかどうかは別ですけれども、例えば、近くに小学校もあるし、分からないでそういうところに入るかもしれません。一応、階段の隣に確かに柵はあるんですけれども、何も危険性があるとかないとかという話は一切ないので、工事が始まったの関係なのか、あるいはその前後の中で、何らかの住民の方が入れないような措置は取れないのかなと思ったものですから、その辺のお尋ねだけしておきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

すぐ上に第一小学校がございます。通学路といいますか、子供たちもあそこを歩いて登下校する部分もございます。

そういった中で、やはり、先ほど言った1段低い部分に、例えば、遊んで入り込むのは非常に危険なのは確かでございます。そういった意味で、先ほど言った木製の柵があるのと同時に、階段側には入っちゃ駄目だよというメッセージボードをつけたところではございました。

なお、子供たちへの周知も含めて、学校側での周知もお願いする方向で、教育部としては考えなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

ひとつ丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

これは終わらせていただきます。

最後に、先ほど志子田議員も議論した基金ですね。議案第3号ミナト塩竈まちづくり基金条例の一部改正と、議案第4号の塩竈市公共施設等総合管理基金条例の制定と、新たに資料No. 8の4ページ、5ページに載っております、条例としてですね。

2つの基金については新たにつくるわけなんです、そこで確認までなんです、時間は6分ぐらいですので、1つは、先ほどのお話の中でも出てきましたが、持続可能な財政運営ということでの判断を踏まえてということのようですが、最終的に去年の令和5年度の決算を踏まえつつ庁舎建設あれこれというのがあって、この3つの基金の見直しはいつの時点で判断したんですか。政治判断。政策判断をいつしたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） まず、判断の経緯になりますけれども、先ほど庁舎建設基金でも述べさせていただきましたが、今回、対象となっておりますミナト塩竈まちづくり基金、こちら平成10年代、一般会計の貸付けを行ってきた経緯がございました。その償還が、ミナト塩竈まちづくり基金は昨年度、令和5年度に償還終了しておりますので、今後の基金の活用に向けて、庁舎建設基金もですけれども、その活用に向けた見直しということで今回の

タイミングで見直しをさせていただいた経過がございます。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

最終的に、庁議をかけて、今日のこういった条例提案ということになっているんですが、どの時点で、決算を踏まえつついろいろな流れがあったと思うんですが、こういった条例の新たな提案というのはいつの時期に、庁議等々の決定がないと恐らく議会に出せないと思うので、そこも含めて最終判断、最終的な条例提案になったのか、その辺の時期を教えてください。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） こちら、庁議の議論といたしましては、今年の1月、庁議で諮らせていただきまして、その庁議の中で審議いただいた結果をもちまして、1月協議会でも議会に報告させていただきながら、今回、条例の提案をさせていただいたところになります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

各種協議会にも報告されたと思いますので、総務教育常任委員協議会かな、その辺については流れは分かりました。

先ほどの志子田議員からの質疑の中でも若干あったかと思いますが、今後、庁舎は計画を前提に、老朽化した公共施設について進めていきますよということの最終的な回答は、先ほどの回答を聞くとそういう話ですが、そうしますと、そこら辺も含めてどこに優先順位をつければいいのかは別問題にして、計画的に行っていくよということで、今後、計画的な改修の優先順位というのはどこら辺で判断していくのか。いろいろあると思うんです、塩竈市内の庁舎、いろいろな公共施設は。そうすると、ここが先だよというようになるのかなと思うんですが、そこら辺の議会へ示していく時期について確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事なご視点でございますので、私からお答えを申し上げます。

今はまだ、皆様方に第1番目に優先順位をつけさせていただいたごみ処理場の件、この凍結、休止ということになろうかと思います。

そして、チャレンジをさせていただくということで、緊急防災・減災事業債がある。この庁舎の件についても凍結ということを決めさせていただいたばかりでございます。

ただ、一番大切なのは、当然、もう既に、その2つのみならず、ほかの公共施設についてもいつ何が起こってもおかしくない厳しい状態であると認識をしてございます。

そして、凍結、休止をした施設についても、建設はなかなか厳しい状態になったけれども、じゃ建設をしないのであれば、どうやって少しでも安全にその施設が維持できるのか。維持しなければ、市民の方々の生活に様々な悪影響を及ぼしてしまうということは紛れもない事実でございます。

ですから、その対応はもう喫緊として、既に役所の中でも建てられないのであればどうするんだと、そういった準備にも既に着手させていただいている状況でもございますので、その辺については、建てられないということで終わるのではなくて、建てられないんだったらどうやって維持するんですかということも踏まえて、早急に、少しでもその方針が決まれば、皆様方にお伝えするということは至極当然のことだと理解をしてございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そういうことも含めて、しかるべき時期に適切に議会にも示していただければ幸いかなと思います。

あともう一つ、ミナト塩竈まちづくり基金の新たな活用という点で言うと、例えば目的等、改めて考え方、対応等々、確認だけさせてください。活用方法、運用方法について。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 今回、ミナト塩竈まちづくり基金の使途の整理ということで、今までは、第3次塩竈市長期総合計画の目指す都市像を基本とした立てつけだったんですけども、今回の見直しの中で、現在の第6次塩竈市長期総合計画の目指す都市像にその使途を整理させていただいております。

その繰入れの実態なんですけれども、例えば、令和6年度で見ますと、引き続きになりますが、子ども医療費助成ですとか、震災復旧・復興で整備された施設の管理費等に繰入れはさせていただいております。

ただ、今後は、なお実施計画事業の推進ですとか、そういったものの活用の中で、門前町の活性化あるいは緑と憩い再生事業ですとか、いろいろ今、計画を策定している事業がござい

ますので、こちらの計画の策定条件を踏まえながら基金を活用させていただきたいと考えております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、伊勢由典議員の質疑は終了いたしました。

ほかにご発言はございますか。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋） それでは、引き続きまして、私から、議案第6号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、先ほど志子田議員からも質疑ございましたが、定額減税を補足する給付事業のところについて、改めてお伺いをしたいと思います。

それで、前段、質疑をお聞きしていきまして、非常に制度として分かりにくい部分がありまして、私としても、もうちょっと自分の中でも整理しないと何が何だかというところもあったので、そのあたり、もう少し整理をさせていただきながらということをお願いをしたいと思います。

それで、先ほどご説明にもございましたとおり、当初、令和6年6月の定例会でもご審議あったかと思いますが、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業ということで、先ほどのご説明の中で、非課税あるいは住民税等々均等割の方、そこだけが課税となる世帯の方については、直接の給付という形で行われたと。

一方で、課税世帯に対して、定額減税を補足する調整給付ということで、昨年行われたと思うんですが、それと、今回の調整給付との関係というところで、まず初めに、昨年の調整給付と今回の事業内容を比較してどういった内容となるのか。また、しからば具体的にどういった方々が対象となるのか、そのあたりについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 先ほども、志子田議員にお答えをさせていただきました。

非常に制度的に分かりづらい制度で申し訳ないんですが、昨年度に関しましては、こちらは令和6年度における減税の対策に基づいた格好での支給が行われる給付金であるというところで、実際、こちらに関しましては、減税ができなかった方、引き切れなかった方に対しての引き切れなかった部分を支給するという制度になってございます。

ここで問題になるのが、減税の税額でございましたが、こちらの令和6年度の税額に関しましては、前年、令和5年分の所得に対して、令和6年分の課税がなされるということで、あくまでも令和6年の推計値というところで計算がなされているところでございます。

今回に関しましては、その令和6年度分の税額の減税に対する支給というところで、令和6年度の所得を基にした令和7年分の税額、こちらのほうでする動きがあった。金額が、例えば、離職だとかあるいは事業廃止、あるいは、例えば、控除額が増えた方、例えば、子供さんが生まれた、あるいは住宅を建てることによって住宅取得控除といったところで控除分が増えたということで、あくまでも令和6年度の所得分に対して金額が変動してくるという中身になってございます。

というところで、非常に分かりづらい制度であります、あくまでもこちらの税額と所得を基にした格好での支給金額といったところでご理解いただければと思います。

以上となります。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 対象となる方のところで、先ほど、昨年実施した分に関しては、計算の基準となる部分というのは、あくまでも令和6年の所得かなと私としては理解をしておったんですが、その中で根拠となる数値として、昨年度支給は令和5年度の税情報を基にした推計値、令和6年の所得においても、その参考としての推計値といいますか、あくまでも基準となる部分については令和6年度の数字になるのかなということで理解をしておったんですが、そのあたりは違うのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 鈴木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（鈴木陸奥男） お答えいたします。

まず、昨年6月にお認めいただきました、昨年度実施いたしました調整給付のことですけれども、今、議員ご指摘のとおり、当時、令和6年の所得税は出ておりませんので、推計値、まさに令和5年の所得税額を適用して引かせていただいたと。そのときに、所得税が3万円で、市民税、住民税の部分が1万円、合計で4万円という形で引かせていただいておりますが、令和6年の所得税については、今まさに確定申告を行わせていただいておりますけれども、おおむね今年の6月に確定いたしますので、そこで確定した際に、推計値から所得が下がった方、もしくは控除額が増えた方、こういった方々を想定しております。そうした方々が確定申告をしていただくことによりまして額が確定しますので、そういった方々を対象に、今回の補正予算について給付をさせていただくというのが、前回と今回の相違でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

先ほどお答えにございましたとおり、まさに今、確定申告シーズンが始まったということですが、そのことをもって令和6年度の所得が、実際には令和7年6月頃に全体的に確定するんだと思うんですが、そのときをもって、きちんと税額が確定したよということでの調整ということで理解いたしました。

それで、先ほどちらっとおっしゃられた部分もあったんですが、では、どういった方が対象になるのかというところで、具体例としてお問合せもあるわけなんですけれども、例えば、一般的に医療費の控除ですとか、住宅ローンの控除ですとか、先ほどお話にもありましたふるさと納税ですとか、あるいは家族構成の変化があったと。こういった際に、確定申告が実際に行われると。そうなった場合に、本来の所得税額から控除されることになって、一般的には、後日納めた所得税の一部あるいは全額還付されるケースなんかも一般的にはあると思うんですが、そうした中で、今回の関係でいいますと、こうした各種控除については定額減税に優先するという立てつけとなっておったかと思います。つまりは、定額減税、各種控除に対して影響を与えることはないという意味なんだろうと捉えておるんですが、具体的にホームページなどを見てもみますと、いろいろ説明があつたりなんかして、例えば、定額減税を源泉徴収の中で受けていたと。そうした際に、実際に給与等の収入から毎月引かれる所得税というのが定額減税を受けた額になるわけですね。そうなった際に、しからば確定申告を行うと、実際に納税済みの所得税額が少なくなった状態で、例えば、住宅ローン控除を受けたということになりますと還付金が少なくなるということでの、結果的に各種控除の恩恵が少なくなるんじゃないかという指摘もあって、そういった問合せもいただいておりますが、そのあたりの関係というのはどのようなになるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 鈴木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（鈴木陸奥男） お答えいたします。

まず、今、ご質疑いただいた件につきまして、国から具体的にそういった試算表のようなフォーマット等がまだ我々に示されておりませんので、そういった部分を確認しながら、具体的には我々のほうで、議案資料にもございますが、税確定後の7月に通知文を発送させていただきますので、そちらでご確認いただく形になろうかと思います。現段階において、国からまだそういった周知がされていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） なかなか苦しい制度といたしますか、難しい制度だなと思ってお聞きしておりました。

それで、そうした細かい各種控除との関係ということでは、国からの考え方はまだ来てないよということであったんですが、そうした中で、確定申告を経て確定した所得が、逆に前年と比較して増となったというケースもあるのかなと思っておるんですが、そうした際に、昨年の推計値という中で、当初の調整給付を受けていた場合に、給付の逆に返還が生じるケースもあり得るのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（鈴木陸奥男） お答えいたします。

既に給付したものに対して返還ということは、この制度上はありません。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

引き続き、国の関係も見ながら、この点については注視していきたいなと思っております。

それで、実際にお問合せもいただいてきたわけでして、この中身どうなっているんだろうというお問合せ、市に直接届いているかどうかは分からないんですが、そうした部分については、ぜひ丁寧に対応していただきたいなと思っております。

それで、最後に、この間、還付金詐欺のような電話がかかってくるということで、世間的にも話題になっているわけなんですけど、特にこうした形で新たな給付事業が始まる際には、そういった電話も多くかかってくるということもあるかと思います。そうしたところへの対応ですとか注意喚起、この間、こうした電話がかかってきましたということで、同報無線で注意喚起はしていただいておりますが、そのあたりも引き続き、こうした規模の大きな還付等あるいは給付等ある場合には、そうしたこともぜひ取り組んでいただければなと思っておるんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 鈴木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（鈴木陸奥男） お答え申し上げます。

関連しまして、昨年12月に追加議案でお認めいただきました、低所得者支援給付事業の追加

給付の部分において、先ほど当部長からも答弁の中で、短期間で支給するような方策についても、今回、検討していきたいということでお伝えしたと思うんですけども、我々、ホームページ等々を活用しながら、市民の皆様にはそういった給付詐欺といったことに惑わされないよう周知をさせていただいておりますので、今後も、引き続き市民への情報提供ということには注意していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

特に、定額減税の関係ですと、非常に質疑していてもあれなんですけど、大変分かりにくい制度でありますので、市民の方も戸惑われる中で、仮にそういった犯罪行為のようなものがあつたとすれば、その被害というのは心配になるところでありますので、最後に、広く市民の方々への制度自体の周知、そして、そうした詐欺等への対応を含めてお願いをいたしまして、私からの質疑とさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、小高 洋議員の質疑は終了いたしました。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後 2 時 3 3 分 休憩

午後 2 時 3 7 分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 3 号ないし第15号については、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議案第 3 号ないし第15号については、委員会付託を省略

することに決しました。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決いたします。議案第3号ないし第15号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議案第3号ないし第15号については、原案のとおり可決されました。



日程第6 諮問第1号

○議長（鎌田礼二） 日程第6、諮問第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました諮問第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」でございます。現委員7名中2名の委員が、令和7年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を法務大臣に推薦しようとするものであります。

後任には、市内にお住まいの阿部奈加子さん、佐藤福実さんを引き続き推薦しようとするものであります。

経歴につきましては議案記載のとおりであり、人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鎌田礼二） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。

よって、諮問第1号については同意を与えることに決しました。

日程第7 議案第33号

○議長（鎌田礼二） 日程第7、議案第33号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第33号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、「教育委員会の教育長の任命について」であります。現教育長が、令和7年4月1日をもって任期満了を迎えますことから、その後任の教育長を任命しようとするものであります。

後任には、仙台市青葉区にお住まいの黒田賢一さんを再任しようとするものであります。

経歴につきましては議案記載のとおりであり、人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鎌田礼二） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

では、採決いたします。議案第33号「教育委員会の委員長の任命について」は、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。

よって、議案第33号については同意を与えることに決しました。

なお、再任されました教育長から就任の挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

○教育委員会教育長（黒田賢一） ただいま再任をお認めいただき、ありがとうございました。

私は4月に教育長を拝命しましてから約1年になろうとしておるところですけれども、この1年間は、塩竈市の教育の現状把握に努め、課題の洗い出しや今後の対応について考えてきた

1年だと思っております。

中でも、市の重点課題の一つに挙げられている学校の再編につきましては、7月に学校規模適正化等検討委員会を設置して、外部からの学識経験者や市の校長会、学校運営協議会、PTA協議会だけでなく、仲卸市場、塩釜商工会議所、金融機関等の方にも入っていただきながら、7回にわたる委員会をしましてまいりました。

1月末に方針案として答申をいただきましたが、今後は、それをたたき台として、市としての方針を確定させたいと思っております。

また、来年度からは早いうちに方針に基づいた再編案を市民の皆様を示させていただきまして、各学校単位を中心に教職員や児童生徒、保護者、また地域の皆様との意見交換の場を多数設けて、ご意見を参考にしながら、3年以内には学校の再編案を策定したいと思っております。

また、課題の中には学力向上とか不登校対策もありますが、学力向上に関しましては、どうしても全国学力状況調査を見ても、塩竈市は今のところかなり低い状況にあります。

これまで、学びの共同体として、学校の授業改善に8年間取り組んできたんですが、どうも8年間の結果、毎年、学力が、点数でいえば下がってきているということで、このたび見直しを図りまして、「ともに学び 時をつなぎ 子どもが輝く授業～しおがま学びの10の視点～」というのを改めて学校に示させていただいて、先生方に授業改善をさらに図っていただきたいと。

その中で、教育委員会として、いろいろ制限をかけるのではなく、学校の主体性を持って授業研究をしていただいて、子供たちのいいところを伸ばす教育を、教育委員会として伴走しながら一緒に歩んでまいりたいと思っております。

その中には、基礎学力の基本となる言語能力の定着を図るための朗唱教育という、既にテキストを作って、3校で試行はしておりますけれども、それを全小中学校で何らかの形で、例えば、朝の時間とかあるいは国語の時間の10分とかを使いながら、基礎学力の定着を図りたい。

あともう一つ、県から、算数教育改善プログラムというものを、来年度、指定を受けることになっております。小学校ですけれども、小学校の算数の学力の向上を図ってまいりたいと思っております。

4月中旬から、地域の方と一緒に見守り活動をしているんですけれども、最近、子供たちを見守りながら声をかけているんですけれども、子供たちだけでなく、地域の方々からも、お互いに挨拶を交わせる関係が各小学校区のところでできてきているなどと思っております。

塩竈の子供たちだけでなく、大人たち皆さん、とても温かい地域だと思っておりますので、その温かい地域をさらに温かい塩竈にして、先ほど話をした、特に学力とか不登校とか、そういうものに寄与できるような教育委員会にしたいと思っておりますので、どうぞこれからもお力を貸していただければと思います。

再任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） では、お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、20日定刻再開したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、20日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年2月19日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 鈴 木 悦 代

令和 7 年 2 月 20 日（木曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

令和7年2月20日（木曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第16号ないし第32号

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（18名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	10 番	今 野 恭 一 議員
11 番	志子田 吉 晃 議員	12 番	鎌 田 礼 二 議員
13 番	伊 勢 由 典 議員	14 番	鈴 木 悦 代 議員
15 番	辻 畑 めぐみ 議員	16 番	小 高 洋 議員
17 番	土 見 大 介 議員	18 番	伊 藤 博 章 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸太郎
病院事業管理者	福 原 賢 治	技 監	鈴 木 昌 寿
総 務 部 長	本 多 裕 之	市民生活部長	高 橋 五智美
福祉子ども未来部長	長 峯 清 文	産業建設部長	草 野 弘 一
上下水道部長	鈴 木 良 夫	市立病院事務部長	鈴 木 康 弘
総 務 部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布 施 由貴子	総務部次長兼 行財政改革推進 専門 監	佐 藤 一 樹

総務部次長兼
 総務人事課長 高橋 数馬
 総務部
 財政課長 佐藤 渉
 上下水道部
 次長兼業務課長 並木 新司
 総務部
 総務人事課総務係長 石川 宏
 教育委員会
 教育部長 末永 量太
 選挙管理委員会
 事務局長 目々澤 恵一
 監査事務局長 武田 光由

総務部
 政策課長 引地 洋介
 産業建設部
 商工観光課長 横田 陽子
 市立病院事務部
 業務課長 渡辺 敏弘
 教育委員会
 教育長 黒田 賢一
 教育委員会教育部
 次長兼教育総務課長 櫻下 真子
 監査委員 菅原 靖彦

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤 和広
 議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係長 石垣 聡
 議事調査係主査 梅森 佑介

午後 1 時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから 2 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 2 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影は、あらかじめ許可をした報道機関を除いて禁止しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15 番辻畑めぐみ議員、16 番小高 洋議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 16 号ないし第 32 号

○議長（鎌田礼二） 日程第 2、議案第 16 号ないし第 32 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 令和 7 年度の予算案をはじめとする議案をご審議いただくに当たりまして、市政運営の所信の一端と施策の主な内容についてご説明を申し上げます。

本格的な少子高齢化と人口減少が現実のものとなった今、我が国は、人口構造の変化に伴う働き手不足や社会保障費の増大、経済成長の停滞などの深刻な課題に直面しており、あらゆる分野において、将来を展望した新たな成長戦略が求められております。

さらには、不安定さを増す国際情勢や日米の金利差等に起因した過度な円安が続いており、長年の内需の高まりと円高基調等に支えられてきたビジネスモデルの大胆な見直しが急務となっております。

このような状況の中、政府においては、日本全体の活力回復を重要政策の主眼に置きながら、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、世界に先立つイノベーションが常に

生み出される豊かな国づくりを目指すことを掲げております。

また、地域の希望・熱量・一体感を取り戻し、若者や女性にも選ばれる地方を創るため、「地方創生2.0」として、魅力ある仕事づくりや働き方改革による労働生産性の向上、デジタル新技術の徹底活用などを進めるとともに、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、地域資源を最大限活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化などの取組を支援するものとしております。

このように、グローバル化の進展や社会構造の変化により、経済情勢が変容を遂げ、混迷が深まる中、我々地方自治体には、その変化に迅速に対応するための柔軟性や機動力のみならず、足元の現実を直視しながら、市民一人一人の声に耳を傾け、目の前の課題に真摯に向き合い、その解決に向け愚直に取り組んでいく姿勢が求められております。

令和7年度は、厳しい市政運営が求められる中、市民の皆様との対話をさらに深め、そして寄り添いながら「海と社に育まれる楽しい塩竈」の実現に向け、市民の皆様と共に邁進していく所存であります。議員各位をはじめ市民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、令和7年度の市政運営の基本方針についてご説明申し上げます。

初めに、重点課題として位置づけ、これまで検討を進めてきました「ごみ処理施設」や「市役所本庁舎」などの整備につきましては、これまでにない建設物価高騰の状況を踏まえ、今後の財政運営への影響が危惧されることから大きな方針転換を余儀なくされております。

これ以上先送りできない課題を前に進めていくためには、現下の厳しい局面と真正面から向き合い、市政を預かる市長として、将来に向けた見通しを示さなければならないものと認識しております。

そのため、様々な視点から冷静に分析を行い、市民や議員の皆様の声을丁寧にお聞きしながら議論を重ね、目指すべき方向を再検討してまいります。

また、令和7年度は、第6次長期総合計画の前期5か年の基本計画が4年目を迎えますので、次の5年間のまちづくりの指針となる後期基本計画の策定を視野に入れながら、各分野の施策を着実に前進させていく年度となります。

残された課題をしっかりと見極め、市民や事業者の皆様との連携により一体感を高めながら、前期基本計画の推進に取り組んでまいります。

昨年度は、未来を担う子供たちの育成支援に重点を置き、子育て世代から「選ばれるまち」となるよう、保育サービスの拡充を含めた子育て環境の充実や子供の成長を共に見守る施策の展開に努めてまいりました。

令和7年度におきましても引き続き、子供たちの健やかな成長と、子育てや教育を支える体制の充実を図りながら、ふるさと塩竈への愛着と誇りの醸成に向けた施策を推進してまいります。

さらに、持続可能なまちづくりに向けては、これまで様々な民間企業の皆様と連携体制を整えてまいりました。再整備を進めている伊保石公園におきましては、都市公園法に基づく設置管理許可制度による民間活力を導入し、本年7月頃に東北初進出となる自然一体型のアクティビティ施設が誕生する運びとなりました。つい先ほど株式会社ワクワークス様と基本協定を締結いたしましたところでございます。これを地域の活力向上の契機とし、新たな発想による未利用施設の有効活用など、市内各エリアの総合的な見直しに波及させ、市民の皆様が楽しく遊び、癒やされ、交流できるまちへ生まれ変わらせるとともに、市外からも多くの方に足を運んでいただけるよう地域全体を盛り上げてまいります。

本市が持つ魅力ある個性と民間の活力の組合せによる相乗効果により、これまでまいた種が100周年に向けて花開くよう、未来へと続くまちづくりを力強く推進してまいります。

続きまして、私が市長就任以来、重点課題として位置づけている7つの重点事業についてご説明を申し上げます。

主にハード整備を伴います重点課題への対応として、優先的に整備を進める「ごみ処理施設」、建築後64年が経過し老朽化が著しい「市役所本庁舎」、同じく老朽化が進む「市立病院」につきましては、優先順位を定め、様々な角度から検討を重ねてまいりました。

「ごみ処理施設」につきましては、市民生活に欠くことのできない根幹的なインフラであることから、重点課題の中でも最優先と捉え、現地再建に向けた取組を進めてきたところであります。

しかしながら、当初の想定よりも所要一般財源が多額となる見込みとなったことから、本市単独での施設整備を断念する方針とした次第であります。

今後につきましては、市民の皆様の生活に支障が生じないよう、既存施設の延命化を図るほか、将来的な廃棄物処理の在り方について、広域化をはじめとしたあらゆる手法を検討してまいります。

また、「市役所本庁舎」につきましても、これまで整備に向けた基本構想・基本計画の策定に向けた取組を進めてまいりましたが、最優先で取り組む廃棄物処理の今後の方針やそれに伴い負担すべき費用が明確となっておらず、先々の見通しに与える影響の大きさが不透明な状況にあります。

あわせて、庁舎整備においても所要一般財源が多額となる見込みとなったことから、現時点では事業を凍結する方針としたところであります。

今後につきましては、現在の本庁舎における安全性・耐久性の調査を行い、必要に応じて維持補修を実施するほか、市民の皆様の利便性の向上につながるよう、壱番館庁舎の利活用についても検討してまいります。

なお、「市立病院」につきましては、安全・安心な地域医療の提供に向け、病棟における病室や廊下、トイレの整備などの病院改修事業に取り組み、利用される方の療養環境の向上と職場環境の改善を図ってまいります。

「学校再編」につきましては、昨年「市立学校規模適正化等検討委員会」を教育委員会の附属機関として設置し、今後の児童生徒数の推移などを見据えた学校規模の適正化について議論を重ねてきたところであります。

令和7年度においては、保護者や地域住民、児童生徒を含めました学校現場からの意見を踏まえ、今後の望ましい教育の在り方を念頭に、市としての考え方を取りまとめてまいります。

「門前町再生」につきましては、これまでの門前町ミーティングから得た意見や門前町カフェタイムによる実証実験の結果を踏まえ、にぎわいのある門前町となるよう、引き続き、歩行者利便増進道路、通称ほこみちの指定に向け、県や関係機関との協議を進めてまいります。

また、門前町エリアの拠点としてのポテンシャルを有する宮町庁舎跡地の活用について調査研究に取り組むほか、地域や事業者の方々が門前町ミーティング参加者と共に意見交換や地域を学ぶ機会を提供するなど自発的活動を支援し、将来の地域社会の担い手づくりにも取り組んでまいります。

「産業創出再生」につきましては、水産食材の供給基地としての「みやぎの台所・しおがま」の創造を力強く推し進めていくため、「三陸塩竈ひがしもの」の磨き上げや新たな魚種のブランド化など、引き続き関係者の皆様と議論を深めてまいります。また、小学生や親子を対象とした魚食文化の普及啓蒙や大型量販店、交流都市での幅広いプロモーション活動等に取り組んでまいります。

あわせて、水産加工業に携わる皆様においては、円安・物価高による輸入原魚の高騰や人手不足等により厳しい経営環境が続いておりますので、消費者ニーズや販売チャンネルの多様化に対応できるよう、インターネット等を介した通信販売などを行う事業者の支援を継続してまいります。

また、仲卸市場では、後継者不足などの課題も抱えている中、ブリッジプロジェクトの皆様が中心となり、セブンストリートやバーベキューコーナーの整備、マルシェの開催など、新たな客層を意識した集客に取り組んでおられます。本市といたしましても空き盤台の活用による新規出店等を支援するなど、さらなるにぎわいづくりを後押ししてまいります。

「浦戸の再生」につきましては、幅広い世代の皆様から浦戸諸島への興味や関心を寄せていただけるよう、子供たちの校外学習支援と桂島防災集団移転跡地の利活用を兼ねた芝生定植ワークショップに継続して取り組んでまいります。

また、島内での買物環境を拡充するなど、島民、さらには観光客の皆様にも満足していただけるよう買物困難者への生活支援に努めるとともに、一次産業の振興や魅力の発信を担う地域おこし協力隊の皆さんの活動支援として、ブルーセンターの一部を集いの空間として活用するなど環境を整えてまいります。

さらに、離島航路の維持に向け策定した「第3期交通事業会計経営健全化計画」に基づき、市営汽船の効率的な運航と利用促進を図りながら収入確保と経費削減に取り組み、経営基盤の安定を図ってまいります。

続きまして、第6次長期総合計画に基づく令和7年度の主要施策について、主な分野ごとに述べさせていただきます。

初めに、子どもたちの笑い声があふれるまちを目指す「子ども」の分野について申し上げます。

本市が持続可能なまちとして輝き続け、住まう人々が幸せを実感できるよう、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない、きめ細かな支援について組織横断的に取り組み、子供を産み育てやすい環境を整えながら子育て世帯に選ばれるまちづくりを推進してまいります。

まず、妊娠期から未就学期までの支援についてであります。

「生命の誕生と子育ての感動を分かち合い、子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま」を基本理念とした「第3期のびのび塩竈っ子プラン」に基づき、子どもが伸び伸びと健

やかに育つまち、親が安心して子どもを産み育てられるまち、地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまちづくりに取り組んでまいります。

また、令和6年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援を行うための総合窓口として「こども家庭センター」を開設いたしました。引き続き、子育て支援の拠点として関係機関との連携体制を強化・充実しながら、多様な家庭環境に寄り添ったきめ細かなサービスを提供してまいります。

そのほか、妊産婦等へ出産や子育てに係る支援給付などの経済的支援や妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業等を通じた身体的・精神的なケアを含む伴走型の相談支援を行うとともに、子育ての不安解消と孤立予防を目的とした各種講座や相談会を開催し、妊産婦や子育て期の保護者同士の交流促進を図るなど、安心して出産・育児ができる環境を強化してまいります。

令和7年度には、保護者が気分転換にサロンやリラクゼーション等で利用できる「育児ママパパリフレッシュチケット事業」を新たに創設し、市内事業者と連携しながら地域全体での子育て支援体制を整えてまいります。

また、市内で生まれた赤ちゃんとそのご家族には、新たな命の誕生をお祝いするギフトを贈呈し、子供の健やかな成長を支えてまいります。

保育事業につきましては、令和6年4月より新たに2つの民間保育施設が運営を開始するとともに、東部保育所を民営化し、待機児童の解消や受入れ環境の充実、多様な保育サービスを提供しているところでございます。

令和7年度は、さらなる保育ニーズに対応するため、民間保育園による病児・病後児対応型の保育を支援するとともに、公立保育所による医療的ケア児の受入れに向けた体制を整備してまいります。

次に、学校教育についてであります。

変化し続ける社会情勢の中で、未来を自ら切り開く力と自己実現を目指す意欲や態度を育むため、第2期塩竈市教育振興基本計画に掲げる「目指すべき姿」の理念である「ともに学び時をつなぎ 人が輝く」教育の実現を目指し、未来に羽ばたく塩竈っ子の育成に取り組んでまいります。

これまで実施してきた「学びの共同体」による取組は、児童生徒の学校生活の意欲向上に結びつくなどの成果はあった一方で、学力向上には十分に効果が表れていない現状も見受けら

れたことから、これまでの取組を検証し、従来の授業における課題を整理いたしました。今後は「ともに学び 時をつなぎ 子どもが輝く授業～しおがま学びの10の視点～」を新たな授業改善の方策として位置づけ、基礎学力定着のための「朗読教育」を推進するほか、学校外にも学びのための居場所を設けながら、大学生ボランティアなどの力を借りた学習支援を行うなど、学力の向上を図るための新たな取組に挑戦してまいります。

あわせて、情報教育を支える基盤的なツールである学習支援クラウドやA I型ドリル等を積極的に活用し、情報活用能力などこれからの社会を生き抜くために必要な力の育成につながる教育を提供するとともに家庭での学習環境の充実を図ります。

さらに、民間企業との連携を図り、様々な職業や地域文化等を体験型のオンライン授業として実施するなど、多様な学びの機会の提供と幅広い知識の習得を支援してまいります。

昨年度に引き続き、第二中学校の長寿命化改良工事を進め、併せて教育環境における熱中症対策の一環として、体育館に空調設備を導入し、安全・安心で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

学校給食においては、食材の質を確保しつつ、物価高騰による保護者の負担軽減を図るため、国の交付金を活用した食材購入費の一部支援を行います。

生活困窮世帯の子供に向けた教育支援については、学習環境の支援にとどまらず、進路相談や将来を見据えた社会性を養うための支援も実施し、貧困の世代間連鎖の防止に努めてまいります。

次に、若い世代の移住・定住の促進に向けた取組についてであります。

子育て世代の転入促進に向けては、子育て・三世帯同居近居住宅取得支援事業による住宅取得のための経済的支援を継続しながら、首都圏からのU I Jターンによる若い世代の移住促進にも力を注いでまいります。

新たにご結婚された方々には、新たな門出を祝福するため、お祝い金の贈呈を引き続き実施するとともに、結婚を希望される方々に向けましては、本市ならではのロケーションなどを生かした出会いの場を提供し、結婚に向けた活動の支援と定住のきっかけづくりを行います。

また、伊保石公園管理棟など、公共施設の空きスペースを有効活用した子供の遊び場を市内に点在させ、子供たちが楽しく体を動かしながら心身を育む機会を創出し、子育て環境の充実を図るとともに、多世代が交流できる場所として利活用に努めます。

次に、みんなが生き生きしているまちを目指す「福祉」の分野についてであります。

日常生活を送る上での困難や生きづらさを抱えている方々を、社会で支え合いながら自分らしく活躍できる、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するため、地域や関係者との連携を深め、地域福祉計画の基本理念に掲げる「地域で支え合い、みんなで認め合う、安心・安全なまちづくり」に向けた取組を進めてまいります。

また、地域福祉事業の担い手である社会福祉協議会や高齢者の生きがいある生活の実現に取り組むシルバー人材センターなどの安定運営を支援し、地域生活課題の解決とともに持続可能な福祉基盤の充実に努めます。

高齢者の皆様には、これからも安心して暮らしていただけるよう、デジタル機器を活用した見守りサービスの導入に係る費用の助成に加え、事業者の配食業務による安否確認といった高齢者の生活環境に合わせた見守り体制の充実を図るなど、地域の様々な分野の事業者と連携した日常生活の支援に取り組んでまいります。

また、高齢者同士の交流機会や生きがいを創出するため、高齢者の通いの場・交流の場の情報発信に努めるとともに、地域のサロン活動を支援し、誰もが地域社会に参画できる環境の充実を図ります。令和7年度は、3年間を計画期間とする高齢者福祉計画の中間年となりますので、これまでの施策の検証とニーズを捉えた課題の抽出など、次期計画策定に向けた準備に取り組んでまいります。

さらに、地域住民の皆様の健康増進を図るため、ウオーキングイベントなどの開催により、楽しみながら健康な心と体をつくる取組を進めるとともに、食事による栄養バランスや塩分摂取量を意識していただく啓発活動にも力を入れながら健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、快適に住み続けられるまちを目指す「生活」の分野であります。

まず、災害に強くしなやかなまちづくりに向けて、老朽化した防災行政無線を更新し、迅速かつ機動的な情報提供を可能とするなど、災害時などに的確に情報を伝達できる環境を構築してまいります。

また、空き家対策につきましては、総合案内窓口を起点とした危険空家の把握や発生抑制に向けた取組を進めるとともに、引き続き空き家バンクによる流通や利活用の促進に努めてまいります。

コミュニティーバスにつきましては、本年4月からNEWしおナビバスの運行を、市内の大型量販店へ乗り入れるルートに変更し、利便性の向上を図りながら市民の皆様の足として、

より愛される交通手段となるよう努めてまいります。

さらに、住みたい・住んでみたいまちづくりを進めるため、策定からおおむね10年を迎える都市マスタープランを見直すとともに、人口減少をはじめとする様々な行政課題を踏まえた「立地適正化計画」を新たに策定し、持続可能なコンパクトシティ形成に向けた取組を推進してまいります。

次に、活気があり、誇りをもって働いている人がたくさんいるまちを目指す「産業」の分野であります。

本市の基幹産業である水産業と水産加工業は、コロナ禍からの回復が見られたものの、円安やエネルギー価格等の高騰により、引き続き厳しい状況に直面しています。活気に満ちた地域産業を取り戻すため、水産品・水産加工品の販路拡大に向けた支援を力強く進めてまいります。

先般明らかとなりました塩竈市魚市場の卸売業者による不適切な取引に関しましては、市場開設者として、県からの卸売業務の改善措置命令を重く受け止め、卸売業者への行政処分や問屋への申入れ及び業務規則の改正等による再発防止策を講じたところであります。今後は地方卸売市場の適正かつ健全な運営と信頼の回復に努めてまいります。

地域経済の振興に関しましては、小規模事業者チャレンジ支援事業を通じて意欲ある小規模事業者の生産性向上や販路拡大に向けた新たな挑戦を引き続き後押しし、地域の活力を高めてまいります。

次に、何度でも訪れたいまちを目指す「交流」の分野であります。

観光資源に恵まれた本市の観光振興と観光ニーズの変化に対応していくため、「塩竈市観光振興ビジョン」に基づくこれまでの取組を検証し、新たなビジョンへ改訂を行い、インバウンドをはじめとする交流人口と観光消費額の拡大を目指してまいります。

また、ベイエリアのにぎわいづくりの拠点である旅客ターミナルマリングート塩釜につきましては、物販エリアが空洞化するなど施設全体の刷新が急務であることから、専門的な知見を取り入れた施設のブランディングに取り組み、にぎわいあるベイエリアの再生につなげてまいります。

さらに、シティープロモーションを専門的に担う組織を新設し、SNSアンバサダー「しおがまPR隊」と共に本市の魅力を戦略的に全国へ発信しながら、関係人口や交流人口の増加を図るとともに、ふるさと納税の推進や、移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、日常に彩りがあるまちを目指す「文化」の分野であります。

幅広い年代の市民の皆様が地域への愛着を深めていただけるよう、市内各所を周遊し、本市の歴史や文化、自然について学ぶ機会を引き続き提供してまいります。

また、本市の指定文化財であり、地域産材の利用や先進的な木構造が採用された公民館本町分室及び杉村惇美術館につきましては、耐震調査の結果に基づいた耐震補強を行いながら、歴史的建造物の保存にとどまらず、文化の創造・発信の拠点として活用してまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、昨年、屋外バスケットゴールを設置した中の島公園を中心として、幅広い世代が気軽にスポーツを楽しめる施設の整備をさらに進めるほか、スポーツ振興の基幹的施設である体育館の大規模改修に取り組んでまいります。

次に、みんなが主役になれるまちを目指す「協働」の分野についてであります。

行政運営を持続可能なものとしていくためには、町内会や市民活動団体などが互いに連携・協力し合い、よりよい地域社会として取組を積み重ねていくことが不可欠であると認識しております。

市民の皆様の創意工夫にあふれた自主的な企画や、地域課題の解決に向けた活動を引き続き支援してまいります。

コミュニティー活動の促進に向けては、町内会に対しレクリエーション用品を贈呈し、気軽に集い活動できる環境の整備に取り組んでまいりました。令和7年度は、地域コミュニティーの拠点となる集会所施設を、安心・快適に利用し続けていただけるよう、町内会との連携を密にし、施設の維持補修を支援してまいります。

また、昨年度は、民間企業と連携し、本庁舎に人工知能を用いたA I コンシェルジュをモデル事業として設置したところです。

今後も民間企業が持つデジタル技術を活用した行政手続のオンライン化やキャッシュレス化などを推進し、市民サービスの向上と業務の効率化に取り組んでまいります。

続きまして、市制施行80周年を契機に、100周年を見据えた未来への礎を築く事業についてご説明申し上げます。

未来を担う世代が夢を実現していくことの大切さとその価値を実感できるよう、「しおがまっ子夢応援プロジェクト」を継続して実施し、子供たちの成功体験や自己肯定感を養うとともに、挑戦する意欲を育ててまいります。

また、異文化に触れながら自己表現力や多文化共生社会への認識を高めていけるよう、相互

交流が図られた韓国の中学校との交流をさらに深めるなど、国際交流事業を引き続き実施し、国際社会で活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。

さらには、思い出に残るアート制作を通じて、子供たちの創造性や発想力、好奇心を育みながら、シビックプライドの醸成と未来を担う人材育成に努めてまいります。

地域の宝である子供たちは無限の可能性を秘めております。その子供たちが本市への愛着と誇りを持ちながら健やかに伸びやかに育ち、やがて世界へ羽ばたき、ふるさと塩竈のために活躍される姿を夢に描きながら、全力で支援してまいります。

これまで申し上げました市政運営の基本方針に基づきまして編成いたしました令和7年度予算案の概要を申し上げます。

令和7年度当初予算につきましては、少子高齢化等による社会保障費の増大や依然として続く物価高騰等の影響を受けた、これまで以上に厳しい財政状況の中で、重点課題に適切に対応する事業や、第6次長期総合計画の実現に向けた事業、未来への礎の創造につなげる事業を峻別し、予算化したところでございます。

各会計の予算であります。一般会計につきましては、275億9,000万円で、前年度と比較して24億2,000万円、9.6%の増であります。

これは、主に児童手当や施設型給付費等支給事業など、社会保障関係経費であります扶助費や、防災行政情報伝達システム整備業務をはじめとする普通建設事業の増加などによりまして、増額となったものであります。

また、特別会計につきましては、5会計の予算総額が132億9,890万円で、前年度と比較して1億7,170万円、1.3%の増であります。

主な内容といたしましては、国民健康保険事業特別会計において、1人当たりの医療費が増加したことに伴い、保険給付費が増となったものであります。

また、介護保険事業特別会計においては、介護サービス利用者等の増加に伴う介護給付費の伸びが見込まれるほか、後期高齢者医療事業特別会計につきましても被保険者数の増加により、納付金が増となっております。

企業会計につきましては、下水道事業会計が、支出の合計で79億2,202万9,000円で、前年度から4.3%の増となっております。収益的支出においては、減価償却費の増加により、前年度から3.7%の増、資本的支出では、ポンプ場改良費などの増加により、前年度から4.8%の増となっております。

病院事業会計につきましては、支出の合計が38億1,436万4,000円で、前年度から10.9%の増となっております。収益的支出においては、給与制度改革等に伴う給与費の増加などにより、前年度から3.6%の増、資本的支出では、病院改修事業及び空調設備更新に伴い、前年度から98.4%の増となっております。

水道事業会計につきましては、支出の合計が25億8,786万円で、前年度から4.3%の増となっております。収益的支出においては、委託料等の減少により、前年度から1.0%の減、資本的支出では、水道改良費等の増加により、前年度から14.2%の増となっております。

以下、新年度に行う事業について、主なものを申し上げます。

まず、本市が掲げる「重点課題」に適切に対応していくための事業といたしましては、

清掃工場管理事業費として	2億220万3,000円
中倉埋立処分場管理事業費として	2,524万6,000円
学校規模の適正化の検討事業として	36万8,000円
門前町活性化事業として	104万3,000円
「みやぎの台所・しおがま」推進事業として	839万2,000円
浦戸地区買い物支援事業として	79万3,000円
地域おこし協力隊活用事業（情報発信・地域課題解決分）として	1,331万1,000円
浦戸地区未利用地活用事業として	318万円

を計上しいたしております。

次に、第6次長期総合計画に掲げる「8つの塩竈物語」を実現させるための事業のうち、「子どもたちの笑い声があふれるまち」の実現に向けた事業といたしまして、

妊婦等包括相談支援事業として	425万4,000円
こんにちは赤ちゃん事業として	444万6,000円
保育対策総合支援事業として	1,055万1,000円
こども家庭センター運営事業として	1,942万9,000円
情報教育推進事業として	1,637万6,000円
教育支援センター「コラソン」運営事業として	2,828万4,000円
スクール・ソーシャルワーカー活用事業として	531万7,000円
小中学校情報機器整備事業として	3億3,671万6,000円
中学校長寿命化改良事業として	4,748万7,000円

地域のおしごと体験事業として	170万円
子どもの遊び場整備事業として	600万円
同じく、「みんなが生き生きしているまち」の実現に向けた事業といたしまして、	
敬老祝金費として	346万1,000円
敬老行事開催支援事業費として	68万5,000円
高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定事業として	436万1,000円
ねたきり老人等紙おむつ支給事業費として	477万8,000円
高齢者あんしん見守り支援事業として	366万9,000円
配食サービス事業費として	1,065万9,000円
子どもの学習支援事業として	780万円
社会福祉協議会運営費補助金として	1,900万円
健康しおがま21プラン推進事業として	30万円
同じく、「快適に住み続けられるまち」の実現に向けた事業といたしましては、	
消防施設整備事業として	1億4,422万2,000円
防災行政情報伝達システム整備業務として	4億7,721万7,000円
防犯灯整備事業として	1,000万円
安全・安心まちづくり推進事業として	450万円
都市マスタープラン見直し・立地適正化計画策定事業として	1,259万6,000円
子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業として	2,650万円
空き家利活用促進事業として	105万円
私道等整備補助金交付事業費として	100万円
緑と憩い再生事業として	505万円
公園施設長寿命化計画策定事業として	3,518万円
同じく、「活気があり、誇りを持って働いている人がたくさんいるまち」の実現に向けた事業といたしましては、	
魚食育普及促進支援事業として	100万円
水産物等販路回復事業として	250万円
塩竈産品販路拡大支援事業として	280万円
中心市街地にぎわい創出事業として	697万円

小規模事業者チャレンジ支援事業として	200万円
同じく、「何度でも訪れたいまち」の実現に向けた事業といたしましては、	
塩竈みなと祭協賛会助成事業として	795万6,000円
塩竈市観光振興ビジョン策定事業として	298万8,000円
旅客ターミナル施設ブランディング事業として	500万円
塩竈の魅力発信事業として	52万2,000円
同じく、「日常に彩りがあるまち」の実現に向けた事業といたしましては、	
美術館耐震対策事業費として	5,400万円
走る市政教室事業として	8万円
スポーツ振興事業として	150万円
スポーツパーク事業として	200万円
塩竈市体育館大規模改修事業として	14億1,889万8,000円
同じく、「みんなが主役になれるまち」の実現に向けた事業といたしましては、	
塩竈市協働まちづくり提案事業として	174万8,000円
集会所整備等助成事業として	176万8,000円
長期総合計画後期基本計画策定事業として	600万円
新婚さんいらっしゃい事業として	801万8,000円
同じく、「自然と調和した和やかな暮らしと癒やしがあるしま」の実現に向けた事業といたしましては、	
離島地区通学費補助事業として	260万4,000円
浦戸地区遊休施設等利活用事業として	99万円
浦戸地区校外学習等支援事業として	67万円
浦戸諸島交流促進事業として	150万円
を計上いたしております。	
次に、「未来への礎の創造」に関する事業といたしまして、	
しおがまっ子夢応援プロジェクト事業として	104万円
国際交流事業として	504万3,000円
アートプロジェクト事業として	119万6,000円
を計上いたしております。	

以上、市政運営に取り組む所信の一端と施策の方向性についてご説明をいたしました。

今年はきのとみ年、外からの抵抗力が強い中にあっても屈することなく、これまでの慣習にとらわれず、弾力的に新しい歩みを進める年と言われております。

市制施行100周年に向けて、先行きの見えない社会情勢の中にあっても、私たちは変化を恐れずしっかりと未来を見据え、努力を怠ることなく着実に歩みを進めていかなければなりません。

私が深く胸に刻んでいる言葉の一つに「雲外蒼天」があります。これは「困難を乗り越えた先には、明るい未来が待っている」という意味です。

今、私たちは、社会の大きな転換期に直面し、数多くの課題と対峙しておりますが、時代の流れを的確に捉え、一つ一つの課題に真摯に向き合いながら、乗り越えた先に待つ明るい未来を迎えるべく、全力を尽くしてまいります。

そして、その未来を次の世代へしっかりと手渡していきたいと考えております。

これまで、塩竈を築き上げられた先人たちの思いを受け継ぎ、「海と社に育まれる楽しい塩竈」の実現に向け、何事にも勇往邁進、取り組んでまいる所存であります。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

○議長（鎌田礼二） これより総括質疑を行います。

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典）（登壇） 日本共産党塩釜市議団を代表しまして、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第21号「塩竈市上下水道事業経営審議会設置条例」並びに議案第22号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の3つの議案について総括質疑を行います。ご回答のほど、よろしくお願いいたします。

最初に、質疑の1点目は、議案第16号についてであります。一般職員の給与に関する条例改正についてお尋ねをいたします。

これは、令和6年度の国の人事院勧告に伴い人事管理に関する改正が行われました。時間外勤務制限の対象拡大として、時間外勤務制限を申請する職員について、これまでの3歳未満の子供さんを持つ職員から、小学校就学の始期に達するまでの子供さんを持つ職員への拡大としております。

お聞きしたいのは、一つは、これまで3歳未満のお子さんを持つ職員の申請があったのかど

うか伺います。

そして、もう一つは、小学校就学前の始期に達するまでの子供さんを持つ職員の申請があった場合の対応について、お聞きをいたします。

次の点については質問席にて質疑を行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてお答えを申し上げます。

3歳未満の子を持つ職員の時間外勤務制限の申請についてでございますが、本制度の利用者につきましては、平成30年度に1件の申請実績がありましたが、現在では申請者はいない状況でございます。

今回の条例改正を踏まえ、対象範囲の拡大により、子育て世代の多くの職員が活用できるように庁内でも周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 2点目のご質疑で、小学校就学前の始期に達するまでの子を持つ職員の申請があった場合の対応についてでございますが、条例改正後に該当職員から申請があった場合につきましては、規則と様式が定められておりますので、その様式に基づきまして総務人事課において申請を受け付けいたしまして、内容を確認した上で時間外勤務制限につきまして、本人または所属長宛てに承認通知を行うという流れになってございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ご回答ありがとうございます。

そこで、最初の、3歳未満のお子さんを持つ職員の申請については、平成30年に1件あったと。現状ではないということですが、この理由を分かる範囲で、どうしてそのようになってしまっているのか。恐らく職員の残業等について結構多くなっているかと思います。職員のメンタルも報告されたりはしていますので、そこも含めて、なぜ1件であり、また現状ではないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 現在の3歳未満のお子さんを持つ職員につきましてですが、こちらは小学校の就学前の現在の制度といたしまして、1日の勤務時間につきまして2時間を超えない範囲において勤務しないことができる部分休業制度というものがございます。例えば、朝1時間、夕方1時間を休業するという内容でございますが、この制度に申請している職員が現在8名です。こちらの制度で対応している職員がいるということでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。部分的な休業制度を組合せしながら仕事をしていただいているということですね。分かりました。

今後は人事院勧告に基づく管理の関係で改善ということのようですが、小学校就学前までのお子さんを持つ職員の関係の対応については分かったのですが、今後これが実際に展開されると申請者が増えるのかどうか。こういった申請をして、こういう働き方をしたいんだということも含めて、その見込みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 年齢の対象が拡大されますので、増えることも想定されます。これらについては、庁内できちんと周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。あとは予算特別委員会の中で様々議論していただければよろしいのかなと思います。

次に、議案第21号についてお尋ねをしたいと思います。これは塩竈市の上下水道事業経営審議会設置条例ということになっております。

これは塩竈市の水道ないしは下水道の経営戦略が、令和2年3月から10か年として計画を策定しておりますが、過般、産業建設常任委員会に付された中で改定作業が総務省から発出されたとなっております。

今回の議案第21号に関わって、この審議会の目的ないしは今後についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えいたします。

まず、上下水道事業に係ります経営戦略でございますけれども、令和2年に策定をいたしまして、今取り組んでいる内容でございます。こちらにつきまして総務省から通知がありまして、令和6年度中に改定を全て終わらせなさいということで、今作業に取り組んでいる状況でございます。できましたら、改めて議会の皆様にもご報告をさせていただきますが、今回の見直しのポイントの一つとして、第三者機関からの意見を得るように努めるべきという規定が追加されたところでございます。我々といたしましても、上下水道が抱える厳しい経営状況につきまして市民の皆様にご理解をいただきまして、ご審議をいただくことが今後ますます重要になると考えておりますので、既存組織を統合した上で、地方自治法に基づきます附属機関として格上げするため、今回、関係条例を提案させていただいたものでございます。

2点目、今後でございますけれども、条例をお認めいただきましたら、年度明けまして4月になりましたら第1回の会議を開かせていただきながら、まず、その経営戦略の内容等についてご報告をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。この4月あたりに、そういった中身について審議会を立ち上げて議論していくという話ですね。

そうすると、私がお聞きしたかったのは、この条例に基づく審議会等の中での目的ないしはその改定作業、改定作業をやっている今回このような形で審議会等々となっているようですが、その目的や課題は何なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えをいたします。

目的につきましては、経営戦略を含めました重要事項につきましてご審議をいただく。有識者の皆様を含めた第三者の方からご意見等々をいただくことが、設置の目的となります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） これは公開性ということで対応していくのかどうか、確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えいたします。

まず、現状の経営戦略につきましては、住民の皆様からご意見をいただくという点につきましては努力義務という扱いになっておりますので、今後、ますます第三者の皆さんからご意見をいただくことが重要になるだろうということで、先取りいたしまして我々で今回条例を上げさせていただいたとご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

できれば公開的なものにして、市民の皆さんが聞いて、どういうことが議論されているかというのをやったほうがいいのではないかなと思うのですが、それはいろいろ規則なりそういうものの恐らく設計をして対応していくのかなと思いますので、それは予算特別委員会の審議の中で生かしていただければと思います。

次に、議案第22号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について伺います。

今般、刑法の一部改正に伴って令和7年6月1日から施行されるもので、これまでの懲役及び禁錮の廃止と、拘禁刑を創設したことに伴うものということになっております。拘禁刑は、刑事施設に留置をし、改善・更生を図るため必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができるという内容で、国の刑法上の一部改正に伴うものですが、お聞きすると、かなり我が市の条例に結構この文言が入っているということのようですが、まず最初にお尋ねしたいのは、条例等、規則等について、条例、規則の中で何本あったのか、概括的にお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） まず、この関連する条例でございますが、条例数としては7本でございます。ただ、そのほかに関連する規則もありますので、規則が大体6本、そのほかに、さらに関連する要綱や規定がございますので、それらについても併せて改定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。条例としては7本、規則として6本ぐらいあるんですかね。そして、それにぶら下がる要綱ということですよ。分かりました。こういった改正が行われる。

例えば、こういった刑法の一部改正に伴うというものの関係で、認識を深めたいのですが、例えば、関係する条例が7本ありました。規則が6本ありました。懲役及び禁錮の廃止と拘禁刑を創設するということですが、簡単に言うと塩竈市の条例の中でこの取扱いについてはないかと思うのですが、仮にこれを実際上の条例の中で生かすものなのかどうか、あるいは文言だけの整理なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 具体的な条例の中身でこれを活用している事例ですが、基本的には塩竈市の条例に違反した場合に、違反した場合の罰則規定の中にこういった文言がまず入っているのが1点でございます。

あともう1点は、いろいろなものの資格要件の際に、禁錮刑があるとかないとか、そういったものの判断のための条例にも盛り込まれておりますので、主にそういった使い方をするという中身になっております。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。条例の中での運用ということです。分かりました。

以上をもって、私の総括質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で伊勢由典議員の総括質疑は終了いたしました。

そのほか。

14番鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代）（登壇） 日本共産党塩釜市議団の鈴木悦代です。日本共産党塩釜市議団を代表して、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」に関して総括質疑いたします。

先ほど市長の施政方針の中で、市政をめぐる情勢であるとか本市の目指す目標を伺ったところですが、改めて、限られた予算規模の中で、大きく令和7年度当初予算編成での特徴、観点をお伺いしたいと思います。

以後については質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 14番鈴木悦代議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」のうち、当初予算で重きを置いた事業についてお答えを申し上げます。

私は、未来を担う子供たちの健やかな成長と、子育てや教育を支える体制充実を進めることが、この塩竈市が子育て世代から選ばれるまちとなるために取り組むべき重要な施策の一つであると考えてございます。

こうした現状認識を背景に、新たに子供たちの心身を育む機会提供のため、公共施設の空きスペースを活用した遊び場の整備や、保護者の気分転換を促進するための取組である育児ママパパリフレッシュチケット事業を創設するほか、小中学校児童生徒のタブレット端末の更新などを図ってまいります。

また、中の島公園の遊歩道整備を行い、高齢者の皆様にウォーキングを楽しんでいただくことで、健康寿命の延伸にも努めてまいります。

このほか、市民の安全・安心を確保するため、老朽化が進む防災行政無線の機器更新を進めてまいるほか、ベイエリアのにぎわいづくりに向け、マリングート塩釜のブランディングも進めてまいります。

さらに、物価高騰により方針転換を余儀なくされた清掃工場については、現施設の延命化を図り、市民生活に支障が生じないようにしてまいります。

また、市役所本庁舎につきましては、現庁舎の継続使用を検討するための耐震診断に要する経費を新たに計上するほか、壱番館庁舎の利活用につきましても今後検討する予定であり、併せて市民の利便性確保も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ご回答ありがとうございます。重点課題について改めてお話しいただきました。

次に、令和7年度、令和8年度は、本市第6次長期総合計画前期基本計画の仕上げに向かう年度となるわけです。後期基本計画を意識し、積み残された課題を整理する中、市民生活や商売、事業所の実態、課題をどのように意識し、令和7年度当初予算編成に反映されたか、その点を伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回、当初予算の一般会計ベースで、前年度比較で24億2,000万円と

いう額、率にすると9.6%ほど増額をさせていただいております。その主な力を入れた内容とイコールになりますので、その辺のところにつきましてご説明をさせていただければと思っております。

まず、今回の24億円のうち大きく増加したものにつきましては、児童手当の制度拡充があります。これは支給期間の延長や第3子への拡充という子育て支援を充実させる意味での施策、国策でもあります。これに5億1,000万円を投入することになります。また、学校環境の整備、小学校、中学校の環境の整備として、タブレットの更新時期を迎えておりますので、これに約3億4,000万円増額をしています。その他といたしましては、普通建設事業等の投資になりますが、一つは先ほど来説明しております設置から13年たっている防災無線が老朽化しておりますので、防災上の観点からこちらに4億8,000万円を投資いたします。その他、塩竈市体育館、2か年でやっておりますが、塩竈市体育館の増額分として4億7,000万円、美術館等の耐震改修擁壁等で1億1,000万円ということで、増となった要因の主なものとしてはそのようなことで、主に子育て環境の整備あるいは小中学校の環境整備、その他、安全・安心に係る経費を主に計上させていただいたといった内容になっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 改めてのご回答ありがとうございます。

積み残された課題を整理するということもあるのですが、満足度であるとか成果指標はどのように進められるのか、その点お伺いします。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 長期総合計画で策定する際に、アンケート調査で満足度ですとかそういった指標を捉えております。今回の予算で、後期基本計画策定に向けた予算の中で市民の皆様のお声をいただくアンケート調査もして、前期基本計画がどのような内容だったのかということの総括の一つとして捉えるための調査費用も計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で鈴木悦代議員の総括質疑は終了いたしました。

ほかございますか。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。私からは、議案第19号「塩竈市中小企業制度融資損失補償条例の一部を改正する条例」についてお聞きします。

先ほど市長から令和7年度の施政方針及び予算案の要旨の説明があり、その冒頭に、我が国は、経済成長の停滞など深刻な課題に直面しており、円安基調に支えられてきたビジネスモデルの大胆な見直しが急務となっている旨の発言がございました。

そこで、本市の経済対策の一環として、これまで運用してきました塩竈市中小企業振興資金融資制度が拡大運用できるような改正をする条例が出されましたので、この内容について、まず1点目、融資保証制度の本体の仕組みと全体予算額、それから、条例改正に至った経緯について、提案理由をお聞かせ願いたいと思います。

壇上からの質疑は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 11番志子田吉晃議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

議案第19号「塩竈市中小企業制度融資損失補償条例の一部を改正する条例」についてお答えを申し上げます。

中小企業制度融資の制度内容についてでございますが、中小企業の資金繰りを円滑にするため、市が市内金融機関に預けた預託金を原資として、市内中小企業者に対し、運転資金、設備資金として2,000万円を上限に融資を行う制度でございます。この制度は、宮城県信用保証協会による債務保証つきとなっており、中小企業者は、借入れに際し信用保証料を支払い、市もそのうち50%を補給しております。

以降の質疑については、担当からご答弁申し上げさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） それでは、続きまして担当課から、仕組みについてということで、まずご質疑いただきましたので、ご説明させていただきます。

まず、中小企業制度融資は、3つの段階に分けて考える必要がございます。まず、融資を行う段階というのが、市から預託金を預けているのですけれど、金融機関にお預けした預託金を原資に、金融機関が中小企業者にお金を融資するというのがまず一つの段階です。次に、

その中で無事に返済が行われるものもあれば、返済できなくなって代位弁済という段階に陥ってしまう中小企業者がいます。市は損失補償条例を宮城県信用保証協会と結んでいるのですが、それに基づきまして市も一部を返済するという関係性になっているのですけれども、さらに今回の条例の対象にしたいのが3つ目の段階でございまして、代位弁済になった事業者、それも2つに分かれますけれども、会社清算型または再建型のどちらかということで、再建しようとする事業者を、この条例で支援というか、手続を円滑化しようとするものとなっています。複雑なのですけれども。

また、もう一つのご質疑で予算額というご質疑がございました。市が実質的に負担する金額が、先ほど市長答弁にもございましたけれども、保険付きの融資となりますので、信用保証料の半額を市が負担しています。これは融資が発生するごとに発生する金額です。また、次の段階であります損失補償をしたときにも市が全体の9.6%を負担しますので、こちらも市が負担する金額です。今回の条例の対象になっております、その先の再建に向けて取り組もうとする段階につきましては、過去3年間に例がございませんでしたので、市が放棄した債権といえますか、回収できる債権は、市の負担というか、損失もそれに関してはゼロということになっています。

それから、もう1点、経過ということで、これに至りました経過です。この条例は、先ほども申しましたように中小企業の再建を円滑化するための条例となっていますので、昨今の円安や物価高騰等の厳しい経営環境の中、債務整理を含めて事業再建に向けて取り組む中小企業者の増加が今後見込まれるという中で、宮城県信用保証協会から、事態に即応できるように、市町村が制定する損失補償条例の改正について働きかけが、まずありました。また、県では同様の融資制度を持っていますけれども、既に条例改正を行っていますので、今回条例の改正を本市でも行おうとするものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 説明どうもありがとうございました。総括質疑にはふさわしくないかなとは思ったのですが、この制度があることによって、市内の業者の人が、もしこういう事件が起きた場合の運用拡大をするからいいことだなと思って取り上げさせていただいた次第でございます。

その中身について、信用保証料がどうか、その利率が何%とかということは総括質疑に

はふさわしくないとしますので、中身のことは聞いたし、それから、提案理由も説明もされましたので、この件はこれで終わりたいと思います。

ほかには、本当は本来ならば全体的な総括質疑で聞きたかったところではございますが、予算特別委員会並びに一般質問でじっくり質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（鎌田礼二） 以上で志子田吉晃議員の総括質疑は終了いたしました。

ほかございませんね。（「なし」の声あり）

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号ないし第32号につきましては、議員全員をもって構成する令和7年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議案第16号ないし第32号につきましては、全員をもって構成する令和7年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

議員各位に申し上げます。2月25日午前10時から、令和7年度予算特別委員会を開催いたします。なお、招集通知は口頭をもって代えさせていただきます。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、21日から3月3日までを民生常任委員会及び令和7年度予算特別委員会のため休会とし、3月4日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、21日から3月3日までを民生常任委員会及び令和7年度予算特別委員会のため休会とし、3月4日、定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後2時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年2月20日

塩竈市議会議員 鎌田 礼二

塩竈市議会議員 辻 畑 めぐみ

塩竈市議会議員 小 高 洋

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

令和7年3月4日（火曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（18名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	10 番	今 野 恭 一 議員
11 番	志子田 吉 晃 議員	12 番	鎌 田 礼 二 議員
13 番	伊 勢 由 典 議員	14 番	鈴 木 悦 代 議員
15 番	辻 畑 めぐみ 議員	16 番	小 高 洋 議員
17 番	土 見 大 介 議員	18 番	伊 藤 博 章 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸太郎
病院事業管理者	福 原 賢 治	技 監	鈴 木 昌 寿
総 務 部 長	本 多 裕 之	市民生活部長	高 橋 五智美
福祉子ども未来部長	長 峯 清 文	産業建設部長	草 野 弘 一
上下水道部長	鈴 木 良 夫	市立病院事務部長	鈴 木 康 弘
総 務 部		総 務 部	
危機管理監	佐 藤 孝 文	政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布 施 由貴子

総務部次長兼
行財政改革推進
専門監

佐藤 一 樹

福祉子ども未来部次長
兼生活福祉課長

鈴木 陸奥男

総務部
政策課長

引地 洋 介

市民生活部
次長兼市民課長

小倉 知 美

市民生活部
環境課長

千葉 貴 幸

福祉子ども未来部
健康づくり課長

阿部 公 一

産業建設部
商工観光課長

横田 陽 子

上下水道部
上水道課長

熊谷 孝 行

総務部
総務人事課総務係長

石川 宏

教育委員会
教育部長

末永 量 太

教育委員会教育部
生涯学習課長

郷古 勝 浩

総務部次長兼
総務人事課長

高橋 数 馬

産業建設部次長
兼まちづくり・
建築課長

星 潤 一

総務部
財政課長

佐藤 渉

総務部
危機管理課長

古谷 勝 弘

市民生活部
保険年金課長

石村 要

福祉子ども未来部
高齢福祉課長

山本 多佳子

上下水道部
次長兼業務課長

並木 新 司

市立病院事務部
業務課長

渡辺 敏 弘

教育委員会
教育長

黒田 賢 一

教育委員会教育部
学校教育課長

松崎 和佳子

監査委員

菅原 靖 彦

事務局出席職員氏名

事務局 局長 相澤 和 広

議事調査係主査 工藤 聡 美

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 梅森 佑 介

午後 1 時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから 2 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 3 号」の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

また、撮影はあらかじめ許可をした報道機関を除いて禁止しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17 番土見大介議員、18 番伊藤博章議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（鎌田礼二） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の質問は全て一問一答方式にて行います。

では、5 番菅原善幸議員。

○5 番（菅原善幸）（登壇） 令和 7 年第 1 回定例会、公明党会派を代表し一般質問させていただきます。菅原善幸です。

佐藤市長をはじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、冒頭で 2 月 26 日発生した岩手県大船渡市で起きた山林火災は、今なお延焼が続いており、12 の避難所に 1,202 人が現在も避難されております。心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、令和 7 年度施政方針から市政運営の基本方針の重点課題についてです。

日本経済は、現在、長期にわたる物価上昇に直面しております。多くの市民が、なぜ物価が

高くなるのか、値上げはいつまで続くのかといった疑問を皆が口に出している状況です。私は、物価高騰する要因として幾つかの要因があると思っております。

1つの国際的な出来事によって需要と供給のアンバランスが起きてしまう。そして、需要が供給を上回ると、企業は価格を引き上げて需要バランスを調整しようとしします。また、原材料費が上昇すれば、物やサービスの価格が上がります。原油や穀物などの輸入している原材料の価格が上昇すると、企業はコスト増、価格に転嫁せざるを得なくなり、結果、物価が上昇します。そこで、令和7年度施政方針の中で、市政運営の基本方針が出された重点課題と位置づけてこられた、ごみ処理施設や市役所本庁舎の整備について、建設物価高騰の状況を踏まえ、今後の財政運営の影響が危惧されることから、ごみ処理施設は断念、市役所庁舎は凍結し、大きく方向転換を余儀なくされました。改めて、方向転換された理由についてお聞かせください。

なお、後の質問については、質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 5番菅原善幸議員の一般質問にお答えを申し上げます。

答弁をさせていただく前に、まずは、大船渡市で発災をいたしております山林火災につきまして、一日も早い鎮火を目指して、今、私ども二市三町の消防事務組合の職員も現地に出向いて消火活動に尽力をしていただいておりますので、安全に皆様方のために一生懸命働いていただくことを心からお願いいたしますのと同時に、被災されている皆様方が安全に安心して平穏な生活を送れるように、一日も早く送れるように心からお祈りをしたいと思っております。

まず初めに、令和7年度施政方針についてのご質問のうち、廃棄物処理施設と市役所本庁舎の整備に関わる方針の見直しについて、お答えを申し上げます。

両施設につきましては、本市の重点課題と位置づけ、現地再建の可能性が高く、市民生活に欠くことのできない、特に老朽化が著しい廃棄物処理施設を最優先として取組を進めてまいりました。

また、市役所本庁舎におきましては、優位な財源となります緊急防災・減災事業債の活用が見込まれたことから、整備に向けてチャレンジさせていただいたところでございます。

まず、廃棄物処理施設の整備についてでございますが、これまで策定を進めていた基本計画

において、事業費の高騰などにより、所要一般財源が当初の想定を超えて多額となる見込みとなったことから、本市単独での廃棄物処理施設整備を断念とする方針としたものでございます。

次に、庁舎整備についてであります。最優先として取組を進めるべき廃棄物処理に係る今後の費用負担が、現時点では不透明な状況となっており、かつ、庁舎整備においても同様に、整備に係る所要一般財源が多額となる見込みとなったことから、一旦立ち止まる必要性が生じ、事業について凍結とする方針としたところであります。

私からは、以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 5 番菅原善幸議員。

○5 番（菅原善幸） では、再質問をさせていただきたいと思います。

市長から様々な部分で凍結、断念という形で説明がございました。以前、私も一般質問の中で何度か、ごみ処理施設や本庁舎の庁舎建設の整備について質問をさせていただきました。ごみ処理施設に関しては、清掃工場は著しく老朽化が進んでおりまして、毎年修繕されている状況でございます。中倉埋立処分場施設に関しては、かさ上げの延命を図りながら事業を行っている状況でございます。

また、本庁舎に関しましては、市民窓口が分散化によって、市民に大変迷惑をかけている状況ではあります。しかしながら、先ほども述べられたことから、物価高騰が市民の生活に必需品の値上げ、また、家賃の値上げなどによって、市民に様々な部分で影響があると私も思っております。やはり、このような状況の中でごみ処理施設や市役所本庁舎の建設を進めることはできないという形でございますけれども、今まで、昨日まで予算特別委員会もされまして、様々な部分で予算審議の中で、お聞きしますとやはり財政的にも大変厳しい状況の中で、今回の断念は本当に私も残念には思うんですけれども、一応立ち止まるという形で、市長の決断されたということでございます。

そこで、今後、市民に対しまして、ごみ処理施設の断念やそれから市役所本庁舎の凍結について、方向性について、市民の説明はどのように行っていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 市民の説明でございますが、まずは市のホームページと 3 月号の広報紙にはまず第一報としてご説明をさせていただいたというところでございます。議会終わり

ましたら、直ちに3月14日から19日まで、会場を公民館、魚市場、保健センターと3会場使わせていただきまして、都合4回にわたりまして市民の皆様には経緯と今後の方向性について、ご説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） もう書面でも私も拝見させていただいて、市民に説明されるという形で、本当に市民の方も今まで多少なりともやはり期待というんですか、壱番館とそれから本庁舎の中で窓口が分散されていることで、やはり一本化になるということで大変期待されていたことでもございました。そんな中で、今回、断念ということでもございますけれども、そこで、市の財政の影響によって今回、建設の断念という延期に至った財政運営の影響が危惧されたということで施政方針にも書かれております。その中で、やはり今までの課題として7つ挙げられていると思うんですけれども、この7つの重点課題についても実質的には本当に財源確保が大変厳しい中で、やっぱり前に進めていかなければいけないということもあると思います。そういった中で、どのようにして計画を進めていかれるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 基本的に今回、庁舎と清掃工場につきましては、このような形で断念と。それで、一つ今回断念した経過の中のシミュレーションをやらせていただいた中で、まずは大きいところとして事業費の増加というところは今、議員もおっしゃられたとおりですけれども、一つ金利の増加というところも実は償還金利の増加もありまして、やはりこのまま続けていった場合、かなり財政調整基金の目減りに影響してくるということで、市民の生活に影響してくるということが明らかになったというのが断念の理由でございます。ただ今回、新たにシミュレーションを行ったことによりまして、市民生活7つの重点課題を進めていく財源確保ということに今度お話になると思いますが、基本的には我々としては今、進めている行財政改革をまずしっかり一つ進めていくこと、着実に進めていくことで身を切る努力をしていくこと、一方で、着実に少しずつ伸びてきておりますふるさと納税等の取組に力を入れていくということで、できるだけ一般所要財源を確保するということで、そういった7つの重点課題を含む市民生活の持続的な運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 今、私も予算特別委員会の中で確認させていただきましたけれどやはり基金の目減りという部分があるのかなと思います。財政調整基金なんかも本当にこれからの様々な部分で行政を止めることはできませんので、やはり基金の目減りというのはある程度抑えていかなくちゃいけないという部分は私も認識しているところであります。

そういった中で、今回、基本方針の中に持続可能なまちづくりについて、伊保石公園の民間活力を導入したアクティビティ施設誕生とありました。この施政方針にも書いてあったんですけれども、今まで塩竈市になかった、やはりレジャー施設が誕生するという事で、私も本当に大変期待しておるわけでございますけれども、しかし本市の中心市街地を見ますと、やはり人通りがあまりにもなく大変厳しいものが私はあるんじゃないかなと思っております。そういった中で、観光振興ビジョンについても取り組んでいる本市でございますけれども、通年を通して交流人口がどんどん、なかなか増えていかないという部分では、近隣もやはり多賀城市、それから利府町も交流人口の創出、活性化に向けて取り組んでいるわけでございます。ぜひとも、本市におきまして近隣の自治体と広域で連携を進めながら、そういった中心市街地に活性化のまちづくりに塩竈市の訪れる交流人口を創出し、にぎわいを行っていただきたいなと思っております。

例えばですけれども、民間の力をお借りして、これ伊保石公園なんかは民間で行っていくわけなんですけれども、やはり千賀の浦緑地公園がございまして、あそこなかなか、人があそこで遊んでいるというのがなかなか見かけないというのが現状だと思うんですけれども。そこに仙台の塩釜港の一部を利用して、子供が遊べるマリンスポーツ広場などを民間でできないのかなという部分が私常々思っているところなんですけれども、そういった伊保石公園と同様に取組なんかもやはり民間の力というのはすばらしいもので、そういったあその、何ですか、塩釜港の港奥部でも一番東側があまりにも多分船があまり浮いてないというか、スペースがあるんじゃないかなと私思っているんですが、あとまた、北浜緑地公園からも遊べるスペースが、海に向かって遊べるスペースがありますので、そういったことも考えていただければなと思いますので、ぜひ検討していただきたいんですけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、お答えします。

いわゆる港奥部を利用したにぎわいづくりの1つとして、例えば、子供たちを対象としたマリンスポーツとかの取組はできないのかというお尋ねかと思います。

まず、前段ございましたとおり、中心市街地への誘客というのは大きな重点課題にもなっておりますので、それはそれとして、回遊性を高めて門前町カフェ、あるいは、ほこみちの指定、あとそれに宮町跡地の活用なども考えていきたいと思っています。並行しまして、やはりその港奥部のにぎわいづくりというのも大きな課題になってございます。議員からご提案がありました事業につきましては、実は毎年、民間ベースで親子のカヌー体験とか、あるいは、ミニクルーズというんですか、そういったものを催しているという実績がございます。ただ、海の上を使いますので、港則法という法律がございまして、港長の許可というのが必要になるんですけれども、ただ、北浜緑地公園につきましてもおとしの10月に供用開始と、現在は市民まつりとかで供用されておるんですけれども、可能性は十分にあると思いますが、ただいづれにせよ、ノウハウのある事業者というんですか、民間の力もお借りしながらという多分考え方になると思いますので、こちらについて前向きに考えさせていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今までの考え方を180度変えようと思っています。簡単に言えば、市域全体をどのようなバランスの皆様方に憩いの空間だったり、子供さん方に遊んでいただける空間だったり、そういったものをつくっていくか、ここを大きく考えてございます。その中の位置づけとして、今回の場合は、伊保石公園に皆様方が望んでいらっしゃるアスレチックの施設が本当に来ていただけたと、これは大変ありがたいと。これは受動態から能動態に変わってきた最初の、市にとってもありがたいお話になりますので、これをどう市域全体に波及させていくかということが重要だと思っています。それに合わせて、北浜緑地、中の島緑地、港奥部含めて、こういった場所にどのようなものを、例えば、遊具とか、憩いの空間とか造っていったらバランスよく、市民の皆様方の行動範囲というものもありますから、大人だと車でいろんなところに行けますけれども、お子さんと大体、移動する範囲が決まってきます。だから、そういったところをどのような空間をつくり出して皆様方にふだん使いで遊んでいただける、癒やしていただける、そういう場所を設置するかということを今、市役所挙げて検討させていただいています。ですから、今後、139か所ある公園が草ぼうぼうで、誰も使われないような公園にすること自体、市としては恥ずかしいことになってきますので、市域全体

が生まれ変われるような、こういった憩いの空間、遊びの空間、そういったものに生まれ変わらせるための大きな一つのスタートラインが伊保石公園だと位置づけておりますので、ぜひ様々ないろんなアイデアがあったら、私どもにご指導いただきたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。まだ、伊保石公園はまだスタートしておりませんが、やはり本町とか様々な部分で中心市街地がございます。そこを点で責めるというのも一つなんですけれども、そういった港奥部とかの部分から、本町も栄えてくるんじゃないかなという部分も、私は思っていたものですから、今回ちょっとこの例として挙げさせていただきました。

次の質問に移ります。

次の質問は、予算の編成という形で行う予定でしたけれども、予算特別委員会で様々な部分で皆さんから予算の配分という形を説明いただきましたので、私はこの部分は理解したと思っておりますので、割愛させていただきたいと思います。

次の物価高騰について、ちょっとお伺いします。

本市の物価高騰によって、市民生活の影響に緩和するために様々な対策を講じていくという思いがあります。今現在、塩竈市ではどのような事業が行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 物価高騰対策に係る主な事業でございます。

まず、生活支援のための給付事業といたしまして、低所得者の支援給付事業を実施しておりますほか、さきの臨時会におきまして、1月臨時会におきまして、第8弾の割増商品券事業、また、水産業・水産加工業元気アップ支援事業、学校給食食材購入支援事業をお認めいただきまして、現在、取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。低所得者の大変厳しい中で、皆さんも生活をされているわけでございますけれども、そういった昨年6月から、その支援として低所得者世帯への給付金が今現在、行われている最中だと思います。また、割増商品券につきましても、やはり10割増商品券、これは第8弾になるわけですが、本当に市民の方に会うたび、

もう本当にこの10割増商品券というのは好評でありまして、やはり幾らかでもお金になるような、行政からのこの支援というのが、もう期待していますということで、まだまだ続けてくださいということでありましたけれども、そういったことも今回、4月から8月まで使用できるという形でこの商品券も発行されるということで聞いております。主に、こういった物価高騰に関して相談が様々な部分で支援制度が設置するなどしまして、やはり物価高が本当に長期化されていく可能性も大きいと私は思っております。そういった中で、こういった制度を住民に提供できるような、また、物価高騰に関する相談窓口なども設置しなければいけないんじゃないかなと私は思っております。会う人からは、やはりもう本当に物価が上がって生活が大変なんだというのを、やはり多くの市民の方からも声もかけられるし、相談もされている状況でございますので、ぜひともこういった状況の中で相談窓口もしていただきたいなと思います。

実は先日、民生常任委員会のメンバーで座間市に行ってきました。断らない相談窓口支援という形で視察させていただいたわけなんですけれども、近年、核家族化が進んでおりまして、やはり地域コミュニティが薄れつつある中で、お困り事を抱えた人が気軽に相談ができるような窓口を設けてほしいということで、相談窓口をつくったということでございます。全て相談された方は、相談を受けていくという形を前提し、内容を様々な部分でいろんな内容があるんですけれども、全てを受けるという形で、その後にいろんな課とか、それから内容によっては外部へつなげていくという、断らない相談窓口というのを設けたみたいでございます。そこで、塩竈市も相談窓口として、塩竈断らない相談窓口の設置も必要と思いますが、この取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 物価高騰などで生活に困窮する方々に相談に対する対応というところだと思います。座間市の市民の困り事に断らない相談、支援相談ということに対してですが、本市での生活困窮者に対する生活相談、こちらの対応といたしましては、まずは生活保護に対する全般的な生活相談、こちらも行っておりますが、そのほかに平成27年の4月から生活困窮者の自立支援事業、こちらを第2のセーフティーネットということで、国が設定をしたものであるんですが、自立相談員、こちらの2名を配置しながら、こちらの相談についているというところでございます。

自立支援相談においては、生活保護に陥る前のその前段でのセーフティーネットということ

で、自立支援の相談をはじめ、就労準備、あるいは、家計改善、住宅確保給付金、生活困窮世帯の子供の学習支援、こういったものなども含めて行っているという状況でございます。

近年は、世帯の中でも複数の問題を抱えるような非常に対応困難なケース、そういったことが増加している状況でございましたが、まずはこういったご相談を受けながら、必要がある場合に関しては、必要な窓口につなげるような、ご紹介するようなことも行いながら、今後とも生活困窮にかかわらずに障がい、あるいは、高齢者など福祉全体に関わる連携だとか、情報共有を図りながら、窓口に来られる方々に対して断らない相談支援、こちらを目標にしながら本市でも対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。いろんな様々な部分で、本市も相談窓口というのは多分あると思いますけれども、とにかく今、物価高騰で本当に市民は困っている状況があります。そういった中で、気軽にやはり庁舎に来ていただいて相談できるよというような、何ですか、旗でも用意しながら、もう気軽に来れるような、やはりこの市役所に、行けるような環境もつくっていかねばいけないと思いますので、この質問をさせていただきました。ぜひとも検討していただきまして、全て断らない窓口をしていただきたい。何でも構わないんですけど、相談はやはり多岐にわたるわけですけども、できないはともかくとしまして、やはり職員は断らないという部分をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移させていただきたいと思います。

次は、地域で支え合う福祉という形でお伺いしたいと思います。

政府は令和6年9月に高齢者対策指針という、高齢者社会対策大綱を6年ぶりに改定されました。その高齢者社会対策は、高齢者を支えるための取組ではなくて、高齢者の割合が大きくなる中で、持続可能な社会を築いていくための取組として目的があります。高齢者が地域で自分らしく生活を営むために、高齢者社会対策大綱を受けて市が取り組むべき課題が示されているわけでございますけれども、1つには、高齢者の意識が変わる70代やそれ以上になっても仕事を続けたいという人が増えてきているという形です。2つ目には、今後、独り暮らしの世帯、特に高齢者の独り暮らしの世帯も増えている。また、3つ目には、高齢者の増加によって2040年には認知症、私も何度か質問させていただいていますけれども845万人。軽度認知症ですと、やはり612万人となって、もう本当に増えている状況でございます。そして、

これらのことを総合的に考え合わせて、今後年齢に関わりなく全ての人が支える側、支えられる側にもなることで、お互いに支え合う社会を目指すことが示されているのがこの大綱の中身でございます。そこでこの大綱、塩竈市としてどのように受け止められているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら昨年9月に閣議決定された、高齢者社会対策大綱でございました。こちらの受け止めということでご質問ございました。

まず、こちらの大綱に関しましては、独り暮らしの高齢者の増加、あるいは、ライフスタイルの変化、そういった認知機能が低下する方の増加等に伴う様々な影響が課題とされている内容となっております。この中で高齢者を支えるだけでなく、高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組を進めていくことが必要ということで示されている状況でございます。この大綱に対しては、本市では持続可能な社会を築いていくための一つとして、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム、こちらの構築、こちらに取り組んでいくことが一番かと考えてございます。高齢者対策大綱にあるとおりに、全世代の方々がこの超高齢社会、こういったものを構成する一員として希望を持てる、未来を切り開いていくために、市としてはこれからも庁舎関係部署だけでなく、多世代、多様な機関、団体、こういったところと連携を行いながら、まずはこういったところのつながりづくり、こういったところをつくっていくと、こちらが大切なのかということで受け止めてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。福祉子ども未来部長から、地域包括ケアの体制も一層推進していくと。また、世代を超えて共生社会も築いていくというお話もございました。高齢者に、高齢期の外部へのつながりもされているということでお伺いしましたけれども、また、塩竈市の現在、やはり高齢者率を考えますと34.6%の高齢者率になっているわけでございますけれども、先ほど指摘した中で認知症の今後の増加は非常に大きい課題であると私は思っております。実はこの10年で、各年代の介護認定率自体は下がっているということがデータで示されております。しかしながら、塩竈市は75歳以上の高齢者の認定率がもう高く、年齢が上がるにつれてこの認定率も高くなっている傾向にあるということで、予算の中

でも示されているわけでございますけれども、ここで、今後は元気な高齢者が家に閉じこもらずに、外に出て人と会うことを促すような取組が重要になってくるんじゃないかなと私は思っております。これからのそういった高齢者、認知症の方も気軽に、通いの場のような居場所をつくるような取組を全国的に行われているわけでございますけれども、このような居場所に参加する高齢者、参加しない人よりも認知症の発症リスクが3割軽減されているということがデータであります。鬱病発症のリスクも24%軽減されている。そして、3年後の要介護認定リスクも4割軽減されているというデータも示されているわけでございます。その中で、やはりこの塩竈市、このような通いの場があるのか、どれだけあるのか、そういった部分でちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 高齢者の通いの場のご質問でございます。

こちら認知症のリスクを減らすためにも、人とのコミュニケーション、こちらが非常に重要だということが言われてございます。今現在、塩竈市内としては、こちらに関しましても日常生活支援の中で、各団体にご紹介をさせていただきながら、通いの場、こちら地域にどのぐらいあるかということで調査をさせてもらってございます。今現在、様々な健康関係だとか、あるいは、サロンの集まりの場、そういったものも含めて全て総数としては101か所あるということでお聞きをしている状況でございます。今や年代ごとの要介護認定、こちらも増えているということで、85歳以上の方になってくると約半分の方が要介護認定を受けている状況にもございますので、こういった通いの場に関しましても、例えば、町内会だけで、その場で通いを行うだとかということもありますので、こういったところに関しましては、まぜっぺ・まざっぺシート、こういったところでこういった活動を行っているということもPRも行ってございます。そちらとしましては、通いの場として46団体のご紹介もさせてもらってございますので、こういったところをぜひ市としてもPRしながら周知をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。こういった通いの場が、やはり物すごく認知症に関しては、このデータ的に軽減されているという形でございまして、こういった塩竈も通いの場もあるということで、皆さんに告知できるような体制を取っていただきたいと思いま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この高齢者の、最後の質問ですけれども、独居の高齢者、障がい者、それから高齢者が抱えている課題というのはどういったものがあるのか。また、そういう声を可能な範囲で結構です。すので、やはりお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら今、ただいま独居の高齢者、あるいは、障がい者、高齢者が抱えている課題というところでのご質問でございました。

今現在、障がいを持っている方に関しましては、やはり生涯にわたる就労の関係、あるいは、親亡き後の生活の心配、こういったところのご心配、ご要望が寄せられてございます。また、高齢者の方々に対しましては、これは前回の第9期の高齢者福祉計画、こちらを策定する前段でアンケートを取らせてもらってございましたが、やはりその中でも生活に対する支援、あるいは、見守りに対する支援、こちらに関しましてはまず、例えば、生活の足であったり、あるいは、見守りに関する安否確認、こういったところの心配が非常にあるというところがございます。また、そのほかに関しましては、ただいま菅原議員からご質問ありました、例えば、老人会やサークル、あるいは、高齢者が集まれる場所や機会の確保ということで、まず通いの場、こういったところのご要望なども高い状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと時間もございませんので、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、医療と介護の連携ということで、質問させていただきたいと思ひます。

地域包括ケアシステムという言葉が生まれてから、2003年でございます。そして、2014年には医療介護総合確保推進法が成立されまして、やはりその中で地域包括ケアシステムが定義づけられました。本年はこの地域包括ケアシステムが定義されて11年目に当たるわけでございますけれども、やはり団塊の世代の方々から75歳以上になると、やはり2025年を目指して医療、介護、福祉の連携を模索してまいったわけでございますけれども、塩竈市におきまして医療機関としての公立塩竈市立病院でありますので、これまで市立病院の病院事業管理者であります福原病院事業管理者からの様々な部分で、いろんな地域包括ケアシステムについて、私も学ばせていただきました。地域包括ケアシステムについて、幾度か開きましたが、

改めて市立病院の医療、介護、福祉の連携において果たす役割について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） それでは、菅原議員から医療と介護の連携の当院の役割についてのご質問をいただきました。

議員おっしゃるとおり、地域包括ケアシステムの構築におきましては、医療と介護の連携、これは必要不可欠でございます。特に、高齢の方については、この両方にかかるというのがほとんどとなっております。こういった状況を踏まえまして、市立病院ではその役割を、実は令和5年度に策定をいたしました経営強化プランに掲げさせていただいております。

具体的な当院の取組をご紹介をさせていただきたいと思いますが、入院患者さんの多くがやはり高齢の方でございますので、退院後に施設の入所、あるいは、何らかの介護サービスを受ける、そういう必要な方の割合が非常に高くなってございます。こういったことを踏まえまして、市立病院では入院当初から当院の社会福祉士が介入をいたしまして、退院先の調整というのをまずしっかりとさせていただいております。

また、退院の際でございますが、病院のスタッフだけではなくて、ご本人、あるいは、ご家族、こちらにあとケアマネジャー、こちらの方を入れていただいて、全体で患者さんの状態を共有しながら退院先の最終調整、あるいは、退院後のケアプランの確認、こういったところもしっかりとさせていただいているところでございます。

また、あと医療面の取組といたしましては、当院中心にやっております地域包括ケア病棟、こちら60日間というこの長い入院日数は、実は地域包括ケアシステムの構築において必要な部分ということで、特に介護施設で具合が悪くなった方、この方についてもしっかり受け入れて介護施設にお戻りいただくというのが重要な役割でもございますし、当院力を入れていきます退院後の在宅医療、こちらは退院後に訪問診療、訪問看護、あるいは、訪問リハビリ等、在宅医療を提供しまして、地域において医療と介護、それから在宅をつなぐという役割を担っていると考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

この市立病院は、在宅医療支援病院としてこれまで訪問医療も充実してきたと思います。人と人の人生を支える医療を提供する病院であるわけでございます。そういった市立病院は、地域包括ケアシステムの構築の中核として役割を果たしていると思います。そういった中で、市立病院の経営健全化プランの中にも、何度も私も目を通させていただきますけれども、私もこのプランの実現することを強く願うものとしております。

そういった中で、塩竈市の介護、福祉連携による、地域包括ケアするべき方向性についてのお考えが今、説明いただきましたので、ぜひとも今後、二市三町の広域圏内で介護、医療、福祉などをつなぐ重要な役割の市立病院になっていただきたいと思いますので、今後も持続可能な連携の在り方について、さらに模索していただきたいと強く願うものであります。

ちょっと時間もございますので、次の質問に移ります。

次に、水道事業について、ちょっとお伺いしたいと思います。

上下水道につきましては、昨日も水道の予算特別委員会の中で漏水について質問させていただきました。改めて、水道管の漏水という形で調査についても、今回ちょっとお伺いしたいと思います。この厚生労働省から、今回2019年には下水道の破損事故が本当に多発して、年間で2万件、全国で起きているわけなんです。こういった事態を受けて、2022年の11月には国土交通省に移ったわけなんですけれども、すぐ災害とかそういったものに対処できるという形で、多分国土交通省に移られたと私は思っております。

そういった中でやはり、今回この塩竈市の老朽管の現在の総延長として、法定耐用年数を超えた管路について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えいたします。

水道管の耐用年数というところでございますけれども、こちらにつきましては、40年とされてございます。これは法定耐用年数となります。しかしながら、最近新しい部材、丈夫な部材等々が開発されておりますので、これを緩和する流れにあるとまずご理解いただければと思います。こうした状況を踏まえまして我々塩竈市といたしましては、総延長約300キロほど水道管ございますけれども、こちら計画的に更新するために老朽管更新計画、あと配水管整備計画ということでそれぞれ対象とする路線を、補助対象となる部分の重点路線に限った部分と、あとそれ以外の部分ということで計画的に更新はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。水道管のほう、下水はたしか50年、またそれから水道は40年が耐用年数という形でございますけれども、本当に40年と早いのか、遅いのかちょっと分かりませんが、やはり更新というのがあるわけでございます、そういった部分では本当に大変な水道事業だと思います。そういった中で、耐用年数を越えた水道管の更新計画として、今現在、どのように行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えさせていただきます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、まずは浄水場から給水拠点でありますとか避難所、あとは医療機関等を結ぶ路線を重点路線と位置づけまして、こちらにつきましては国の補助金を活用しながら優先的に更新をしているという状況でございます。残る路線につきましては、基本的に40年でありますとか、それを緩和する動きというところを踏まえながら、継続的にお金をかけ続けながらということになりますけれども、更新をさせていただいているというのが今の状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。それで、やはり漏水に関してはちょっと昨日も今日もちょっとお聞きしましたので、この漏水に関する調査という形でございますけれども、今現在のやはりこの漏水というのは課題になるわけでございますけれども、漏水にならないければそのまま収益にも関わってきますので、例えば、この漏水の調査の方法について、どのような調査があるのか、様々な部分で今、AIのものとか、いろんな形で察知できるような、やはり調査が行われているということはお伺いしていますけれども、こういったものがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えをいたします。

まず、市内で起きております漏水の件数、お伝えさせていただきます。大体平均で、今年につきましては102件ほど漏水が発生しております。ならしますと、大体110件から120件ほど漏水が起きているという状況でございます。こちらの調査方法でございますけれども、塩竈市

の場合、市域が狭くて一時1か月ほど前に県で共同発注をされた人工衛星なんかを使った漏水調査の中にも、こちらも参画もお誘いいただいた経過はあったんですけども、市域が狭くて、家が連檐している状況ですと、人口衛生で見れる部分は半径100メートルぐらいの距離の中になりますので、結局現地調査が最終的に必要になるということで、二重に経費がかかるものですから、塩竈市としてはご遠慮させていただいたという経過がございます。

そのほかに、今、AIを使いまして、これまでのデータを取り込みまして、そこから予想される漏水調査という方法もありますけれども、費用対効果を見ながら、現状、塩竈市では現地踏査というのをメインに調査を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。私も何度か一般質問でも、スマートメーターとかもあるということかどうかということで浦戸でも使われているという形もお伺いしております。ただ、スマートメーター、値段がちょっと高いという部分がございます、全戸に使っていただくにはかなりの金額がかかるというのも私も認識しておりますし、しかしながら、名取市ではもう全域に行っているということも聞いております。先ほどAIという部分がありましたけれども、これは愛知県の豊田市で人工衛星でAIを活用した水道管の老朽調査が行われているというのも、ちょっと私も確認させていただいております。これまでの最新の漏水調査について、本市の上水道課として、先ほど今、お伺いしましたけれども、本当に調査、漏水をなくすための努力をぜひとも行っていただきたいなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

最後になりますけれども、この水道の広域化について、ちょっとお伺いしたいと思います。やはり国と宮城県では、人口減少や施設の老朽化に伴う水道事業の経営環境の悪化に対応する取組として、県はどのように取組を進めているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えいたします。

広域化についてのご質問でございました。県では、令和5年3月に広域化推進プランというのを立てまして、広域化に向けて取組を少しずつ進めているという状況でございます。ただ、広域化に参画する自治体の事情、やっぱりそれぞれでございますので、なかなか思ったよう

に進展が出ていないというのが、今の現状と捉えてございます。そういった中での先ほど申し上げました漏水調査に、県外を含みます10市町ぐらいが参加して共同発注をするという。要は、皆さんで共通でやっているものをなるべくみんなでそろそろ形でスケールメリットを見ましょうという取組に今、注力して取組が進められていると認識しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 今、説明いただきましたけれども、やはり県は水道の広域化ということで進めているというのは確認させていただいております。しかしながら、各自治体でこのような漏水の部分で、これからの漏水対策とか管の入替えとか、そういったものをやるとなると大変な財源が必要でありますし、今からですと大変、何ていうか単独でできるような自治体というのはあまりないんじゃないかなと私は思っております。そういった中で、やはり県主導もあるか分かりませんが、そういった広域でこういった漏水対策含めて、管のやはり受水も含めながら広域で考えたほうがいいのかと私は思っているんですけれども、そういった部分で今後の自治体の方向性なんかも教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（鎌田礼二） 鈴木上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木良夫） お答えをいたします。

ちょっとすみません、データ古いんですけれども、令和3年3月に厚生労働省が実施いたしました調査によりますと、全国で水道企業体は6,500ほどあるんです。その中で、実際に事業統合という、議員おっしゃっていただいたような経営統合的なものまで含めていた自治体というのが、全部で30自治体のみということでございます。率にいたしまして0.46%という状況でございます。なかなか事情が違う自治体の一つの目的の下にやっていくのはなかなか難しい部分でございますので、できることからということで、我々といたしましても近隣二市三町と、まずは共通でやっっているながら別々な事業者をお願いしている事務、これを共同発注することができないかという取組を今、進めているというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今後の話になりますけれども、人口がこれだけ急激に高齢化が進んで、少子化が加速度的に進んでいる世の中であって、今後どのような形でそれぞれの基礎自治体が生き残りをかけてというのがもう今、全自治体が抱えている課題だろうと理解をしてござい

ます。ですから、これまではそれぞれの自治体が、私どもみたいに、過去相当な財源を持っていた町でございますから、水系も2つありますね。また、ごみも単独でやらせていただけたと、もうそういう時代ではないということは先ほどの議論からも明らかだと思っています。ですから、今回水道の水系の話になってきますけれど、2水系ある、県と仙台市と、ということになってございますが、これを今後どのような形で議論していくかということも非常に重要だろうと思っておりますし、やっぱり広域でできるものは、やはり広域でしっかりと議論をしながらお互いに、簡単に分かりやすく言えば妥協できる部分からどのように話し合いに持っていくかということが非常にやっぱり重要なんだろうと理解をしてございますので、もうそれぞれが単独で生き残るなんていうのは相当厳しい世の中に入っていますので、それを踏まえた上での今後広域での議論がもっともっと活発になるように、これは非常に重要な視点だと理解しておりますので、私どもとしても二市三町、広域行政の中でそういった課題についても皆様方と議論をどんどん活発に深めていきたいと方向性としては考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 本当にこの水道事業の老朽化問題、大変各自治体は大きな課題だと私は思っております。先ほど言いましたけれども、財政面から見てもかなりの負担になって単独で、市長からもご答弁ありましたけれども、単独でやはり経営するのはもう大変な状況でございます。それを無理やりやってしまうと、やはり受益者に大きな負担にかかってしまいまして、それもやはり我々議員としても心配するところではございますけれども、本当にこういった形で広域の部分で、二市三町も含めながら仙台市、それから宮城県も含めながら今後の持続可能な公益行政の在り方というのを取っていただきたいなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、菅原善幸議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時05分といたします。

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。一般質問をさせていただきます。

初めに、ごみ処理行政について伺います。

広報3月号に廃棄物処理施設、市役所本庁舎の整備方針の見直し、市民説明会が掲載されていました。4回分が載っており、場所や時間、様々で多くの市民にという対応が伺えました。改めて、これまでの経過について伺います。

この後については、質問席より行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 15番辻畑めぐみ議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理行政についてのご質問のうち、廃棄物処理施設の単独整備が断念となった経過についてでございますが、令和5年度に策定した基本構想の方向性を基に、今年度は基本計画の策定を進めてまいりました。

しかしながら、事業者アンケートの集約を進めた結果、建設資材等の高騰が大きく影響し、可燃ごみ処理施設等を含めた施設整備費の総額は、基本構想時と比較しますと約52億円増加しております。

また、建設候補地における大規模な造成工事など、施設配置上の様々な課題が判明し、事業スケジュールも大幅に延伸する見込みとなったことで、国の交付金の活用が人口要件の面から困難となったものでもございます。

当初、想定していた財源の活用ができなかった場合、市の一般財源の負担は基本構想時よりも99億円増加となることから、将来的な財政見通しも踏まえ、単独整備については断念という判断に至ったものでございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今後も、経過など説明会の予定はありますか。

また、今後の進捗に合わせ、適切なタイミングで説明会など開催するお考えはありますか。

さらに、そうした機会において、市民の意見の聞き取りなどを行いながら合意の下で丁寧に進めていく考えはありますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 市民への説明についてということでのご質問でございました。

今回、2月の全員協議会で報告させていただきました単独整備の断念というところは、本市

にとっても大変大きな方向転換となりますことから、まず、地元の町内会をはじめ、市民の皆様に対するご説明というのは非常に重要であると考えております。2月の全員協議会以降、市のホームページですとか、広報の3月号に掲載してお知らせをしてございますが、より多くの皆様にお知らせして、ご理解を深めていただくためには、やはり市民説明会、そういったものの開催というのが必要と感じておりまして、今月中旬に先ほど総務部長からも紹介がございました3月14日から3月19日までの計4回、箇所としましては、3か所を予定してそういった説明会を開催しようとしているところでございます。

同じ重点課題であります新市役所の本庁舎と併せまして、今後の整備方針の見通しに至った経緯でありますとか、今後の方向性につきまして、丁寧に説明していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。先ほどもちょっと言いましたけれども、これからも繰り返しその説明会がありますでしょうか。

そして、そのときに市民の皆さんの声を聞く、そういう機会は持たれますか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） しかるべき時期において、丁寧に説明を何度も繰り返していきたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、広域化を含めたあらゆる検討という点について、何か進捗はあるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、広域化を含めたあらゆる検討というところのご質問ございました。今後の方向性に関しましては、これから庁内でいろいろ議論を深めながら、いろんなところとの調整を図りながらというところではございます。そういったところで、やはりちょっと今の現施設、そういったところの延命化とかそういったところも模索しながら、かつ、あと広域化でありますとか、あとは他自治体への委託を行ったとき、そういったときのやはりコスト計算とか、そういったこともしっかりと検討した上で、今後の方向性を決めていきたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 間違わないように、順番間違えとなかなか厳しいものですから、まず言えることは、このような状況の中で新設については断念をしたということでございます。じゃあ、それであれば断念をしたというだけじゃなくて、断念をしたのであれば現状の施設について、どの程度、簡単に言えば今の現状がどの程度もつのかということもあるだろうし、もう今の時点でも、建物自体、耐震化についてはさせていただいておりますけれども、炉の状況とか、煙突の状況とか、もうまさに喫緊としてもつかどうか、今、災害が起きたらどうなるんだろうという、そういう厳しい状況でございます。ですから、そういったものをどの程度改善することで何年もつのかということについても、これは専門家にしっかりと見ていただかなきゃいけないし、もしかすると突然災害が起きたらすぐにでも壊れるかもしれない。そうなったときの、今、市民生活部長が答えたように、近隣の皆様方にも調整を図っていかなくちゃいけないと。ですから断念をしたということイコール今の現状の施設についてどのような調整が必要で、どのぐらいこれから工事費がかかって、それをやることによってどの程度もつんだろうと。また災害が起きて使えなくなったときに、どういった方々に助けを求めて、どのぐらい経費がかかるんだろうというところまで調整させていただきながら、次の段階に行かざるを得ないというのが今の現状でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 丁寧な説明ありがとうございました。私も、次には突然故障したらどうするのかということを考えていましたが、ありがとうございました。一定期間、現施設の延命化が必要とされているんですね。そして、今後ごみ処理施設維持のためには、どんなことを検討されているかご説明お願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） まず、今後のごみ処理施設維持するためというところで、まず、昨年度は耐震補強工事实施させていただきましたので、ある程度の一定のそういった地震等には耐え得るとは考えてはございますが、やはり一番心配なのは、基礎部分の躯体のコンクリート、そういったところが大丈夫なのかというのは我々もちょっと懸念しているところでございます。躯体の調査に関しましては、平成27年度に一度調査はしてございます。ただ、それから10年近くたってございますので、それがどのように変化しているか、まずコンクリートの圧縮強度ですとか、中性化の状況と、そういった躯体の健全度についての調査を

今現在、行っているところでございます。

今後、まず先ほども市長が申しましたとおり、危険が高まっている煙突でありますとか、あとは各プラント設備に関しましても、やはり必要な対策、そういったところを検討していきまして、先ほども申しました延命化計画とそういったところの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

またあと、もし先ほど辻畑議員からも、ごみ処理が困難になったときどうするのかなんてそういう心配のお声もございましたけれども、まず本当に本市の廃棄物処理施設、ちょっと老朽化が著しいということで、仮に不測の事態が起きて故障等により、休炉の期間が長期化する、そういったことなどが起きた場合に備えまして、緊急時の対応につきましても事前に検討しておく必要があると考えてございます。緊急時のごみ処理につきましては、やはり近隣の一部事務組合でありますとか、他自治体への委託、そういったところが想定されます。

本市の一日当たりの処理量というのは、平均70トンというところでございますので、1か所で全量が受け入れていただけるかとか、そういったところもやはり今後いろいろ協議をしながら、ちょっとあらゆる選択肢について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。それから、市民に向けてですけれども、やっぱりそういうごみ処理場が一日でも長く丁寧に使えるように、市民に向けたいろんな啓蒙といいますか、そういうことはどういうことをされているのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、議員から、施設を一日でも長く使えるようにするためということで、やはりちょっとそういった部分では、ごみの減量化への取組というのが今後非常に重要になってくるのかなと考えてございます。

まず、家庭から出る生ごみ、そういったところをやはりちょっと今後力を入れて、生ごみそういったものの処理方法、そういったものを少しでもごみの量が少なくなるための、そういったところと、あと正しいごみの分別方法、そういったところを市民の皆様には広くご理解をいただいて、ご協力を賜らなければいけないと考えてございますので、そういったところのやはり市民の皆様へのお知らせ活動、そして市民の皆様の意識を高めていただく、そういったところを事あるごとにちょっと今後取り組んでいこうと考えております。

そういったところがやはり施設の延命化にもつながっていくのかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。確かに生ごみは本当に、がさがあって大変なものです。

今、市からはその生ごみ処理機、何台か普及といいますか、助成をしますよということで紹介はありましたけれども、それはかなり利用されているものでしょうか。自治体によってはいろんな、もう少しいろんな小さい機械にしたりとか、気軽に使えるような工夫をされています。

また、子供たちに対していろんな教室があったり、職場を体験してもらったりとか、そういうことも聞きましたが、そのところもう少しご説明をお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） ごみ減量化に伴う啓蒙周知活動ということでございますが、先ほどご質問がありました、生ごみ処理機のこちらの助成につきましては、予算特別委員会でもご説明しましたが、今年度は29台、市民の皆様に助成をさせていただいているということでございます。

今後、ごみの減量化につきましては、やはり生ごみといいますのが、家庭から出されたごみの中で水分量を含めると40%から50%近いという成分分析も出ておりますので、こういった生ごみの水分をまずしっかり切るということで、かなりの減量化に寄与できるものと考えております。

あとは、こういった環境教育という点についても非常に重要だと理解しております。毎年、清掃工場などに施設見学等々もございますし、そういったものを機会を捉えて、なるべくお子さんの頃からごみの分別、そういったものをしっかりと重要性をご説明というか、周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。それから、1つ言い忘れましたけれども、プラスチックはちょっとでも汚れれば燃えるごみにということがよく聞かれますが、そういう市民に対してプラスチック製品でも洗えるものは洗って、プラスチックごみのほうにという働きかけも必要かなとちょっと思いました。

では、次に参ります。

学校規模適正化について伺います。

当市では、このたび学校規模の適正化等に関する方針案が出されました。まず初めに、現在の考え方はどのような内容か教えてください。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） ご質問ありがとうございます。

今、議員がおっしゃったとおり、今、答申案を出したところです。今年になって2月19日から3月19日までパブリックコメントを実施しておりますので、市民からいただきましたご意見を踏まえながら、年度内の方針案の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。今年度、設置されました学校規模適正化等検討委員会、これは10人のメンバーで構成されておりました。ところが、現場の先生が含まれておらず、先生の生の声が反映されていないのではという声も聞きました。一番多く児童生徒と接している現場の教員たちの参加がありませんでした。今後、現場の教員たちの意見をどのように聞いて、この方針案に反映していくのか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

まず、今回設置しました学校規模適正化等検討委員会の中には、ご承知かと思うんですが、校長会の校長先生、第一小学校の校長先生をまずメンバーとして入っております。あと、去年ではないんですが、令和4年度に学校の調査をしたときに、教育委員会で動いて現場のほう行きながらご意見をいただいて、それを今回のいわゆるたたき台の中に入れているというところでして、来年度以降、議論の中で当然その現場からいただいた声も含めた状態で議論を進めてまいりたいと考えております。

もちろん現場の先生方のご意見等もぜひいただきたいと思っております。これはどういう形になるかはこれからという部分もあるんですけれども、PTAの方々を含めて現場の先生、あと学校評議員の方々とか、そういった方々と議論を重ねながら、よりよい計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。よかったです。じゃあ、現場の先生の声、聞いてくださ

い。

令和6年度に行われました小学6年生、中学3年生へ行ったヒアリングでは、2つ質問があったんですが、1つは、皆さんの学校はどんなところがいいですかという問いで、小学生の回答では、先生とコミュニケーションが取りやすい、先生との距離が近い、ほかの学年と仲がよい、家から学校が近い、校舎に歴史があるなど、今度中学生の回答でも同じような回答があり、さらに個性豊かな先生がたくさんいるというのもありました。

もう1問は、どのような学校があったらよいと思うかという中身でした。小学生では、自分のペースで勉強ができる、みんなで楽しく話合いができる、いじめがない、差別のない学校。中学生では、授業の質が高い、他の中学校や地域との交流があるなどでした。このほかにもたくさんの意見が寄せられていました。また、身近な小学生からは、机がきちきち狭いと言っていました。また、参観日にお母さんたちみんなが教室に入り切れない、ランドセルが重たい、児童クラブがいっぱいなどの声もありました。子供たちのいろいろな声は、この方針案にどのように生かされていくか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

まず今、ご紹介いただいたアンケートでございます。子供に対する聞き方としては、あなたの学校どういうところが好きですかというところがまず大きなところでの我々の目的でございました。これですね、この質問をするときに、例えば、例えばですよ、例えばですけれど生々しい話として、この学校とこの学校どの学校を合体すればいいとか、そういったことは全く子供たちにやっぱり聞くのはまずいだろうという話になりました。これは今回の審議会の委員の会長先生にもご相談させていただいて、やはり子供たちが自分たちの学校のことをやっぱり一番知っていて、ほかの学校の事情はやっぱりどうしても情報としては知らないという部分があるところ。あと、何より例えば、自分たちの学校がもしかしてなくなってしまふんじゃないとか、変な形で子供たちに印象を与えてしまう可能性が、おそれがあるところを会長先生にご意見いただきまして、それでそういったアンケートを取ったという経過がまずございます。それで、ああいった楽しい自分ところの学校の本当にとってもいろんな個性ある豊かなよさのアンケート、回答いただいたという経過がございました。

来年度以降については、繰り返しになるんですが、子供たちに対しても様々なアンケートとか、意見交換の場もやはり設けていきたいと考えておりました。ただ、これに関しては今、

言ったような内容で、子供たちには非常にデリケートな質問の部分も当然出てきますので、そこはぜひ注意しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。私もそういう統廃合とかそういう質問は難しいというか、しなくていいと思っております。

また、話は変わりますが、文部科学省のさきの手引では、学校は地域のコミュニティーの核としての性格に配慮ということも入っていました。防災拠点、保育、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている現状を踏まえた際に、今後の検討ではどのように進められるのか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

おっしゃるとおり学校、地域のコミュニティーの1つの核として存在しているというのは、これは絶対な、正しい認識かと我々も考えております。その上で、やはり学校をどうするかという議論する中では、やはり非常なデリケートな中ではあるんですけども、ぜひこのコミュニティーを生かした状態での学校の統廃合を考えていこうというのが、学校の再編を考えていこうというのが、今回のこの計画のやはり大きな趣旨の部分でございます。各委員からも再編を考えるに当たっては、ぜひそういった地域のコミュニティーを大切にしながら、新しく例えば、学校になったときにも、その文化とか伝統とかをきちんと継承していくような努力をしていきたいと思いますというのを、今回のたたき台の中で述べております。そういったこともきちんと念頭に置きながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 先月21日の地元紙に、市民の意見を聞きながら再編を進めたいとの市長の発言がありました。これを見た市民の皆さんはどう受け止めたでしょうか。

今後について、保護者や子供たち、市民の皆さんにどのように伝え、どのように意見を聞いていくのでしょうか、教えてください。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） 私からお答えします。

回答重複する部分もございますけれども、いろんな年代の方々、あといろんな立場の方々と
の議論を積極的に進めてまいりたいと考えております。もちろん学校関係、親御さんはもち
ろんですけれども、例えば、来年度以降学校に入るであろう若い乳幼児をお持ちのご家族の
方とか、そういった方々も当然必要だと思いますし、あとは町内会の方々もそうですし、そ
ういった幅広い方々との議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。先日の予算特別委員会において、教育長から学校規模の
適正化等に関する方針案はあくまでもたたき台、3年間で再編計画ということで、4年目に
すぐさま開始とはならない、今後、皆さんの話を十分に行って検討していくことが、と
いうご答弁がありました。子供たちの声も含めて、多くの皆さんの意見を十分に聞いて、合
意が得られるよう進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 先日の予算特別委員会で私の発言させていただきましたけれ
ども、まさに本当にすぐというわけではないんですが、ただ、状況がいつどのように変わる
か分からないので、すぐにはならないと私は今のところ考えておりますけれども、丁寧に地
域や子供たちや、あと今、教育部長も話しましたけれども、これから子育てをする保護者の
方々とかとも十分話をしたいと思います。具体的に何回するとかと今、言えないんです
けれども、少なくとも学校単位での学校評議員会とかPTAとか、あと地域の当然町内会と
かもあると思うので、そういうところにはくまなく説明に上がりたいと思っております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 教育長としての視点と、経営者として、経営者というのはおかしいんです
けれど、市長としての考え方はある意味では合う部分と合わない部分があるかという部分
も物すごく感じています。デリケートな問題ですが、私が申し上げたいのは、まず塩竈市に
とってどういうお子さんを育てたいのかというのは、これはしっかりと塩竈市として市民の
方々にもご説明しながら進めていかなきゃいけない、大黒柱になる部分ですから、それは必
要だろうと。それと同時に今、こういったデリケートな問題からこれまで逃げてきたという、
僕から見たらもっと早くにこういった議論はしておくべきだったと捉まえています、市長と

して。それは現実だろうと。それはなぜか。ほとんどの校舎が既にもう50年、60年以上経過しているんですね。今、長寿命化といっても50年のものを80年もたせる、簡単に言えばそういうような長寿命化の工事全てできているわけじゃありません。そういった状況も経営者側とすれば、それだけで物事を考えているわけじゃ当然ございませんけれども、子供たちの安全安心な施設の在り方、こういったものもよく議論していかなきゃいけないだろう。

それと同時に、塩竈市の人口がもう既に5万人を切ろうとしている現状があります。最大で6万4,000人いらっしゃいました。そのときの学校の数なんですね、簡単に言うと。今はこれだけ少子化が進んで高齢化が進んだ状況の中で、その昭和30年、40年、塩竈市が勢いがあつたときの状況の学校をそのまま維持していること自体、やはり相当厳しいんだらうと。それは皆様もご承知のとおり、学校が空き教室が相当増えてどう使うか、または、部活動がそれぞれの学校で野球部1つ、バスケ部1つ、維持できていない現状がある。そのようになってから本来議論すべき話なのかということも、ぜひ皆様方にはこれからの議論の1つとして、こういった話にスタートするまでの間の過程というものをぜひご認識していただきたいと思っております。

今までしてこなかったというわけではなくて、そういった過程があつて、今があつて、今この学校再編の議論をすることが早いのか、遅いのか。やっぱりこの辺もこれだけ人口減少が著しい、また税収も一番最高で75億円、今は、去年の58億円から61億円まで多少上がったということもございますけれども、昔の施設をそのまま維持し続けてきた、維持し続けられるわけないんです。今の現状じゃ。ですから、その現実に向き合ったときに、こういったデリケートな問題から逃げるのではなく、しっかりと様々な状況を皆様方にご提供させていただきつつ、議論から逃げないで、しっかりとした議論の中で、よりいい方向性を見いだしていく、これが今の塩竈市としての大きな考え方でございますので、私どもも自分たちの考えを押しつけるつもりはありませんが、様々な意見のやり取りの中で、また、食い違う意見をどのように収束させていくかという、丁寧な丁寧な議論の中で、よりいいものを生み出して、学校はまずは子供たちにとっての第一義的な学びやなんです。それをしっかりとお示しさせていただくことが、僕にとっては物すごく重要な視点じゃないのかなと思っています。

それと同じくらいか、それよりはどうか分かりませんが、地域の話だったり、保護者の皆さんだったり、こういう子供に育ててくれるんだから安心してこの学校に任せたいと思っただけのような教育環境を進めていくことが、私どもにとっては一番必要なことだろ

うと思っています。

それが今の11校ある学校、今の塩竈市の体力で、また、厳しい老朽化された施設の中で全てを維持することはやっぱり相当厳しいんだろうと経営者側とすれば簡単に、経営者側とすれば厳しい認識をしてございますので、そういったこともこれから説明させていただく中でたたき台を基に、多くの方々の意見を拝聴させていただきながら、限られた時間の中でも、より丁寧に議論を重ね、議会の皆様方にも情報提供させていただきながら、よりいい方向性を、厳しい状況の中でも見いだしていけるような議会に、そしてまた市民の方に対する説明に代えさせていただきたい。それだけデリケートなんです。意見が分かれて当たり前なんです。ですから、そのことをしっかりと議論させていただく、そこから逃げない、そういう市役所にこれからはぜひ積極的になっていきたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。今、市長からいろいろお話を伺いました。これまで逃げてきたとおっしゃいますが、まず、子供たちの意見もきちんと聞く、それも大事だし、そもそも今の学校教育の情勢といいますか、方向性、35人、40人の学級で本当にいいのだろうかというのも一方ではあります。皆さんいろんな考えがあると思います。市長は限られた期間と今、おっしゃいましたが、それは具体的に、もう少しどんなことが教えてくだされい。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 人様のご意見を聞くときに、これ前にも議会で申し上げていると思いますけれども、僕も過去3年PTAの役員の皆さんとずっと全ての学校の役員の皆様方と意見交換をさせていただきました。そこから、例えば、その時々のお父さんお母さんのご意見を聞いているわけですね。でも、もう子供さん卒業しちゃっているんです。ですから、幅広く聞く努力はしつつも、その時々の皆様方のご意見と、じゃあ次入る世代の皆様方のご意見、多分違って来るんだろうと思います。ですから、僕とすれば、ただやみくもに時間をかければ、結局その繰り返しになりますから、いつまでたっても何も決められない。そうしている間にどんどんお子様方の数が減っていつちゃう。1つの学校を維持するのに、どのぐらいちょっとかかるかはそこまでのシミュレーションは今、データを聞いておりませんが、もう50年、中には60年超えている校舎があって、一つには多賀城市に財務局の土地を年間1,000万円でお借りして第三中学校になりますけれども、お借りしている校舎もある。でも長寿命化

をしてしまった。あの一つ一つにそれぞれの歴史とか性格とか性質とか流れがあって、それをまずは塩竈市とすれば、1つのエリアとして全部を一つ一つ丁寧にどういったバランスでということ考えたときに、やはり老朽化が著しくてもう雨漏りしているというのは、あちらこちらの学校から言われているんです。それをじゃあそのまま全て塩竈市で改修します、改善しますということが果たしてやっぱりできるのかどうかというの、分かりやすく言うとそういう問題も抱えている。

それと、空き教室についてはもう何十年議論している話だと思います、審議会でも。どう使うんですかという。今までは全部、僕らは第三小学校ですけれども、1学年7クラスあったので、当時千二百七、八十人いたんです。僕の時は。それが今、300人台なんですよ。でも、学校の大きさはそのままということに、ほとんどの学校でそのような現状がありますから、それを税収が落ち、人口がこれだけ減り、将来の人口見通しももう下がっていつている状況の中で、どうやって維持できるんですかという視点もあるだろうし、どう再編することによって、子供たちにとっても、行政にとっても、地域の方にとっても、どういう形であればいい方向にいくのかという、やっぱりバランスもしっかり考えなきゃいけない。それを議論するたたき台を今、答申を受けて、それを基に皆様方からご意見をいただく、それを1つの目安として3年ということをつくらせていただきました。

逆に言うと、これ長くやったら、先ほど申し上げたような、またいろんなご意見に変わっていくということもあります。今、どの地区でも、個々のニュースでも、学校閉校します、2つの学校を1つにして新たな高校が生まれますというのを毎日今、報道で流されているかと思います。その地区ごとの皆さんに聞いても、やっぱり議論は分かれるんだと。最後どのような形で皆様方のご理解を少しでも多くいただきながら集約していくか、それがやっぱり行政にとっての大きな決定までの話になっていくということは、どこの町でもおっしゃっていらっしゃると思います。

ですから、僕らにとっても100%に向けた努力はしつつも、決めなきゃいけない時期をつくっておかないと、ただやみくもに議論だけ、議論だけ、議論だけ。そうやっている間にどんどん校舎は劣化していく、子供たちの数が減っていく、そういった現状をこれ以上僕とすればやっぱり見過ごせないというものがありますから、こういった形についてしっかりと議論させていただく。そのためのたたき台ということで答申を受けたわけですから、今後、精いっぱいいろんな方の1人でも多くの方にご意見をいただけるように教育長、もしくは、教育

部を中心に親御さんをはじめ、地域の方のご意見、当事者であるお子様方のご意見、先生のご意見、今、ご指摘いただいた様々な方のご意見を伺いながら、少しでもいい形で最終決定ができるように努力をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひ前向きに捉えていただいて、よりいい学校環境の中でお子様方に勉強していただけるように、学んでいただけるように、楽しんでいただけるようになるように、様々なご意見をこれからも頂戴したいと考えておりますので、ちょっと長くなって申し訳ございませんでしたが、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 詳しい説明どうもありがとうございました。確かに市長がおっしゃるように、ずっとその学校に今の親御さん、子供さんがいるわけではないので、やっぱり年々といえますか、年が変わるたびにその場にいらっしゃる子供さん、親御さんの意見は違うよということも分かりました。

それから、今の学校雨が漏れているという、あちこちというのは私、すみません勉強不足で初めて知りました。まず、安全な教室で教育が受けられる、これは本当に大事ななことかと思っています。

あとは、皆さん、市長がおっしゃったように、いろんな考えの方がいらっしゃいます。ですから、このたたき台を基に本当に地域の皆さん、子供さんももちろんのこと、いろんな意見を集約して皆さんが同意できるような、そういう学校づくりに向けてしていただきたいと思っています。

では、次に参ります。

高齢者及び障がい者支援について伺います。

4月に介護報酬が変わりました。市内の介護事業の状況は、何か把握されていますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 市内の介護事業所の状況ということでございます。こちら令和6年度の状況ということでご報告させていただきたいと思いますが、介護事業所その開所、あるいは、閉所したところということでございますが、こちらに関しましては、2件閉所している状況でございます。

まず、こちらの原因といたしましても利用者減少、あるいは、事業経営の悪化ということが

理由とされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） その2か所は、訪問介護の事業所ですか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、訪問介護の事業所でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。じゃあ、この後は訪問介護に絞ってお話をさせていただきます。

全国的に訪問介護事業所は閉鎖しており、県内を見ましても3つの自治体で訪問介護事業者がないという自治体があります。この介護報酬改定によって、どんどん報酬が下がり、事業所によっては報酬が低い要支援、軽い方のそういう利用者は受け入れられない場合があります。それは経営を守るために、そうせざるを得ない状況があります。訪問介護事業者が一つもなくなってしまうために民間のヘルパーステーション、これを公営にした自治体も聞きました。今年度、特に影響が大きいこの訪問介護の報酬減ということですが、市内事業者の今の状況について、何か把握されていますか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 今現在、先ほど閉所された訪問介護事業所が2件ということでお話しさせてもらっておりました。今回の介護サービス、介護報酬の改定に関しましては、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に言いながら、サービスごとの経営状況の違いも踏まえた、メリハリのある対応を行うということでの1.59%プラス改定となっております。

その反面、人材確保が厳しい、まさしく訪問介護の事業に関してはなかなか職員処遇の使い道に限ったその加算の率が設定されたというところで、基本報酬引下げというところの状況がございます。

また、本市での今現在の状況としては、まだ介護事業所の状況としては把握は行っておりませんが、今後の10期の計画見直しに合わせまして、こういったサービス事業者の実態調査、こちらを行いながら把握をしていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今、浦戸地区にも訪問介護のヘルパーさんの事業の関係で伺います。現在、浦戸地区への訪問している介護事業所は幾つあって、対象は何人か教えてください。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） 現在、浦戸地区にサービス提供いただいている事業所、訪問介護に限らずで報告させていただきますが、9事業所になります。そして、ご利用いただいている利用者の方は21名となっております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。また、すみません。訪問介護について伺いたいんですが、ほかの事業所もそうですけれども、船に乗って訪問するにはかなりの移動時間がかかります。訪問介護に対して、市として支援していることはありますか。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） 訪問介護に限定したものではございませんが、浦戸地区にサービス提供いただく、出向かれる事業所の方々に対しまして、浦戸地区介護サービス促進事業といたしまして、船賃の助成、そして駐車場の確保をしております。

それからサービス確保事業といたしまして、基本的な介護報酬の15%上乘せしてお支払いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。では、どのサービスに対してもこの介護報酬15%の助成ということでよろしいんですね。はい、分かりました。

さらに浦戸地区のことですが、浦戸地区に訪問されているヘルパーさんの事業所の方に伺いました。まず、今回の介護報酬の引上げは本当にひどい、ヘルパーを募集しても全然事業所来てくれないんです、また、働くヘルパーの高齢化が進み、その中でやりくりしなければならなくて、定年、年齢を引き上げた後も新しく入る方がいないので、1年ずつ更新をして何とか働いてもらって経営しているということでした。ヘルパーさん自身、自分の体を傷めないようにコルセットを使いながら整骨院などに通っている職員もいらっしゃるということ

す。そのような中でも、利用者さんや介護されるご家族からありがとうと呼ばれることが何といっても励みになるということでした。浦戸地区への訪問介護は、高齢者進行の中、これからの利用増加が想定されます。安心してこの地区で生活ができるよう、自治体として事業が継続できるための支援、もう少し拡充、これが必要ではないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま辻畑議員から、浦戸に関する事業支援の拡充というお言葉ございました。なかなか浦戸に対する、事業に関する支援非常に難しい状況にございます。各お住まいされている方々の生活状況、こちらでも違う状況なんかがございます。単純に訪問の方だけではなく、先ほど49名いらっしゃるとお話しさせていただきましたが、訪問事業だけではなくて、市内で、本土で実際の施設入所といったところでのサービス使ってもらってる方なんかもいらっしゃるので、そういったところの実態もつかみながら、その上でどんな支援が必要なのか今後検討していければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。島に行くには、本当に乗って何十分か乗って島の中を移動して、次の船に乗るまでということで、せいぜい半日で2件、そういう現状があるようです。ぜひ今の現状を丁寧につかんでいただき、これからの訪問看護でも、ほかの介護事業所も安心して訪問できるように、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

あともう一つ、言い忘れました。市から各事業者には浦戸地区への訪問する介護保険サービス事業者へというチラシがあります。その中で、報酬のこととか、船賃助成ということが入っています。ところが、引継ぎをする新しい利用者さんが島に発生した、そういうときには2人が行くわけですね。その後も、1人だけが島に渡るわけではないので、ほかのヘルパーさんに所内の同じほかのヘルパーさんに引継ぎということがあるわけです。ただ、その他2人乗船するわけです。チラシの中には、事情があればということには書いたんですが、そのことがなかなか実人数に合わせた請求、2人で行ったけれども1人で請求という状況があるように聞きました。今回は、訪問介護事業者に限って伺いました。ほかの事業者さんにも、こういうこともう少し詳しくというか、徹底をお願いしたいと思います。

では次に、見守り支援事業等の状況について伺います。

見守り支援事業については、制度の概要は、特別委員会での質疑等を通じて一定理解をいた

しましたが、高齢者あんしん見守り支援事業、見守り機器等の設置費用の助成について、利用の状況を教えてください。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） 高齢者あんしん見守り支援事業、機器設置の助成のところですが、現在の利用状況、令和6年度新規申請件数は1月末現在で20件となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。この間の物価高騰の中で、設置をためらう例もあるのではないかと思います。この制度拡充、利用する機器をつけるには何万円までとか、利用料は3か月までとか、そういう条件というか制限がありますが、この制度の拡充についてもご検討願います。いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 高齢者あんしん見守り支援事業でございますが、こちらに関しましても利用者がより増加するよなという話での拡充というお話だと思います。ただ、こちらに関しましても、基本的に高齢者あんしん見守り支援事業に関しましてはパッケージの事業としてこちらを進めている状況でございます。実際、高齢者あんしん見守り支援事業だけではなくて、ほかの事業も併せながら、結局その見守り支援を行っていくという考え方でございますので、こちらのこういった事業にこれからの支援を行っていくのかということも含めて、総合的な判断を、協議をさせていただければと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後、防災計画について伺ひます。

さきの能登半島地震がありまして、1年以上経過しました。南海トラフ、宮城県沖地震等の発生も予想されており、いつどこで災害が起きても迅速に適切な対応が行われるために、自治体でのふだんからの備えが必要と考えます。

まず初めに、地域防災計画の改訂の進捗について伺ひます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 地域防災計画の改訂状況です。本市におきましては、宮城県の地域防災計画が令和5年11月に改訂をされております。またその際、第5次の被害想定というものも出されておりますので、それを踏まえた形での見直しを令和6年度から進めているということでございます。本年度ですね。まず、4月から庁内での議論をまず進めさせていただきまして、9月の段階で中間案の取りまとめをさせていただいております。その後、10月以降、関係機関の方集まっていいただいて、防災会議を2回ほど開催をさせていただきまして、2月の段階で最終案を取りまとめているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今、防災会議2回開催ということが出されました。この中で、どんな意見があったか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 1回目の会議のときは、やはり能登の地震のことを踏まえまして、例えば、トイレの関係のお話がありましたとか、あとはそれぞれ専門の方々が集まる会議でございますので、東北電力の方の対応、特に浦戸の停電のお話でありますとか、そういった対策、特に火災が今回多く発生するということもありましたので、そういったものへの対応の仕方でありますとか、それぞれの関係の方から、それぞれのお立場から、ご意見をいただいたという形になります。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。市の事業の中にブレーカーをちょっと、使いやすいブレーカーといたらいいでしょうか、そういうことをちょっと教えていただきましたが、具体的に、あとは耐震調査を行ったというお話を聞きましたが、そのところを詳しく教えてください。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 感震ブレーカーについて、お答えいたします。

こちらの製品というか物は、自宅にあるブレーカーの部分に設置をしまして、地震が起きましたら自動で電源を切ってくれるという措置になります。こちらの装置については、まだまだ災害があったときにブレーカーを落として避難するというのがまだあまり定着していない

部分もございまして、こういったところを火災予防運動ですとか、市民の方にいろいろ周知をしまして設置していただくよう推奨をしまいたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。ありがとうございます。

2つ目の地震、津波、原発事故等の対応について、第5次被害想定調査を踏まえた避難所の整備状況について伺います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回の想定の中では、前回の想定よりもまずは建物の火災も含めてですけれど、建物の被害がかなり増えるであろうと。それに伴いまして避難者、避難する方の人数が大幅に増えるであろうと。それに伴って避難所における備蓄品が不足するというところが大きい課題ということになっています。ただ、これを全て賄うというのは非常に、1か所の避難、避難所で賄うというのは非常に厳しい問題があるとまず考えております。それで今、内閣府とかでも進めておりますが、一定の安全性、その自分のお住まいのところの安全性が一定程度確保されていて、前もって一定の準備をしていただいているご家庭におきましては、在宅避難というところも今、推奨しているという考え方もございます。在宅で一定程度、何日間とどまれる方は在宅でという考え方。あともう一つは、塩竈市でも自主防災組織を今、進めておりますが、自主防災組織を組織している町内会の皆様におかれましては、できれば町内会の集会所等を活用した自主避難所等の一時避難所的なものを開設していただいて、そこで受け入れる部分はお願ひできないかということで、できれば真にやっぱり避難所に避難しなければならない方の受入れというところを少し整理をしたいとまず考えているということでございます。

また、備蓄品も不足するということでございますが、これ常時備蓄しておりますとコスト面とか収容の問題もございますので、今、災害の協定を結んでいる市内の事業者さんおりますので、そういったときに提供していただくような準備を進めていくというのが、今の進め方になっているということでございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今、支援物資の受入れということでお話があり、協定事業者と連携しているということでありました。その中身もう少し詳しく教えてください。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 協定事業者についてのご質問でした。今現在、塩竈市と協定を結んでいる団体等は59団体ございます。その中で、食品または生活物資等の提供をいただく協定をしております事業者が6業者ございます。その6業者と今後、ここの災害についていろいろな連携を強めていって、ご協力いただけるよう話を進めて対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。いろんな災害があつて、いろんなことがあつたときに必要なものが満遍なく準備される、提供されるということは、本当に大事なことです。どうぞこの協定事業者についても足りない物がないのかとか、そういうことをいろいろ考えて準備をお願いしたいと思います。

あと、避難所で一番大変なことはトイレです。この整備について、どのような対応を考えていらっしゃるか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 確かにトイレの問題、非常に重要な問題でございます。塩竈市においては各避難所、特に小学校、中学校におきましてはマンホールトイレの整備というものを、今現在であれば総数で74基、これは貯留型とってためる感じのやつなんですけれども、各学校5基ぐらいずつですか、標準的に整備をしているような状況にあります。ただ、今年度新たに杉の入小学校、ちょっと避難者が多いということもございますので、新たに今度は下水の流下方式、下水道に直接つなぐような形での流下方式のマンホールトイレ5基を増設するような形で整備を進めているという状況でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。いろんな新聞を見ますと、トイレの数、男性と女性を比べるとやっぱり女性のほうが時間もかかるし、女性のところがトイレが多いといいなということも新聞なんかで見ることがありました。このマンホールトイレというのは、地震が起きて避難したときに、ちゃんとつい立てとかそういうのは私見たことないんで、ごめんなさい。すぐ使えるような状況になるんですか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 基本的には、座る形の洋式タイプになっている。囲いがしっかりあるような形になっておりますので、そういったところの課題については一定程度は解消されているかなと思います。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。ありがとうございます。先ほど、できれば自宅ということも確かにそれはあると思います。あと体育館とか、そこに避難しなきゃない方が、もうまた一方ではいらっしゃると思います。備蓄はやっぱ常に、年に一遍替えるとか、食べ物によっては半年とか、やっぱいつ大きなものがあるか分からないので、そういう備品の整備といいますか、用意というのはとっても大切だと思いますが、具体的にそういうことはやっていますか。備品をきちんと確認して、ちゃんとすぐ使えるようにということはされていますか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 備蓄品の整備について、ご質問でした。こちらは各備品によって賞味期限だったり、製品の使用期間というのがかなりばらつきがございます。それに対して、毎年切れる部分、製品の期限が切れる部分を確認いたしまして、それぞれ毎年準備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。そのほかに女性、子供、障がいを持った方、高齢者の方、様々な形でそれぞれの事情に合わせた支援が必要となると思います。先例事例等を研究しながら、一旦準備したからこれでよし、今でもちゃんと見ているという返答ではありましたが、日頃からのアップデートを図りたいと思います。

原子力災害対策について、伺います。どういうことをやっているか教えてください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 国の防災計画の中に原子力災害に関する規定がございまして、基本的に原発から30キロ圏内においては広域避難計画をつくるということが義務づけられていると。本市においては30キロ離れているということなので、この義務づけはございませんが、もし本市に避難が及ぶような場合は、当面は屋内に避難するような呼びかけをします。屋内にということは今、考えているというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 塩竈市と原子力災害時における住民避難に関する協定を結んでいると聞きました。実際起こったときはどのような受入れがありますか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 本市は石巻市と、今、議員おっしゃられたような協定を結んでいて避難に関する協定を結んでおります。具体的には、避難人数どの程度受け入れられますかというのを具体的に決めておりますが、本市の場合は、1,103名の避難の受入れをできますということでの協定を結んでいるという中身でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） その1,000人を超えた方々、どこに収容されるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） これは多分その広域避難計画の中に多分盛り込まれていると思いますので、私どもとしてはちょっと把握しておりません。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） すみません、ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、実際、石巻市の方を受け入れるということは決まりはあるわけですよね。実際、どういう場所での決めてはいないんですか。体育館とか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 広域避難の受入れについてでございます。こちら石巻市との協定の中で、まずは避難所というか、泊まるというか、一番多く車が止められる場所、避難されたときに受入れが可能ということで、塩竈市としては体育館を指定しておりまして、そこから増えた場合ということで、公民館とかもちろん施設の部分で受け入れるということで、まずは1,103名を受け入れられますよという中身で協定を締結しております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。再稼働した女川原発、塩竈市は35キロ離れているとはいっても、東日本大震災の際は40キロ離れた福島県の自治体で全域的な避難が必要となるほどの事態になっています。事故の状況、風向きなどによっては、塩竈でもあり得ないとも断言できないのではないのでしょうか。市民からすれば、どうしたらよいかとの迷いが生まれ得るのでは

ないでしょうか。屋内退避について、市民に周知訓練が必要ではないでしょうか。加えて、避難についても、マップにはありますが、一定詳細な検討が必要ではないでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 避難の対応ということについて、ご質問ありました。これについても、まずは今現在、備蓄している避難の備蓄品で対応できる限りのことをしていくと。こちら決まりがありまして、最初の1週間程度、1週間はこの協定のように本市で受け入れて、その後は石巻市、またそれ以上長期化する場合は、県でという決まりもございます。その中で、本市ができる範囲の中で対応していくという内容になってございますので、そこは一生懸命対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今のお話は分かりました。実際、塩竈市民のことを考えれば、遠くではあるけれど、さほど支障ないと言われますが、先ほども言ったように、塩竈市民自身がこのことに対してちゃんと屋内退避するとか、実際原発が爆発したよというときの塩竈市民の行い、訓練というのは考えたほうがいいのではないかなと思うんですがいかがでしょう。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらのほう、塩竈市の防災ガイドブック等も全戸配付しまして、その中でも原子力の災害ということで皆さんには周知はしております。もちろん議員おっしゃるように、周知がまだまだ足りないのかという気もしますので、こちら防災訓練、あとは町内会や自主防災の訓練の際に広く呼びかけていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。防災マップにありますように、自分でできること、家族でできること、ご近所とできることなどについて考え、そして話し合い、災害に備えておくことが必要とあります。そしてその上、自治体としてできる限りの対策を準備しておくことが大事と考えます。

これで私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 先ほどの辻畑議員の質問に対し、福祉子ども未来部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 先ほどの辻畑議員のご質問、令和6年度の事業所が2か所閉所したというお話させてもらいました。その中で、うち2件ともが訪問型の事業所であるという話をさせてもらったんですが、1件が訪問で、1件が通所事業所というところで訂正をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 以上で、辻畑めぐみ議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。3番鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一）（登壇） 会派かいしんの鈴木新一です。

一般質問する前に、一言ご挨拶申し上げます。

今回の一般質問の際に、議員の皆さんと佐藤市長はじめ、当局の皆さんに心より感謝申し上げます。

冒頭に、先週より岩手県大船渡市の山林火災により、亡くなられた方や多くの皆様が避難され、住宅が焼損しライフラインが破壊されていますことに、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、消火に際し自衛隊、消防員、消防団、各関係団体の皆さんに敬意を表します。一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

さて、昨年、石破内閣が誕生し、今年1月にアメリカではトランプ政権の2期目がスタートいたしました。世界情勢が大きく変わりつつあり、いつウクライナ、ロシアまたはガザ地区、イスラエルの紛争が終戦するか不透明でございます。

もう一つ、大きな貿易戦争の始まりが予想されます。アメリカファーストの考えの下、輸入に関税を大きくかけて自国貿易赤字の対抗策が出てきております。この関税の引上げにより、各国の消費者物価は上昇し、経済成長は圧迫され、長年にわたって築かれてきたサプライチェーンは著しく混乱することが予想されております。

この塩竈市では、佐藤市長の掲げる施政方針第6次長期総合計画がスタートし、4年目を迎え、前期基本計画の目標達成に向けた成果の検証と、後期基本計画の策定を行う年度と併せ

て7つの重点課題の解決、市制施行100年に向けた未来への礎を促進する年度とあります。

そこでお聞きします。今年1月に大きなニュースとして、重点課題の中の最優先課題の可燃廃棄物処理施設整備の単独断念について、現施設の延命化を図るとともに、広域化等のあらゆる可能性を検討すると。塩竈市として最大級の判断と発表がありました。

そこで、廃棄物処理施設の単独整備について断念ということを改めて、ちょっと何回かお聞きしていましたけれど、総括お願いしたいと思います。

この次の質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 3番鈴木新一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私どもにとりまして、ここ四、五年の様々な世情の動きというのは、困惑をいたしてございます。コロナ禍が続き、ロシアのウクライナ侵略、戦争をはじめ、大きな変革期を迎えているんだろうと思っておりますし、アメリカのトランプ政権の再登場によって、今後、円安基調だった状況が円高基調にどのように向いていくのか、毎日、日々変わる情報の中で、その変化をどのように読み取っていくか、これが非常にこんな小さい町ですけれども、その動向をしっかりと見極めつつ、それぞれの諸課題に対応していかなくゃいけないんだろうと厳しく様々な世情について受け止めているところでございます。

その状況の中にあって、ただいまご質問をいただきました可燃廃棄物処理施設についてのご質問のうち、単独整備の断念による延命化、広域化の考えについて、先ほど辻畑議員にもお答えを申し上げましたが、想定を上回る事業費の高騰等によりまして、単独整備については断念という判断に至ったところでございます。

しかしながら、廃棄物処理施設は重要な社会インフラとして代替が利かない施設であることから、ごみの安定処理に向けて、まずは現施設の延命化に向けた検討が不可欠となってございます。

清掃工場につきましては、供用開始から既に49年が経過をしております、焼却炉や機械設備の老朽化、危険性の高まっている煙突への対応が喫緊の課題でございます。

やはり長時間時間が経過いたしておりますので、様々な部品というものを保存していないという現況もメーカーのほうにはあって、こういったものをどうやって維持し続けていくかということについても大きな課題だと受け止めてございます。

具体的な対策を盛り込んだ延命化計画を今後作成しなくゃいけない状況でもございますが、

改修費用についても十分精査をさせていただきながら進めなきゃいけないと思っております。

また、広域化の検討につきましては、昨年11月宮城東部衛生処理組合から、本市が組合加入する場合の条件というものが示されておりまして、令和7年9月末までに回答が求められております。今後、本市が組合に加入した場合や、近隣の自治体などに委託処理した場合などを想定し、それぞれの事業費や課題等について比較検証を行いながら、本市にとって最も適した廃棄物処理の在り方について検討を進めていかなきゃいけないと思っております。

塩竈にとって何が一番重要で大切かというものをしっかりと見極めながら、こういった決断をしていかざるを得ないだろうと捉まえているところでございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

それでは、この廃棄物処理施設の断念から次のステップに行くための、様々なちょっとご質問をしたいなと思っておりまして、重要なのは長く使うことと、ごみをどうやって抑制するかという、2つの点についてちょっとお聞きしていきたいと思います。

まずは、延命化、広域化のあらゆる可能性をちょっと具体的にお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） まず、延命化の具体的な取組内容、そういったところでは、まず清掃工場、議員ご承知のとおり、やはり老朽化が著しいというところで、機械設備、機器類、そういったところの老朽化著しい状況でございます。その中でも、現在、危険性の高まっています煙突でございますとか、あとは燃焼設備、冷却設備、排ガス処理施設といった重要な設備について、優先的な改修が必要になると考えてございます。

今、申し上げましたような、そのような優先度の高い重要設備等については、初期の段階で重点的に改修を行い、その後は必要な維持修繕を毎年実施していくことなどが延命化を図っていくための、そういったところが必要かと考えておりまして、そういったところを計画的に進めなければいけないというところで、令和7年度の早い段階にそういった延命化計画を策定していきたいと考えてございます。

また、効率的にそういったところを進めるというところで、改修工事の発注に際しましても複数設備を一体的に改修することで、分割発注と比較して経費の圧縮、そういったものも図

られるかと考えてございます。現場施工を集中的に行うことで、休炉期間、清掃工場を止める期間というのも短縮することができると考えてございます。そういったときに焼却費用の削減も図れるかと考えてございますので、そういった効率的な進め方についても検討してまいりたいと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 広域化についてのご答弁が漏れておりますので、私からお答えを申し上げます。

広域化の場合は、宮城東部衛生処理組合に加入した場合を一つ想定できるだろうと思っていますし、二市三町共同で施設整備を行った場合の建設費や維持管理費について試算をさせていただきますとともに、広域化に伴うメリット・デメリットについても整理を進めていかなきゃいけないだろうと考えています。

また、近隣自治体への委託処理のケース、これは突然何が起こるかもわからない。それだけ厳しい処理施設の状況でもございますので、一日70トン排出される塩竈市のごみを宮城東部衛生処理組合でもし受け入れていただいた場合は、全てできるのかできないのか。できない場合は、一部を宮城東部衛生処理組合で受けていただいて、例えば、仙台市とかほかの町にお願いをするのか、こういうこともシミュレーションをしておかなきゃいけないだろうと考えてございます。

いずれにしても、総合的に考えて何が塩竈市にとって、例えば、コストの面から、あとは毎日排出するものになりますので、時間的な、コスト的な、そういったものを総合的に勘案して様々な視点から議論をさせていただきたいというのが今の置かれている塩竈の状況ということになります。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。おおよそ具体的な話としては承知いたしました。

それで、昨年来も耐震補強工事で1億5,000万円か何かかかっていたような気がしましたけれども、当時私も視察に行きまして、足場がかかっていたところを確認させてもらってありました。毎年の修繕、毎年の定期修繕行っておりますが、令和6年度1億円程度の予算計上があるということで、今回はどの辺の場所を修繕するのかということをちょっとだけお聞きしたいなと思います。

○副議長（西村勝男） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 令和6年度の予算でございますが、工事費としまして1億500万円ほど計上させていただいております。この内容としましては、焼却炉の耐火レンガの更新及び電気集じん機、そういったものの設備の部品の交換という内容になっております。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。

それでは次に、今後、具体的に延命化の計画、費用とか含めたものというのは提示できるものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 今後の延命化計画ということでございますが、これまでは毎年毎年予算の範囲内でいろんな設備を更新してきたということになっております。ただ今後は、ある程度その10年ないし15年という延命化をさせなければならないというものが明確になっておりますので、それをいかにして計画的に、どの設備とどの設備を集中的にやっていけば安定的な処理に持っていけるのか、または喫緊の課題となっております煙突、これも具体的に今は上部だけがかなり激しく損傷している状況でございますので、では下部は、煙突の下部はどうなのか。あとは煙突の内部はどうなのかというものをしっかりと、令和7年度のできましたら7月末までぐらいには、今後施設をどのように改修していくのか、それに伴ったコストがどれぐらいかかるのかというものを精査してまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。当然、やっぱり診断というか、調査をしながらやっていく必要があるだろうと。煙突の周りがさびついてちょっと壊れかけていたこともあるし、本当に本体がもつのかもちょっと分からないものですので、プロ的な検証が必要だと思っております。

それで、先ほどもちょっと市長からもお答えがありましたけれど、毎日70トンほど焼却をしているということをお聞きしています。隣の宮城東部衛生処理組合は130トンとかとお聞きしましたけれども、まず、本当に万が一壊れちゃって、偶然、もう全然稼働しないと。毎年検査、二、三日炉を冷やして定期検査はしているようなんですが、そのときは宮城東部衛生処理組合にやっていただいているというのは聞きましたけれども、1か月なり半年なりという、ちょっとめどが立たない場合、宮城東部衛生処理組合も多分調べてみると限度があるだろうと思うし、泉のほうの松森にも大きい工場がたしかありました。300トンぐらいの大きい工場

がありますけれども。実際に、そういう近隣の市町村、もしくは仙台市のある一定のどこの処理場の方や市当局なんかとの具体的な話というのは、進んでいるのか、お話ししているのか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） まず、工場が休炉した場合の対応ということでございます。先ほど議員からありましたとおり、毎年毎年定期修繕ということで工場の炉を約2週間から3週間止めると。止めて改良工事を行うというものを実施しておりますが、その際、おおむね約1週間から10日ほど宮城東部衛生処理組合に処理をお願いしているという状況でございます。

宮城東部衛生処理組合につきましても、いわゆる期間が短い間であれば、本市の全量の受入れは可能だということでございますが、これが3か月、半年、年単位となりますと、さすがに宮城東部衛生処理組合としましても塩竈市の全量を受け入れるのは極めて困難であるという回答をいただいております。

現段階の対応としましては、やはり宮城東部衛生処理組合だけではかなり厳しいということもございますので、近隣の自治体、あらゆる可能性を含めて対応を検討していかなければならないということでございます。

今、現時点においては、特定の自治体とそのようなやり取りはまだ行っておりませんので、今後、早急にその可能性について、各自治体に当たってまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 承知しました。これ本当にスピーディーに、ぜひそういう連携というか、ご相談をしながら協議会程度みたいなものを、宮城東部衛生処理組合の7月までというのと同時に並行して、もしかしたらという想定ですね、もしかしたらということがあり得ますので、大きい地震来るかも分からないし、それは全く予想できませんので、備えあればということが基本の考えかなと思っていましたので、ちょっとしつこく聞かせていただきました。ぜひスピーディーに進めていただきたいと思います。

次に、大きな課題として、これ当面、毎年億単位ぐらいのお金が維持管理費で何か出ているようなんですが、相当な費用なんですが、この維持管理費をもっとぐっと長く10年、15年もたせるのと同時に削減できるような、この知恵というか、考えというか、思考というものは、経費削減という意味ですよ。その辺はどう考えているのかなという、ちょっとお尋ねしたい

んですけれども。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 毎年の維持管理費の削減、そういったところをどう考えるかということのご質問だったと思います。確かに清掃工場の操炉には電気代でありますとか、工業用水を大量に使用するとか、そういったところの維持管理費用というのはある程度一定のまとまった金額を費やしているというところがございます。そういったところの削減をしていくためには、やはりごみの減量化、処理するごみをいかに少なくするかということもやはり重要であると考えてございます。可燃ごみの減量化を進める上で、辻畑議員のときにもお話をさせていただきましたけれど、生ごみの水切り、そういったことをはじめ紙類ですとか、容器包装、プラスチック類、そういったところの適正な分別、そういったものが最も有効的な対策につながるのではないかなと考えておりまして、そういったところを市民の皆様にも広く周知してご理解をいただければいけないと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 今のお話、多分市民の方はどれだけ理解しているかというものも含めて今、こうなって断念というものが冒頭にある以上は維持をすると、延命をするということがまず市にとっての急務であり、告知であり、周知であり、徹底ということになってくると思いますので、当然、10年、15年という先の話を論じる場合に、壊れるわけにいかない。丁寧に使おう、車でいえばオイル交換を丁寧にやる。エンジンが焼けないようにとかというのと同じように、ますます小まめな点検か、壊れないようなさっき聞いたのは、壊れないような使い方とか、そういうのを熟知しておかないと、今までのとおりやったら壊れちゃうよというのも出ていて1億円程度が毎回出るということは、勉強をしておかなきゃ駄目なんじゃないのかなと思ってお尋ねしたつもりなんです。ですから、その生ごみの処理の方法も当然、具体的な例としては必要なんでしょうけれど、機械的なものの技術的なものとかも含めて、総合的に研究をして、なおかつ、今のような市民の方のご協力と理解が必要なんではないかと思っています。強く思っています。ですから、そこをやはり市政だよりなり、ホームページなり、様々なものを使って、次、お聞きしますけれども、ごみの抑制、減量ということが第2のテーマに出てくるんじゃないかと思っていまして、関連してずっと聞いていきますのでひとつよろしく願い申し上げます。

そのごみの抑制、すみません、もう1回だけです。当局に、その維持管理の今の生ごみのほ

かに技術的なものとか、もうちょっとだけ聞きたかったものですからそこだけちょっとお願いしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まず、大きく言えることは、そういったものを総合的に勘案をして、結果的にもう立てなきやいけないという判断に至ったというのが、優先順位もそれも1番目で決めさせていただいたと。それだけ老朽化が厳しかったということになろうかと思います。結果、それができないという状況にもうなっているわけでございまして、じゃあそうなったときに、まずはやはり今の建物の現状についてしっかり把握すべきだろうと。もつのか、もたないのかも含めてなんです。そうやっている間に煙突みたいに、新たにもう厳しい状況が、新たな材料としてどんどん増えてきているという現状があります。

それと、ぜひ鈴木議員にも、もうご承知かとは思いますが、宮城東部衛生処理組合は一市三町でこれまでもその歴史を積み上げてきたんですね。ですから、宮城東部衛生処理組合には宮城東部衛生処理組合のスケジュールがあります。ですから、私どもが入れてほしい、入れてほしいと、例えば、お願いしたとして、どういう条件がというのは当たり前に必要なってくる。また、その宮城東部衛生処理組合のスケジュールもしっかり熟知しておかないと、単純に言えば、延命化するにしてもどこを目標にして延命化すればいいんですかということにもつながっていきます。

ですから、仙台市の市議会でも議員の方がいろいろ塩竈市のごみについてもご質問されたということを仄聞をいたしてございますけれども、我々とすれば、黒川には黒川の広域の焼却炉、これは何か使えないというのもちょっと小耳に挟んでおりますけれども、ありとあらゆる方法で、もし動かなくなった場合、どう対峙していくのか、宮城東部衛生処理組合だけには長期間なかなか厳しいよと言われたときに、やはり仙台市とか、ほかの町とか、コストはかかりますけれども、そのコスト計算もしっかりしないと、実はシミュレーションってのはかれないんですね。今、ぼろぼろでも実は自前でもっているものですから、1トン当たりの処理の金額はちょっと燃料は上がっていますが1万8,000円から1万9,000円なんです。これ多分、ほかに委託すると間違いなく2万5,000円とか2万6,000円とか7,000円とか、またそこに運搬コストが出てくるということにもなりかねないと思ってございまして、じゃあそれにうちが耐えられるのかどうかということのも実は考えなきやいけない視点になってまいります。

ですから、そういったこともしっかりとシミュレーションをさせていただきながら、どの形

であれば、どの程度延命できて、どのぐらいコストがかかって、万が一止まったときにはほかの自治体の皆様方に頭を下げながら処理していただけるようになるか、そういったこともやらなきゃいけないということになっておりますので、ごみ処理場一つとってもそれだけのことを準備していかなくちゃいけないという現状は、ぜひご承知おきいただければ、我々としてもしっかりとそれに合わせた形で情報収集、または協力体制のお願い、こういったものは進めさせていただきたいと今の現状では考えているところでございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 当然、私が質問する以上に、市長は多く、広く、深く考えておられるのは十分承知しました。

それで、今、言ったようにそういうものも含めて、やっぱり次の課題は、我々ができることということになってくると思います。であれば、やっぱりごみの抑制というのは避けて通れない現実だろうと思ってしまして、考えてきました。

昨年、札幌に視察に行ってきました。札幌市に行ってきました。あと今年は、1月に神奈川県藤沢市にも民生常任委員会で行ってまいりました。非常にいい勉強をさせてもらいました。ごみの発生抑制と減量、資源化、ごみ袋の有料化、いずれにしてもこれはもうそろそろ避けて通れない現実だろうと思っております。その辺を具体的に抑制ということはどう考えているか、まずお聞きしたいなと思います。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） ごみの減量化抑制についてというところでご質問ございました。

環境省が公表しております一般廃棄物処理実態調査、令和4年度の実績となりますが、それによりますと、家庭ごみと事業系ごみを合わせた1人一日当たりのごみの総排出量というのは、宮城県ですと平均で972グラムということになってございます。それに対しまして、本市は1,050グラムと大きく上回っている状況にございます。そういったところもやはり考えますと、ごみを削減していかなければいけない。ごみを削減するためには、やはり先ほども申しましたけれど紙類でありますとか、資源物、そういったところのリサイクル、分別を徹底しなければいけない。何度も申し上げますけれど、やはり生ごみをしっかり水切りをして行う、そういったところが本当に各ご家庭での身近な対策を実施していただくということが重要になってくるのかなと考えてございますので、何度も申し上げますけれども、今後に関しまして、広報紙ですとかやはりそういったSNS、そういった活用を行いながら、

あとはいろいろ環境課でも各種イベント等をしてございます。そういったときの啓発活動等を今後はあらゆるところで行っていかねばいけないのか、とにかく市民の皆様のご理解を得るというところを進めてまいりたいと考えてございます。

あと、ごみ袋の有料化についてですけれども、やはりごみ袋の有料化というのは、こちら家庭から発生するごみについて、排出者自らが処理手数料の一部を負担している。失礼いたしました。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。まず、札幌市で勉強してきたことは、やはり最終的にごみを燃やした灰の埋立て処分場を減らすというのが最終目的でした。そのためにごみ袋有料化にして、分別化を、再分別化ですね、再分別化をしてリサイクルして再生するという大きな流れをつくっているんですね。それがちょっと塩竈では薄いのかなと思っていました。だから、もちろん中倉埋立処分場もいっぱいになってきていることもあるし、合わせ技で話聞いているんですが、そういったように、まず我々としては何とか開示しながら、皆さんの協力をもらおうということで私聞いているんですが、やはり今、これだけのものを判断して、これだけのものをどうしようと思えば、相当のエネルギーが必要だと思います。それはさっきから言っているように市民の皆さんのご協力がなければ、地域の皆さんのご協力がなければ進まない。何でやっていったときに有料化。ああ、こうなれば、なかなかお金かかるんで少しきれいにまとめてやろうなとか、例えばですよ、そういうものとか、処分場は満杯なのかと、これ以上もう多くは出せないんだな、昔みたいなのか、そういうようなものをぜひとも我々も熱量を上げて、熱量を上げて、皆さんに訴える必要性もあるんだろうと。議員も含めてですよ。ですから、当局の方もそういうような、絵面みたいなパネルなり、メディアなりなんなりかなりを使ってごみを減らすなり、分別をするのに再生して、循環しているんですよというものをアピールしてくれるような、業態というかな、そういうものをつくっていただきたいというのは僕の考えなんですけれど、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な視点でございますので、僕からお答えをさせていただければと思います。

全てに言えることなんだろうと思ってございます。ごみ袋の有料化にしても、今まで議会の

皆様方と値上げ、100円バスもそうですけれども、敬老祝い金もそうですけれども、様々な議論があつて、やはり私どもがそのときに議会の皆様方からご指摘を受けて、やはり説明が不足だったり、やり方が拙速だったり、そういったやり取りの中でやっぱり反省していきながら、ご提案させていただいていると、これまでの経緯もございます。何かを値上げしようと思ったときには、そういう議論が議会の皆様方とまずはなされることが重要で、また、それをどのような形で市民の方々にフィードバックして、市民の方のご意見もいただけるか、いつも申し上げる点なんですけれども、右肩上がり人口が上がって税収が増えている時代ではもう既になくて、もう完全に人口減少に入っていて、税収がどんどん下がっている中で、塩竈にとっては6万4,000人いたときのピークのときの施設をほとんど維持している状況が今の現状であつて、そのときに1万円だったものが今、1万3,000円、4,000円になっているのに1万円のときの使用料しか取ってなかったら、これは赤字になるんです。でも、様々な施策の中でそれをどうやって取捨選択しながら、これはそのままにしよう、これはやっぱり少しご負担をいただこうと、それをやっぱりやっていく必要があると。今、ごみ袋の有料化の話かもしれませんが、ありとあらゆる分野について、そういう議論の在り方、やり方、提案の仕方、こういったものをさせていただくことで執行部と議会の皆様方との議論のやり取りの中で折衷案とか、執行部の案が通るのか、議会の皆様方の様々なご意見、ご指導が通ったものが新たに出てくるのか、これが本来のいい形でのやり方だと思っておりますので、今、鈴木議員からご提案いただいた状況については、まさにそのとおりで、議論はあくまで結果を得るための過程であつて、結論ではないので、その辺のところもやっぱり深く掘り下げていきながら、我々市役所としてもそういった状況に慣れていく必要があるんだろうと今、聞いておりました。ですから、そういった視点の中で、ごみ袋の有料化にとっても今後間違いなく、ごみのコスト上がるわけですから、簡単に言えば自前で施設が維持できないわけです、維持というか、できなくなったときには間違いなくコストが上がります。ですから、そういったときにどういうシミュレーションができるのかということも、事前にやはり準備しておく必要があるだろうと捉まえておりますので、しっかり肝に銘じながら様々な状況に耐え得るような、市の在り方について市役所内部でもいま一度、勉強し直すとか、検討し直すとか、勉強していきたいと考えております。

○副議長（西村勝男）　鈴木議員。

○3番（鈴木新一）　ありがとうございます。やはり、そういうような前向きな考えと、皆さん

で共有するという意識が高まってくれば、自然に市民の方や地域の方に伝わるのではないかなと思っております。

その流れの中で、やっぱり今、さっき言ったように中倉埋立処分場、これ関連して話しますが、もう8年後にフルキャパというものは話は聞いております。暫定的にまたちょっとかさ上げしてというのは聞きましたけれど、やはりそのかさ上げ、もちろん必要なんですよけれど、そういうことじゃなくて今、私が言っているようにごみを減らしたり、有料化にしたり、それは何なのといったときに、こういうものが生じてくるからこうなんですよ。だから仙台とかしたら運送代がかかって、今かかっているものが倍になっちゃうんですよということをお知らせするのが我々の仕事であって、それが軽減できる最短の道なんですよということを、そういうものの形をつくりたいなと思って熱弁しているんですけど、その辺のね。住民説明会、もしくはそういうお伝えするような会、札幌市では何と5,700回ぐらい何かやったそうです。多分、5チームぐらいで毎日のようにやっていたのかなと思いますけれど、そういうものを数をこなして、あの大きな180万人の都市、政令指定都市でありながら、松森の施設ごみ処理場みたいな350トンぐらいの工場ですね、廃棄場ですね、4つあったのを1個減らしたということを聞きましたのでびっくりしましたけれども、そういうこともあって大胆に動かれています。非常に参考になりました。さて、塩竈でこれができるのかな、5万人の人口でそういう回数を説明会をして、熱いものを持って、こういう意味で最終的にこうなるからいいんですよということがお話しできるのかなということを想像すると、なかなか難しいのかなと思っていますけれども。その辺の行政主導、制度設計を改めてもう1回だけちょっとお聞きしたいなと思います。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、議員から札幌市のそういった先進的な取組等も紹介いただきました。我々としては、やはりまずしっかり今後の方針、そういったところを庁内でも議論しまして、あと議員の皆様とも常に情報を共有しながら、どういったことがよりよい方向性を持って塩竈市のところで進んでいけるのか。そういったところをしっかりと今後検討していきまして、さらにあとやはり市民の皆様にも十分ご理解いただくというところで、そういったところのまず説明会、そういったものはしっかり行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。ぜひとも、その循環型というもので、市と我々議員と町内会等の中で三位一体となって、最終的に目標はこういう目標で動いていますよと、だから協力お願いしますねというのが非常に、よりクオリティーの高い行政であり、市民レベルであって、いい町なんだ。いわゆるコンパクトシティーというものが、目指しているものの終点に近くなってくるんじゃないかなと私は想像していますので、改めてお願いはしたいと思います。

その次に、福祉に関するちょっと収集。これも関連しているんですけど、収集で一声ふれあい収集、先ほども辻畑議員がちょっとお聞きしたのかな、菅原議員か、菅原議員でしたね。同じ民生常任委員会で藤沢市に行ったものですからね。ちょっと重ねてお聞きしたいんですが、一声ふれあい収集という高齢者、障がい者の方を対象にした、優しいごみの収集ということ、分かりやすく言えばそんな感じです。簡単に言うと、対象者、収集の内容だけちょっとお話ししますと、日常に介助、または介護が必要な高齢者65歳以上、障がい者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、または同居している家族がいても同居者が虚弱及び年少者などで集積所まで持ち出しができない場合か、特別市長が認めた場合という条件がございまして、単なる、単純にお手伝いをそういう申請した方には、ごみ出しのものをやってくれる。それで、玄関の中に取りに来ていただいて、一言おはようございます、鈴木さん今日もごみ預かっていきますよ、お元気ですか、こんな感じで収集をしているそうです。すばらしいなと思って、見守りプラスごみ収集だなということを感じて、ちょっとお話ししたいなと。塩竈市でも行政サービスでそういった、様々なポイントポイントのサービスはやっているかと思いますが、こういう連動型というか、いうものの考えはございますかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま議員からの質問にお答えしたいと思います。

今現在、高齢者の方、あるいは、障がい者の方も含めてになるかと思うんですが、生活支援、こういったごみ出しの関係の要望というのは非常に高くなっている状況でございます。高齢者に関しましては、独居の方などがこれまで増えている状況にある中で、こういったところでのごみ出しを兼ねて安否確認、見守りの関係の需要というのはやっぱり非常に高くなっているのかと思っております。今現在、本市、塩竈市では、ごみ出し支援としては通常のホームヘルプサービスのほかに、市町村独自のサービスとして介護予防・日常生活支援総合事業

の中で、ちょこっとヘルプというお名前なんですけど、委託事業で実施している状況。こちらに関しましては、ごみ出しだけでなく家の中の掃除だとか、そういったところなんかに関する日常生活に関する支援を、軽度の介護設定の高齢者の方に対して利用いただいているという状況がございます。ただ、大分希望が大きいわけじゃないので、こちらに関してはいろんな条件がございます。自分で行うことが難しい生活支援に限りますよというところがございます。ご提案いただきました高齢者を対象にした戸別収集に合わせたような安否確認、こういったものに関しても今後、費用面も含めた格好で、今後、先進事例の情報収集しながら塩竈市としても研究させていただければと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。ちなみに、藤沢市というのは33万人ほど人口がおられます。その申請の状況だけちょっとお伝えしておきます。やっぱり1番目は、歩行困難者が、昨年度で292件あったと。認知症で46件、身体障がい者24件、精神障がいで10件ほど申請があったと。利用者の状況をちょっとお話しします。最高齢者が100歳、最年少者が35歳、これ精神障がい者ということです。65歳以上ですけれど、若い方でもそういう申請があれば市長が認めるということです。平均年齢は83歳、男性が33%、女性が67%、女性のほうがはるかに多いです、倍です。世帯状況というのは、1人世帯77%、2人世帯で21%。じゃあ住宅形態でどうなっているかというと、戸建て37%、集合住宅63%。いわゆる、多分市営住宅の人が多いのかなと思っています。そんな状況で総括的に、これは多分塩竈でも同じように言えると思います。該当されると思いますので、ぜひともこういう一言ふれあいサービスということに対しての行政サービス、プラス、一声見守りということが非常に大事なかなと思っておりまして、この質問の中で、この先進の行政サービスを行っている収集業務を改め参考にして、現在の高齢者、障がい者、率先して行政行っております。こういうものを、ぜひよかれというものはぜひ費用対効果当然ありますが、形態を変えても何とかアイデアとして進めていただきたい、行政として進めていただきたいなということで思っていますが、ぜひとも市民の方、地域の方、町内会の方にアンケートなり、こういうものが考えもあるんですけれどどうでしょうか、ご意見賜りたい、もしくはこういうので丸とつけてもらって、どうでしょうかねという試案というか、提案というか、こういうものはお考えあればどうでしょうかということ、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こういった生活支援、あるいは、そういった見守り支援なんかに関するアンケート、そういったところに関しては住民の方の声を聞くことは非常に重要だと考えてございます。今後、第10期となります高齢者のこの福祉計画、あるいは、介護保険の事業計画、こういったところの中でも、前段アンケート調査、そういったことも行う予定もございますので、そういった中、あるいは、町内会、あるいは、民生委員の方からのそういった率直な意見、そういったところを取り入れながら今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。それに、この流れの中で最後というか、私もびっくりしたのは、もう一つおまけというか、福祉大型ごみ収集というのが実はありまして、いわゆる、今、言ったように高齢者の独り暮らし、2人暮らしということで、もう終活という中で、もうたんすとか、いろんなものが大きいのがあると、もうとても俺1人では持てないという人がいっぱいおられると思います。そんな中で、この実は藤沢市では、大型ごみを外までも出してくれるというサービスが、事業がございまして、びっくりしました、私。それで、令和5年度で693件の要請があって、1,730個も無料で外に、家の外にですよ、出してくれたということがありますので、もちろんこれは藤沢市というのは6割が業務委託、4割が職員の方がやられているということで、それが高いのか安いのか分かりませんが、多分4割の方のブルーカラーの方がやってくれると思うんですけど、そういう業態でやっているようで、この辺の高齢者に対する優しさ、親切さというか、そういうのもちょっとお聞きしたいなと思っております。お願いします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） まさしく、議員からのご説明、ご報告ありましたが、かゆいところに手が届くような事業サービスであるかと考えてございます。今回の見守りのサービス支援に関しましても、例えば、1つの事業だけではなくて、福祉部門だけではなくて今、議員からご提案ございました、例えば、ごみ出しの関係、全然違う部署のところの業務なんかにしてもこういった高齢者なんかの見守りに活用できる事業がほかにもあるのかということで、こういったところも関係部署含めながら、内部でまず協議をさせていただきな

ら、そのほかにも実際の住民の方々のニーズ、こういったところを捉まえながら、今後の事業を検討させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ぜひとも率先してお願いしたいなと思っています。

続きまして、4番目の新庁舎建設ということで、ちょっと私、誤字があって断念と書いていますけれども、凍結の間違いでございます。すみません、失礼しました。気負ってごみの問題、あまりにも力が入り過ぎたもので、大変失礼しました。

次は、やっぱり新庁舎ですね。これどうしても最優先の1位、2位を占めていたもので、1回ここははじめをつけさせてもらいたいなと思ひまして。新庁舎の凍結ですね。やっぱり凍結ですから、凍解もあるのかなと思いますけれども、そんな中で、いずれにしてもこの凍結に関して安全性の確認、もちろん当然そうだと思いますが、その辺もうちょっと具体的にお話を聞きたいと思ひまして、よろしくをお願いします。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今年度、新年度で予算化980万円ほど調査費を計上させていただいておりますが、具体的な中身になります。基本的には、まず外観ですね。外観については、やっぱりクラック等がないか外観調査、まずやらせていただきたいというのが1つと、あとコア抜きですね。各ブロックごとにコア抜きをしまして、コンクリートの劣化度を図りたいと思っております。それによりまして、今後の耐久年数といえますか、おおよそです、これ多分おおよそになると思うんですけど、おおよその耐久年数を出すのと、あるいは、補修が必要な場合の概算費用費を算定していくという事業を行うという中身でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 最も当然、今、状況、状態がどうなっているかを確認しないことには分からないものですから、その直後に、引き渡した直後に地震が来たということだったものですかね。本当にどうなったか分からないものですから、この耐震の補強がですね。分かりました。

それと併せて、壱番館のその庁舎も築年数が三十数年、先ほど午前中の審議委員会があつて私行ってきたんですけども、経過しているということで、かなり新しくは見えるんですが、ここにいるとですね。それに併せて庁舎との利活用に当たっての修繕計画とか、いろんなも

のを併せて、その壱番館も含めたのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員おっしゃるとおり、壱番館も34年目に入っているような庁舎ということになります。やっぱりこれまで見てくると、やはり少しずつ修繕をもう既に行っておりまして、最初の頃は設備関係ですね。電気設備と色々な設備がまず駄目になってきましたので、設備の補修工事を行っている。最近では、やはり30年たってきますので外壁が少しずつやっぱり傷んできていて、外壁の調査を令和4年ですかね、2年ぐらい前にちょっとやらせていただいて、一部傷んでいるところを補修。今年度も少し補修をさせていただいているという、外壁がやっぱり傷んできています。基本的には、管理組合組織になっておりますので、管理組合が基本的には修繕する場合は修繕を行うという形になっておりまして、私どもは区分所有者という扱いで、中に入っているということです。ただ、長期の修繕計画とこののをちょっと確認したところ、そういったものちょっと今の段階でないということになっておりますので、やはり長寿命化を含めた長期の計画についても、やはりちょっと働きかけていく必要があると考えています。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 壱番館、テナントも入ったりして全て独自で動くことはできないんでしょうけれども、ぜひとも、もう利活用するしか今は道がないものですので、うまく使っていたければなと思いますので。

そこで、この庁舎凍結ということで一番の問題点を深掘りすると、やっぱりこの緊急防災・減災事業債というのが、ちょっと継続するのかまだ情報入っていないんですかね、分かりませんが、いずれにしても、ちょっと以前、積算の単価がちょっとということで私もびっくりしまして、後々その5万人の規模と金額等の乖離がかなりあるということで計算してみたら、うちの出し前のほうが多いんじゃないかということだったもので、びっくりしまして。この辺をもう1回改めて適正相場、私もちょっと建設業界にいますから分かるんですけど、急な上昇になっているのは承知しております。そんな中で、国とのやり取りですので、単独市がどうのこうの言える立場じゃないですけども、ゆっくりこの適正値を確認をして、次のステップでその積算単価がぐっと適正に標準化になってくればという、なった場合にはまだチャンスがあるのかなと思ったりも、少し考えて凍結というのがあるのかなと思って、私なりに考えたんですけど、その辺をちょっとお聞きしたいなと、心積もりをですね。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） おっしゃるとおり、財源ですね。庁舎の問題については、あくまでも凍結なので、やはり財源がしっかり担保できるようになれば、氷が解けるような状態にもちろんなるのかと思います。ただやっぱり、今現在、まずその期間の問題は再三これまでも話されていますが、令和7年度以降まだ不透明な状況であるということと、単価についても、令和6年の12月の段階で46万8,000円から50万円ちょっとぐらいの単価には、50万円なんです、まだやっぱり単価的には。やっぱりうちの今、平米単価計算すると80万円とか70万円とか、そのように言われておりましたので、その乖離がまだあるということです。我々としては、その延長と単価の改正というのは引き続き要望していくというスタイルになると思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。30万円ぐらいの差があると相当な平米数、坪になりますので、金額がとんでもなく差があるということは、計算すれば大体分かりますが、ちょっとそこを、ぜひとも、ここで国の話をしてもあれなんですけれども、改善があつて適正な価格が出てくることを期待するとは言いようがないもので、お待ちしているということになります。

それですね、それはそれで前にも私聞いたんですが、いずれにしても、自己資本というのは一般企業であれば当たり前のように、内部保留なり積立てなりということで、次のステップの投資、もしくは新社屋の建設費用ということで積立てをしております。家庭でも新築するためには、頭金ぐらいためようとかと言って、もちろん私の家もためていますけれども、そういうように市でも、最近ちょっとふるさと納税というのを聞きましたけれども、去年から何か7,000万円ぐらいためたので次のステップどうするか考えているとおっしゃっていましたけれども、残念ながら過去の中ではなかなかたまってなかったみたいなお話を聞いて、寂しいなと思っていましたけれど、改めて聞きます。この積立てという基金の計画というか、長期的な見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） おっしゃるとおり、今まではいろいろな事情あったと思いますが、もうなかなか積立てできていなかったというのが現状でございます。ただ、今回改めて議会にも提案させていただいて、庁舎だけでなく公共施設全般がもう老朽化しているということで、公共施設等総合管理基金という形に改めさせていただいて、計画的に積み立てていくと

ということになると思います。それで、長期的にじゃあ毎年幾ら積むんだというところを明示できれば一番よろしいとは思いますが、やはり今の昨今のいろんな経済事情、あるいは、生活物価高騰も含めて、やはりなかなかその時代時代の中で、確実に積立てはできないとは思いますが、私どもとしては、一定程度積んでいかないと同じことの繰り返しになると思っておりますので、ここの部分に関しては、一定の目標を立ててしっかり積み立てていくべきと考えています。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） じゃあこの庁舎に関しては、最後に凍結解除の条件というか、一般市民の方に分かりやすい程度で、このぐらいのこうであれば、こういう方向でいきますよというのをぜひともお聞きして、この庁舎の件は終わらせたいんですけれど、市長どうですかね。その凍結解除の要因というか、このぐらいになったらいけるんじゃないかなという、国の財源はあるとして、どうでしょうかね。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まず、一つ言えることは、先ほど総務部長からも答弁させていただきましたように、緊急防災・減災事業債が延長されるかどうかと、これ決まっていけないのに、取らぬ狸の何とやらという形にはできませんが、ただ、この12月の時点で設計単価の積算単価をやっぱり上げたというのは、やはり次につながる形になっていくのかなと。近いうちに総務省に行ったときにでも、ちょっと情報収集はしたほうがいいなと感じているところでございますが、それよりも、今の時点で凍結ということを決めさせていただきました。ということはどういうことかということ、ご承知のとおり、現在のこの庁舎についてはもう限界に近い形になっているし、耐震化はしましたけれども、一度東日本大震災の大きなエネルギーを受けておりますので、その調査というのは最優先なんだろうと思います。

それと、壺番館のお話も出ましたが、実はもともとあれは第三セクターみたいなものですよね。1階、2階にデンコードー、小松電気と僕らは言ったんですけど、それが入っていて、七十七銀行が入っていて、震災後に塩竈市で七十七銀行から買い取ったという歴史があって、それで庁舎になったと。僕は正直に言えば、震災来たところ買い取るのはちょっと何か理由あったのかなとは思いますが、ただ、今、このような形で庁舎を使っているということについて、あれ実は皆様にも知っておいていただきたいんですが、冷房壊れたんですよ。二、三年前に。そのときに初めて分かったんですが、多分その区分で分けていると思うんで

すけれど、空冷と水冷とあったんです。方式が。全く違うんで、その補修をしたという経験もあって、何だそれと思ったのもあるんですけども、今般、皆様方に提案させていただいている1階の部分の区分所有の件についてのご提案というのもあります。あれがお認めいただけた場合に、本庁舎のまず耐震強度の問題とか、どのような形で今の状況をまずは把握する調査。それと同時に、今、議案として提出させていただいている1階の部分をお認めいただいたら、どのような形で塩竈市として利活用させていただけるか、それをやっぱり全体として考えるべきなんだろうと思っています。それはなぜかという、上下水道部を含めると3つに分散しておりますので、あの1階の部分が使えるとなった場合に、こういったセクションを1階に持っていくことが利便者、市民の方にとって使いやすい状態に持っていけるのか。もしくは、あそこ子供さんの施設が2つに分かれているんですよね。おもてなし舎と壺番館とですね。それ集約、例えばした場合にどうなんだとか、そういったシミュレーションも全体でやっぱりしないと駄目だろうと。上下水道部の場合は、ご承知のとおり郵便庁舎がもう老朽化で民間のをお借りさせていただいていますから、当然、家賃は発生しています。そういったものを移行させることによって、その家賃は払わなくて済む状況にもつながりますから、実は凍結した場合には、凍結だったので、次の段階はまさに使い勝手のいい、今ある施設の中でどう動かしていったら、もっと使いやすい市役所になるのか。働く人にとっても働きやすい環境になっていくのかということを、やっぱり総合的に考えないといけないだろうなと思っています。

それと、緊急防災・減災事業債がどの程度続くか、延長がですね、なった場合に。これは我々にとっても、簡単に言うと時間ができたということで、前向きに捉えれば、その間に今までだと時間がない中で検討してきたところも一部ありますから、どの程度延長されるかによって、また違う議論というのでも図っていけるだろうとは考えています。ですから、今ある現状をしっかりと検討すること。それと同時に、緊急防災・減災事業債が延長になったらその期間がどのぐらいなのか。また、積算単価がほかのものも含めてどの程度変わっていくのか、そういうのも情報をしっかりと収集をする中で、もし、前向きなもっと前向きな準備ができるのであれば、そういう検討もやっぱりシミュレーションしておくべきだろうと考えているところでございます。そういったものは今の段階では凍結という形の中で、与えられた条件の建物がどうなっているのか、そしてそれを使えるとなった場合に、どういう回し方をしたらもっと利便性の高い市役所になっていくのか。車で来やすいのは本庁舎ですから、簡

単に言うと。壱番館だと少し離れたところに駐車場、少し規模の小さい駐車場がありますけれども、あちらだとどういう方々が、どういうセクションを置けば使いやすいのかというのを、やっぱりいろいろシミュレーションしながら、与えられた条件の中で最良のものが生み出せるように、いろいろ考えさせていただきたいということでございます。

今の段階で凍結を解除するというのは、なかなかその条件の、今の条件の中では相当厳しくなって、厳しいとお伝えできればと思っています。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 承知しました。2つをうまく有効的に使っていきながら、緊急防災・減災事業債のチャンスがあればということでしょうから、その辺を市民の方々にも、我々からお伝えしておきながら、納得してもらいながら、将来のことに託すということになってきました。

最後に、新たな行政サービスをちょっとお聞きしたいと思います。時間もないものですから、これ今年1月に藤沢市、座間市に行ってまいりました。座間市13万人の都市でございます。市民に困り事、断らない相談支援、先ほども出ましたけれども、この中で端的に聞きますと困り事相談、先ほどもちらちらとは塩竈でも出ましたが、座間市の場合は大きいチーム座間という名称で、実は一番なのが自立支援です。生活困窮者のための自立支援が命題でございます。7つの支援がございます。就労支援、家計改善支援、一時生活支援、子供学習支援、助言、弁護士支援、居住支援とございます。これがチーム座間ということで、大きなフローチャートみたいのがあって、就労支援ですと一般企業、いろんな企業が何団体か入ってチームを組んでいます。例えば、弁護士さんが、プロの弁護士さんがいて安価で相談を受けたりとか、自立支援も自立支援で様々なチームがあってという、大きな絵面でどんなことを相談しても、必ずちゃんと受皿があって、そういうチームのほうのフローチャートの中に入り込むということがございます。ですから、ちょっとお聞きしたかったのが、塩竈でもいろんな支援は、先ほど発表されてありますが、大きなくくりの連動するような組織づくりというか、そういうものが、どなたが来てもどこでも対応できるというものがその支援の体制を確立できるのか、ちょっとその辺を聞きたいなと思ってですね。すみません、よろしくお願いします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 断らない相談支援ということで、先ほど菅原議員にもお答

えさせていただきます。基本的には、厚生労働省で創設しております、困窮者の自立支援制度、こちらの活用を行いながらの事業であるのかとは考えてございます。私どもでも今現在、自立支援員を置きながら様々な相談支援を行っているという状況でございます。ただ、これに併せてさらに、先ほど委員からお話ありました、新たなその大きなくくりでのそういった様々な相談支援の体制というところでございます。こちらに関しましては、昨年度策定しております、塩竈市でも行っておりますが、地域福祉計画こういったところの中でも、国が創設しております重層的支援体制整備事業、国でこちらを行ってございますが、こういった部分の話での組織体制、こういったものをぜひこれから構築をしていければと考えてございます。この中にしましては、様々なセーフティーネット、こういったところで重層的なその支援体制、そういったところを図っていきましょうということで、今、議員がおっしゃられたような、様々な法律の相談であったり、例えば、就労の相談であったり、こういったところに関して様々なものをつなぎながら、それぞれ支援者のための、相談者のための支援を行っていくということで、そういった体制をつくっていくものでございますので、ぜひこういったところに関して、当然、生活困窮者もちろんそうなんです、当然、高齢者とか、あるいは、障がい者、そういったところに関して本当に断らないようなところの相談支援、そういったところに関してしっかり整備構築をするための努力をしていければと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。本当に具体的に家計、要は、生活弱者という方が対象です、これは。さっきからお話ししているとおり、そのためにチームというものを組んで、どこに行っても、いつでも相談を受けて、こちらに相談来たらこちらでこうやってということでチームを組んで支援をするというのが座間市の体制でございました。非常にすばらしいなと思って見ていました。

一時的に生活困窮者がお金を、生活支援をもらってもすぐ使っちゃって、もうすぐなくなっちゃうとか、そういうのをファイナンシャルプランナーさんが教えてくれたりとかするわけです。ですから、そういうものでとにかく行政の、ちょっと失礼かも分かりませんが、縦割りでこちらどうぞ、あちらどうぞというだけでつながっていかないということを、たらい回しにならないように、ぜひともその連携をして、今年の、去年かな、何かありましたけ

れど、何か火事か何かで市民課と環境課で何ていったん、何年かというのがあったようなお話があつてね、補正でちょっとお認めしたこともありましたが、そうならないように、ぜひともこのチーム座間というのが、そういう絵面でありますので、できればチーム竈なんていうのをつけて、そういう支援体制があれば非常に分かりやすいのかなと僕は思っているんです。やっぱり、何々支援、何々支援と言葉で言われても、なかなか市民の方が、具体的にどこに何を相談に行けばいいのかなというのは分からないと思うんです。ですから、何か一つの大きなくくりがあつて、絵面をパッケージ的にあればいいのかなと思ひましたので、時間がなかったものですからお答えはいいんですが、ぜひとも地域全体で弱者を支える、大きな組織づくりをしていただいて、分かりやすく弱者を守っていただければと思っています。

長い間いろいろありがとうございました。長い時間ごめんなさい、長い時間ありがとうございました。失礼します。

○副議長（西村勝男） 以上で、鈴木新一議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時50分といたします。

午後4時38分 休憩

午後4時50分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江）（登壇） 令和7年第1回定例会におきまして、菅原議員に続き公明党を代表して一般質問をさせていただきます。浅野敏江です。

市長はじめ、当局の誠意あるご答弁をお願いして、通告に従い質問させていただきます。

本年2025年は、昭和元年から数えて100年目、戦後から80年目の節目に当たる年です。そして、昭和22年から24年の間に生まれた、いわゆる団塊の世代の方が全て75歳以上の後期高齢者になり、超高齢化社会を迎えます。その数は、全国で約800万人と推計され、医療、介護、福祉の社会保障費の負担が全世代において重くなり、福祉の体制維持が困難になることが予想されております。

そこで今回は、2025年問題を取り上げ、主に高齢者の安全安心な暮らしなどについて質問を

させていただきます。そのほか、学校教育、地域資源の活用など、大きく3点についてお聞きいたします。

初めに、2025年問題について、本市の取組についてお聞きいたします。

今年は、団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、その割合は日本の人口の5人に1人が後期高齢者になることで、医療介護の福祉費用の増大、社会保障費などの増大が予想されるところです。そこでお聞きいたします。本市の人口に対する高齢者の割合、後期高齢者の人数とその割合をお聞かせください。また、独り暮らしの高齢者が本市では多いように思われます。65歳以上の高齢者単身世帯と、そのうち75歳以上の単身世帯の数をお知らせください。介護認定を受けても身寄りがないと誰が世話をするのか。介護施設に入居するのにも、保証人はどうするのか。また、経済的な余裕はあるのか。認知症で意思表示が難しい高齢者も格段に増えてまいります。このような、様々な高齢者の単身世帯のケースにどのように対応されるのかお聞きいたします。

残りの質問については、質問席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 6番浅野敏江議員の一般質問にお答えを申し上げます。

2025年問題の本市の取組についてのご質問のうち、本市の人口に対する高齢者の割合、後期高齢者の人数と割合についてでございますが、令和7年1月末現在、本市の人口に対する高齢者の割合は34.76%、後期高齢者の人数は1万211人、人口に占める割合は19.76%となっております。

また、令和6年3月末時点の数字となりますが、本市の65歳以上の単身世帯数は4,648世帯となっており、そのうち75歳以上の単身世帯は2,970世帯で、その割合は63.8%となっております。

なお、高齢者単身世帯に対する本市の支援の具体的な内容については、地域包括支援センターによる、高齢者実態把握や高齢者等見守り相談支援事業の実施により、見守りを強化し、生活状況を把握するとともに、高齢者見守り事業パッケージなど支援が必要な方に対して適切なサービス利用につなげていく取組を進めておるところでございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。今、市長のご答弁にもありましたように、65歳以

上の単身世帯も4,600何がして、そのうち2,970世帯が75歳以上の単身世帯。その割合が63.8%、もう半数以上の単身世帯の方がいらっしゃる。この方たちが、今、やはり一番危惧される方々ではないかなと思っております。どうしても高齢者の2人暮らしも、この数には入っておりませんが、かなりの数は占めております。当然、老老介護になっていたり、それでもまだ支え合える2人がいるので、さほど心配はないと言えば大げさですけども、ある程度安心感はありますが、全くの独り暮らし、しかも近くにご親戚とか子供たちが、もしすぐ駆けつける場にいなかったという場合が、やはり大きく想定されるのではないかなと思っております。

今、75歳以上の方々の部分でお聞きいたしましたが、まず、高齢者のこの安全安心な暮らし、様々なパッケージをお持ちだというお話もございましたけれど、やはり高齢者のまず健康維持、それから生活支援というのが最も重視されることだと思っております。

そこで、急速なこの高齢化において、適切な医療資源の確保、また、その配分ということが課題になると思います。

そこで、総合的な取組が必要と思われますが、高齢者の取組の中にハイリスクアプローチ、また、ポピュレーションアプローチという言葉がございます。このことについて、まず用語の意味を分かりやすくご説明願いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

まず、こちらハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの意味合いでございますが、こちらに関しましては、健康改善や疾病予防のために用いられる2つの主要な手段と受け止めてございます。まず、ハイリスクアプローチでございましたが、特定の病気や健康問題を抱えるリスク、こちらが高い人たち一人一人に行動の変容を働きかけることとされております。ポピュレーションアプローチに関しましては、集団全体に対して広く影響を与えるような取組になります。これらを組み合わせることが、市民の健康づくりや介護予防には効果的とされてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 今、福祉子ども未来部長からもご答弁ありましたように、このハイリスクアプローチというのは、もともと高血圧とか糖尿病とかそういった慢性疾患を持った高齢者

の方がこれ以上悪くならないようにという取組だと思うんですね。

もう1点の部分は、外出して人に会うということが、先ほどのご質問された方の中にもありましたけれど、その介護を軽度化していく。やはり人に会うということがすごく、ご本人にとっても、食事それから運動も必要ですけれども、人に会う効果というのが絶大だと思います。このようなポピュレーションアプローチ、このことを総合的に組み合わせることが大事だということだと思いますが、特に、このハイリスクアプローチについて具体的に取り組んでいる中身をお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 今現在、本市塩竈市といたしましては、このハイリスクアプローチということに関して、糖尿病性腎症の重症化予防、こちらの事業に取り組むほか、健康状態不明者への実態把握調査、こちらを行いながら、ご本人たちに対する働きかけを行っているという事業を行ってございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。やはり現状を把握すること、それから大体病院にかかっている方が多いと思いますので、そこでその方たちの健康状態というのはある程度分かると思いますが、また、集団検診に来られない方も中にはいらっしゃいます。そうなってくると、どんどん重症化しているのは本人が気がつかない部分もあって、やはり孤独死とか突然死とか、そこに結びついていくのが最大に恐れるところでございますので、ぜひ今後とも、こういった点を徹底してやっていただければなと。本市においても、高齢者の独り暮らしで亡くなったという事例が全くないわけではないと思いますので、ぜひその辺のことを注意深くしていただきたいなと思っております。

それから、先ほどもう1点言いましたけれど、日本福祉大学の健康社会研究センターが発表しておりますけれども、やはり高齢者の方が外出して友人に会うのは大変介護のリスクを低減するという実証が証明されている。ただ、日本の場合には定年退職した後の男性の高齢者が、やはり家に閉じこもりがちになって社会とのつながりも薄い。また、最悪それ、先ほども言いましたけれど、孤独死があるということも大変心配されております。それで、やはりポピュレーションアプローチ、これはもっともっと男性の高齢者に向けてもですけれども、広く取り組む必要があると思いますので、この取組についてお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ポピュレーションアプローチ、特に男性に対する関わりと
いうところでした。今現在、ポピュレーションアプローチの取組といたしましては、
健診結果の説明会、あるいは、地域団体や市民に向けての出前講座、健康講話、リーフレッ
トの配付などのほかの普及啓発、そのほかに住民主体の方の通いの場の育成、活動支援、こ
ういったことも行っているという状況ございます。

震災のときに関しまして、非常に男性の被災者の方の支援、非常に浅野議員からもご指摘
いただいてございましたが、非常になかなか表に出てきていただけないという課題、こちら
のほうがございます。今現在は男性に特化したような支援、こういったところに関しまして
は、特段の取組は行ってございませんが、しっかり高齢者の男性の地域課題、こういったと
ころを把握をしながら、しっかり男性の方が表に出ていただけるような、こういった支援に
関しては、ぜひ取組を強めながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。市内にある、様々なNPOの団体の方々も積極的
に男性を誘っての軽運動といいますか、軽い運動だったり、あと浦戸にお散歩に出かけたり
という取組もされていて、効果もあるし、また皆さん楽しまれて参加されております。こう
いった団体というかグループが市内各地にあると、やはりいいと思いますので、ぜひこのよ
うな事例を様々な地域で、例えば、高齢者の集まりがあったり、それから町内会の皆様の集
まりがあったときに、そこでご紹介いただいたり、また、その代表の方にでもどういった
活動しているのかということ、その出前講座ではありませんけれど、そこに行って活動
報告みたいのをしていただいたりなんかすると、自然に背中を押すのではないかなと思うん
です。役所でこうしなさいと言って、予算を立てて、何事か事業やろうという、上からじゃ
なくて、そっと背中を押す。そういったことを広げるということが、むしろ高齢者の方にと
っては無理なく、ああ、じゃあやってみようかなという気になると思いますので、このポピ
ュレーションアプローチ、ぜひ地域の皆さんとうまく使っていただいて、背中を押してい
ただく。無理やり戸外に引っ張り出すようなことではなくて、自分から出たいと思うような取
組をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、高齢者の防犯対策についてお聞きいたします。

昨年から関東方面で夜間に高齢者宅に押し入り、強盗とか殺人などの凶悪な犯罪が多発しております。ニュースを見るたびに不安になってしまいうんですが、東京都の足立区で、また狛江市では、個人宅用の防犯カメラの設置費用の助成、また防犯、窓ガラスですね、窓ガラスが割られないように貼る防犯フィルムというのがあるそうですが、それを購入するときの補助事業として助成をしていると。これによって市民に安心が広がっているということですが、本市でも、先ほどのお話にありましたように、高齢者、特に75歳以上の独り暮らしの高齢者の方もかなり多い数で発表されております。そういった方たちの、まず安全安心、そして地域にその安全が広がる対策として、このようなことを取り組むお考えはないかお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

現在のところ、高齢者の方、あるいは、障がい者の方の防犯対策用備品の補助制度についての問合せとか要望、こちらのほうは受けてはいない状況ではございます。ただし、ご指摘あるとおり、高齢者の持家の年数、こちらに関するまた加齢に関する身体的な特性などからも被害に遭いやすいという現状があると認識してございます。これも高齢者の方、あるいは、そういった障がいを持つ方々の防犯対策、こちらの在り方をしっかり関係の部署と協議を行いながら調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。ぜひ、何か事件が起きたとか、また、近隣の市町村でそういった事案があった場合に、やはり市民の皆さんはすごく不安になると思います。ぜひ、またそういった部分で、まずは高齢者の独り暮らしのという部分からの防犯対策を進めていただいて、町全体にその意識が広まっていくような取組をしていただきたいなと思っていますので、この点よろしく願いいたします。

市長、何かおっしゃりたいようなことだったので、市長からもどうぞ一言。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今、ちょっと質問のやり取りをお聞きさせていただいて、物すごく見守り支援と合致するところがあるなと思っております。それぞれの担当課が違うかもしれませんがけれども、命を守る、犯罪から高齢の方を守る、こういった視点は全く同じ視点の中で

きるんじゃないかなと思って今、お聞きしながら考えていたところでございますので、この辺はよくまたご相談させていただきながら、やらせていただきたいと思いますし、なかなか見守りのほう思ったよりも、やっぱりなかなか月々のお金かかるとかということでお使いになっていただけていないところもありますから、実はそれもＩＴ企業とかにもいろいろお話しさせていただいて、携帯電話の中に簡単にそういう機能を持たせられないかということも実は話しかけております。皆様方が当たり前に持っている機器の中に、そういった見守りとか防犯の何かあったときに、例えば、このボタンを押せばというのがあれば、間違いなく今までよりは随分楽になるだろうと考えておりましたので、そういった視点でも、そういったところに助成をさせていただくというのはもう至極必要なことなのかなということを今、お聞きしておりましたので、まず部内でいろいろちょっと見守りの部分と防犯の部分と照らし合わせながら検討させていただきたいと思います。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○６番（浅野敏江） 突然のご指名すみませんでした。ありがとうございます。今、市長がおっしゃったように、やはり目に見える形で取り組む、そういうことが一番大事だと思いますので、もちろんパトロールもしていただいたり、見守りの様々な機器を使っていただくのもいいんですが、その先に誰がいるのか、それを見て対応していただくのはどこなのかということも、しっかりと検討していただければと思っていますのでよろしくお願いいたします。

では、次に、マイナ保険証の活用についてお聞きいたします。

昨年12月２日より、紙の保険証の新規発行が停止されて、マイナ保険証を基本とする仕組みが本格的に移行されました。しかし、マイナ保険証を利用するという人はあまり広がっていないというニュースなども見ております。そこで、本市の状況はどうか、まずその辺の数字的なものをお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 本市のマイナ保険証の利用状況というところでのご質問でした。まず、本市におけるマイナ保険証の利用率ですけれど、まず、11月末時点で国民健康保険が28.70%、後期高齢者医療に関しましては19.49%という数字になってございます。あと、紙の保険証発行が終了しました12月における利用率を申し上げますと、国民健康保険が41.1%で、11月、前月比12.48%の増加ということになってございます。後期高齢者医療に関しましては33.44%、11月と比較して13.95%の増加というのが利用率の状況でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。これは、ひもづけをしてさらに利用したという数で受け止めてよろしいでしょうか。

○副議長（西村勝男） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 議員おっしゃるとおり、ひもづけをして、そして医療機関で利用された数字でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。やはりマイナ保険証に移行したということは、数字に表れていますよね。以前は、もっともっと少なかったと思います。やはり実際に紙の保険証が新しく発行されない、マイナ保険証に移行しましょうという、その流れの中に乗ってこられたその結果だと思っております。これは大変喜ばしいことかなと私自身は思っておりますが、やはりマイナ保険証をひもづけしなかったり、またこれまでですけれど、利用しなかったという方は、やはり個人情報が何か漏れるんじゃないかとか、これを落とした場合、自分の情報が人に見られるんじゃないかという不安がいろいろ皆さんの行動に伴っていたんじゃないかなと思いますが、こういったことは全くないのかどうか。その辺聞いている市民の方にも分かりやすいように、お話ししてください。

○副議長（西村勝男） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） マイナ保険証のセキュリティーの部分のご質問でございます。令和6年度におきまして、今年度におきまして、そういった情報の漏えいといえますか、そういった部分は報告、市に報告はされておられません。市で発生はしてありません。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。もともと、たとえカードを落としたとしても、それ自体に何も情報を得られるすべはないという部分だと思いますけれど、それで間違いないですか。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） まず、落としたとき、第三者にそれを悪用されないかとか皆さん、市民の方々ご心配すると思います。マイナンバーカード全般のところでは申し上げさせていただきますと、やはりそういったところのセキュリティーというのはしっかりされており

まして、カード自体から情報を抜き出すということはまずできない状況になってございます。ご本人であっても、やはり暗証番号ですとか、マイナ保険証に関しましては顔認証というそういった認証制度もございまして、やはり第三者が悪用されないようなところをしっかりとセキュリティあるというところで申し上げさせていただきます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。やはりそこが一番、市民の皆さんが不安に思っているところだと思いますので、今のようなご答弁をしていただければ、聞いている市民の方も安心してマイナ保険証をご利用できるかなと思います。

そこでもう1点、このマイナ保険証を利用したというのはメリットがあるのか。あとまた、保険者もそうですけれども、保険証として利用する方もそうですし、また医療側のメリットがどういったものなのか。また、保険者としてのメリットはどうか。この3点についてお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） まず、加入者及び医療機関双方にとってのメリットというところでは、医療機関を受診した際に、ご自身のお薬の服薬履歴、そういったところがしっかり管理されていて、過去の特定健診の情報ですとか、そういったところも情報提供に同意しますと医師が他の医療機関において受診状況が確認できるというところで、まず正確な情報に基づいた総合的な診察が可能となりまして、昨今、問題とされている重複投薬、そういったところを回避した適切な処方を受けることができるというところがまずあると認識しております。

またあと、高額な医療費が発生した場合なんですけれども、限度額適用認定書の申請手続きをしなくても限度額を超える支払いが、そういったところは不要となりますほか、スマートフォン等からマイナポータルにアクセスすることで確定申告に使用する医療費通知情報、そういったところが簡単に入手できるというところ、あとまた就職、転職した際に、ご本人の保険証資格の切替え、そういったところの手続が必要となる今まではそういった状況でしたが、そういったことが不要になるということになります。そういったところで、やはりメリット等はあるかと考えています。

あと、保険者といたしましても、やはり先ほども申し上げました、重複投薬、多剤投薬、そういったところが回避されますと医療費の適正化、そういったところが促進されるというこ

とで考えてございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。様々なメリットがたくさんあって、やはり特にお薬の重複化というか、高齢者の方は割と色々な医療機関で同じようなお薬をたくさんもらっているということもあって、やはりそういった部分でも医療費を削減できる、そういったメリットもありますし、また、本人の当然健康を害するものになってしまうことも防げる、お医者さんがしっかりと、ほかの医療機関でどういった受診されているのか、どういったお薬飲んでるのかというのもしっかりとその方の健康状態とか医療状態が分かるというのは、これは最大のメリットだと思います。特に、あと高額医療のあの面倒な手続が一切要らないというのも、本当にこれを使わないのはもったいないなと私自身も思っておりますので、しっかりとこういったものは皆さんで使っていければなと思っております。

あと、もう1点。昨年、救急車にこのカードリーダーを搭載したという実験的なことが行われて、効果があると報告されていますが、どのような効果があったのか。また、令和7年度については、その取組はどのようにになっていくのかお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、浅野議員からマイナ救急の効果、あと今後の展開というところでのご質問だったかと思います。まず、消防庁では救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することによって、救急活動が迅速化、円滑化に図る取組ということでマイナ救急について、今後、全国展開を推進するということで、今、実証実験的なものを行っているということで、令和6年度においては全国67の消防本部が参画して、実証事業を行っている状況でございます。実証事業に参加した団体からは、やはり高齢者夫婦のみでそういった世帯情報収集が困難、今までそういったケースがあった。ところが、マイナ保険証で情報がすぐ取得できたであるとか、そういったところですかあと、認知症の方、そういった方ですとやはり病歴ですとか、現在の服薬情報、そういったところが把握できなかった、そういったところが即座に把握できたということで役に立ったなど、とにかく救急需要の高い高齢者の方々、そういったところへの有効性が報告されているということでございます。

この実証事業については、まず3月中に最終の報告が取りまとめられる予定となっておりまして、それを受けた後、令和7年度以降、全国で導入の検討が進むものと考えてござい

す。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。本当に高齢者の方が突発的な救急車で搬送される場合、マイナンバーカードを持っていて、それで情報がすぐに病院に知られるというのは本当に大きな効果だと思っていますので、ぜひ、令和7年度には全国的にこれを展開していただければなと思っています。

では、次の質問に移らせていただきます。

学校教育について、3点お伺いいたします。

知る喜び、分かる達成感ということで、齋藤 孝明治大学教授が、ある機関紙で子供が身につけるべき学力とは何かという問いに、国語力の向上と先人の精神文化の継承を挙げております。

私たち総務教育常任委員会では、1月に雪の秋田県に視察に行っていました。学力向上については大仙市、学校環境適正化については由利本荘市、そして秋田県の教育施設について秋田県庁の義務教育課の視察調査をさせていただきました。特に、大仙市の学校教育の取組に多くの学びのヒントがありました。

「生きる力を育み、社会を支える創造力あふれる人づくり」を教育目標に掲げ、各学校ごとにテーマがあり、ユニークな取組をしております。ある中学校では、毎朝の読書に加え、中学2年生が小学校に訪問し、小学生へ自分が選んだ本を読み聞かせを行っております。また、校内において、生徒全員がお勧めの本の魅力を5分間プレゼンします。その後、発表者と聞き手側の生徒による1分間のディスカッションを行います。それによって、表現力と対話力が向上を高める。このようなことを取り組んでいる学校もございました。

また、別の地域では、伝統の大綱引きの行事に当日参加するだけでなく、地域の幼稚園、保育所、小中高が一丸となって、まず、田植から始め、稲刈りを体験をして、その後、収穫した麦わらを材料として製作された大綱を引くという、その伝統の大綱祭りに地域の大人と一緒に参加する。このようなプロジェクトを通して、子供たちがつくる側としての地域を支えることで、地域活性化の担い手としての意識を高める効果があるということでした。

ほかにもたくさんございましたが、一応、事例としてこの2点をご紹介します。

そこで、お尋ねいたしますが、本市が目指す学力向上として子供たちがこの時期に身につけるべき学力は何だと思われて、どのように取組をされているのか、お聞かせください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 学校教育についてのご質問でございました。

子供たちがこの時期に身につけるべき学力についてでございますが、現在、学習指導要領における学びの方向性につきましては、数値で捉えやすい知識技能、それから思考力、判断力、表現力、この2つの要素に加えまして、数値では捉えることが難しい学びに向かう力、この3つの要素が定義づけられております。

この3つの要素を一体的に育むことが何よりも大切だとされております。本市におきましては、特にこの3つ目の学びに向かう力を大切にして共同しながら、粘り強く課題解決に取り組む力といたしまして、その育成を重視しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 学びに向かう力、大変重要だと思っております。やはり子供というのは、興味を示すものにはもうどんどん自分から学んでいこうという力が物すごく高まります。そういうわけで、与えられたものに対する学びに向かうというのは、逆に言うと苦痛なところもあるんですね。ですから、その子が興味を示せるものは、どんどん伸ばしていける、そのために、それを知るためには、本も読まなきゃならない、また、それを知るために理科の本も読まなきゃならないというように、その子の持った興味をどんどん広げていく、これがやはり学びに向かう力になっていくんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 子供が学びに向かう力、本当に子供は興味があるものに関して、目を輝かせながら取り組んで力をつけていくなと感じているところですが、学校で大切にしていることは授業づくりでございます。課題解決に取り組む力を育むためにも、子供たちの力を引き出すためにも、一人一人の教員がその子供たちの輝くものを見つめるために、また授業の中で心を動かすような、そういった体験のある授業をつくっていったり、その思いを子供たちが互いに交流しながら、共同的に問題に向かうようなそういった授業を目指しながら、子供たちのよさを引き出す学級づくりや授業づくりを通して本市の子供たちを伸ばしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。本当に子供の成長というのは、日進月歩でございます。その子たち一人一人に合わせてというのは、なかなか難しいかもしれませんが、しかし、やはりその時期しか今、学べるものはないということも確かでございますので、ぜひその辺、力を入れていただいて一人一人が輝く目で登校してくるような、そのような学校づくりにお願いしたいと思っております。

では次に、G I G Aスクール構想についてお尋ねいたします。

G I G Aスクール構想に基づく教育現場の現状の課題についてお聞きいたします。

2019年にG I G Aスクール構想が打ち出されて本市でも一人1台の端末環境が実現して、普通教室で日常的に授業で使われていると思っております。現状とその効果、また課題があればお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 本市のG I G Aスクール構想に基づきます教育現場の現状でございますけれども、使用率はおかげさまで年々増加しております。主体的に子供たちが問題に取り組むドリル等を用いた学習であるとか、画面上でほかの子供たちの考え、また、作品に触れて課題解決を進める学習など、今まではなかったようなそういった学びが端末を使った新たな学び方として定着しつつあります。それに伴いまして、情報の活用能力でありますとか、自ら課題を発見する、解決する、そういった力が試行錯誤をしながら育っているのではないかと思いますし、そういった意識の向上も見られると思っております。

また、先ほど議員おっしゃったように、特別な支援を要するお子さんの個別の支援など、そういった一人一人の個性に合わせた指導もできることになったということが効果の大きなところであると捉えております。

課題につきましてですけれども、児童生徒に関しましての課題は、例えば、許可なく他人を撮影してしまうとか、そういった不適切な使用、また、学習以外の過度な使用による生活の乱れなどが一部の児童生徒において見られるということが挙げられます。

これらにつきましては、学校と連携しながら対応に当たっているところでございますが、来年度におきましては、保護者向けの研修会、情報モラルについてであるとか、家庭との連携が非常に大事でありますので、こちら協力いただけるように研修会を実施する予定としております。

また、教員に関する課題といたしましては、やはりスキルの差が、格差がちょっと生じているということでございます。こちらにつきましては、支援員の配置でありますとか、教員の研修会、もう一步進んだ研修会、使うためにどうすればいいかという研修会ではなく、この活用の仕方がこういった教育効果がありますと、もう一步進んだ研修会を行う予定としております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。やはり効果があるということと、やはり依存性が一番怖いので、楽しくなればなっただけ、またどんどん、先ほどの話じゃないですけども、自分の好きなものだけ追求してしまうという部分にもつながるところがありますので、その点はぜひ注意していただければなと思っております。

このGIGAスクール構想の目的は、今おっしゃったように、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現、これが一番最初のテーマだったと思います。それで、やはり学校に来れない子、不登校であったり、また、学校で学びたくないというか、別な部分でサポートを受けている子、こういった子供たちも誰一人取り残すことがなく取り扱っていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 今、議員おっしゃられた、全ての子供の学習保障、ここは大変重要なところでございます。家庭にいても子供たちが授業に参加している、その授業に参加できるようにという体制を取っている学校もございますし、それはもちろん、保護者の方、その子の希望によりですけども、そういった家庭の中でも学習できるようにといった体制を取ること、それから一人一人が一人一人の力に応じた学習ができるように、そういったアプリも導入する予定としておりますので、特に、特別な支援を要するお子さんにとって非常に有効なアプリもその中にございますので、それを家庭の保護者と共有しながら、ともに一人一人のお子さんの成長を学校と家庭と、お子さんを中心に見守っていければと考えております。一人一人の学習保障をこのGIGAスクール構想によって果たしていければと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。やはり学習できる、またはそういった環境をしつかりと、どこにいても学べるという保障を今後とも培っていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域との連携についてお尋ねいたします。

先日、朝の見守りをしているということで地元の小学校の児童会から私、感謝状を頂いたんですが、朝の見守りのほかに読み聞かせボランティアの方も、また子供たちに携わっている地域の方々がたくさんの感謝状を頂きました。それは大変うれしいことでありまして、この取組は今後も続けていただきたいと思いますし、その一方で、子供たちが逆に地域に入って地域の皆さんと何か行事をすとか、遊ぶという機会が今、少なくなっているのではないかなと思います。子供会もなくなった町内会もごさいますので、そういった点ではなかなか地域の大人と子供たちが出会う場がない。このことについて、学校側としては何か取組があるのか、ぜひその辺をお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

現在、実はコロナ禍によって、一度地域との交流が全て中断してしまった時期がございました。その後、徐々にいろいろな学校で復活しているところではございます。1つ大きな行事で例を挙げますと、塩竈みなと祭、こちらは全ての小中学校で参加することということで復活しておりますので、こちらの地域の行事参加、そして小学校では学校周辺とか、浦戸諸島などでの校外学習を復活させました。また、中学校では、市内の企業にご協力いただいて職業体験などを実施し始めましたので、今後もこういった活動等を通して地域の方々にいろいろ学ぶ機会をいただけるよう地域に、学校から地域に赴いて学びの場を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 今、学校教育課長のお話を聞いてちょっと浮かんなんですが、企業の体験ももちろん大事ですし、また、先ほどの質問にありましたが介護の関係で、介護施設だったり、それからサポーターの講習会だったり、子供たちも参加してもらいたいですし、よく幼稚園の子供さんたちが介護施設に行ってお歌を歌ったり、お遊戯したりということを聞

くんですが、やはり小学校、中学校になるとちょっと恥ずかしいという部分もありますけれど、でもそこに行って数人で歌を歌うとか、それから何かを朗読するとかと、そういったつながりもお互いに世代間を超えて温かい交流ができるんじゃないかと思いますので、ぜひその辺のことも、今後の中で考えていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域資源の活用について。3点お聞きいたします。

空家等対策計画書、これは今年というか、令和7年には2年目の取組だと思いますけれど、その辺の状況についてお聞きしたいと思っています。市長は、令和7年度の施政方針におきまして、空き家対策として総合窓口を起点とし、危険空家の把握や発生抑制に向けた取組を進めるとともに、引き続き空き家バンクによる流通や利活用の促進を努めるとおっしゃっております。既に設置した総合案内窓口の対応と、これまでのですね。それと、空き家バンクの利活用の状況をお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） それでは、総合案内窓口の状況というところでのご質問でしたので、市民生活部から回答させていただきます。

まず、近隣の空き家の環境整備に関するお困り事や空き家の処分等の空き家全般のご相談に関する総合案内窓口を令和6年度から市民課に設置してございます。今年度4月から1月末現在までのご相談件数というのが、17件ございました。失礼いたしました、97件ございました。大変申し訳ございません。数字を読み違えてございました。そのうち、草木の繁茂や建物破損とそういったところの環境整備についてのご相談というのが80件。あと、空き家の相続ですとか、解体等その他のご相談というのが17件となっております。

空き家の環境整備に関するご相談につきましては、市民課の職員が敷地外から目視による現地調査というところを実施しまして、その中で空き家の所有者へ環境整備についてのご願いの文書を送付するというところ、80件に関して行っております。

また、現地調査において、将来的に危険な空き家となる可能性が見込まれる場合には、宮城県の特定期間等の判断基準を参考といたしまして、特定期間等への認定を検討していただくため、まちづくり・建築課に情報を提供しているところでございます。このほか、建物の解体や空き家バンク、将来空き家を相談する予定の方々からのご相談等につきましては、庁内の関係部署や専門的なアドバイスをいただける各種機関、そういったところへのご案内をし

ながら、空き家の適正管理等危険な空き家の発生防止につなげているというところが現状でございます。

○副議長（西村勝男） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） それでは、空き家バンクの利活用状況につきまして、まちづくり・建築課からご報告させていただきます。

こちらの空き家バンク制度につきましては、令和元年度に創設され、これまで空き家登録として2件、利用者登録として19件の申請を受付しておるところでございます。このうち、令和元年12月及び令和3年4月にそれぞれ1件、合計2件の交渉が成立しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 何か市長も一言。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今、ちょっと高橋市民生活部長の話を聞いていて、懇談会で地域の皆さんからご要望をいただく場合に、ほとんどの場所で言われるのはやはり空き家の草、雑草。それについて通学路だったり、例えば、ハクビシンとか、そういうので防犯上も大変よろしくないということは、ほぼ全ての地区でご指導いただくところでございます。それと同時に、今、昨今の状況を見てみると、昔100坪で1軒建っていたお家が今、建て売りにすると大体3軒ぐらいに分けて分譲というか、売られている現状も見受けられますし、塩竈市の場合、喜んでいいのか分かりませんが、仙台市、多賀城市、利府町に比べたらまだ土地が安い、まだ比べればですね、建設単価が上がっても大体30坪ぐらいで3,000万円から3,500万円ぐらいで購入できるというのもあるって、舟入とか、ほかの地区を見ても建て売りがどんどんできてたという現状があります。最近どのようになっているかはちょっとあまり見かけないところもありますけれども、こういったところに間違いなく空き家の状態、中古で使える場合と、もう危ない場合と、いろんな見方があろうかと思えますけれども、間違いなくまだまだ需要はあるんだろうと捉まえていますので、この空き家対策にどのように向き合っていくかということ考えたときに、実はお父さん、お母さんが暮らされていてお亡くなりになったり、施設に入られたりということで空き家になる。こういった事例が多くあって、息子さんとか娘さんたちはほかの市外にもう出ていらっしゃって、いい情報があればぜひ積極的に教えて

ほしいという方が、前のアンケートでも結構な数いらっしゃったというのがございますので、そういった方々にどのような形でアプローチして情報発信をしていくかということが非常に重要なんだろうと。そのために市として、例えば、解体の補助とか、これまで以上に踏み込んだ形で土地の有効活用、または離れたご家族の方々が安心して地元の土地、大切な土地ですけれども、守り続けていただけるのか、誰かにお貸しになっていただくのか、新たに売却していただいてご購入いただいて違う息吹を吹き込んでいただけるのか。そういったところにやはり積極的に行政が関わっていくべきだろうと。これは個人情報に厳しくなったという現状もありますので、そこに入っていけるのはやはり行政なんだろうと思ってもございますので、その辺を丁寧に大切に、視点として持ちながら市としてでき得る限りの対応策についてはぜひやらせていただきたいと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。市長にもご答弁いただきまして、しっかりと今、市長のお考えをお聞かせいただきました。やはり、これは塩竈市というか行政だけではなかなかできない仕事でございます。今の総合窓口の問合せだけでも、この97件という数、もう物すごい数です。やはりそれだけ困っている方、相談したいという方がたくさんいらっしゃるんですね。それを全部職員が、幾らまちづくりと分散したとしても全てに対応するというのは、まず人的というか、人権的にまず無理です、職員だけでは。今、市長もおっしゃったように、この5年に調査される、この公表されている住宅土地統計調査、2023年の発表では、空き家が約900万戸で5年前の2018年の調査では51万戸それより増えているということです。そのうちの放置空き家は385万戸、約48%。少子高齢化のこの社会を迎えて、これからが本格的に空き家が急増します。先ほど市長がおっしゃったように、遺産を相続した時点でそこはもう空き家になるのが、ほぼ今の空き家状態でございますので、それを全て行政ができるかといったら、それはとても無理な話であります。空家等対策計画書にも策定されていますが、空家等管理活用支援法人、この活用を今こそ考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今、議員おっしゃられた活用法人について、法改正によって新たにつくられた制度ということで、これ一番のメリットは、行政が持っている所有者、空き家所有者の情報を法人にお渡しできる、これ同意が得られればということになります。お渡しできるということが最大のメリットということになります。

もう一つは、空き家所有者からすれば、やはり市役所以外の相談窓口が増えるという非常に大きいメリットもありますし、もう一つは、専門的知見を持った人からアドバイスをいただけるというところが、やっぱり一番大きい制度。周りの自治体ではやっぱり導入に向けて検討を進めているということを伺っておりますので、我々としてもその動き見ながら導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。本格的に、やはりこの計画書の一応規定も5年間であります。もう既に1年間過ぎて、今回、2年目が本格的に行動に移すときだと思っておりますので、ぜひここは最重要のものとして検討していただければと思っております。

最後の質問であります、文化資源の発掘と活用についてをお聞きいたします。

本市には、平安時代の末期から伝わる歴史的文化遺産や市内にたくさん散見されております。例えば、一例を挙げるとすれば、伊達政宗が鹽竈神社に参詣したときに使った勝画楼なども現存しております。また、明治9年には明治天皇が東北にいらっしゃるときに宿泊されたと言われている、そういったような文化的な建物など、ほかのものもたくさんありますが、そういったものの活用をどのようにお考えなのかお聞きしたいと思っております。

また、無形の文化財でも多数塩竈にはございます。塩釜甚句は、全国の大会を開催されたり、市民をはじめ多くの方々に愛されております。あわせて、ハットセ踊りも昭和10年にこの曲に合わせて踊りができたという歴史がございます。塩竈みなと祭で年1回踊られておりますが、よしこの塩竈と併せて子供たち、また次の世代につないでいく工夫が必要ではないかと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） 私からお答えさせていただきます。

まず、全体的な話として、今、議員からもお話がございましたとおり、塩竈、歴史を現在に伝えるような建物が今、現存しているというのは認識しております。例えば、そういった建物が空き家になるとか、そういった場合につきましては我々としてもというか、塩竈市として一つの文化財としての大切な伝え方というのを検討しなきゃいけないとは考えているところでございます。

生涯学習課、担当課で文化財保存活用地域計画というのを策定しておりまして、未指定の文化財等があったらそういった調査検討等についてする、計画の中でする対応というのはして

おります。

あと、お話ちょっとありました勝画楼に関してでございますけれども、勝画楼に関して、勝画楼はご承知のとおり、あの場所としては土砂災害警戒区域内にあるということと、あと建物のアクセスするところの道ですとか、階段が風化して非常に危険であること。あと、施設そのものとしては避難場所、避難路とかが整備されていないという状況から、非常に見ていただく部分に関しては今の段階で非常に危険な施設であると我々としては捉えております。

そういったものを含めまして、話戻りますけれども、大きなところでの文化財としての対応ということでは、まずはその計画の中で我々としての位置づけというのを今後も検討してまいりたいと考えております。

あと、ハットセ踊りの話が出ました。私も今回ちょっとかじらせていただいたんですが、もともと4代藩主の伊達綱村公が鹽竈神社の建て替えをするときに、塩釜甚句を歌わせたのかな。それでその中で踊りが派生して、後々昭和10年頃にそれを体系化してきちんと振りつけをして、今のというか、現在伝わるハットセ踊りの形ができたとお聞きしております。これに関しましても、一つの無形文化財だというのは当然捉えることができます。今後これを伝えるためにはどうしたらいいかというところでは、もちろん市民の方々にこの踊りの存在と、こういったものかというのを知っていただくこと、そしてあと何より我々教育部としては、やはり子供たちに伝えていくことが大事なのかと思っていました。

教育部の事業で、例えば、出前講座ですとか、しおがま何でも体感団なんていう事業ありまして、そういったものでこういった踊りを市民の方々に紹介させていただくとともに、例えば、学校の中でもこういったハットセ踊りがあるんだよとか、実際に見ていただくとか、どうしても今、塩竈みなと祭は、よしこの鹽竈、私も踊っていますけれど、あちらのほうメインになっていて、子供たちもそういったイメージが多分強いと思うんですけれども、ハットセ踊りもあるんだよというのを伝えられればと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。とにかく、文化財の宝庫でございますので、これはしっかりと計画的に、また調査をしていただいて、ポスターか何か分かりませんが、大きく勝画楼の昔の白黒の写真があったので、ああいったものを大きく拡大して、例えば、駅のどこかに貼らせていただくとか、壺番館のメインのところにそれを貼っていくとか、と

にかく市民の目に、また、観光客の目に触れていただいて、塩竈市の文化財を知っていただく。また、そのハットセ踊りにいたしましても、やはり若い方たちに継承するのはどういったことができるのかということを、ぜひ皆さんで知恵を出し合って、私たちもそうだけれども、だんだんこれ継承する方がいなくなってしまうと、あと誰も踊りが分かる人がいないと、そういった状況にならないように、やっぱり大事な、先ほど教育委員会の質問にもさせてもらいましたが、先祖のというか、祖先のものを継承していくというのも、教育の中の一つの大きな力だと思っておりますので、ぜひその辺のことを皆さんで考えていただければなと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、5日定刻再開したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村勝男） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、5日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月4日

塩竈市議会議長 鎌田 礼二

塩竈市議会副議長 西村 勝男

塩竈市議会議員 土見 大介

塩竈市議会議員 伊藤 博章

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

令和7年3月5日（水曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（18名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	10 番	今 野 恭 一 議員
11 番	志子田 吉 晃 議員	12 番	鎌 田 礼 二 議員
13 番	伊 勢 由 典 議員	14 番	鈴 木 悦 代 議員
15 番	辻 畑 めぐみ 議員	16 番	小 高 洋 議員
17 番	土 見 大 介 議員	18 番	伊 藤 博 章 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸太郎
病院事業管理者	福 原 賢 治	技 監	鈴 木 昌 寿
総 務 部 長	本 多 裕 之	市民生活部長	高 橋 五智美
福祉子ども未来部長	長 峯 清 文	産業建設部長	草 野 弘 一
上下水道部長	鈴 木 良 夫	市立病院事務部長	鈴 木 康 弘
総 務 部 危機管理監	佐 藤 孝 文	総 務 部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布 施 由貴子

総務部次長兼
行政改革推進
専門監 佐藤 一 樹

 産業建設部次長
兼まちづくり・
建築課長 星 潤 一

 総務部
管財契約課長 上 總 雅 裕

 市民生活部
次長兼市民課長 小 倉 知 美

 福祉子ども未来部
子ども未来課長 鈴 木 和賀子

 福祉子ども未来部
高齢福祉課長 山 本 多佳子

 産業建設部
商工観光課長 横 田 陽 子

 上下水道部
上下水道課長 熊 谷 孝 行

 市立病院事務部
業務課長 渡 辺 敏 弘

 教育委員会
教 育 長 黒 田 賢 一

 教育委員会教育部
学校教育課長 松 崎 和佳子

総務部次長兼
総務人事課長 高 橋 数 馬

 総務部
政 策 課 長 引 地 洋 介

 総務部
財 政 課 長 佐 藤 渉

 総務部
危機管理課長 古 谷 勝 弘

 福祉子ども未来部
健康づくり課長 阿 部 公 一

 産業建設部
土 木 課 長 鈴 木 英 仁

 上下水道部
次長兼業務課長 並 木 新 司

 上下水道部
下 水 道 課 長 佐 藤 寛 之

 総務部
総務人事課総務係長 石 川 宏

 教育委員会
教 育 部 長 末 永 量 太

 監 査 委 員 菅 原 靖 彦

事務局出席職員氏名

事務局 長 相 澤 和 広
 議事調査係主査 工 藤 聡 美

議事調査係長 石 垣 聡
 議事調査係主査 梅 森 佑 介

午後 1 時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから 2 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 4 号」記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番志賀 勝議員、2 番佐藤公男議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（鎌田礼二） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

当局におかれましては、一問一答方式の趣旨をご理解いただき、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

では、11 番志子田吉晃議員。

○11 番（志子田吉晃）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。本日、令和 7 年 2 月定例会におきまして一般質問の機会をお与えいただき、関係者の皆様に厚く感謝申し上げます。

今年、2025 年、令和 7 年はきのとみの年です。変化が激しい中で、柔軟に対応する力と洞察力が求められます。

米国では、2 期目のトランプ政権が誕生し、米国議会開設記念日に当たる本日 10 時から、上下両院で施政方針演説が行われています。既に 1 月 20 日の大統領就任式以来、100 を超える大統領令が出され、パリ協定と WHO からの離脱、DOGE 同時政府効率化省の新設と、USAID、米国国際開発庁の縮小、メキシコ・カナダ・中国への追加関税等々、これまでの信用創造による通貨システム・中央銀行システム体制から、QFS、量子コンピューターを使

った金融システムへと社会システムの再構築が進められております。つまりお金、金融の根本的な在り方と情報システムの在り方が、国際社会がよき方向に向かって、次元上昇しているものと考えております。

本日の質問は、1項目め、予算編成の考え方という問いです。

昨年以来、円安・物価高の中で、市民生活は可処分所得の減少が続いています。エンゲル係数が28.3%と、43年ぶりの水準になりました。国の税収は5年連続で最高額更新です。塩竈市の令和7年度予算は275億9,000万円で、昨年より9.6%アップです。税金を納める立場と、税金を行政サービスで還元する立場との関係を、①予算の市民への関わり方としてお尋ねいたします。

質問の2項目め、塩竈市の人口動態から7項目目、高齢者事業まで、残りの質問は質問席にて行います。

今年は巳年です。古い体質、株主資本主義から脱皮して、市民全員のための公益資本主義が行われるように、そのような市政を目指して活動してまいります。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 11番志子田吉晃議員の一般質問にお答えを申し上げます。

今、アメリカのトランプ政権、2回目ということになります。相当、就任するまでの間に、様々な状況を経験を生かしながら考えて、今、政策に打って出ているのだらうと思っておりますが、私どもとしては、やはりトランプ政権が行う様々な政策について、遠い国の話ではなくて、アメリカが政策を打つと、円安・円高、こういった状況にすぐに直結するような動きになってございます。株価の変動も一日一日、トランプ政権が様々な施策を打つごとに変化をしていると。この動きは地方にとっても本当に注視しておかないと、施策の動向なり方向性なりを間違える可能性もあると厳しく受け止めておりますので、今後とも毎日のそういった状況については、地方であるからこそ、やはりその視点、目線を大切にしながら、その動向については注視し続けたいと考えているところでございます。

予算編成の考え方についてご質問をいただきました。予算の市民への関わり方についてお答えを申し上げます。

予算は市民生活に密接に関わるものと考えておりまして、その関わり方を的確に捉え、予算を編成していくことは大変重要であると認識いたしております。令和7年度当初予算は275億

9,000万円を計上しており、前年度と比べ24億2,000万円、比率にして9.6%増の予算規模となっております。

今回提案させていただいている予算は、公共施設の空きスペースを活用した子供の遊び場整備の推進、保護者の気分転換を促進するための取組である育児ママパパリフレッシュチケット事業の創設、第3子以降の支給額の増などによる児童手当の制度拡充のほか、収入増が期待される、ふるさと納税での地元産品取扱いの増、投資的経費の増計上による発注機会の確保など、地域経済の活性化や子育て世代への支援につながる予算を計上しているところでございます。

今後におきましても、地域の実情やニーズに踏まえ、適切かつ的確な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 丁寧なご答弁ありがとうございました。よくアメリカがくしゃみをする
と日本が風邪を引く、そう言われておりますので、トランプ大統領の方針は日本に直結、特に塩竈にはすぐに影響が出るものと思って、世界的なことを言わせていただきました。

それで、この予算と市民の関わりということでお尋ねしたのですけれども、結局去年よりも9.6%増やしていただいたと、私は、その分市民サービスが9.6%、去年よりも増えるのではないかと考えているのですが、予算額が増えたということはそのように考えていいのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 歳出予算、今回、前年度と比較し9.6%の増ということで計上させていただいております。その要因といたしまして、予算特別委員会で申し上げましたように、普通建設費の増ですとか、あるいは小中学校のタブレット更新、また老朽化施設の更新経費ですとか、あるいはその施設備品の更新経費もかかっております。また、一方で扶助費の増もありますけれども、ただ、当然、予算が増額されていく中では一定程度、行政サービスも当然維持をしていくという部分についても、予算は確保しておりますので、そういった意味では、その増額分の中に行政サービスの維持・向上の部分も含まれているものと認識しております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。控え目な財政課長の答弁でしたけれども、大いに胸を張って、サービスを増やすんだと言ってもらったほうがね、ああ、いいなと。じゃないと、税金をいっぱい取ったからではないかと言われかねないからなのです。そういうことで、納めるほうの市民からすれば、増えたということは税金、余計に納めたのかなという考えも持たれると困るので、とにかくこの分、市民サービスが増えるのですという答弁を期待したところでございました。

それから、具体的に施政方針でいろいろ言われました。それで、持続可能なまちづくりをしていくためにいろんな事業があるんだと、そういうことですので、令和7年度事業の具体的な事業は何か特色あるようなもの、あるいはこういうものに使うんだというものが、披露できるものがございましたら、ご披露、よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 令和7年度予算の力、重きを置いた部分、重視した施策ということですが、今回、塩竈市が力を入れた部分として、まず1つ、子育て世代から選ばれるまちとなるため、未来を担う子供たちの健やかな成長、子育てや教育を支える体制の充実に向けた取組として、先ほど市長答弁にもございましたけれども、育児ママパパリフレッシュチケットの事業の創設ですとか、あるいは小中学校児童生徒のタブレット更新、こちらに係る経費に対して適切に計上いたしました。

また、交流人口の増加やベイエリアのにぎわいづくりに向けましても、観光振興ビジョンの策定、2次計画の策定ですとか、あるいは旅客ターミナル、マリングートのブランディングなども今回の予算で実施させていただきたいと考えております。

また、市民の安全・安心の確保のためですけれども、防災行政無線の機器更新、体育館の大規模改修などを計上させていただいております。

また、重点課題につきましても、方針転換を行いました清掃工場につきまして、現施設の延命化経費なども今回計上させていただいての特徴と考えております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。いっぱい聞いたからね、忘れるぐらい。いっぱい、いろいろやってくれるということでございますので、期待しております。

それと、この市民生活に関わって、エンゲル係数のことを言いましたけれども、今、厳しい

んですよね、実際ね。それで、低所得者のための支援とか、それから中間所得層への、これはあるのかないのか、減税処置とかね。そういういいニュースがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） この物価高騰の中でのそういった低所得者世帯への支援ですとか、こちらになりますけれども、今回、令和7年度の当初予算ではなく、令和6年度側にはなるのですけれども、1月臨時会で補正計上させていただきました、国の物価高騰支援交付金を使いまして10割増し商品券ですとか、あるいは水産業界に向けましては、水産業・水産加工業元気アップ支援事業、また、教育部門におきましても、小中学校におけます学校給食食材の購入支援事業の計上をさせていただいております、これらの事業につきましては、繰越明許費を設定させていただきまして、実際の実施としては令和7年度に展開させていただこうと考えているところであります。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。いろいろやっていただいてね。

今、低所得者支援のための連絡が届いたということなのですからけれども、市民に対してはね、あれは10月、2月の補正だから、昨年度の予算の中でやるから財政課長は言わなかったのかもしれませんが、そういう支援もいっぱいつくっていただいております。

では、次に、②の収支均衡予算の考え方と自主財源、依存財源ということで質問させていただきました。どのような形で、なぜ収支均衡予算。普通の会社ですと、このぐらいもうけを出すぞという目標を掲げて、それに向かってやるのですけれども、その辺の考え方ね。

それから、自主財源、依存財源のことをどのように捉えたらいいのか、大ざっぱでもいいですから、その辺の説明をよろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） まず、収支均衡予算についてのお尋ねでございます。この収支均衡予算の考え方につきましては、地方自治法に根拠があるのですけれども、この中で歳入予算と歳出予算はそれぞれ独立しては成り立たず、収入予定額と支出予定額が同額となるように予算の調整がなされるべきとされております。

その上で、実作業としましては、まず当然、歳入を正確に把握し、次に歳入に見合った歳出

を計上していくのが次のセオリーになっていくのですけれども、現状、本市予算におきましては、人件費や扶助費あるいはほかの行政サービスを展開していく歳出を見積もる中で、それに見合う財源を確保しようとする、どうしても今、本市といたしましては、最終的にその歳入を財政調整基金で調整する必要が生じております。そういった意味では、やるべき歳出に対して、本市は歳入、最終的に財政調整基金を繰り入れて収支均衡をつくり上げている現状になっております。

次に、その上で自主財源と依存財源、その財源として大事なところになるのですけれども、今回、令和7年度当初予算におきましては、実際に自主財源につきましては103億円ほど今回計上させていただいております、歳入全体に占める割合としては37.6%、去年が36%でしたので1.6%ほど伸びております。

その伸びた中には、当然、ポジティブな要素もありまして、例えばふるさと納税が今回、6億5,000万円から11億5,000万円と見積もらせていただいたこともありますし、あるいは同じく自主財源の中で基金繰入れがあるのですけれども、新設いたしました公共施設等総合管理基金、あるいはリニューアルいたしましたミナト塩竈まちづくり基金、こちらを令和7年度予算の中でもある程度効果的に活用させていただいたと考えております。

ただ、基金につきましては、ただ表裏一体の部分がありまして、使うということは当然、今後積み立てるということも併せて考えなくてはいけないということになりますし、先ほど単年度の収支均衡ということで申し上げましたけれども、健全で持続可能な財政運営を展開していくためには、中期的な収支見通し、収支均衡を保っていかなくてはいけない。ですから、単年度ではなくて、今年度の中期見通しを立てたときにも収支均衡を保っていけるような、そういった財政運営をこれからはしていければと考えております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。なぜ収支均衡予算なのかということはよく分かりました。結局、本当はマイナス予算なのだけれども、財政調整基金で穴埋めをしてプラマイゼロにすると、そういう考え方ということが分かりました。

それから、自主財源が103億円で、1.6%アップしたということは、ふるさと納税の貢献度が非常に高いということが分かりました。そういう意味では、これからも毎年、ふるさと納税、頑張って自主財源を増やしていただきたいと思います。

それから、自主財源と依存財源の関係でございますが、これ、見ても、依存財源は大体交付金ということですので、交付金がどのように塩竈に算定されて、いろんな、10種類ぐらいの交付金があるのですけれども、そういうことで、何も努力しなくても努力しても、交付金のところは同じじゃないかなと思って見ていたのですけれども、その辺の交付金というのはどういう形で出されるのか、その辺のところ、説明をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 地方譲与税ですとか交付金の算出につきましては、こちらは実作業のお話ではあるのですけれども、毎年、当初予算を組む際に、年明けぐらいですかね、国が地方財政計画をつくって、令和7年度の地方財政がどうなっていくかということのその収入の見込みですとか、国のほうがまず打ち出すのですけれども、それに基づきながら、今度、宮城県ではどのようにじゃあ譲与税、交付金が動くかという部分、こちらは宮城県から各市町村にその数字が試算値として提供されているのですけれども、基本、その試算値を参考にさせていただきながら予算編成をさせていただいております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） そうなのだけれども、仕組みとして、交付金は人口構成とか、面積とか、こういうものをつくるとか、そういうものが一番、算定基準じゃないかと思うのですけれども、そういうことでは私は、人口をなるべく減らさないように維持していけば、この交付金は、減り方は少ないんじゃないかなという考えを私は持っているのですけれども、そういう理解でいいのか、その辺、仕組みをもう1回お願いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 失礼いたしました。先ほどの説明は、譲与税交付金等の説明に適用する分で、交付税のお話と今、承りました。交付税を算定する際には、当然、その地方財政計画の数字も参考にはさせていただいたり、あとは各市町の当然、人口も普通交付税を算定する際には主要な数字となっておりますので、この人口、国勢調査等を用いて人口、出ますけれども、その人口が増えれば交付税の増につながるのは間違いございません。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。人口要件というのは、重要なその基本

となる数字だということをお聞きしました。だからこそ塩竈市の人口維持、急激な人口減にならないようにしていく政策が必要なのだとということがよく分かりましたので、ありがとうございます。

それから、この３番目の予算編成の考え方の３番目として、地方消費税交付金の使い道という質問をさせていただきました。これも依存財源と言えば依存財源でございますので、地方消費税交付金、これ、そもそもどういう形で塩竈市に、今年度は１４億２,４００万円、どのような形で決められたのか、その辺の仕組みをお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） こちらは地方消費税交付金の予算計上されている額なのですが、こちらも年明け、国のほうの数字がまずあると思うのですが、それを加味した上で、宮城県分の数字として宮城県が取りまとめた数字を試算値として塩竈市に提供されているものを採用している形になっております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○１１番（志子田吉晃） そういったことなのでしょうけれども、やはりこれも人口要件ですよね。いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 人口も関わっているのかという。佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） その数字の算定の中には人口も関わっているものと認識しております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○１１番（志子田吉晃） ありがとうございます。そういうことから、消費税については塩竈市にも入ってくるのだと、国民のみんなから頂いた消費税、地方にも、宮城県にもね、塩竈市にもね。国も使うけれどもね、そういう割合のこともありますけれども、それね、そのうちの８億１,４００万円は引上げ充当分事業だというのは、予算特別委員会で聞きました。だから、国の説明では、消費税は社会保障に使うんだよという、その裏づけはということでございますけれども、その辺は本当にそのようになっているのか。

私は、お金には色がついていないから、どこから持っていっても、その予算分８億４,０００万円のほかので、一般財源でやろうが、どこでやろうが、同じではないかなという思いはあるのですが、その辺はどのように市民に対して説明できるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） こちらは、消費税の推移というか、経過の中にもあるのですが、消費税が、税率が引上げになるタイミング、５％から８％になったときに、当然、地方消費税の部分もその額が増えるという経過があったのですけれども、その際にその引き上げる分の中から、社会保障費の、当然、今後かかっていく財源に活用するべきと、そのときの国の方針の中で引き上がった経緯がありまして、それを受けて今、本市では社会保障費の一部にこちらを使わせていただいております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 今の説明だと、５％から８％が上がったときということで、８％から10％に引き上がったときは、その分の繰上げ、引上げ充当分というのは増えたのですか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 大変失礼いたしました。その８％になった際に、地方消費税がその前まで１％分だったのが、1.7％分が地方消費税になりました。そのうち、1.7％のうち0.7％分を社会保障費に充てるようにというのがそのときの経過になります。その後、今現在、10％ですけれども、10％中の2.2％が今、地方消費税に該当しております。その2.2％のうち、現在ですと1.2％を同様に社会保障費に充てるように、ですから８％に上がったときは、消費税のうち0.7％が社会保障に充てる形になったと。現行は、今そちらがさらに引き上がって、1.2％が社会保障費となっているのが、今の数字の仕組みとなっております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。あんまり細かい数字をば一っとう言われても、まあ使っているんだなというぐらいにしか分からないで聞いていました。一応はそうになっているのですけれども、お金に色はついておりませんので、予算編成するときに、どこから、でなかったら消費税というのは目的税になっていて、その社会保障８億4,000万円のところに、裏づけの特定財源ということで項目を入れなきゃいけないと思うのですけれども、そのようには仕組みはなっていないので、一応聞いてみました。

それで、消費税は塩竈市にも収入として入ってくるのですけれども、塩竈市役所で払っている消費税というのは全体でどのぐらいになるのでしょうか。14億円もらっているけれども、何億円ぐらい払っているのでしょうか。それ、分かりましたらお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） すみません、正確な消費税の市側が払う額ということなのですが、すみません、正確にはちょっと申し上げられない部分はあるのですが、ただ、当然、市役所で今回の予算で上げさせていただいています、普通に市の行う物件費、委託料ですとか、あるいは消耗品の購入ですとか、いわゆる、当然小さくない予算がありますけれども、こういった経費を執行していく際には、同様に消費税という負担は伴いながら歳出をしていると捉えております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。役所では市民から消費税はもらわないのですが、役所の仕事だからね。でも、役所の仕事をやる時は、いろんなものを買ったりするときは払わなきゃいけないよね。だから、私の試算では、物件費が33.7億円、その10%、それから投資的経費18.5億円、この10%かかりますからね。黙って5億円は、これ、一般会計だけです。だから、そのように役所も出すものがあるというのが消費税の関係だと思って聞きました。

それから、何でこれ、消費税ばかり聞いているかというと、最初にとトランプ大統領の演説のことを言いましたけれども、関税問題ね。これはなぜ日本の消費税が、アメリカとしては関税の、総合関税の対象になるのか。それは、アメリカの製品を日本に持ってきたときは消費税10%かかって、アメリカからすればね、10%の関税じゃないかと、こういう考え方があります。

それから、日本の輸出費には輸出戻し税というのがありますよね。消費税、払うばかりじゃなくて、消費税を頂いている企業もあるんですよ。こういう仕組みはなかなかマスコミでは言わないから、なかなか一般市民の人は理解していないと思いますが、そのようにいろいろ消費税の中にはいろんな不都合な面があるということを分かっていたきたいなと思って、消費税の使い道ということで質問させていただいた次第です。

次の2番目の塩竈市の人口動態についてお聞きします。

2024年の日本の年間死亡者数が161万人、それから出生者数は72万人と速報値が厚生労働省から発表されました。高齢化だけでは説明のつかない、謎の死亡者が全国的に増加しております。このことが、既存のマスメディアではほとんど発表されておられません。また、日本の平均寿命は、2024年、男が81.09歳、女が87.14歳です。これは、2021年、男が81.56歳、女が

87.71歳よりも小さな数字、要するに長生きしなくなったということです。こういうことを踏まえて、塩竈は大丈夫なのかなという思いで聞きます。塩竈市の月次人口の推移はどのようなになっているでしょうか、お願いします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 塩竈市の人口というところで、まず直近の令和7年1月末の人口といたしましては、5万1,665人となってございます。また、令和6年の人口の推移として、4月の末、今年度の4月の段階では、人口が5,190人でありました。10か月間で比較すると、235人減少しているということでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

それから、1年間で考えたほうが早いと思うのですが、令和6年の1年間では、出生者が206人、それから死亡者が749人です。出生者が1年間で206人しか生まれなくなったと。これは大問題だと思って、お尋ねしております。

それから、もう一つ衝撃的な事実が分かりました。予算特別委員会で聞いたのですが、令和7年、今年の1月の1か月間で、生まれた人、17人、亡くなった人は104人です。104人ね。そうしたら、その104人というのは、じゃあ東日本大震災の3月のときよりも多いんじゃないですかと聞いたら、1人多いですと言われました。

ですから、東日本大震災級の死傷者が1月に出了と私は思っておりますが、このような重大な事件だと思いますが、なかなか話題になりません。マスコミでも言いません。だけれども、市民の人には分かってもらわないと、ちょっと気をつけてくださいよということになると思いますが、そのような震災級の死亡者の数について、市長はどのように受け止められているか、お聞きしてもよろしいですか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先日の予算特別委員会の質疑のときに、志子田議員からそのようなご指摘をいただいて、実はびっくりしたところでございます。104名という数字は本当に相当な数なのかなと。その裏側にあるのはやはり高齢化が進むものもあるだろうし、季節の変わり目が、今年というか、今年度の場合は暖かい日がずっと続いていて急に寒くなったり、気候の変化というものも多大にあるのだろうと受け止めております。

ただ、この現実をどう受け止めて、どのように対処していくべきかというのは、なかなか

よっと今、お答えできる材料は持ち合わせておりませんが、この現実をしっかりと受け止めた上で、やはり出生数については、新型コロナの始まる前と始まる後で、60人、70人ぐらいの変化がございました。ついこの間まで300人、1年間で生まれている赤ちゃんがいらっしゃったと思ったら、今はもう200人ふらぶらの状態であると。このこと、それと同時に、やはり亡くなる方が異常なぐらいの頻度で増えていると。この現実をどう受け止めて、様々な施策にどう、生かすというよりも反映させていくのが、今後の大きな課題になっていくだろうとは、厳しく受け止めております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。日本全国どこにも解決策は今見つかっておりませんが、ただ、国も、なかなか原因調査のところまではいっていないとか、する気がないとか、そういう事態なのですけれども、マスコミも騒ぎませんからね。そういうことでは、早く国自体が対策を取ってもらいたいとは思っているところでございます。

3番目のコロナワクチン接種事業についてお伺いします。これの接種事業のまず総括をお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えをさせていただきます。

まだこの総括という意味合いでのお答えにはなっていないかと思うのですが、国で集計した効果検証、こちらに関しましては、前回、9月定例会のときにもお答えをさせてもらっていましたが、60歳以上における重症化予防、入院を44.7%、これを予防できたということでの報告がなされてございます。こちらは、安全性に関してはまだ検証中ということで、まだ結果が出ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ただいま、福祉子ども未来部長は重症化予防効果があったのではないということなのですけれども、その基になるデータとか、その辺のところは、国でも発表していないから言葉だけだと思うのですけれどもね。ただ、最初にかかるための予防効果はないということは国が認めたよ。だけれども、重症化予防効果はあると言ったままで、具体的にその根拠を出していないんですよ。だから、本当にそうなのかね、そういうことからして、調べていないというのが本当のことだと思います。これが先ほどの、日本全国的に

亡くなった日本人、1年間で161万人、そこにつながっていると思うんですね。

だから、その辺のところをしっかりと、追及していかないと、本当に人がいなくなってしまって、塩竈市人口が減ったら、さっきの予算の考え方から言うと、もらえるお金も少なくなってしまうから、大問題だと思って聞いております。

それから、接種料金の関係なんかはどのように、今回、定期接種になりましたけれども、その辺が、値段がね、定期接種になってからお金を払わないとやってくれない形になりました。その前はただでやってもらったのですけれども、そのときの接種の単価と、今度、お金を払うようになってから、その接種の単価ね、4倍か5倍ぐらいに値上がりしたんじゃないかと言われている方もおるのですけれども、その辺のところはいかななものでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 阿部健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（阿部公一） ワクチン接種の料金、単価費用のご質問かと思えます。今回かかっている費用、大体1回当たり1万5,000円程度かかっております。そのうち自己負担については3,300円でございます。単価費用はどういう、接種費用、どうなっているかという部分については、単価費用については国の計算結果になっていきますので、こちらのほうまでは大きい結果については把握はできていないところではございますが、基本的には大きく変わっていないかと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。1万5,000円ぐらいね。なければ、国で予算を決めたときは、前の単価で決めたから、3,500円ぐらいで決めたのですけれども、今回、1万5,000円ぐらい、横並びになっているから、カルテルでないかという疑いを持って追及している国会議員の方もおりましたので、お聞きしました。

それから、健康被害者の救済の状況、毎回これ、コロナワクチン接種と質問のために聞いているのですけれども、その後どのような状況になっているか、状況をお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えをさせていただきます。

こちらに関しましても、9月定例会でお答えをさせていただきました。今現在、4件の申請をいただいております、2件に関しましては、認められて認可されているということなのですが、残り2件に関しましては、まだ検証中ということで、まだ結果が来ていないという

状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。被害者は増えていないということを理解いたしました。死んだ話とかね、そういうことばかり聞いているので、ちょっと4問目は明るい話題にしたいと思います。

門前町再生ということで質問させていただきます。

このうち、宮町庁舎跡地の活用ということで質問項目を挙げさせていただきました。これの調査研究費の令和7年度の予算とか、ほこみち制度とか、いろいろ考え方はあると思うのですが、この宮町庁舎跡地の活用について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えいたします。

宮町庁舎の跡地の利活用についてのお尋ねでございました。まず、この土地につきましては、今、主に壺番館庁舎の公用車あるいはイベントのときの駐車場という使い方をしておりますけれども、議員ご承知のとおり、ロケーションを見れば、いわゆる鳥居の脇にあると。それで、非常に観光動線としての魅力がある好条件の土地でございますし、あるいは本市の食・歴史・文化を体感できる、いわゆる観光資源が豊富なエリアの近くにあるということで、その利用価値と申しますか、ポテンシャルは高いと我々は認識しているところでございます。

お尋ねの今後の活用の在り方につきましては、これまでも門前町ミーティングなどのテーマにさせていただいて、例えば、地場産品が買えるお土産物があるような場所、あるいは気軽にテイクアウトの食べ歩きができる軽食の露店、それに横町風の連続した町並みがあったほうがよろしいんじゃないかという意見もいただいているところでございますので、そういった意見も踏まえながら、庁内でも議論を深めるとともに、あとは先進的な事例などにつきましても研究を深めまして、どういった姿が望ましいのか、あるいは整備手法、そういったものもちよっと考えていきたいということが1つです。

あと、さらに、やはりロケーションとして非常にいい場所ですので、暫定利用というのでしょうか、暫定利用といいますか、恒久整備に至る前にも、例えば、きちんと整地をして、イベントなどについて、例えば、民間の事業所の皆様などに、にぎわいづくりについてお貸しするというんですかね、そういった取組などについても、今後、ちょっと検討を深めてい

きたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。私、あそこね、鳥居の脇だからね、本当の観光資源だと思います。そういうものを活用していただいて、塩竈の活気を取り戻してほしいと思います。

この件については、以上とさせていただきます。

5番目の公園の整備に入ります。公園の整備の考え方をお聞きします。

これの、塩竈市全体で、どこの公園をどのような形でどのような整備をしていく、全体像をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 本市では、伊保石公園をはじめ、139の公園を現在、管理しているところでございます。これらの公園につきましては、令和4年度に策定いたしました公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具の更新等を進めており、令和6年度におきましては、16公園、20遊具、来年度におきましても、同数の16公園、20基の遊具を更新する計画としております。

また、長寿命化対策以外の取組といたしましては、伊保石公園管理棟前の大型複合遊具を更新するとともに、中の島中央公園におきましては、今年度に2基目のバスケットゴールを設置して、多くの皆様に楽しんでいただいております。さらに、来年度は遊歩道の整備を行うなどの計画を予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。いろいろ公園の整備が進んできて、そして特に伊保石とか中の島公園ね、こちらがいろいろ工夫されているようでございます。ありがとうございます。

この公園の整備の2問目なのですが、伊保石公園の整備方針についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 伊保石公園の整備方針でございます。こちらの再整備といたしまして、令和3年度に伊保石公園の再整備基本構想策定の上、令和4年度から2か年を

かけまして基本計画を取りまとめるとともに、令和３年度に実施いたしました、市民の皆様へのアンケート調査において、ご要望の一番多かったアスレチック施設の整備を民間活力の導入により進めるため、様々な業種の事業者を対象としたサウンディング調査を行ってきておりました。

その結果に基づきまして、今年度、都市公園法に基づく設置管理許可制度を活用した民間企業からの事業提案を公募し、伊保石公園の地形や自然を有効に活用したアクティビティー施設の提案を採用することとなったところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。これね、期待しております。

それで、このことについては、２月20日に基本協定が締結されたという知らせがありました。それから、７月からは施設の供用開始だということで、若い人たちね、私ぐらいの年齢になると、アスレチックといったって、あとけがをするばかりですからなかなかあれなのですけれども、若い人たちに１つの塩竈の観光名所になるくらい、引きつけるだけの、そういうものになると思って聞いておるところです。

その整備に当たって、いろいろ当局もご苦労されたと思うのですけれども、そこに行くまでの交渉過程とか、その辺のところはどのような形だったのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 決定までの過程ということで、まずは令和３年度に実施したアンケート、市民の皆様はどういった施設が欲しいかというアンケートを行った結果、アスレチック施設が一番多くございました。私どもも市民のご要望に応えるべく、そういった部分をいろんな業種に聞くということで、先ほど申し上げましたように、サウンディング調査を行い、伊保石公園の持つ、高低差のある地形ですとか、あと自然の立木、そういったものを利用した施設ができないかどうかという検討をする中で、今回、民間の提案を行ったところ、アクティビティー施設の提案を採用することになったというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。それで、来てくれるのはいいことづくめなのですけれども、そのほかにもいいことづくめというか、何かあったと思うのですけれども、も

しその施設が大にぎわいになって塩竈市に収入が入ってくるというような、そういうことな
んかあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 今回の提案の中身を見ますと、年間で約2万人の利用者が
見込めるという提案。さらに、東北初というところもございまして、県内はもとより、県外
からも多くの利用者の方が来ていただけると、私どもも期待するところでございます。

また、本市におきましても、こういった年間2万人というお客様に対しまして、観光施設で
すとか産業施設等のコラボレーションですとか、そういった部分に関して行うことによって、
伊保石公園から発信される新たなにぎわい創出ですとか観光交流の増加につながるものと思
えているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これにつきましては今、土木課長からご説明をさせていただいたことのみ
ならず、今、市役所に指示を出しているのは、とにかく7月の開業を待つのではなく、開業
までに市役所としてどういうことができるのか、一緒に考えてほしいという指示を出してご
ざいます。

それは何かと申し上げますれば、前にも申し上げたとおり、受け身から能動的に行動を起こ
さないと、様々な自治体との都市間競争がますます激しくなっているわけでございますので、
このフォレストアドベンチャーを起爆剤に、まだまだ伊保石公園は10万坪という広さがござ
います。その一部、6分の1、7分の1をお貸しさせていただくという位置づけでございま
す。

それと同時に、年間2万人の予想ということでございますが、フォレストアドベンチャーの
みならず、滞留時間、これは、想定する時間としては1時間半から2時間、2時間半という
ことが想定されてございます。それをもっと長く延ばすために、例えば、仲卸市場とのコラ
ボレーションとか、塩竈市内の鹽竈神社とか、そういったところにご参拝いただくとか、そ
ういったものを複合的にご提案させていただく施策を市としてやはり考えるべきだろうと思
ってございます。

とにかくこの施設を起爆剤に、まだまだ多くのお客様に来ていただければ、広げていただく
可能性もなきにしもあらずでございますので、私どもとすれば、このアドベンチャー的な考
え方を市域全体に波及させることはできないかということも考えさせていただいております。

とにもかくにも、このような形で人が来ていただける施設の誘致に成功できたということについては、市役所の職員の皆さんが一生懸命頑張った成果でもございますので、これをどのようにこれから育てていくかということについても、開業を待たずに、市役所として責任を持って次の段階に進められるいい材料になるだろうと期待をいたしております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。観光コースづくりも、なるんじゃないかということですかね。そうすると、途中で神社とその伊保石公園の中間にある体育館の屋上の見晴らしコースね、これもつなげて観光コースをつくっていただきたいと思います。そういえば、あそこの県の公園ができるときは、たしか市長のお父さんの佐藤県議が最初にあそこの公園、できるときに尽力されたということを思い出したところでございます。

6番目の未来のまちづくりについてお聞きします。

これの都市マスタープランの見直しということでございますが、これはどのような見直しになるのか、あるいは立地適正化計画とどのような関係があるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） それでは、マスタープランの見直し等についてお答えいたします。

まず、都市マスタープランでございますが、こちらの内容につきましては、おおむね20年後の都市の姿の見通し、都市づくりの基本的な考えや方針を定めるもので、土地利用や道路をはじめとする都市施設の整備、各地域におけるまちづくりの道筋を示すものでございます。

現在のマスタープランは、策定からおおむね10年を迎え、その後の社会情勢が大きく変化していることや、都市計画道路の大幅な見直しを行ったことを踏まえ、コンパクトシティの形成に向けた立地適正化計画の考え方を反映させながら、マスタープラン全体の基本構想や地域別構想について、必要な見直しを行おうとするものでございます。

また、立地適正化計画につきましては、本市の中心市街地がかつては広域の中核として経済面などで重要な役割を果たしておりましたが、昨今のモータリゼーションまたは都心の郊外化により、または昨今の人口減少・少子高齢化の進行により、都市のスポンジ化による空洞化が課題となっております。

それらの現象につきましては、多くの地方都市でも顕在化しており、国では、居住・都市機

能の増進の施設を立地・誘導する地域を定める立地適正化計画を新たに創設し、人口減少社会に対応した、コンパクトで持続可能な都市経営に向けた取組を推進しているという内容でございます。

本市におきましても、これらの計画を立てまして、民間事業者が取り込む地域福祉、商業などの生活サービス施設や、居住施設の立地・誘導を図りながら、中心市街地の空洞化の解消に向けた取組を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。都市マスタープランの見直しということで説明をいただきました。そうすると、この中心市街地の空洞化というのは塩竈だけではないのでしょけれども、その辺を対策としては、やはり中心市街地の真ん中に、ドーナツ化現象があったとしたらドーナツの真ん中にあんこを入れろと。あんドーナツにしてね。真ん中に人が住んでもらえばいいわけですから、中心地にいっぱいそういうマンションとか建てやすくするような政策、そういうものが必要なのではないかと思いますので、その辺のところまで聞くとちょっと時間がかかり過ぎるので、議論なっちゃいますから。まあ、いいです。

それで、それから都市計画道路の見直しというのはどのようになっているか、それ、ちょっと1点だけお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 都市計画道路の大幅な見直しというのは、昨年の4月に都市計画変更の決定を行いました、おおむね20年以上、長期にわたる未整備の道路などについて廃止及び変更などをする、大幅な見直しをしたものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。廃止と変更と聞いたのですけれども、新しく建てるという計画はないのですか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 新しく都市計画決定した道路はございません。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。隣の多賀城市まではいろいろ新しい道路とか来ているのだけれども、塩竈市だけ道路が、塩竈市に来るとうんと細くなっちゃうということがあるからね、その辺のところがね。マスタープランでしっかり見直して、真ん中の中心にいっぱい集まってもらえるような、もうそういうコンパクトシティを目指して頑張っていたきたいと思います。

この6番目は終わりにして、最後の7番目、高齢者事業についてお伺いします。

まず、この高齢者事業を塩竈市でいろいろやられているのですけれども、独居の高齢者が多くなったということは問題です。それから、その方たちが亡くなった後の空き家の対策とか、いろいろこれからこれ、日本全国的な問題だと思うのですけれどもね、そういうことで高齢者事業を充実していかなきゃないと思うのですが、まず最初に空き家対策についてお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今お話があったとおり、本市においては、空き家対策は大きく2つで、活用に向けたものと、あとは除去するという両方の制度は設けております。ただ、今議員おっしゃられたとおり、独居の高齢者が、例えば、亡くなった場合の対応ということになります。その方にもし相続される方とか、財産を管理する方がいらっしゃる場合は、継続して制度は使えるのですけれども、全くいないケースというのもやはり増えてきているということになる。ただ、それに対する制度というのは今、本市では持っていないという形になっております。ただ、これは全国的に課題になっておりますので、今後はやはり大きい検討課題という認識をしております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。そのものをね、みんな悩むんですよ。どこでも、これは塩竈だけの話じゃないものですから、お聞きしました。私のところも、今、答弁なされた総務部長のところもそのような可能性があるということでございます。

2番目の安否確認対策はどのように、この独居高齢者が多いものですから、どういう、何かいい制度はございませんかということでございますが、そういう制度がありましたらご紹介ください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 安否確認対策ということでございましたが、こちらに関しても、これまで質問いただいております見守りパッケージ事業ということで、暮らしの安全、生活支援、認知症支援、こちらの3つの分野で8つの事業、一体的にご案内をしながら利活用していただいているという状況でございます。

その中でも、今年度に関しては新規事業ということで、高齢者等見守り相談支援事業、また、高齢者あんしん見守り支援事業、配食サービス事業というのを拡充をしながら対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。ほかの議員も聞かれているのでね、私はこの配食事業について、もっと拡大してもらうように期待をするところでございます。

最後の健康補助対策、ちょっと具体的な設問ではなかったのですがけれども、高齢者の健康維持のためという、平均年齢も下がっていますからね、何かそういう市からの行政サービスとしてこういうのがございますといういい事業がありましたら、ご紹介ください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら、健康対策ということで、特に高齢者の部分ということでご質問を受けておりました。こちらの健康対策に関しましては、令和6年、今年度新しく第3期の健康しおがま21プランを策定しながら対応を行っているということでございます。その中では、ライフステージに合わせた格好での健康対策、こちらを行っているという状況でございます。

特に、高齢者の方々に関してはフレイル予防を意識しながら、食事、運動、生きがい、こちらを意識しながら、運動意欲を高めながら地域の介護予防健康サークル交流会、あるいは生活習慣病を目的とした野菜摂取量アップキャンペーン、こういったことで健康推進員の方々あるいは企業などと連携した格好で事業の推進を行っているという状況でございます。

以上であります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

以上で、7点お聞きしました。社会構造の変化に迅速に対応していただき、その解決に向けて取り組まれることを期待し、質問を終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番 柏 恵美子議員。

○8番（柏 恵美子）（登壇） 塩釜を元気にする会、柏 恵美子でございます。

あの忌まわしい東日本大震災から今年11日で14年目を迎えます。本市でも多くの犠牲者、甚大な被害が発生し、改めて災害の脅威に畏怖の念を抱くとともに、被害減少のための防災・減災の重要性を実感しております。そして、防災・減災対策により被害は大きく減少できると確信しております。

特に、近年、日本各地で地震、豪雨をはじめとした自然災害が多発しており、昨年も元旦に起きた能登半島地震、そして、追い打ちをかけるような豪雨は、まさに私たちが不確実な災害の時代の渦中にあることを示唆されていると思います。

そのような中、宮城県において、令和5年11月に宮城県第5次地震被害想定調査報告書が公表されました。調査では、東北地方太平洋地震、宮城県沖地震、スラブ内地震、長町利府線断層地震の4つの地震を対象として、被害想定を行っております。それによりますと、今後30年以内に発生する地震の確率は、宮城県沖地震が90%程度、海溝などから沈み込んだ海洋性プレート内部で発生するスラブ内地震は60から70%、ほかの2つの地震はゼロから1%とされております。

そこで、宮城県第5次地震被害想定調査の結果を踏まえ、現在、計画改訂を進めている塩竈市地域防災計画の改訂の状況についてお伺いいたします。

以降の質問については、質問席にてお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 8番 柏 恵美子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

防災・減災対策についてのご質問のうち、地域防災計画の改訂状況についてご説明をいたします。

今回の地域防災計画の主な改訂内容ですが、令和5年11月に宮城県地域防災計画の見直しに

加え、第5次被害想定調査に基づく新たな被害想定が示されたことから、改訂作業を行っているところでございます。

昨年4月に庁内での作業部会を開催し、関係各課からの意見を取りまとめ、改訂作業を進めてまいりました。改訂案を9月まで作成をし、10月下旬に第1回防災会議を開催してご審議をいただき、その後、11月に約1か月間、パブリックコメントを実施してございます。それらを踏まえまして、今年2月に第2回防災会議を開催し、最終案をご審議いただいたところであります。

今後は、災害対策基本法に基づきまして、宮城県地域防災計画との整合を図るため、宮城県に報告と意見照会を行い、必要に応じた助言・勧告をいただいた後、令和7年3月末に改訂を見込んでおります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏 恵美子議員。

○8番（柏 恵美子） 塩竈市の地域防災計画が3月末に改訂を見込んでおられますが、地域の皆様に寄り添った地域防災計画の改定をお願いを申し上げます。

次に、宮城県第5次地震被害想定調査の結果で、スラブ内地震は宮城県沖地震より大きく、6弱から6強が予想され、津波被害は少ないものの、本市に与える影響は、揺れによる全壊破損が本市で59棟、火災による建物被害が242棟と想定されております。

そこで、建物被害を抑制するため、どのような取組を実施されているのかお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今、議員がおっしゃられましたとおり、まず津波による建物被害というのが一番大きいわけですが、それに続いて、火災による被害が242件という想定です。そのほかにも、老朽化の建物による倒壊というのも想定をしているということでございます。

まず、火災につきましては、昨日のご答弁にも一部あったと思いますが、感震ブレーカーの推奨をしていくということで、やはり自動的にブレーカーが落ちる仕組みのものを、消防等でも推奨しておりますが、我々も啓発に努めてまいりたいということを考えております。

また、あと市の制度として、特に能登の地震とかでもありましたが、やはりある程度、年数のたった木造建物の倒壊というのが、結構大きい被害があったと思います。昭和56年、やはり1つ区切りで、昭和56年以前の建物に関しまして、市で耐震診断の助成制度をまず設けております。こちらを使っていただいて、その後、耐震改修まで行く場合は、耐震改修の助成

も行っておりますので、ぜひそういった制度も、我々も普及してまいります、ぜひ活用をいただきながら、減災に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。感震ブレーカーの設置は、今までは行っておられたのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 感震ブレーカーについてでございます。この間、消防署に確認をいたしました。これについては、やはり機械によっては、金額、高額になると。高いものであれば1万円から2万円、もう少し高いと3万円ほどになると。ただ、簡易なものだと、3,500円から4,000円程度でつけられると、いろいろなちょっと状況がございます。それによりまして、まだ普及は進んでいないというお答えをいただいたところです。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。今回の宮城県第5次地震被害想定調査では、火災による建物被害が多いということなので、感震ブレーカーの設置の周知をよろしく願いをいたします。

それと、仙台市におきましては、地震対策のその感震ブレーカーの設置費用に助成を行って、3年間、集中的に浸透させるという報道がございましたけれども、塩竈市ではそういう感震ブレーカーの助成は今のところ考えていないのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 助成制度についてでございます。こちらにつきましても、先日、消防署とお話をさせていただいて、他県では、特に東京都では助成制度を行っているという話をお聞きしました。本市についても、推奨していく中で、今後、検討していかなければならないのかなという案件と考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ぜひとも市民の安全のために、感震ブレーカーの設置の周知をどうぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、耐震木造の住宅の耐震診断費用と助成事業についてお伺いいたします。これは

令和6年4月17日から令和7年1月31日までの期間となっておりますが、これは延びたのでございますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 本市がつくっている制度でございますが、本市はあくまでも昭和56年からの以前の建物に関しまして、まずは耐震診断の助成をさせていただくという制度になっております。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。期間はいつまでとかはじゃあ設定されていなくて、助成されるということでよろしいでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 毎年一定の予算、例えばですけれども、木造の場合は、年間たしか耐震診断は20件とか25件ぐらいの予算化はしていると記憶しております。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。今は木造住宅の住宅が多くございますが、木造住宅じゃなく鉄筋、木造住宅以外のそういう助成はないのでしょうか。木造以外の建物、家屋でしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 現段階では、当市におきましては木造以外のもの、木造一戸建てということになっておりますが、それ以外のものについては制度化しておりません。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。家屋の災害がととも増えるということなので、ぜひとも感震ブレイカーや木造の耐震診断助成事業を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、断水や下水道被害対策についてお伺いいたします。

宮城県第5次地震被害想定調査報告書によると、スラブ内地震は、停電や通信障害は1週間程度でほぼ回復するものの、断水や下水道などの生活支障は長期間継続することが予測されておりますが、本市ではどのような対策をしているのかお聞きいたします。

○議長（鎌田礼二） 熊谷上水道課長。

○上下水道部上水道課長（熊谷孝行） それでは、防災計画における断水対策についてご説明い

たします。

有事の際、応急復旧対策に関しましては、水道施設の場合、上流からの復旧が原則となっております。そのため、水源となるダムからの整備となりまして、具体的には、導水管、浄水場、各配水池や送配水管の順に、復旧作業を進めてまいります。

次に、応急給水対策に関しましては、市内18か所に給水ポイントを設けて対応するほか、医療機関など重要施設を中心に給水してまいります。これらの業務に関しましては、職員が中心となり対応いたしますが、災害の規模によりましては、協定を締結しております仙塩地区管工事業協同組合等にご支援をいただくほか、日本水道協会等に要請しまして、県内はもとより、全国規模での支援体制を確保することで、早期復旧や安定的な給水活動が進められるよう対策をしております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 佐藤下水道課長。

○上下水道部下水道課長（佐藤寛之） 私から、下水道に係る部分につきましてご説明いたします。

下水道につきましては、まず流末からの復旧というのが原則ということになりますので、汚水処理場、こちらは多賀城市の大代にごございます宮城県の仙塩浄化センターとなるのですが、こちらのまず受入れ状況を確認した上で、市内の各ポンプ施設や管路の点検、復旧作業を進めてまいります。

また、避難所等におきましては、水洗トイレ等の使用に影響が出ることから、市内14か所にマンホールトイレ74基を設置しております。本年度は、杉の入小学校にさらに5基の整備を進めております。

なお、災害の規模によりましては、協定を締結しております塩竈市災害対策協議会に復旧に係るご支援をいただくほか、日本下水道協会を通じまして要請をいたしまして、自治体間相互で応援し合う体制が整うよう対策をしております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。水道管に異常があった場合に自動的に貯水槽になる耐震の貯水槽はどこにあるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 熊谷上水道課長。

○上下水道部上水道課長（熊谷孝行） 緊急時、給水で使える貯水槽につきましては、権現堂のP Cタンクがあるのですけれども、そちらについていまして、あと松陽台の配水池にもついております。

あと、震災後、清水沢の公園にも貯水槽と、あと第一小学校にも新しく設置をいたしております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。各指定避難所に仮設水槽はあるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 並木業務課長。

○上下水道部次長兼業務課長（並木新司） 指定避難所には仮設水槽を全て配備しているという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。地震で水の被害が、14年前はとても市民の皆様には大変な思いをされた光景が今、思い出されましたが、第5次地震被害想定調査では、本当に事細かないろいろと協定を結ばれて、市民の皆様には待つことなくお水が行き渡るなど安心させていただきましたので、ありがとうございます。

次に、避難対策について伺いいたします。

全ての地震を対象に要配慮者の人的被害が予想されておりますが、個別避難計画を策定しなければならない対象者数及び作成完了者人数をお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えをさせていただきます。

令和7年1月末現在で、避難行動要支援者対象者の数ですが、こちらは552名、個別避難計画の作成者数は61名となっております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） 要配慮者数の人数が結構多ございますが、個別避難計画を策定しなければならないのは、市町村に策定が義務づけられておりますが、どこまで進んでおられるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） 現在、先ほど申し上げました避難行動要支援者名簿登録者が対象者として捉えてございますが、そのうち優先度が高い方、要介護度の高い方や障害手帳の1・2級の方など、また津波浸水区域などの方を、令和8年度までに立てるところで、その数としましては299名となっております。

そちらの方に対して、まず作成の意向調査を進めているところですが、現在、179名の方に照会をかけている状況でございますので、引き続きその方、それ以外の方々にも随時照会をかけながら、意向のある方に作成を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。要支援者の方は、災害が起きますととても、どこに避難をされたらいいのか不安とを感じる方も、お聞きしておりますが、その義務づけられている要支援個別避難計画でしょうか、それは要支援者にとりましてはとても心強い避難経路でございますので、ぜひとも、大変な作業とは思いますが、その個別避難計画を策定して、要支援者の安全の確保のためにも、早急に避難計画をつくっていただきたいと思いますのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 回答ですね。長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えをさせていただきます。

ただいま、対象が全体で552名、そのうち優先度が高い方が約299名いらっしゃるというところでございます。ただ、なかなかこちらに関しましては意向調査を行ってございますが、その中で同意されない方あるいはお返事のない方などもいらっしゃるのので、このあたりに関してはしっかり確認をさせていただきながら、なるべく1人でも多くの個別避難計画を立てられるように取組をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。福祉避難所に避難される方の避難対策はどのようにされておられるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 先ほど対象者の方が552名いらっしゃるというお話をさせ

ていただきましたが、実際こちらのほうに関しましては、避難場所、それぞれ違う状況にもございます。また、その時期によって、年度によって大分その対象の方々の人数、対象者が変わる状況、例えば、お亡くなりになったり、あるいは引っ越しの方は少ないかと思うのですが、大分年度によって人数の異動がございますので、そちらの状況を確認をさせていただきながら、あくまで個別のそれぞれの方々にとっての避難行動、こちらの計画をしっかりと立てながら、福祉避難所の活用なども含めて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。災害に遭われても安心なように、安心して避難できるように、よろしくお願いをいたします。

次に、ペット避難者への対策状況についてお伺いいたします。

スラブ内地震では約2,000人を超える避難者が想定されておりますが、その中にはペットを連れて避難する避難者もいると思いますが、避難所へのペット避難の受入れ体制はどのようなになっておられるでしょうか。そして、周知方法についても併せてお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） ペット避難の対策についてご質問でした。本市では、指定避難所となっております各小中学校には、ペット避難があった場合、学校側より指定された教室等を確保してございます。

それと、現在、市のホームページで、ペット避難が可能である旨の周知をさせていただいております。今後は防災ガイドブック等にも明示してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。ペット避難者にとりましては、何ていいでしょうか、家族の一員でもあるので、車で避難される方もおられますと思いますが、そのような車で避難されている人たちの対策はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 車での避難ということなのですが、各指定避難所とその周辺にあります駐車スペースというところで避難していただくという状況にはなろうかなと思います。

こちら、ペット避難と一般的な避難、もちろん混ざり一緒になった形の避難状況ということになるかと思います。そこで、ある一定程度の、こちらでペットを連れた方の場所の指定をさせていただいているので、あとは各避難所の例えば、動物、ペットですね、ペットの多さだったりとか、数とか、あと種類、いろんな形がもしかすると、避難所それぞれでの状況が変わってくるかと思います。そこについては、市である一定程度のその場所を指定した上で、避難所の運営と合わせた形で、どういった避難が、避難の生活というか、そういったところを決めていくかというのが必要かなと思いますので、そこは避難所の場所とそこにいる方との話し合い等を進めて、安心して避難ができる状況をつくっていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。あと、ペットと避難されている方の周囲の人にけがを負わせた場合の対処方法などは考えておられるでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） ペットから被害を受けた場合ということなのですけども、こちらについてはまだ、こちらとしてもまだ準備ができていない状況でございます。今後、ペット避難とそういったところについては、関係機関とちょっと今後、話し合いをしながら、どういった状況で対応ができるのかというところを検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） あと、ペット用品の備蓄品などはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 今現在、ペット用品というのは備蓄で整備はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。今は、ペットを自分の家族同然にとっても大切に育てているご家族が多いものですので、避難されるときも安心して避難ができるように、対処方法、ペット用品の備蓄品などを準備される方向でよろしく願いをいたします。

次に、本市には、水産加工会社で働き、寮などで暮らす外国人技能実習生の方がおります。

実習生への防災訓練をそれぞれの企業で行っていると思いますが、本市では実習生に対してどのような対策を取っているのでしょうか。

また、外国語版のハザードマップや防災ハンドブックなどによる実習生に向けての防災発信はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 外国人実習生の避難訓練の状況についてでございます。市内の水産加工業者等、自主的に避難訓練を行っているというところ、年に1回か2回と行っていますよというところを伺っております。ただ、水産加工業者以外に建築や介護の事業所も含めて、全体の避難訓練の実施状況については把握できていない状況でございます。ですので、今後につきましては、各事業所へ訓練の実施の呼びかけを行っていきたいと考えております。また、市の総合訓練にも参加を促していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） 外国語版のハザードマップや防災ハンドブックなどによる実習生に向けての防災発信はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 外国人に向けた防災マップ等の発信についてでございます。本市では、特に外国人のためのというハンドブックですとか防災に関しては周知のところはしておりませんが、宮城県で発行しております、外国人県民のための防災ハンドブック、こちらを、こちらに転入の手続をした際に、市民課の窓口でお渡ししている状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。実習生の防災訓練が、まだ企業さんでそれぞれの防災訓練を行っているということをお伺いいたしましたが、住民と外国の方が常日頃、一緒になって地域での防災訓練とかそういう訓練をされれば、常に外国人も不安なく防災避難ができるかと思いますが、その辺を徹底というか、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 外国人と一緒に避難訓練ということですが、先ほども市の防災訓練等、一緒に参加を促すような形で訓練をしていただくというところを進めていき

い。また、あと各町内会や自主防災組織にも、その地域で外国人の方がいらっしゃれば、そういった参加を促していくというところをこちらからも呼びかけていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） よろしくお願ひいたします。提案というか参考でございますが、2月の報道によると、石巻地域の外国人の日本の交通ルールやトラブルへの対処法などを知ってもらおうというものを、催しを警察署で学ぶ機会がありました。技能実習生の50人の参加で、110番のかけ方や自転車に乗る際の注意喚起などいろいろと学ばれて、ためになったということをお伺ひいたします。本市でも、いろいろと外国人だけの日本のマナーとか、そういう教える講座というか、そういうことは考えていないのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 今のところ、関係機関ともそういった形でのイベントというか、そういったものは今のところ考えていないというか、検討していない状況にありますけれども、今後については、外国人の方または外国人に分かりやすいというか、あとこの間、県にもちょっと確認をしたところ、逆に町内会単位とか、自主防災組織単位、そういった形で、外国人の方が易しく使える日本語講座をしてみたいという、ちょっとお話もいただきました。なので、そういった国際交流関係とも連携を取った形で対応していければと思います。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。ぜひ外国人の方も安心して避難ができますように、前向きに考えていただければと思います。

次に、外国語版の避難経路等の掲示板・標識設置についてお伺ひいたします。

コロナ禍で打撃を受けたインバウンドの本格的な回復に向けて、昨今、国・県は具体的な目標などを掲げ取り組んでおります。本市においては、鹽竈神社や魚市場、水産物仲卸市場、浦戸諸島、そして食においては、すしや日本酒等の文化、自然、観光資源がたくさんあり、訪日客の観光客が期待されております。

そこで、受入れ対策として、訪日客の方が安心して観光できるような、安全確保のための外国語版の避難経路や避難場所を示す標識や案内版を設置するなどしてはいかがでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 外国人等に対します避難標識等についてでございます。現在、本市では、避難誘導の看板等が、塩竈市内には24か所設置してございます。また、浦戸地区に関しましては31か所、あとそのほかに県・国でも設置しておるサインがございます。その中に、やはり近年、外国、県外の観光客の方も増えてございます。そういったことから、今のところは英語表記と日本語とを合わせた形で表示している現状でございます。今後、そういったところで多言語に対応ができるかどうか検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。私もいろいろな標識をちょっと見て歩いて回りましたが、避難経路はどこかなとこう、目の高さで、高台にございますので、外国人の方は、これは何だろうと、とても分かりにくいかなということも感じましたので、ピクトグラムという絵文字で、外国人向けの大きな、イエスが丸とか、トイレの、大きな文字で分かりやすいこともありますので、そのような方法で分かりやすい外国語版の表示とかも考えてみてはいかががでしょうか。

そして、またシミュレーションボードとありますが、それも、外国人がお見えになったら、いろいろとその絵を指さすと分かるような、そういう易しい対処方法も考えてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 分かりやすいというか、外国人の方も見て分かりやすいサインについてのご質問でした。議員おっしゃるとおり、看板等の高さですとか、今、市内の看板を一つ一つ実際に確認しておりました、やはり標識について、全部同じ形でもなくて、あと設置している場所も、電信柱にくっつけたものとか、いろいろな形のものがございます。一通り今、場所とその設置箇所といいますか、高さというか、そういったところも確認しながら、今後、整理をしていきたいと思っております。

また、あとサイン等、見て分かるようなところも、ちょっとそれについては私、勉強不足で、どういったものを表記したらいいのか、そういったところもちょっと勉強しまして、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。

次に、女性活躍推進について伺います。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が平成27年8月21日に国会で成立し、平成28年4月1日から施行されてきました。今年で成立から10年目となり、政府は、女性活躍推進法の改正案を今国会に提出します。

今回の改正案は、情報公表義務を大幅に強化することや、ハラスメントの防止対策の強化、働く女性の健康上の課題に配慮すべきだという文言が初めて明記されます。そして、全ての女性がその個性と能力を発揮できる社会を実現するために、国、都道府県、市町村、一般事業主、それぞれの責務を定め、女性活躍のさらなる推進に向けていくというものです。

そこで、伺います。本市では、女性職員を対象にした健康問題に関するアンケートを実施されたことはありますか。それに対しての取組などがあれば、お聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） お答えいたします。

女性の健康に関するアンケートにつきましては、本市ではちょっと実施していないという状況になります。ただ、各種休暇制度等については、特に新規採用職員の最初の研修、4月になりますけれども、こういうところで休暇制度については周知しているということになります。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。働く女性の健康上の課題に配慮すべきという、国会に提出、初めて明記されるということなので、ぜひとも女性職員が働きやすい環境になるためにアンケートを取りまして、よりよい明るい環境づくりに期待をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、経済産業省は、昨年、女性の健康課題に企業などが取り組まなかった場合、労働生産性低下による社会全体の経済損失額がどれぐらいになるのか、試算を国として初めて公表し、月経に伴う更年期症状、婦人科がん、不妊治療の4つの項目を合わせて、経済損失額は

年間3.4兆円と試算しております。企業経営でも重要なテーマとなっております。私は、この数字を見て大変に驚くとともに、女性労働者への健康問題について早急な対応を講じなければ、経済損失はさらに増え続け、日本の経済にも大きな影響を及ぼすと感じました。

そこで、私の経験と思い、男性の皆様にも理解を深めていただくために、私のお話をさせていただき、質問に移ります。女性特有の月経の症状は個人差が大きく、貧血や腹痛、頭痛、腰痛、吐き気、睡魔、憂鬱感など、症状も程度も十人十色であり、毎月一定期間、この苦しみと闘っております。個人差もありますが、月経は12歳前後から50歳前後までの平均35年から40年間もの間、女性だけに訪れます。

3年ほど前に、製薬企業の株式会社ツムラが10代から40代の男女1万5,000人に、月経とPMSに関する本音と理解度を調査したところ、症状が大変でも、約5割は周りに伝えづらい、約7割が月経やPMSの症状がつらくても我慢、これらの症状を理解してもらえず、約6割が耐え難い思いを経験していると回答し、月経による生理痛の症状に女性の8割の方が毎月苦しんでおられます。

また、PMSについてですが、PMSは月経前症候群という呼び名で、月経の3日前から10日前に、身体的・精神的に何らかの症状を自覚し、女性の9割以上の方が経験しております。月経同様に、頭痛、腹痛、肌荒れ、むくみといった、体に出る症状がメインタイプと、精神的な浮き沈みやいらいら、メンタルの症状などの健康問題と言われております。

この2つの課題について、多くの方が理解を進め、誰もが働きやすい職場環境づくりにつなげ、男性の理解も重要であることから、以下の質問をいたします。

厚生労働省の発表によると、生理休暇の取得率は年々減少しているとあります。減少の要因として、医薬品や生理用品が大幅に改良されたことや、人員不足の職場環境によるものと指摘されております。一方、本市の女性職員の中には、上司や周りの目が気になり申請しづらい、理解されにくいという声を耳にしました。月経の際に就業することが困難な場合……。

○議長（鎌田礼二） 柏議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いします。

○8番（柏 恵美子） 生理休暇を取りやすくする措置として、本市の取組状況をお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） お答えいたします。

本市におきましては、規則におきまして、女性職員が生理日において勤務することが著しく

困難な場合については、特別休暇、これは2日間なのですけれども、取得することができることになってございます。

これにつきましては、原則として、特別の証明がなくても休暇を取ることができるということになります。さっきPMSというお話がありましたけれども、こちらについては特に明記されてはいないのですけれども、本市においても、そこら辺については柔軟に対応しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。

次に、小中学生に対しての生理やPMSについては、現在、どのような授業や教育が行われているのか伺いたします。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 小学校での生理に関する学習についてということでお答えさせていただきます。

小学校での生理に関する学習についてですけれども、小学校の学習指導要領に基づきまして、4年生の保健の授業で、思春期の体の変化の1つとして取り扱っております。学習においては、思春期には大人の体に近づく現象として、男女の特徴が現れるということや、個人差があるということを理解できるように指導しております。さらに詳しく知りたいといった児童には、必要に応じて個別の指導を行っております。

また、生理に対する不安を抱える児童には、養護教諭が中心となって、物品の提供も含めて、個別に対応したり相談に乗ったりすることで、不安の軽減に努めております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。中学3年生のお子様が公立高校入試で勉強しておりましたけれども、公立高校の入試の前に、生理による体調不良で学校の試験を受けられない。そんな中、公立高校の追試験制度があるということを、親御さんも生徒さんも、もっと早く知ればよかったというご提案もございますが、これはいつぐらいからこのような制度があるということをお伝えしているのでしょうか。伺いたします。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 宮城県の公立高校の入試につきましては、インフルエンザや新型コロナ同様、生理についても、多分ここ二、三年ですけれども、国の通知・指導もあり、同様に追試験の対象になる旨の通知をしております。

県教育委員会からは、市の教育委員会を通して中学校長に通知をしておりますので、当日あるいは前日に生理痛でどうしても休むというときには、まずは本人家族から中学校長のほうに連絡をして、中学校から高校に連絡をして、追試の対象になるということになっております。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。公立高校の入試制度というのでしょうか、それはいつ、中学3年生になってから、そういう制度があるということをお話しされるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 恐らく学校では、中学3年生の受験の申込みのときにはもうしていると思いますが、なお県教育委員会では、毎年入試の時期になれば、県教育委員会の高校入試のページにも載せていますので、早めにお知らせしていくことが大事だと思いますけれども、そのような状況になっておりますので、こちらからも不安を抱えているという場合は、早めに校長会を通してお知らせしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございました。

次の質問に入ります。

最後になりますが、本市の女性管理職の登用を進めるため、現在、どのような取組をされているのか、また具体的な数値目標を併せてお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 現在の女性の管理職登用というお話ですけれども、管理職への登用につきましては、性別に差をつけることはしておりませんで、今、しおがま男女共同参画基本計画におきまして、令和8年度を目標に、管理職における女性割合を25%以上、係長職以上の管理監督職の割合を31%としておりますので、これにつきまして、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ありがとうございます。

毎年3月8日は国際女性デーとされております。女性の活躍をさらに加速させていくために、女性が働きやすい環境づくりをこれからも推進していくことを切にお願いをし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、柏 恵美子議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典）（登壇） 日本共産党塩釜市議団の伊勢由典でございます。

一般質問を行います。ご回答については、簡潔明瞭にお答えを願いたいと思います。

1番目は、本庁舎建設凍結と今後について、2点伺います。

塩竈市本庁舎建設は、一括の建設と整備で133億円で、段階的集約、つまり職員の集約を段階的にすると107億円の建設費用となり、臨時記者会見と塩竈市全員協議会で、佐藤市長から凍結と報告されました。市民の方々からも衝撃を持って受け止められております。ある方は、新庁舎建設を楽しみにしていた等のご意見などもいただきました。

築64年の本庁舎は、私、小学校の当時の記憶をたどりますと、この新しく造られた庁舎のことを時々思い出しております。しかも、今回の本庁舎建設について、市民アンケートや建設業者の方々へのサウンディング調査、市民説明会、前段ですね、などを行った上での本庁舎建設凍結であっただけに、衝撃は大きかったと感じます。

塩竈市全員協議会で、2つの事業、本庁舎建設と廃棄物処理についての関係で報告がありましたが、塩竈市の財政調整基金が、例えば、2つの事業を行うと、数年後に枯渇するということを踏まえ、凍結は私としては妥当な判断ではなかったのかなと考えております。

そこで、次の2点について質問をいたします。

1点目は、市民に対する説明責任と説明会の時期についてお尋ねをします。前段述べたように、市民説明会を開いての本庁舎建設です。そういったことも含めて、市民への丁寧な説明、時期についてお尋ねをいたします。

後ほどの質問は質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 13番伊勢由典議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本庁舎建設凍結と今後についてのご質問のうち、市民に対する説明責任と説明会の時期についてお答えをいたします。

市民の皆様からは、庁舎建設の候補地選定に係るアンケート調査や説明会などで様々なご意見をいただいておりますことから、方針の見直しについてご説明申し上げる機会を設ける必要があるものと認識してございます。

このことから、広報3月号などでもお知らせしているところでありますが、3月中旬に市内3か所で計4回、説明会を実施する予定といたしております。なお、説明会におきましては、庁舎整備の方針転換に至った経過とともに、今後の方向性について丁寧に説明させていただきながら、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） ご回答ありがとうございます。

そこで、何点かお尋ねをしたいと思うんですね。それで、1つは、先ほど3月の14日から3月19日の日時、日程で4回の説明会ということが、議員各位にも配られております。これは大事なことだと思うんですね。そこで、この市民への説明会の関係でもう一つ確認をしておきたいのですが、前段は例えば、政策課の担当の職員さんが行っていろいろ説明をしたりしていた経過は承知をしておりますが、非常に重要な案件、どちらにしても庁舎にしても、ごみ処理の断念というものも含めて、説明をされるのだろうと思いますので、市長自身がこの説明会に参加されて、自分の口で語られていくのかどうか、説明の方針、この今回の方針について、そういう対応をされるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 簡潔に申し上げます。今の時点で私が行く予定はしておりません。これは、職員の方々にも、こういった事例があったときに、住民の方とどのように向き合っていただけるか、大変いい機会になるのだろうとも思っておりますので、その時々の方針や状況に応じて、市長が出るかどうかを判断する、それで今は考えてございますので、現時点では、出席予定は考えていないということでございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ご意見はね、様々、私、出ると思うんですよね。説明会の中で。やはりその意見をどう生かすかと、今後の方針はそういった凍結という方針になりましたので、今後についてやはりどう生かすかというのをしっかり踏まえていただければと思います。例えば、そういう意見なんかは、例えば、庁議あるいはその関係部課長の連絡会議となるんですかね、そういうところで、例えば、市長の下でそういった意見を反映させるような機会はあるのかどうか、非常に大事だと思うんですよね。4回の説明会の中で、様々、私、意見出るとは思います。そこら辺も含めて、その辺の庁内の取扱い等についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先ほどもお答えしたところでございますけれども、こういった重要な、特にと云ったほうがいいのでしょうか、案件につきましては、常にご意見をいただいた中身について取りまとめをしていただいて、私も直接報告に参りますし、庁議でもこういった案件については、参加している各部長以下、全員で共有するようにさせていただいております。

また、こういった説明会は、まずは喫緊に、今回の説明会については喫緊に対応させていただいているという位置づけでおりますので、4月以降、また地域を回っての市長懇談会はあちこちで相当な数、またさせていただきます。そういったところにおきましても、皆様方からの様々のご意見を拝聴させていただきながら、1つでも多く皆様方のご意見を聞けるような機会は多く持ち続けたいと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。庁議等々、重要な会議の中でしっかり対応していただきたいし、あと市長懇談会、議会が終わってから、かなり多忙とは思いますが、地域からのやはり様々な生の声をぜひ聞いていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そこで、あともう一つ質問の中で、2点ということでこの通告をしておりますが、今回の本庁舎建設凍結の記者会見と各社報道というのは、かなりセンセーショナルだったのではないかなと思うんですよね。私も、この本庁舎建設の凍結ともう一つの事業、災害廃棄物の断念ということでございますが、そこで質問の2点目として、市の広報、私も読みました。今回の2ページのところかな、表紙の次のページに載っておりますが、この点で言いますと、市の

広報で、例えば、本庁舎建設凍結等の点で、様々な財政的な理由というのはちょっと何となく見当たらないような感じがするんですね、これを読んでみても。

実際に、廃棄物処理施設、市役所本庁舎の整備方針を見直しました、こういう見出しが、横見出しが載っていて、見直し後については、市役所に関して言うと、現地再建見直し前、事業は凍結として現庁舎の安全性確認調査を行うと、こういうことで、多額の経費がかかるし、それから金利あるいは借金、公債費ですね、返済に多額の負担が生じる見込みだと、こういうことに文字としては載っているのですが、一般の市民の方々、このように書かれてもね、何のことかなと、ちょっとなかなかすぐには理解しかねるのかなと。例えば、公債費の支払いだとかね、そういうものも一般の方々は分からないと思うので、その辺も含めて、何らかの形で前段の4か所の説明会を踏まえつつ、財政的な理由といいますかね、あるいは先ほど私も前段述べましたが、財政調整基金が枯渇するということも含めたものとしての捉え方をしっかり市民の皆さんに周知をし、ご理解をもらいながら、いずれは凍結は解除になるかもしれない。昨日の質問の中でも、緊急防災・減災事業債の単価の見直しとかいろいろ言われておりましたし、延長になるかもしれないので、その辺の問合せ、進め方についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な案件でもございますので、私から。まず、こういう動きになって、2月の市政だよりで、このような形でまずは第1報として市民の方にお伝えをさせていただくやり方は、議会の皆様方から例えば、いろんな形でご指摘をいただいている部分を踏襲させていただいたということで、まずはご理解をいただきたいと思います。

それと同時に、今回、ごみの焼却施設または市役所の建設の件につきましては、議会も喫緊で開催されるということもございましたし、当然、それだけ関心の高い問題でありますから、議会の皆様方からまずはその議論、こういった一般質問を通じてやり取りを、分かりやすく言えば、最優先させていただいたということが1つ挙げられるのだらうと思います。

それと同時に、まだ決めたばかりの状況の中で、どの時点までどの状況の中身を市民の方々にお伝えをさせていただけるかというのは、これは非常にデリケートな問題でもありますし、情報が独り歩きして、また違う状況につながっていくとも限りません。こういった危惧もございました。

そして、また議会答弁でもさせていただいていますが、1つ言えることは、まずできなくな

りました、凍結をしました、それだけでは僕、足りないと思っているんですね、簡単に言う
と。そこをしたのであれば、答弁で何回も申し上げているとおり、今の本庁舎を例えば、ど
うするかとか、壱番館庁舎をどうするかとか、その背景にある緊急防災・減災事業債はどう
なっていくのかとか、それぞれの状況を、まずはある程度方向性を見いだした中で、どの時
点かでまた説明が必要であれば、その説明責任を果たさせていただくほうが、市民の方々に
も伝わりやすい、または分かりやすい説明につながっていくのだらうと思っております。

こういったものを丁寧に開示していくということは非常に重要なご指摘だと受け止めており
ますから、まずは2月で、第1報として、このような中身で掲載をさせていただいたという
ことは、ぜひご理解をいただきたいという状況でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。大事なデリケートな問題でもあるので、やはり物事を正確
にきちっと市民の皆さんにお伝えするというのが肝要かなと思いますので、その辺は適切な
判断と適切な時期を見て進めていただければと思います。

次に移ります。凍結ということを受けつつ、私の質問の2番目として、本庁舎のリニューア
ルについて通告をしております。さきの予算特別委員会で、その安全性の調査確認というこ
とを行って進めていきますということが、予算特別委員会の中でも確認できました。それを
踏まえつつ、調査後のリニューアルという立場での見方、捉え方の中で、2点お尋ねしたい
と思います。

現庁舎は、残念ながらエレベーターがないということで、障がいをお持ちの方、ご高齢の方
にとっては非常にこの庁舎の利用をする上で1つの隘路になっております。できるかどうか
は別ですよ、一応通告として、本庁舎に外づけのエレベーターを設置してはどうかという質
問を投げかけましたが、その辺はどうかのちよつと確認させてください。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） まず、庁舎に対しましてエレベーター等のバリアフリーが十分でない
ということに関しまして、利用される方に関しましては、本当にご迷惑をおかけしていると
存じております。

まずは、リニューアルのお話でございましたが、まず我々としては来年度、この調査自体が
どうなのかというところの調査を先に進めさせていただきたいという予算を計上させていた
だいております。その上で、リニューアルというところの視点の計画、まだ具体的に立てて

おりませんが、それが可能かどうかも含めて、ちょっとエレベーターについてはコストの面もあるからあれだと思いますが、いろんな状況を勘案しながらいろいろ検討してまいります。

ただ、今現在、できるだけそういった方に不便をかけないように、窓口については全て大体1階に置いていますし、もし2階にご用のある方に関しては、職員が今、1階に下りて対応するような形で、今現在、やれることを対応させていただいているという状況でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。いろいろリニューアルだってね、やはり一定の経費がかかりますので、そうしますと、さきの議会の中で、公共施設等総合管理基金というのですか、そういうものでまとめて条例、可決されましたが、例えば、そういうこう、エレベーターがいかどうかは別ですよ、いろんな外づけについての関係で言うと、できるかどうかちょっと分かりませんが、エレベーターにしる、外づけのエレベーターにしる、本庁舎のリニューアルにしる、そういった総合管理基金、塩竈市の公共施設等総合管理基金などの運用なんかは可能なかどうか、ちょっと確認させてください。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回の定例会で、公共施設等総合管理基金をお認めいただきます。老朽化している公共施設への対応のための資金ということになります。趣旨的には、今、議員おっしゃられたとおり、本庁舎の一部改修等にも当然、趣旨は合致すると考えておりますので、事業費等々にもよりますが、その辺については適用できるものと考えております。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。リニューアルね。エレベーターなんかはどうなんですかね。外づけのエレベーターなんかはできるのかどうか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） やはり以前、エレベーターの議論って以前にもあったと記録があります。まずは中にできるのか、それでやはり中は構造上かなり厳しいと、スペースも含めて。ただ、外づけはどうなのかという検討をされたような記録がございます。これについては、やはり予算面も含めまして、これは今、即答というのはなかなかできないと考えております。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。エレベーターについてね、ちょっと質問を投げかけたのですが、例えば、北浜にある宮城県の保健所なんかは、階段に障がい者の方が乗れるような、

あれは何だろう、エスカレーターというのかな、何ていうのかな、エレベーター的なね、車椅子の方なんかはやはりそれで2階の保健センターなんかに行くのですが、そういうものの利活用なんかはお考えになったかどうか、あるのかどうかよく分かりませんが、そういうものも1つの対象になるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今、多分検討した経過というのはないとは考えております。ただ、何かできるかどうかの検討というのは、検討としてはできると思いますので、そういったところは事例収集、そういったものはさせていただければと思っております。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。基金もつくられて、運用等々について前向きな方向で取組を進めていただければと思います。

質問の3番目として、塩竈市立病院の外来棟のリニューアルというのが、過般の民生常任委員協議会に示されておりました。私も、塩竈市立病院の病院事業管理者の福原先生の1月号の市立病院発行の、冊子をちょっと読ませていただきました。高齢者への治しを支える医療と、こういうことを掲げておまして、新病院の建設の計画が延期ということはあったけれども、早急に大規模改修に着手したいと、こういう旨の記事が載っておって、ああ、なかなか、そういうことも含めて考えているのだなということを改めて痛感いたしました。公立病院としての果たすべき役割は何かを整理すると、非常に年頭に当たっての所感として、大事なポイントをついた所感が述べられたと思います。

そこで、質問は、外来棟のリニューアルについて、さきの常任委員協議会に報告がございましたが、どのような形で、どのように今後、進めていくのか、そしてその外来棟のリニューアルを通じて、外来に来ている患者さんにとっては、非常に親切的な病院対応と、あるいは新鮮味を持って受け止められると何となく感じるのですが、その辺の今後の進め方あるいは今後の患者さんへの対応等々についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） まず、外来棟リニューアルについてお答えをさせていただきます。

既にもう2月から工事には着手してございます。具体的な外来棟のリニューアルの箇所ですが、1階の総合待合室、それから2階に参りまして、来院者の休憩室、それから小児科周り

というところになってございます。特に、入り口入ってすぐの総合待合につきましては、患者さんがしっかりとくつろいでいただけるようなソファ等をもまずしっかりと替えていきたいと考えております。

それから、もう一つ、今、こういう寒い時期ですと、玄関を入ってすぐに寒い風が吹き込んでくるというところについても、寒さのその風が当たらないような対応をしたいと考えておりますし、患者相談窓口ということで、プライバシーに配慮したような個室も2つ造りたいと考えてございます。

それから、小児科周りにつきましては、一目で小児科と分かるような壁ですとか、床ですとか、それから親子で座っていただくソファと、こういったところを整備していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。外来に来院した患者さんがやはり気持ちよく病院にかかっているような、ひとつ対応等をお願いをしたいと思えます。

外来棟が、そうすると大体、工事工期は大体、およそどのぐらいなのか、ちょっと確認だけさせてください。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 外来につきましては、基本的にソファ等の入替えも中心になってきていますので、3月末で一応完了という予定で今、作業しております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。それを踏まえつつ、入院病棟ね、これ、よく決算とか予算の中でも結構いろいろ諸課題が質問されて、今まで、病院までの非常に、何ていうのですかね、入院病棟について、この難儀する答えがあったように思うんですね。雨漏りやら何やら、あったような気がします。

そこで、この入院病棟のリニューアル、改修と言ったらいいのでしょうかね、大規模改修と言ったらいいのでしょうかね、どんな形で進めようとしているのか、その辺もお尋ねをしたいと思えます。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） まず、改修箇所について説明をさせていただきます。病棟側の老朽化の著しい病室、こちらはサッシなども全部二重サッシにして、内装も変える予定でございます。それから、同じく老朽化の著しい病棟の床や壁あるいはトイレ、それから雨漏り等も発生していますので、屋上防水工事もやっていくという予定でございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） おおむねその予算面でどのような形になるのか、概括的なことだけご報告ください。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） まず、令和7年度の当初予算におきまして、工事としまして約1億5,000万円を現年度予算で計上させていただいております。そのほか、2か年事業を予定していましたので、令和8年度分につきましては、債務負担行為の中で2億5,000万円、合わせて4億円ということで今、改修事業の事業費を見込んでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。二重サッシあるいは床・壁の修理、雨漏りと、こういうことで、そうすると、これの入院病棟のこの改修が行われると、大体ほぼ病棟のそういった様々な不具合といいますかね、そういうものはもう大体解消するのでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 実は、今回やりますのは、本当に緊急的に患者さんの療養環境という部分でやっておりまして、実はこのほかに例えば、水道の配水管ですとか、そういったところというのは今回まだ着手していないというところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。そうすると。水道もあるし、水回りといったら、例えば、トイレの改修だとか、こういうものもやはり患者さん対応のものとしてしっかり整備、今後ですよ、今後の整備の方針の中に含まれていくのでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 説明が不足して申し訳ございません。トイレは今回、しっか

りと改修をさせていただきます。そのほかの老朽化しています水道関係の設備関係、こういったところは今のところ、着手すると相当な金額と期間がかかるということで、これは次回以降と今は考えているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。予算面だからね、これは大体、そうすると今、水道というのは様々、金額の問題もあるし、期間の問題もありますが、どんな感じになっているのか、申し訳ないね、ちょっと私、十分承知していないので、その辺だけを確認させてください。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 水道関係の実は設備というのは、病棟側のいろんなところに入っておりまして、これを工事をするとなってくると、例えば、病棟を閉鎖したりとかということで、相当なやはり金額がかかる、億単位でかかると見込んでおりますので、今回はその着手をしないとしたところでございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。今後は、そこも、水回りというのは非常に大事でね。特に、病院なんか手術等々もあるし、やはり水を使う施設、病院ですので、この辺は次の宿題というか、課題というか、そこら辺も含めて、ぜひいろいろと対処していただければよろしいのかなと思いますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

なお、1月号に外来棟のリニューアルということでの病院事業管理者のそういった所感が載りましたが、今後そういった、今月、3月末をもつての外来棟のこういった整備をしますよということも含めた、患者さんへのお知らせ等はもうお考えになっているかどうか、その辺、確認させてください。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 実は、今、こういうことをやっていますというお知らせは、院内のほうに掲示はしてございます。あと、これが完成しましたら、実は今、デジタルサイネージを整備をしております、そういったところでYouTubeで、リニューアル前、リニューアル後ということ、しっかりとYouTubeあるいはLINE等でお知らせしたいという、そういう準備は今、しているところでございます。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。周知の方もどうぞよろしく願いをしたいと思います。

次に、質問の4番目として、割増し商品券と商工業の振興策について、何点かお尋ねをしたいと思います。

第8弾の割増し商品券、大変好評でして、こういう諸物価高騰の中で苦境にある商店主の方からも、この割増し商品券でご商売をやる気になったと、こういう声がこの間、聞かれました。

そこで、お尋ねは、非常に好評で、しかもスムーズにこの割増し商品券なんかが市民の皆様に周知されてくるわけなのですが、1つは、この割増し商品券に関して、過般、産業建設常任委員協議会にアンケートの報告がございました。いろんなアンケートの答えがあって、非常にいいアンケートになったのではないかなと思いますが、このアンケートについてはどのように今後生かしていくのか、その辺のお尋ねだけしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 割増し商品券のアンケートにつきましてですけども、これまで第7弾まで実施してきた中で、利用者、それから取扱店向け、それぞれに実施してまいりましたが、その都度、ご意見や要望を反映しながら実施しております。例えば、換金回数の増加ですとか、またウェブ申込みの導入といった形で、要望を反映してきたということになります。

なお、第7弾のアンケートでは、取扱店の皆様からも、使用期間、換金スケジュール、方法等につきましても、多数肯定的な意見をいただいておりますし、また利用者の方々からも大変好評でしたので、第8弾においても同様のスキームを維持することとしています。

また、課題として、デジタル化などもございましたが、アンケート結果によりますと、お店は、デジタル化した場合、42%が参加しない、利用者アンケートでは、88%が紙がよいという回答をいただいておりますので、今のところ、今後も紙の商品券を発行ということを考えているということに反映しております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。紙のやはり対応ということになるんでしょうね。

そこで、質問の2点目として、今回、さくらスタンプというのがね、2月末をもって終了と。我々にとっては非常になじみのあるスタンプでね、結構ためていくといろんなサービスが受

けられるのが、2月をもって終了ということになります。

1つは、割増し商品券、5割増し商品券の事業というものを、これは、私の考えなので、国の交付金を使っていろいろやってきたわけですが、例えばですよ、例えばこういったさくらスタンプなんかが、塩釜市商業協同組合でやってきたものが終了するというのもって、塩竈市のその割増し商品券について、通年としてこの事業を継続をして、商業かな、商工業と言ってもいいのしょうけれども、そこに結びつけてはどうかと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 割増し商品券の通年実施というご提案でございますが、やはり課題としましてまず大きいのは、割増し分の財源ということになります。また、使用期限を通年とした場合、取扱店にとりましても、換金回数が限られるですとか、またそのためにちょっと運転資金が不足するといった懸念もありますし、また昨今の状況から、長期的に人手不足の状況の中で、これに係る事務というのなかなか膨大なものがありますので、ということですよとか、また発行期間中において短期的に消費を喚起するというのがこの商品券の目的でもありますので、そういった部分もちょっと薄れてくるということも考えられて、現在のところ、難しいものと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。割増し商品券については、国の交付金なんかを使っの事業ということになっておりますので、今後どうするかね、またいろんな意味で宿題として残していただいて、研究・検討を進めていただければよろしいのかなと思います。

次に、塩釜商工会議所の要望書について、ちょっとよく、その辺についてお尋ねをしたいとします。塩釜商工会議所、令和7年度に関する要望書というのが出されていまして、11月26日ですかね、項目としては、少子化対策だとか人口減少だとか、もろもろ、観光とか、小規模事業者への支援だとか、塩釜地区の港湾機能の整備だとか、かなり多岐にわたって、そういった要望書が載っております。

そこで、私たちは、議会は要望書しか見ていないので、どういったことが、言わば要望書の中で実現を見て、少しでもそういったものに、要望的なものに生かされたのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 塩釜商工会議所からの要望につきましては、毎年出されているものになりますが、令和7年度事業に関する要望ということで27項目、本市の産業振興に関するものを中心に寄せられました。

要望の内容につきましては、市内経済に関するもののほか、少子高齢化ですとか、多岐にわたる社会問題への対応を求めるものでした。市としても、共有する課題であると、全てほとんど同じような課題認識しております上で、例えばですけれども、空き店舗の利用促進事業補助金を昨年度創設したのですけれども、こちら、昨年度じゃない、令和6年度に創設しましたが、こういったものも、市内の空き店舗活用につながる具体的な施策の1つとして反映されてきたと考えております。

また、小規模事業者チャレンジ支援事業につきましても、より活用しやすい事業とするために、要件の整理ですとか、分かりやすく記入例をつけるなどといった改善を加えてきております。

なかなか解決がすぐに困難なものもございますので、今後も課題として、相互に目指すものを共有しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。大事なポイントといいますかね、商工業の支援ということで、何点か実施できているんだなということを確認をさせていただきました。

そこで、もう一つは、要望書が出ました、塩釜商工会議所から毎年出ています。言わば我々は回答については分からないので、例えば、議会にこの決定についてはこういうことが要望の中の実現をいたしましたというものを議会にも示していただくと、より議会の中での様々な議論の1つの大事なポイントになってくるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） そうですね、確かに11月26日の際、会頭を含め、会議所の幹部の皆様、当局側に参りまして、その後、議長団のほうに向かうというお話をしていました。私どもは直接回答しておりますけれども、確かに議員さん方の目には、こういった回答なのかというのは確かに触れていないということですので、ちょっと今後の検討課題と、まずは今

日は受け止めさせていただきたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただ、ちょっとデリケートな問題なので、願意者が塩釜商工会議所であつて、願意者の答えを私どもが勝手に議会にお示しするということは、なかなかハードルとしてあるんじゃないのかなと思いますので、その辺はしっかりと留意した上で対応させていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。そういうことも含めてね、対処ということになるのかなと思いますので、ひとつ、これも宿題というかな、にしていいただければ、なお幸いということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問の5番目として、伊保石地区の側溝整備というのが、私自身の議員生活の中でも長年の宿題でした。議員になってから、いや、私のところは側溝がないんだというのをよくよく言われましてね、大分難儀して苦労したり、厳しいご意見をいただいたりしてきた記憶をまざまざと呼び起こしております。

住民にとって本当に側溝の整備というのは1つの課題なんですね。改選前かな、改選前に幼稚園の上のほうを整備したりはしておったのは承知はしているのですが、そこでこういったことも含めて、直近で言うと、その幼稚園の上のほうの道路というか、管理道路になるのかな、側溝整備がされているようですが、例えば、梅宮神社のほうだとか、あるいはその上の幼稚園の上のほうだとか、これはまだ未整備ですよ。

そういうことも含めて、今後、結構あそこら辺も部落の開拓でのところなので、土地はかなりひどいですよね。ただ、結構新しい方々が住宅に張りついてきてはいますので、やはりそういうものも含めて、そういった未整備の側溝の箇所があったりすると、せっかくね、塩竈に新しく住宅を求めてきた方々にとって、あら、側溝ないんだねという話になっちゃうと残念だなと思いますので、こういった伊保石の側溝整備等について、今後、どのように対処しようとしているのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） それでは、伊保石地区の側溝の今後の対応について回答いたしたいと思います。

まず、今年度につきましては、伊保石地区について、ひまわり幼稚園付近の約50メートルを

新設という形で側溝整備を行ったところでございます。ご指摘のように、伊保石地区につきましては、側溝や蓋のない未整備地区があり、また老朽化している箇所も多く存在しております。また、ほかにも、ほかの地区でご要望のあるところもございますので、そういった地区とのバランスも考慮しながら、早期に改善できるように今後、取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。これはそういうことでの様々、未整備のところが見受けられる地域、地区ですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、質問の6番目として、清水沢のスポーツ公園ですね。皆さん、結構スポーツ公園を使っていると思います。朝夕の様々、運動なんかにも使われております。私も、ただ、あっちの西側かな、のところの歩道なんかで、ポプラの木があるんですね。結構もう樹齢として何年ぐらいたつんでしょうね、三、四十年、40年近くたっていますかね。40年、50年近くたっているから、周辺の人たちは、ポプラで落ちる葉っぱで結構難儀したりね、あるいは根っこが張ってきて歩道がちょっと凹凸が出てきているということで、私も実際、もう1回確認したら、14か所ぐらいあったかなということなのですが、そこら辺も含めて、お年寄りが結構、我が地区、清水沢団地にも増えておりますし、歩く歩道、ちゃんとした歩道として整備したらどうかと思うのですが、お尋ねは、その歩道の凸凹の解消対策について確認をさせていただきます。

○副議長（西村勝男） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 伊保石公園の西側の歩道というところでございます。歩道横の立ち木、そういった部分の根が大きく成長したことによりまして、歩道の一部が隆起している状況と判断しております。

本市といたしましては、来年度になりますが、原因となる、そういった立ち木の根の状況を調査しながら今後の対応の方法を検討することを考えており、その検討結果を踏まえながら、必要な予算確保など、今後、早期に改善が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ちなみに、私もその西側を歩いて、今度は新浜町泉沢線の歩道を歩いてみたら、やはり同様の事案になっているんですね。だから、何というのでしょ

うね、もう地区、造成されて50年近くになるとね、当時はよかったのかもしれませんが、木が生い茂ってね、ポプラの木があって。だけれども、やはり今になってみると、そういったものも出てきているので、その辺もやはりよく調査の対象にさせていただいて、ひとつ予算確保に頑張っていたきたい、担当としては頑張っていたきたいと、こういうことを申し上げたいと思います。

次に、質問の点で、NEWしおナビバスの今後についてお尋ねをしたいと思います。いろいろバスのダイヤ改正が行われるということになっております。これもよくよく清水沢の災害公営住宅、塩竈市市営清水沢東住宅という名称になっておりますが、以前から土日の運行もという要望も出されておりましたし、宮城交通のバスの路線バスの関係で言うと、住宅から市営住宅前のバス停まで結構距離があるんですね、歩くとね。やはりそういったNEWしおナビバスの土日の運行ということなども結構、声としては以前から聞いておりました。

改めて今回、そういったことも含めての質問でお尋ねをし確認をし、市民生活全般に関わる問題ですし、土日の運行ということになると、今度、交通体系の新たなこの方針も持たなきゃいけないということですから、立ちどころの話じゃないと思いますが、その辺の対処方あるいは考え方、捉え方について、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 確かに議員さんおっしゃるとおり、土日の運行に関しては、以前取ったアンケートの中でもかなり要望の多かった課題ということで捉えています。ただ、今、昨今の事情を考えますと、やはり運行費、人件費や燃料費の高騰がありまして、運行経費がかなり増加してきているという点のコストの面が1つ。

反面、じゃあ収益が上げられるのかという観点になりますが、例えばですけれども、今動いているしおナビバス、循環している、あれ、土日にも実は運行しているのですけれども、平日と土日で34%ぐらいやはり乗車率が下がっているんですね、土日のほうがですね。そういうことも考えると、運行するだけやはり収益性の悪化を招くという可能性が出てまいるということなので、現段階でなかなか取り組みにくい課題かと考えています。

○副議長（西村勝男） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。しかしね、さりとて市民の願いと思いということにもなりますし、今後の課題として進めていただいて、市民の皆様の足回り、利便性確保。特に、災害公営住宅の皆様は間もなくね、3.11、14年目という節目を迎えます。そういう中で、やは

り高齢化している方々がいらっしゃいますし、そういうことも含めて、市民に優しい市政と、あるいは交通体系ということをしつかり、いろいろ検討していただいて、じゃあしからばどうするかということも含めて、今後の宿題としてぜひ検討していただければよろしいんじゃないかなと思いますので、私からの一般質問を終わらせていただきます。ご回答ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時10分といたします。

午後4時00分 休憩

午後4時10分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番土見大介議員。

○17番（土見大介）（登壇） 塩釜を元気にする会の土見です。本日、一般質問をさせていただきますと思います。

今回は、不登校児童生徒への対応についてと、観光産業についての2点について質問をさせていただきますと思います。

特に、不登校児童生徒の対応についてのほう、若干細かい内容も出てくると思うので、ちょっと僕自身が簡潔明瞭に質問できるかどうか、ちょっと分からないところもあるのですが、ご答弁は簡潔明瞭によりしくお願いいたします。

それでは、進めていきたいと思います。

昨年の10月、文部科学省から、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査というものが公表されました。そちらを拝見いたしますと、この全国の小中学校で、2023年度に学校を30日以上欠席した不登校の児童生徒の数というのは、前年度から4万7,434人、15.7%増えて34万6,482人となり、過去最多となったということであります。特に、不登校の増加は11年連続で、10年前と比較すると、中学校は2.3倍、そして小学校においては5.4倍と、非常に増加していると統計から出ておりました。

この状況を見させていただいて、非常に重く受け止めさせていただいたわけなのですが、この資料を読んでいくと、不登校、直接的な原因はその学校の生活の中にあるのかもしれないのですが、実は、その背景といいますか、要因としては、必ずしも学校もしくは教育

の現場にはないのだろうなというところがうかがえました。

そのため、今回の一般質問では、この不登校というテーマからは入るのですがけれども、不登校のというテーマ自体は、これまでも多くの議員によって取り上げられておりますので、本市の取組についても伺いはしているところであります。

そのため、不登校というテーマから入りつつも、後ほど詳細はご説明するのですがけれども、本一般質問では不登校を切り口として、地域コミュニティづくりの必要性について質問を行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まず、この不登校の問題を取り扱うに当たりまして、私の基本的な考え方としては、学校に通う、通わないにかかわらず、全ての子供に学びの場を確保し、社会で自己実現を達成してもらうための素養を身につけてもらい、社会へと羽ばたいてもらいたいというのが、思いとしてあります。その上で質問をさせていただきたいと思います。

先ほどご紹介した調査の内容を見ていくと、特に小学校1年・2年の不登校の発生率というのが非常に高くなっていると、その増加率が高いということが示されておるわけなのですが、塩竈市、本市の状況はどうか、まずそこから伺っていきたいと思います。

以降の質問は、質問席からさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 17番土見大介議員の一般質問にお答えを申し上げます。

不登校児童生徒への対応についてのご質問のうち、小学校低学年における本市の不登校児童の増加率についてお答えを申し上げます。

本市における小学校低学年の不登校児童の状況につきましては、令和5年度において、小学1年生と2年生を合わせまして7名でございまして、令和4年度の3名と比較をいたしますと4名の増加となっており、増加率は133.3%ということになります。

また、不登校児童数の全体については年々増加傾向にあるものの、学年ごとに毎年変動が見られることから、小学校低学年の増加率につきましては、ほかの学年と比較して必ずしも高い傾向にあるとは言えない状況であります。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見大介議員。

○17番（土見大介） ご回答ありがとうございます。4名から7名ということで130何%ということなのですが、実際その4名とか7名、非常に少ない数でありますので、1名増加

することがパーセンテージに与える影響って非常に大きくなるんですよね。そういうこともあって、なかなか統計としてお答えいただくときには難しい数字なんだなとお伺いをしました。

それは置いておきまして、では現状、増加傾向にはあるというお話、不登校自体がですね、増加傾向にあるというお話でしたが、その状況というのを鑑みて、本市としては、学校に通えない、通わない児童生徒に対してどのような対応をしているのか、もしくはするのか、方向方針も含めてご説明をお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 学校に通えない児童生徒に対しての対応と方針ですけれども、本市では、塩竈市教育支援センター「コラソン」を拠点として、所員やスクールソーシャルワーカーが中心になって学校や関係機関と連携を図って、児童生徒の支援を行っております。

また、支援は、最終目標を児童生徒の社会的自立としておりまして、学校や関係機関と密に連絡をしながら、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりや、あと家庭学習等の支援を通じて、学びの確保について取り組んでおります。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。最終的な社会に向けた自立というところが目標でということ、ご回答をいただきました。先ほどの調査票をもう少し詳しく見ていくと、じゃあどうい理由で不登校児童生徒、不登校になってしまったのかというところを、原因の部分、調査したところのデータがあったので、ご紹介させていただきますが、聞き取りの内容なので、あくまで相談を受けて、受けたものに限るものではあるのですが、「学校の生活に対してやる気が出ない」というのが32%、「不安・抑うつ相談」、23%、「生活リズムの不調に関する問題」が23%ということで、ここまですでに7割ですね。その後に「学業の不振」とか「いじめ被害を除く友人関係の問題」などが続きます。

ちょっとこれだけ聞くと、直接的にじゃあどういものが原因になるのかというところが分かりづらいということがありまして、文部科学省の委託によって、子どもの発達科学研究所というところが調査した、不登校の要因分析に関する調査研究というものを参照させていただきました。こちら、全国の児童生徒のうち、0.32%に当たる2万4,943人を対象とした調査ということです。

その中で、ちょっと長い文章なので割愛させていただきますが、不登校になるきっかけとい

うものは、人間関係とか心身の不調、生活リズムの乱れなど、様々なものが要因として挙げられるわけなのですけれども、その背景・要因としては、特別な教育のニーズ、支援ニーズとか、もしくは心身の障害、それから外国籍であることとか、あとは家庭内の独り親である、もしくは共働きであるという状況、こういうものが大きく関係していますよという結果となっております。また、教員や友人との良好な関係、家庭内での良好な関係というものが不登校のリスクを軽減し得るということも示唆されていた結果となっております。

というのが結果なのですけれども、これを見ると、学校以外のところでの子供たちに対する対応というの、僕は必要だなと感じております。そのため、学校においては、もう目の前にいる児童生徒に対して、一生懸命一人一人に合った対処というのをさせていただいていることは、もうお話を何度も伺っておるので分かってはおるのですけれども、それと同時に、行政としてこの不登校というテーマと、その背景にある根本的な要因、課題の解決に向けて取り組むべきではないかなと思っているのですけれども、それについてご回答いただけますでしょうか。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、不登校のお子さんの要因、背景には様々な事柄がございます。それに対して、教育委員会といたしまして、まず不登校支援といたしまして、未然防止、魅力ある学校づくりということで、各学校に行きたくなるような学校づくりの提案ということで、教員とともに、そういった学校づくりを目指そうということで行っております。

また、初期対応ということで、児童生徒の変化、それに対する気づき、こちらを担当はもちろんなのですが、担任だけではなく、学年の担当であるとか、常に保護者と対話をしたり、連携を取りながら、早期に、欠席し始めの対応であるとか、ちょっと学校に足が向かなくなってきたなといったタイミングで、チームとして対応するという初期対応、そして実態の把握、見立て、アセスメントと言いますけれども、関係機関、ここが重要になるかと思いますが、教育関係部門だけではなくて、相談体制であるとか、先ほどからありますが、全ての子供の学びのための居場所づくり、この居場所は学校の外であってもいいわけです。ですので、外で居場所がつかれるように、関係する機関と其实態を把握して、見立てをきちんと行うということで、組織で対応していくということを心がけているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ご答弁ありがとうございます。学校現場としては、やはりそういう形になるのかなと思うのですけれども、今回、質問の趣旨としては、学校の現場の外といいますか、学校現場の外のところとして、行政として何かできないのかなというところを質問したかったということがありました。

私自身としても、もともとこの小学校低学年の不登校発生率が高いというところのニュースからちょっと気になって入っていったというところもありまして、その小学校1・2年生の間で不登校率が高いつて、じゃあどうということなのだろうということで、原因を、様々、国の資料も含めて調べさせていただきました。

すると、非常に様々、本当に様々なきっかけというのがあるということが分かりました。それこそ基本的なところから言えば、初めてお父さん、お母さんと離れる母子分離の不安のところから始まり、生活の乱れもそうですし、あとは家庭に、家に帰ってもお父さん、お母さんがいない、忙しいというのもございます。そのほか、せんだって制定されました教育機会確保法の理解が浸透してきたというのも、ポジティブに見ればあろうかと思います。

その中で、学校は必ずしも行かなきゃいけないものじゃないよ、苦勞してまで行かなきゃいけないものじゃないよということを伝えられて、学校以外の場合、サードプレイスの存在もだんだん広がってきたというのものもあるのかと思うのですけれども、こういうものを、様々ちょっと集めさせていただいて、その背景にある、じゃあどういうものが要因としてあるのかというのを共通項を探しながらまとめていったところ、やはり1つ大きな要因として、幼児期のコミュニケーションの在り方というものが重要になってくるのだろうなというところの結論に至りました。幼児期の、そしてそこからさらに話を調べていくと、幼児期の過ごし方と不登校リスクの関係性についても、大分研究が今、行われている最中だと、様々な学会誌を見ても捉えております。

こういうちょっと背景を踏まえてお聞きしますが、直接的に不登校リスクを減らすためにどうするかというところにはならないのかも、もしくはそういう目的でやっていないかもしれないのですけれども、この小さなお子さん、未就学のお子さんを抱える家庭、多分そこを支えることが大きな解決策の1つになると思うのですが、具体的にどのような政策を、今言った未就学のお子さんを抱える家庭に対して行っているのか、そのあたり、ご説明をお願いしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えをさせていただきます。

未就学、幼少期のお子さんを持たれる家庭のサポートというところでございます。実際のところに関しては、未就学の子供さん、そちらの方が直接その不登校につながるというところのデータ等に関しては、本市で持ち合わせてはいないのですが、まずはサポートの中心となる子ども家庭センターでの関わりでございます。全ての子育て世代、お子さんの相談窓口として、子育てあるいは家庭に関する相談、こういったところでお子さんやご家庭に安定した生活が送れるように支援していく、あるいは必要な機関につなげる役割を、子ども家庭センターとしては持っている認識でございます。

また、身近な地域の方の気づきや声がけ、相談のつながりが、早期対応あるいは孤立防止につながるために、ご家庭を取り巻く地域のサポート、これが非常に大切であると考えてございます。

以前と比べまして、子供さんを取り巻く環境、例えば、今現在、のびのび塩竈っ子プラン、策定中でしたが、こちらのアンケート調査などでも、共稼ぎの世帯、こちらが非常に増えてございまして、小学生になってしまうと、小学生の子供さんを持つお母さんの就労の割合に関して、8割を超えるという状況の数字も出てございます。

こうした家庭とか地域のサポート、将来にわたるお子さんのこういったところが、不登校対策にもつながるのかと、安定的な家庭生活、こういったところがつながると、私どもでも捉えている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。私もこの一般質問を準備するに当たって、久々に子育てガイドブックを開いてみて、ああ、こういう支援があったなということを少し懐かしく思いながら見させていただいたところもあるのですけれども、全体としてこの支援のメニューを見ていくと、やはり、当たり前と言うとあれなのですが、ここが現実的なところだろうなと思うところとして、やはり市から能動的に、その世代のご家庭に対して能動的な支援を行うというメニューはもちろん少ないなと感じております。何かあったら相談してねということは非常に多く充実していると思うのですが、能動的な支援というのは少ないのだろうなということ。

それから、実は調べていく中で分かったことなのですからけれども、やはり親御さんたちがプレッシャーがかかって、様々な要因でプレッシャーがかかってしまうと、相談すること自体もやはり難しくなってくるということもあって、本当に大変な人というのは相談ができないということもあります。

その中で、実は役に立つのが、役に立つというか、機能してくるのが、例えば、民間の子育て支援サークルの方々ですとか、あとは理想としては、世話焼きのおんちゃん、おばちゃん、近所の、そういう地域のコミュニティーの方々がうまく、おまえ、どうしてんだ、最近元気ないなんていうことを言いながら、子育て危険信号、SOS信号を出している信号をうまくキャッチしてくれる役割を担っていたのかなと感じたところでもあります。

ということもありまして、今回、不登校というところから入ったのですけれども、何とか地域のコミュニティーというのをもう1回復活させること、今なくなったわけではないですが、非常にだんだんと力が弱まっている地域のコミュニティーというのを、もう少し元気にさせることができないかというところで質問をさせていただいたところでございます。

今回、子育てということで、ほかの議員からの質問の中で、介護予防の話はせんだって何件かあったかと思います。介護予防ももちろん市が直接的にというのもあれなのですけれども、どうしてもやはりボリューム的に、なかなか市で厚い支援をするというのも難しいかと思っ、その中でやはり住民主体の活動というのが今、一生懸命盛り上げようとして活動されているかと思います。

なので、ここでご提案なのですけれども、ぜひその介護予防の活動に加えて、子育て、子育て世帯の支援というものを、実はかけ合わせた形での事業ってできないかなと考えております。どこの課がやるのかというところもちよっとあるのですけれども、イメージとしては、金沢にある佛子園シェア金沢という施設です。以前、何年前だろう、5年ぐらい前ですかね、日本版CCRC、継続的介護つきのリタイアメント・コミュニティーというものがあったのです、あったというか、もてはやされた時代があったのですけれども、その中で1つ取り上げられたモデルになっております。

簡単にご紹介させていただきますと、シェア金沢というところは、年配の方も若い方も、学生さんも、障がいのある方もない方も、同じコミュニティーというか、空間の中、ちょっと広いエリアの中にそれぞれを配置して、それぞれが顔が見えるような状況で生活をしていく。そこにおいて、互いの、接しないから、知らないから起きる障壁というものを取り除いてい

こう、共生社会というのをつくって、いこうというところが1つの魅力としてあるのですけれども、今、この問題を僕のほうで不登校の問題を見ていくときに、もう一つあるなと思ったのは、そのように、例えば、年配の方とちっちゃなお子さんたちが一緒に生活していると、年配の方の面倒をお子さんたちが見てくれて、お子さんたちの面倒を見ることで年配の方々が元気になるというように、双方が支援をする立場であり、支援をされる立場になるという関係をつくることができるということがあります。

どうしても行政が直接的に関与すると、行政が支援する側、対象が支援される側という関係になりがちなのですけれども、地域の中で互いに助け合える、支え合える関係というのをつくることできれば、多分その運転コスト、ランニングコストも低く抑えつつ、地域に応じたつながりも強くなって、いずれは町内会とか子供会とかも含めて、その地域のコミュニティーと言われるところの強化にも寄与するような形のコミュニティーができるのではないかなと考えておるのですけれども、その考えについてもしお考えがあれば、ご回答を聞きたいなと思っております。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今ちょっとお聞きをして、大変難しい問題だし、大変重要な課題だと認識をしましたので、私からお答えを申し上げます。

まず、私も、最近は見守りというよりも、見守られているなという子供たちに思っているのは、もう4年近く見守りをさせていただいていますが、初めから信用されないんですよ。やはりここ最近になって、80%から90%以上の子が僕のことを市長だと認識していただけるようになってから、お声がけしても、または返事してくれるし、急に抱きついてくるお子さんもいらっしゃるし、朝からやはり機嫌が悪いお子さんもいるし、お互いがその顔の顔つきとか状況を見て判断していく、これは全てに言えることなのだろうなと。

今、僕らが子供のときと違って、近所のおじさん、おばさんが、火遊びすんなよとか、何々すんなよと言って、怒られて、素直に聞くコミュニケーションは、今はなかなかやはり厳しいのだろうと思っていますし、下手に大人がいいと思って声をかけると、子供たちは不審者だと思って110番したり、そういう状況がやはりある、現実があるのだろうと思っています。

ですから、朝、見守りしていて、いつもサポーターの皆さんがあそこに立って、毎日のようにやっていただいている、あの皆さんに対してはやはり子供たちも元気に全員挨拶しますけれども、突然来た大人に対してはやはり反応はしないと。

ですから、それをどうやって埋めていくか、そこにどこまで行政が関われるかというのは非常に難しいところでもあるけれども、どこかの時点からそういった視点を持って対応させていただくことが、少しずつでも、まあ信頼関係だと思うのですけれどもね、顔を知っているから、このおんちゃんに言われたら少しは言うことを聞いてやるかなという、その第一歩をどこから始めるかというのは、今、ちょっとお聞きをされていて思いましたけれども、行政だから、学校だから、地域だから関係なく、やはり一人一人とどのように対峙していくか、それをどのような形で市民の皆様方に還元をしたり、市としては、子供たちとそういったおじいちゃん、おばあちゃんだけでなく、地域の人と関わりを持たせていくか、このおんちゃんは近所に住んでいるおんちゃんだと認識していただくように、やはり努力する仕組みが必要なのだろうなと思っております。

何か個別の目的を持ってぼんというよりは、何か楽しみながら一緒に同じ時間を共有して、同じ目標に向かって何かをするという、様々な事業を展開させていただくことが、まずは顔見知りになる、そこから親しくしゃべれるようになる、そしてある意味では、笑いながらいろんなしゃべり方ができるようになる、そういう段階を一步一步やはり詰めていくしか、方法がないような気がしています。

ですから、そういったことも、土見議員からいろいろご指導をいただきながら、我々にとってできることからまず始める第一歩になっていけばいいだろうと。まずは考えるということが非常に重要だと思っていますので、今日ご指摘いただきましたので、また市の中でいろいろ検討させていただきながら、コミュニケーション、増えるような努力を、仕組みをさせていただければと感じ取ったところでございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。まさに市長のおっしゃるとおりで、何か月、何年と街頭に立って、そこで初めて子供たちに認識される、もうごもつともなことだと思います。僕の地元というか、町内会でも、それこそこどもほっとスペースの事業で採択されて、させていただいた事業、子供向けにももちろんサービスを提供しているのですけれども、ここ、もうすぐ2年かな、やっていく中で、町内会の役員の方がよくそのそばを通るんですよ。そうすると、やっとその方が、町内会の方と子供たちの間の面識というか、つながりができて、そこからじゃあちょっと今度一緒におんちゃんと将棋やるかとかね、そういう話になってくるとい、言わば過程がすごい大切だったりもするので、ちょっと一朝一夕にはできないの

ですけれども、できないからこそ、早めに同じ場を、同じ空間を共有するということからでもいいので、始めていく必要というのはあると思いますので、ぜひそのあたり意識して、政策をつくり上げていっていただけたらと思います。ぜひ子育てと介護を掛け合わせる、そういうことをやっていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。観光産業についてです。

観光業についてはもう、初当選から何回やったか分からないぐらいなので、ちょっと若干出尽くしてしまったところもあるかと思うのですけれども、今、観光は非常に大切な時期にもなっておりますので、伺っていきたいと思っております。

何回も聞いているので、ちょっと前振りなしに伺いたいのですけれども、本市の観光産業、生かせる素材というのはたくさんあるということはもうずっと皆さんもおっしゃっていることなのですけれども、なかなか観光業としての、産業としての経済効果というのは大きくないと考えています。

そこで、伺いたいのですけれども、塩竈市において観光産業、今どれくらいのボリュームがあるのか、また市としての位置づけと今後どうしていくのか、方向性について、確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、ご質問をいただきましたので、お答えします。

まず、観光産業の経済効果なのですけれども、こちらについては、宮城県が経済波及効果を分析するエクセルのシート、ツールを用意してございまして、それによる試算によりますと、直接効果額で93億円と試算されております。ちなみにこれは、本市のいわゆる市内総生産、G N Pの約5%という形になります。

あと、次にご質問いただいたのは、観光産業の位置づけと今後の方向性という趣旨かと存じますが、まず観光産業の位置づけにつきましては、先ほど申し上げましたように、そのG N Pの5%のシェアを占めるということで、決して大きくはないと考えるのですけれども、飲食あるいは物販を含めて、本市の経済を下支えするとともに、市民の皆さんのシビックプライドの醸成にも一役買っているものと考えておりますので、地域社会への振興あるいは雇用の創出、地元経済への消費面においても、貢献度は高いと我々は位置づけておるところでございます。

次に、今後の方向性につきまして申し上げたいと思うのですけれども、まず本市の観光産業

の特性、こちらはいわゆるその宿泊業が裾野を広げるような、今は滞在型というんですかね、といったタイプではなくて、例えば、歴史・文化・食などを中心とした、そういった魅力あるコンテンツによって、簡単に申しますと、例えば、リピーターでありますとか、あるいは仙台・松島からの立ち寄り客をターゲットとした日帰り型に分類されるのではないかなと認識しております。

したがいまして、今後のことについては、やはり時代とともに多種多様化する観光に、こちらをしっかりと捉えながら、本市に訪れます観光客の皆様のバリュー、すなわち価値ですよ、その価値観に応えられるようなコンテンツの磨き上げというのがまず必要になるのではないかと考えてございます。

あと、また先ほど来、話にありました伊保石公園に新たなアクティビティー施設ができるということもございますので、こういったものも視野に入れつつ、今までと違う切り口というんですかね、そういったものも踏まえながら、滞在時間の延長あるいは観光消費の拡大を図れるように、言わばその点と点を線でつなぐような、そういったイメージで地域全体の集客力の向上というものに努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。何か前も聞いたような感じですけども、それは存じ上げております。

それで、もう一つ、ちょっとデータのなところを聞きたいのですけれども、観光庁のほうで旅行観光消費動向調査というものが毎年行われていると思います。その中で、2024年の国内旅行1人1回当たりの消費額というものが出ておりまして、宿泊込みの旅行に関しては6万9,336円、日帰り旅行に関しては1万9,491円ということだそうです。では、塩竈についてはどのようなになっておりますでしょうか。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 観光消費額についての調査になりますが、こちらはなかなか把握が難しい調査ではございまして、現在あります数字が、観光振興ビジョン策定の際に、実際に市内に訪れた観光客の方々からお聞きした数字になります。日帰り客が3,920円、市内での消費額ですね。塩竈市内での消費額が、日帰り3,920円、宿泊で来られていて市内に宿泊しない方が4,346円、市内に宿泊する方が1万1,405円という結果となっております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。国の観光庁のデータは多分、塩竈市だけとか、そういう1つの自治体でという話ではないと思いますので、もちろん高く出ているのだと思うのですが、先ほど産業建設部長からも、ニーズというか、バリューの話とか、出ておりました。そこをつかんだ商品を創るというのが、塩竈にとっては結構難しいというか、悩んでいるところ、もう長年悩んでいることだと思います。だからこそ、市長もフォレストアドベンチャーを誘致されて、ここからうまく流れというのをつくっていきたいと思われているのだらうなと思っているのですが、塩竈は観光資源、たくさんあるよといいます。神社とかね。歴史のある史跡とか、浦戸諸島、魚市場、仲卸など、様々ございますが、実は、じゃあ観光商品と言われると、そんなに多くはないというのが現状です。

例えば、分かりやすいところ言えば、魚というのは資源であって、それがそのまま商品になるわけではほとんどの場合はないと。魚がおすしになって初めて観光商品として扱えるようになるということが、分かりやすい例として挙げさせていただきましたが、そのような形で、観光商品というのはじゃあ塩竈ってあるのかなというところを考えると、確かに多くないんですよ。

そのような状況がありまして、今度伺いたいのは、ではそのような状況を踏まえて、この観光業、塩竈市としては重要な産業だということで、ぜひ全体の5%というところをこれから15、20%と、ぜひ基幹産業にまで持ち上げ、持っていっていただけるように育てていっていただきたいところはあるのですが、その際、今後どのような政策というのを実施していくおつもりなのか、その部分、伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） やはり観光業が産業として成り立つためには、滞在時間の向上、延長と、あと消費拡大ということを常に観光の目標として掲げてまいりました。今回、観光振興ビジョン、新たに第2期の計画を令和7年度に策定してまいりますが、この中でもやはり持続可能性という点で、単純に環境問題とかそういう点ではなくて、やはり地域、少ない人数でいかに回していくか、またいかに経済効果を上げていくか、魅力ある地域になるかといった持続可能性という点でも、重視した計画をつくってまいりたいと考えております。

また、そういった中でやはり観光、市役所がやるだけではない、だけではないというか、むしろやはり事業者の方々が利益を得られるということが、産業として成り立つためには必要になってきますので、そういった意味でも、趣旨を理解していただいて、連携しながら面的な展開というのでしょうか、そういうところにも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ちょっとまたこれも大事な視点で、僕の主観を言わせていただいたほうがいいのかなと今、聞いていて思いました。

まず、1つ言えることは、やはり塩竈市としては、例えば、今まで当たり前に鹽竈神社、水産物ということがやはりどうしても頭に出てくると思いますが、それは県議会のときにいろいろ観光関連のお話をさせていただいたときに、それは一方的な押しつけだろうとまずは感じたのが1つですね。先様が何を望んでいらっしゃるかということをしつかりと受け止めないと、なかなかこちらに来ていただくようなことは難しいだろうと最近感じているのが、まず1点ございます。

それと、地元の人がまず地元を楽しんでいただくという視点がないと、なかなか周りの人が塩竈に行ってみようということにもつながらないだろうと感じたのもございます。ですから、フォレストアドベンチャーは、実は僕の中では、市内の皆さんにも楽しんでもらいたいし、もちろん市外の人にも来てもらいたい。それをどのような形で両立させていくかというのが非常に重要な視点なのだろうと感じていまして、それと仲卸市場とか、ほかの施設をどのようにリンクさせるか、このことによって滞在時間が1時間から2時間、2時間から3時間、少しずつ延ばす努力と組合せを、開業するまでの間にいろいろ考えていくと、今、目標としている観光消費額が少しでも上がる1つのきっかけにはなっていくだろうかなと思っています。

ですから、今までみたいにこれ、議論させていただいたところで、受け身的に動くのではなくて能動的に、私どもがもっと違う目線と視点と角度からいろんな方向性を見定めて、皆様方にご提案をさせていただいて、その中の1つのチョイスとしてお客様に選んでいただきながら楽しんでもらうと、やはりそういう感じ。ですから、市内だけで完結する部分もあれば、当然、広域行政、広域の中で完成させていただくと。

ですから、そういうアプローチをしつかりと皆様方にお伝えできるようなコースとかルート

を作成させていただくことが非常に重要なのだろうと、今、やり取りを聞いていて物すごく痛感しましたので、そういったところで、そういった目線でこれからの観光行政というか、政策を考えさせていただければいいかなと感じました。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。私も非常に共感するところです。ちょっとご説明をさせていただくのですけれども、行政としてじゃあこれまで観光関係でどういう事業を行ってきたかというところを見ると、多数列挙させていただいたのですけれども、大きく分けると、もともとある事業者さんの商品のPR活動、それから事業者さんがより経営を効率化したり、あとはその事業商品をPRできるようなツールを持ったりというところの支援事業、個々の店舗に対する支援事業というのが結構多かったなと思っています。

これは、観光商品があることがある意味、前提になったような事業であって、先ほど市長がおっしゃられたように、それが押しつけにならなければいいのですけれども、必ずしも求める側のニーズにマッチしている状況じゃないのが、多分今、現状なのかなと。それが爆発的に売れない現状でもあるのだろうなと思っています。

一方、塩竈市の手薄なところとして思っているのは、やはり企業誘致の部分、それから今回、フォレストアドベンチャーがいらっしゃいますけれども、企業誘致の部分と、それからインフラを整えるところなのかなと思っています。

先ほど市長から、広域も含めて少しでも単価が、客単価という言い方がいいかどうか分かりませんが、上げるような流れをつくっていくという話、おっしゃっていただきましたけれども、それも1つでありますし、あとは1か所においてももう少し楽しめる、そこに滞在時間を増やす仕組みというのにも必要なかなと。

そこで、1つ例として挙げさせていただくのですけれども、岐阜城、岐阜の岐阜城のところに、織田信長のいた岐阜城のところに、岐阜城楽市という施設が4月にオープンするそうです。こちらは名古屋鉄道さんが主体となりながら官民連携で行う事業ということで、あその山の麓のところに7棟、大体11店舗ほどですか、の店舗を新しく造って、そこに雰囲気を感じられるお店を入れると。イメージとしては、ちょっと小さなおかげ横丁みたいなイメージなのかなんていうことを考えてはいるのですけれども、そういう形で、ここに行けば楽しめるという場所をつくるというのでも1つだろうと。

やはり一つ一つの商店の商品というものが、単価がそんなに高くなくてという状況でも、集

まればそれなりに単価も上がってくると、滞在時間も延びてくるといふことがありますので、ぜひこういう例も参考にさせていただきながら、産業振興を進めていただきたいと考えております。

先ほど市長、それから商工観光課長からもお話しいただいたように、行政としてできることって、やはり面の整備だと思っています。個店では、一つ一つの店舗でできるのはもちろん点、その商品、商店街であっても、できて線ぐらいな状況だと思っています。その中で、やはりこのエリアに行けば楽しめる、そこでいっぱいお金を落として楽しんでもくれるといふことができるのは、やはり行政主体でイメージをつくっていく必要といふのがあるかと考えております。

ちょっと自分でしゃべる回数、長くなってしまって恐縮なところですが、あともう一つぜひ伺いたいのは、先ほど市長から広域でという話もありました。塩竈市、改めて条例を見ていたら、広域行政の促進に関する条例といふのがあるんですね。そういうのがあって、その中の一文に、目的のところ「地方分権の推進に伴い、住民の受けるべきサービスの向上を図るため、小さな投資で大きな行政サービスが提供できる広域行政の推進を図ることを目的とする」となっています。一つ一つの個店を集めても、集めて1つの空間をつくりましようという話もさせていただきましたけれども、やはりこの財政が厳しくなっていく中で、周辺の地域と少しずつでも魅力を集め合うことで大きな魅力になると考えております。

最後に、1点、ご意見を伺いたいと思うのですが、先日、予算特別委員会のときにもちょっと挙げさせていただいたのですが、魚市場の1件がございました。これから失った信頼といふのをもう1回積み上げてつくり上げていく必要があると思うのですが、ぜひ市長を筆頭に、この復興の部分、再興の部分に力を入れていただいて、水産業、それから水産加工業というものを観光資源の1つとして、新しいこの、名前は何でもいいのですが、新しい海と社のまちといふのをブランディングしていただきたいなと。それをもって、そこに参入してくる、関係する各事業者の商品価値といふのを高めて相乗効果を狙って、地域の観光産業の振興を図っていただきたいなと思うのですが、もしお考えがあったら、最後にお伺いしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今、市場を閉じている状況でございます。いろんなご意見があるのはもう既に理解をしておりますけれども、今はしっかりと、もう過去にやってしまったことに対

する責任が今、1つのペナルティーとして塩竈市のみなと塩釜魚市場株式会社、市として、県から私どもが指導されて、その中身について私どもが処置をしたということになるのかと思いますが、しっかりと受け止めていただいて、関係する皆様方にしっかりと謝罪をして、ご迷惑をかけた皆さんに説明をして、そこから再スタートをどのようにしていくかということが重要なのだろうと。まずは、みなと塩釜魚市場株式会社でどのように今後、会社をですね、民間ですから、運営していくのか、そういった視点もあるだろう。

また、市としては、やはり基幹産業である水産業がこれからどのような形で今回の事案を真摯に受け止めて、この先、全国の船主の皆様方に信頼を得るための努力をしていくかということは、これは共にやらなきゃいけないということで、来週、高知県と宮崎県に1泊2日で行って、ちょっと議会中でなかなか日程を取れない首長さんもいらっしゃったのですが、まずは5か所ぐらいですかね、五、六か所行って、市としてでき得る限りの誠意を見せようという形で捉まえさせていただいています。

それと同時に、今、準備を進めていますが、やはりこういった大きな事案があった後に、市としてどうすべきかということは、関係する有識者の方々にもご意見をいただこうということで今、準備を進めております。それは今後、塩竈市の市場の在り方、基幹産業としての市場の立ち位置、こういったものも含めて、多くの方々にご意見をいただこうと考えてございますので、もうその準備は既に進めさせていただいているということでございます。

これから、土見議員もご承知のとおり、世界中の温暖化の影響で一番今、影響を受けているのは三陸沖だと言われてございます。平均で6度、海水温が上がって、魚が蛇行して今、北上というのですかね、動いているから、捕れるものと捕れないものの差、あとは季節のずれ、こういったものが出ているという報告もなされています。

これらに対峙するのに、今までの水産とか水産の運営の在り方でいいのかといたら、もうおぼつかない感じがいたしております。石巻市にしても気仙沼市にしても、いろんな方がやはり魚市場の運営に携わってきた。簡単に言えば、民間の方の知恵が入って、少しずつ変わってきた。そういった実情をやはり我々としてもしっかりと踏まえた上で、今後、みなと塩釜魚市場株式会社がどのように再生していくか、再生していくために、我々、塩竈市がどのような助力ができるのか、こういったことを真摯に議論させていただきながら、もう一度、信頼される水産基地、特産漁港、3つのうちの1つですから、全国に13しかない拠点港でもありますから、これを踏まえて、しっかりともう1回再生できるように、我々としても精い

っぱいの努力はさせていただきたいと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。もちろんその部分は存じ上げております。なので、先を見ながら、かつ慎重かつ大胆にというところで進められているとは思いますが。その上で、あくまでブランディングというところとして、塩竈魚市場、塩竈の水産が新しく生まれ変わっていきますよというところを、ぜひ市と業界と一丸となって見せていっていただきたいなと考えております。

また、最後に一言なのですけれども、今、観光振興ビジョン、新しく策定されていると思います。行政としてなかなかこう、難しいところではあるかと思うのですけれども、あんまりこう、言い方はちょっと雑なのですが、当たり障りのないものをつくってしまっても仕方ないというところはあるかと思うので、多少角が立つぐらいに、エッジの利いた観光振興ビジョンにしていいただければ、それを基にみんな、町の人たちもイメージをつくることもできると思いますので、ぜひ今後の塩竈の観光振興の旗印になるようなビジョンをつくっていただければとお願いしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○副議長（西村勝男） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、6日は議会運営委員会のため休会とし、3月7日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村勝男） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、6日は議会運営委員会のための休会とし、3月7日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月5日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

塩竈市議会副議長 西 村 勝 男

塩竈市議会議員 志 賀 勝

塩竈市議会議員 佐 藤 公 男

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 5 日目）

議事日程 第5号

令和7年3月7日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第16号ないし第32号

（予算特別委員会委員長議案審査報告）

第3 請願第2号

（民生常任委員会委員長請願審査報告）

第4 議員提出議案第1号

第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第5

出席議員（17名）

2番	佐藤公男議員	3番	鈴木新一議員
4番	小野幸男議員	5番	菅原善幸議員
6番	浅野敏江議員	7番	桑原成典議員
8番	柏恵美子議員	9番	西村勝男議員
10番	今野恭一議員	11番	志子田吉晃議員
12番	鎌田礼二議員	13番	伊勢由典議員
14番	鈴木悦代議員	15番	辻畑めぐみ議員
16番	小高洋議員	17番	土見大介議員
18番	伊藤博章議員		

欠席議員（1名）

1番 志賀勝議員

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹 副市長 千葉幸太郎

技 監	鈴木昌寿	総務部長	本多裕之
市民生活部長	高橋五智美	福祉子ども未来部長	長峯清文
産業建設部長	草野弘一	上下水道部長	鈴木良夫
		総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	
市立病院事務部長	鈴木康弘		布施由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	総務部 政策課長	引地洋介
総務部 財政課長	佐藤涉	総務部 総務人事課総務係長	石川宏
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
監査委員	菅原靖彦		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後 1 時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから、2 月定例会 5 日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、1 番志賀 勝議員の 1 名であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 5 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

また、撮影はあらかじめ許可をした報道機関を除いて禁止しております。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3 番鈴木新一議員、4 番小野幸男議員を指名いたします。



日程第 2 議案第 16 号ないし第 32 号（予算特別委員会委員長議案審査報告）

○議長（鎌田礼二） 日程第 2、議案第 16 号ないし第 32 号を議題といたします。

去る 2 月 20 日の本議会において、令和 7 年度予算特別委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果につきまして、委員長の報告を求めます。10 番今野恭一議員。

○予算特別委員会委員長（今野恭一）（登壇） ただいま議題に供されました令和 7 年度予算特別委員会における審査について、経過の概要とその結果について、ご報告を申し上げます。

去る 2 月 20 日の本会議において、令和 7 年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算並びにこれに関連する条例など 17 議案が一括上程され、総括質疑を行った後に当該議案 17 件が当委員会に付託された次第であります。

2 月 25 日には、議員全員をもって構成する令和 7 年度予算特別委員会が設置され、付託議案を審議するため、まず正副委員長の互選を行い、委員長には私、今野恭一、副委員長には佐

藤公男委員が選任されました。

委員会は、関係当局、理事者の出席と各種資料の提出を求めながら、2月25日、2月27日、2月28日及び3月3日の4日間にわたり詳細な説明の聴取と活発な質疑を行い、慎重に審査を進めました。

これらを踏まえ、採決の結果、議案第16号ないし第32号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

一、職員採用については、若い世代の離職抑制や地元への愛着やシビックプライドの観点からも、市内居住者の採用割合を増やし長期的な人材の育成に努められたい。

一、本市の各月ごとの死亡者数は、ここ5年間で令和7年1月末が最も多く、東日本大震災があった平成23年3月と比較しても多い。さらなる人口の減少が懸念されることから、現状を把握、分析し、健康増進策などに取り組まれたい。

一、町内会は、高齢化や担い手不足、加入率の低下など様々な課題を抱え、財源の確保も厳しくなりつつある。町内会活動を維持していくためにも、コロナ禍の事業として実施していた町内会などに対し10万円を交付する町内会等コミュニティ強化支援事業のような補助事業を検討されたい。

一、協働まちづくり提案事業は、町内会や市民活動団体などが、自ら創意工夫にあふれた企画により、地域課題の解決や地域の自治向上に向けた活動、地域の特色を生かし、塩竈市の魅力を高める活動などに要する経費の一部を助成するものであるが、募集要項には、市が意図することなどを分かりやすく明記し、丁寧な周知に努め、多くの町内会や団体などに活用されるようにされたい。

続けます。

一、社会福祉協議会地域福祉活動推進事業費補助金は、社会福祉協議会の運営費を補助することにより、住民参加による地域福祉活動を促進し、地域社会の福祉水準の向上に資することにつながるものであるが、社会福祉協議会の運営について引き続き改善に向けた指導を行われたい。

一、保育対策総合支援事業は、多様化する保育ニーズに対応するため、国の補助金などを活用しながら、公立保育所における医療的ケアが日常的に必要な子供や外国籍の児童の受入れ

に必要な環境の整備と、民間保育事業者の業務効率化への支援を行おうとするものであるが、受入れのための看護師の配置や施設の改良などを行い、保護者が安心して子供を預けられる体制を整えられたい。また、この保育事業について市民に周知されたい。

一、こんにちは赤ちゃん事業は、子育て世帯への誕生祝いギフト贈呈に加え、市内の子育てサポート協力店で使える育児ママパパリフレッシュチケットを贈呈し、また、子育ての孤独に対応するための子育てカフェなども創設しながら、まちぐるみで子育てを応援する環境を整備しようとするものであるが、子育て中の保護者の誰もが気軽に利用できるようにし、利用者のニーズをしっかりと把握しながら、育児中の心身の疲れを軽減できる協力店を確保することにより、安心して子育てできる環境が提供され、多くの子育て世帯に喜ばれる事業とされたい。また、誕生時のお祝いだけではなく、七五三といった節目の年におけるお祝いの贈呈を検討されたい。

一、予防接種事業費については、近年、子供たちの間でインフルエンザが大流行し、学業などへの影響が見受けられることから、他自治体を参考に子供へのインフルエンザ予防接種費用の助成を検討されたい。

一、門前町活性化事業については、長年、門前町に関する市民参加の議論がなされ、ほこみち制度を活用した実験的な取組を行ってきたが、状況は進展していない。これからは、具体的で実効性のある取組が必要な段階であり、本腰を入れて門前町の活性化に取り組まされたい。また、空き店舗の利活用を観光に結びつける取組や、ふだんからのおもてなしの心などを醸成し、町のためになる活動へとつなげる取組を行われたい。

一、防災行政情報伝達システム整備事業には、災害時及び平時に、迅速かつ的確に放送できるよう、防災無線の機器を更新するものであるが、現状では防災行政無線の音声がかきこえないという意見もあることから、聞き取りにくい地域の状況を踏まえながら事業を進め、今よりもさらに優れたシステムとなるようにされたい。

一、小中学校の給食など、ごみ処理運搬業務委託料は可燃ごみ、不燃ごみ処理の委託費用が計上されたものであるが、給食から出る生ごみから肥料を作るコンポストを各学校に設置し、ごみの削減やごみ処理費用の抑制を図られたい。あわせて、コンポストから生まれた肥料の利用も検討し、資源の再利用に努められたい。

一、杉村惇美術館、公民館本町分室において実施される擁壁の対策工事と建物の耐震補強工事の期間が重なっている。工事期間中の安全対策と来館者の駐車場の確保に配慮されたい。

次に、特別会計について申し上げます。

一、交通事業特別会計については、市営汽船の事務所を津波防災センターに移転するに当たっては、島民のみならず、市外からの利用客についても混乱しないよう周知を徹底されたい。

一、国民健康保険事業特別会計については、令和5年度の滞納額が5,466万9,000円となっている。若年層の滞納率が高く、また、外国人の被保険者が帰国したため回収できないケースがあるとのことであるが、保険税の徴収率の向上対策を引き続き行われたい。また、勤労者が失業や退職により、国民健康保険に加入した場合、収入を失ったにもかかわらず保険税負担が大きくなり、結果として滞納者が増える要因になると思われる。次年度以降、保険税負担が下がっていくものの、ソフトランディングできるよう、被保険者に対する相談などの対応をされたい。さらに、糖尿病が指摘された被保険者に対する保健指導は、患者の負担が大きい人工透析導入や失明にもつながる糖尿病網膜症を予防するものであることから、引き続き力を入れて実施されたい。

一、魚市場事業特別会計については、水揚げ額については過去5年間の実績の平均値ということで92億円と見込まれているが、市として引き続き水揚げ増加への協力や後押しをされたい。また、卸売事業会社の不適切取引の影響で水揚げ漁船離れが懸念されるが、市が一丸となって盛り上げていく姿勢を見せていただくようお願いしたい。

一、介護保険事業特別会計については、配食サービス事業は、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち、調理が困難な世帯に食事を配達しながら安否確認を行うものであるが、高齢者の栄養改善と孤独死の防止といった効果の高いよい事業であり、引き続き実施されたい。また、配食回数の拡大について検討されたい。国からの補助金の一つである保険者機能強化推進交付金が減少している。これは本市の介護保険者としての取組の評価が低いことによるものであることから、評価が上がるよう取組について努力されたい。高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定するに当たり、アンケート調査を実施するとのことであるが、介護事業者などが懸案としていることを自由記述で回答いただくことによって、本当に問題とされていることを積み上げられるような、生きたアンケート調査となるよう期待する。

最後に、企業会計について申し上げます。

一、下水道事業会計については、埼玉県八潮市において、下水道管破裂による重大事故が発生している。本市において、そのようなことのないよう、老朽化した下水道管の更新を引き続き行われたい。

一、水道事業会計については、市内の配水管のうち、約４割が老朽化しているとのことである。全国的に水道管の破裂による事故が発生しており、老朽化した配水管の更新を今後も着実に進めたい。また、給水世帯は増加しているものの、水道水の供給見込みが人口や水需要の低下を受けて減少していることから、市民に対し塩竈市の水道水の安全性やおいしさのPRに努められたい。将来的な話として、国は民間企業が水道事業を管理運営していくことを進めており、宮城県では、みやぎ型管理運営方式が始まっている。水道を市場原理に委ねることに対する不安があり、意見が二分されている。このことについては、引き続き注視していく。議案第21号「塩竈市上下水道事業経営審議会設置条例の制定」について、委員の構成は学識経験者、水道使用者、下水道などの使用者、市長が必要と認める者となっており、利用者の割合が高い。水道や下水道を利用する当事者だけではなく、工事関係者や専門家などを含めた幅広い構成とされたい。また審議会は積極的に公開されたい。

以上が、審議結果の概要であります。

このほか、各委員より出されました種々の要望や意見などにつきましても、市当局におかれましては、その意を十分に体し、今後の財政運営や事業執行に当たられることを強く要望して、本特別委員会の報告といたします。

令和７年度予算特別委員会委員長 今野恭一

○議長（鎌田礼二） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第24号「令和７年度塩竈市一般会計予算」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋）（登壇） 令和７年第１回定例会に上程されました議案第24号「令和７年度塩竈市一般会計予算」について、反対の理由を申し上げます。日本共産党塩釜市議団小高でございます。お聞き取りのほど、よろしくお願い申し上げます。

令和７年度当初予算案、事業一つ一つを見れば、一つには、これまで求めてまいりました。

例えば、児童生徒の学習環境への整備、あるいは熱中症対策、こういったことでの体育館等への空調設備の導入等について、そうした予算が盛り込まれるなど評価できる事業については評価を行いながらも、国主導で進められるような事業も含めて市民生活にとってよいのか悪いのかと、そういった観点でこの間、議論に臨んでまいりました。

そうした中で本予算案全体について見れば、第5次行財政改革推進計画とそれに基づく定員管理、こうした中で職員定数を抑制をする。デジタル中心の効率化を進める。様々な事業について経費削減等を理由にアウトソーシングを進める。また、各種料金等について負担増を含めた見直しを図るということが前提の予算となつてございます。

基本的には、国主導で進められるこの行革の方向性について懸念をまずは申し上げるものがあります。

デジタル化によって、業務が簡素化する、効率化する、このことの効果については否定はいたしません。一方で、市役所で働く皆さんについて、働き方改革の一方で業務の多様化、多忙化、そして定数抑制による過重負担、そうした中で職員の皆さんが疲弊をし、そしてメンタル疾患等に対する休職、あるいは若い世代の退職、こういったものが増え、さらなる業務負担へとつながっていくと。これは全国的にも起きていることでありますが、こうした悪循環、これを見過ごすことはできません。アウトソーシングの方針についても民間のノウハウの活用までは否定をするものではありませんが、福祉やあるいは災害対応の分野も含めた行政サービスについても市場原理に委ねることによって行政サービスの低下を招く、こうしたことについて危惧をするところであります。改めて、行財政改革の方向性のこの一定の見直しと、実態に即した職員体制を求めるものであります。

続きまして、反対する具体的な予算と事業についても述べたいと思います。

本予算案のうち、デジタル関連予算約3億円ほどが措置をされております。先ほども申し上げましたとおり、デジタル化の効率性、このことについては否定をいたすものではありませんが、国の進めるこのデジタル化に伴う業務の標準化、こうした形の下に地方公共団体の基幹業務について国の管理が強まると。それぞれの実態に合わせた独自の施策が取りにくくなるなど、さらなる地方自治の介入について危惧をするところであります。

続いて、宮城県地方税滞納整理機構への負担金11万円ほどが計上をされております。この機構は税法上の根拠もなく、一市三町は参加をいたしておりません。この間の生活苦の広がりの中、実態にそぐわない、徴収の懸念される機構への参加に反対をするものであります。そ

して、来年度より、各種手数料等について基本的に1.5倍への引上げとなり、予算もそれを反映した歳入歳出の予算となっております。そして、これは3年ごとの見直しとなっており、物価高騰の今後の見通し、長期化を考えれば、さらなる引上げも危惧をされるところであります。生活への影響が深刻化する中での負担増に賛成をすることはできません。

以上等の点から、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」について反対するものであります。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。2番佐藤公男議員。

○2番（佐藤公男）（登壇） 令和7年度予算特別委員会、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」の委員長報告に対しまして、賛成会派を代表し、討論申し上げます。

令和7年度塩竈市一般会計予算であります。前年度と比較して24億2,000万円増の275億9,000万円の規模となっており、厳しい状況にありながら、市民サービス向上のため積極的に組まれた予算であると推察されます。

また、第6次長期総合計画の4年目を迎える予算としても、目指すべき都市像の実現に向け、特に子育て、教育、市民の安全安心に重点を置いた持続可能なまちづくりに向けた事業を予算化しております。

子育てや教育を支える体制の充実に向けては、児童手当の拡充、公共施設の空きスペースを活用した遊び場の整備、育児をされている保護者の方々へのリフレッシュチケットの贈呈、小中学校のタブレット端末の更新など、子供たちの健やかな成長と子育てや教育を支える体制充実のための大切な予算が盛り込まれており、評価に値するものと考えます。

このほか、市民の安全安心を確保するため、防災行政情報伝達システムの機器更新、塩竈市体育館の大規模改修、交流人口の増加に向けては新たな観光ビジョンの策定、旅客ターミナルのブランディング事業など、今後進めていくべき事業予算となっております。

さらに、本市の重点課題である清掃工場の延命化に向けた改良工事や市役所本庁舎の継続使用を検討するための劣化状況の調査に関する重要な予算も計上されております。新年度になりますれば、できるだけ早期に事業予算を執行し、その効果が見いだせるよう期待をするところであります。

また、マイナンバーカードについては、国が目指すデジタル社会の推進に当たり、行政サービスの重要な社会基盤としての位置づけも踏まえ、個人情報の取扱いには十分注意されなが

らも迅速に進めるべきであると考えます。

次に、宮城県地方税滞納整理機構への加入については、現在も加入継続中であり、収納率の維持向上に貢献しているものと考えます。収納率の低下は、市税収入等の減少につながり、市民サービスの低下を招くおそれもあることから、同機構からの脱会はすべきでないと考えます。

次に、各種使用料や補助金等の見直しについては、安定的な財政運営と持続可能な行政経営が求められていく時代となることから、第5次行財政改革推進計画並びに定員管理計画に基づいた取組を継続的に遂行され、市民目線で信頼されるきめ細やかな運営が不可欠であると考えます。

以上のことから、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」について、賛成会派を代表しての賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第26号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 議案第26号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対討論を行います。

日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。

来年度より、本市国民健康保険税について、税額平均で1人当たり8,665円、世帯当たりで1万3,034円、改定率11.2%の引上げとなり、歳入予算では、国民健康保険税において約4,600万円の被保険者の負担増となります。基金の確保という理由はあるにせよ、令和12年度を目標に宮城県で進める税率の統一において、県の示す税率を踏まえれば、今後、今回の引上げの2倍を超える引上げが想定される中、被保険者への大幅負担増の第一歩となるものです。

そもそも、国民健康保険は制度上大きな問題があります。繰り返し申し上げてきましたけれども、低所得者、また、無職、高齢者の割合が高く、また、所得に対する税の割合が大変高い保険制度となっております。下げに下げられてきた国庫負担を増やし、国民健康保険財政の安定化を図るとともに、被保険者の税の軽減、若年層への負担軽減などが求められております。また、国民健康保険税滞納者の一部に発行されています短期被保険者証、資格証明書について、新規保険証の発行停止に伴い新規発行は停止されますが、滞納者の一部について一旦窓口医療費10割負担という措置については継続となります。受診抑制につながるこうし

た措置は取りやめ、特に生活の困窮を理由にした滞納などについては、生活実態を正確に把握し、必要な支援につなぎながら生活状況の改善を図り、滞納の解消に結びつけていくべきことと申し上げておきます。

以上のことから、議案第26号について反対とするものです。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第26号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。3番鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一）（登壇） 会派かいしんの鈴木新一です。

議案第26号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、賛成の討論を申し上げます。

昨年来より、民生常任委員も含めた中で国民健康保険財政調整基金が枯渇を近々しそうだという話がありまして、議会で議論をしまして確定しまして、宮城県のレベルまでに調整をするということで議論が進められました。結果として、緩やかに少しずつ塩竈市は上げていく。近年、非常に税率が低かったのは塩竈市でございましたので、乖離がかなりあったということをまずご了解していただきました。

それで、議案第26号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、前年度より5,660万増の60億5,050万円の予算となっており、これは1人当たり医療費が増加傾向にあることと、高額医療費の給付者数も増えている状況から、保険給付費が増となったものであります。また、令和7年度から国民健康保険税が改定され、前年より税収入は増えるものの、依然として税率を低い水準に抑えており、不足する財源を国民健康保険財政調整基金から取り崩しして補填していることから、加入者の負担をできる限り抑えた予算であることが考えられます。国民健康保険事業は、そもそも被保険者の健康の保持、増進を図るだけでなく、皆保険制度の根幹をなす重要な社会制度であり、提案された本市の予算は、公的な社会保障制度の基盤となる国民健康保険の事業運営を行う予算として、市民の健康を守る上で重要な責務を果たすものであり、必要かつ適正な予算であることと言えるものであります。

以上によって、令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算に賛成をいたす討論とします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」及び議

案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。14番鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代）（登壇） 議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」、議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、反対討論を行います。

日本共産党塩釜市議団、鈴木悦代でございます。

議案第28号について、介護保険制度は2000年度に始まり、当初の保険料は全国平均2,911円でしたが、現在6,225円。本市は月6,010円と制度開始当時から2倍以上になっています。また、今回の介護報酬は全体としてプラス改定となったものの、実態として全く不十分であることに加え、訪問介護報酬は逆に引き下げられ、全国で倒産する介護事業者が過去最多となりました。さらに、ヘルパーの高齢化や人員の不足が深刻化しております。このままでは訪問介護を利用しながらの生活が困難になることは明らかなです。今後、保険料の引上げ、利用料金の増加、ケアプランの有料化などが検討されています。介護保険制度の理念である介護の社会化に逆行するものです。利用者負担を増やさないう、国費、公費負担割合を引き上げ、抜本的な改善やサービスの拡充、支払える保険料への軽減が必要であります。

日本共産党は介護保険の国庫負担割合を50%に引き上げることや、介護従事者の処遇改善などを提案しています。介護保険そのものの抜本的な改善を求め、議案28号に反対するものです。

続いて、議案第29号について反対の理由を述べます。

昨年2月の宮城県後期高齢者医療広域連合議会において、令和6年、令和7年度の2年間、保険料が1人当たり平均10.73%の引上げになりました。一昨年5月に成立した改正健康保険法では、高齢者負担率がどんどん上がる仕組みになりました。年金は実質毎年減り、さらに物価高騰の中、市民からぎりぎりの生活だ、保険料や医療費の負担が重いという声が寄せられております。受診控えによる重症化の事例も生じております。国の医療費抑制策の転換を心から求めるとともに、高齢者の暮らしと受療権を脅かす後期高齢者医療制度については、見直しが必要であるという意味で、議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について反対するものでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」及び議

案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典）（登壇） 塩竈維新の会、桑原成典です。

議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」、議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、賛成する立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」につきましては、前年度より1億920万円増の58億9,780万円の予算となっております。主に、居宅介護サービス等給付費、施設介護サービス給付費等の利用者の増加傾向となっており、給付費も増加しております。また、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯での調理が困難な世帯へ配食するサービス、配食サービス事業の拡充、日常生活など安否確認も行えるものであり、必要かつ適正な予算であります。

介護保険事業は、要介護状態というリスクを社会全体で救済するために、社会保険方式により運営する保険制度であり、介護サービスの提供に必要な財源として公費も組み込まれております。特に、市民が負担する介護保険料については、第9期介護保険事業の計画に基づいた適正なものであり、今回の予算は、保険者として当該年度には全ての団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年問題があります。この予算が否決されると、高齢者が適切なサービスが受けられなくなります。現段階では、持続可能な事業運営を行うため、必要な予算と考えます。

続きまして、議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

前年度より、2,680万円増の9億4,930万円の予算となっております。被保険者数も増加しているため、適正規模であると考えております。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳から74歳の方が対象となっており、平成20年度から制度が導入されておりますが、現在、保険者は宮城県後期高齢者医療広域連合で運営されており、県内市区町村と役割分担を行いながら運営されております。保険料の料率については、2年ごとに改定がなされ、広域連合議会において決められたものです。塩竈市が関与できるものではありません。ただし、世帯の所得が一定以下の場合には、軽減措置が適用されております。今回の予算では、保険料の徴収や納付金の支払い、市が負担する公費の負担など、後期高齢者の医療を確保するために必要な予算であると考えます。ただ、少子高齢化に伴う高齢者を支える若

者世代、現役世代に課せられる負担は大きいものであり、現役世代が高齢者に移行することで、年々現役世代は減少、支える側が減少し負担が重くなる悪循環になっております。より一層少子化に拍車をかけていることは事実であり、後期高齢者医療制度の抜本的な改革が必要であると考えます。しかしながら、さきも述べたように、塩竈市には関与できるものではないため、現段階では適正であると考えます。

以上のことから、議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」、議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」に関しまして、賛成の立場から賛成の討論とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第30号「令和7年度塩竈市下水道事業会計予算」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典）（登壇） 議案第30号「令和7年度塩竈市下水道事業会計予算」について、反対の理由を述べます。

今回の予算について、下水道施設等維持管理包括的民間委託料など1億1,299万1,000円が含まれております。今回の委託料については、修繕等についてこれまで個別に委託してきたところを、管理から修繕等に至るまで一括して委託をしようとするものであります。効率化という点では、今回の委託の内容のみに限ってみれば、一定の理解ができるところでありますが、一方で、国主導で推進している上工下水道各分野のウォーターPPPの導入との関係で懸念すべき点を何点か申し上げます。

国土交通省の下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン等を見ますと、令和5年に改定されたPPP、あるいはPFIアクションプランの10年間において、コンセッションに移行するため官民連携の拡大を図るとしてあります。ウォーターPPPとされる包括的民間委託レベル3.5、いわゆる管理更新一体型マネジメント、そしてレベル4、いわゆるコンセッション方式のうち、レベル3.5では原則10年間の委託や性能発注など4つの要件があります。今回の予算案における本市、塩竈市の包括的民間委託についてはそこまで至らず、レベルで言えば2.5に該当するということでありましたが、今回の3年間の委託後には、レベル3.5への移行を見据えており、国の考えによれば、レベル4コンセッションへの移行段階とされることから、コンセッションつまりは施設の管理運営権まで含めた委託の第一歩ということになることを危惧するところであります。

宮城県では、上水・下水・工業用水の3事業について、運営権を含め20年間という期間でコ

ンセッション方式を導入しました。この宮城県の導入については、命の水、重要な生活インフラについて民間大手のビジネスチャンスと表現した知事の講演などの発言にも批判が集まり、導入の是非については世論を二分してきました。管理運営権まで含めて、市場原理に委ねることへの懸念は拭えません。国は導入を進めるため、污水管の改築に係る国費支援についても、緊急輸送道路の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターＰＰＰ導入を決定していることを令和９年度以降に要件化としております。具体的には、本市、塩竈市でも活用されている社会資本整備総合交付金などが想定されております。対象施設の考え方は複雑なようですが、このような乱暴な話はありません。污水管の改築は自治体の大変な重要案件事項であります。国費支援なしでは難しいことは、事実であります。この国費の支援を盾に議論を二分している重要インフラの民間委託にかじを切らせようとする国の姿勢に抗議し、その第一歩となる今回の塩竈市が出した議案第30号に反対するものであります。

あわせて、先ほど委員長報告の中にもありましたとおり、宮城県のこのコンセッション方式について意見が二分しており、今後とも注視していくということは大事な指摘だったと考えております。そのことも申し添えて、議案第30号について反対の理由といたします。

ご清聴のほど大変ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第30号「令和７年度塩竈市下水道事業会計予算」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。５番菅原善幸議員。

○５番（菅原善幸）（登壇） 議案第30号「令和７年度塩竈市下水道事業会計予算」について、賛成する議員を代表しまして、賛成討論を行います。

公明党、菅原善幸でございます。

令和７年度塩竈市下水道事業会計予算につきましては、支出の合計で前年度よりも３億２,５８９万７,０００円増の７９億２,２０２万９,０００円の予算となっており、ポンプ場改良費などの増に伴うものであります。

下水道事業は、長期的に安定した事業運営を持続していくため、令和２年４月１日より、地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行し、企業の経営方針を取り入れ、恒久的に財産である下水道施設を適切に維持し、より一層の経営の効率化、健全化に努め、公平、適正に運営されております。

反対する会派からは、下水道事業施設の維持管理に係る包括的委託やウォーターＰＰＰに関して、我が国では少子高齢化問題や施設の老朽化問題が顕在し、特に水道関連分野を含む建

設業は人手不足の高齢化の影響を強く受けているほか、埋設管の老朽化問題などに直面しております。そのため、国では新たな官民連携の柱として、公共と民間が経験値や創意工夫を活用することによって、コスト面や運営面における効率化が図れ、社会課題の解決と経済成長を同時に実現する手法としてウォーターＰＰＰを重点的に推進しており、その動向には本市としても注視していく必要もあると考えています。

提案された予算では、人口減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、市民生活に重要不可欠な下水道を将来にわたって持続可能なものとしていくため、必要かつ適正な予算であると言えるものであります。

このようなことから、議案第30号「令和7年度塩竈市下水道事業会計予算」には賛成する立場の議員を代表し、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第16号ないし第23号、第25号、第27号、第31号及び第32号について採決いたします。

議案第16号ないし第23号、第25号、第27号、第31号及び第32号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。

よって、議案第16号ないし第23号、第25号、第27号、第31号及び第32号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第24号、第26号及び第28号ないし第30号について採決いたします。

議案第24号、第26号及び第28号ないし第30号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。

よって、議案第24号、第26号及び第28号ないし第30号については、委員長報告のとおり決しました。

◇

日程第3 請願第2号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（鎌田礼二） 日程第3、請願第2号を議題といたします。

今定例会において、所管の常任委員会に付託しておりました請願審査の経過と、その結果について委員長の報告を求めます。民生常任委員長の報告を求めます。5 番菅原善幸議員。

○民生常任委員長（菅原善幸）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、本委員会に付託されました請願第2号「令和7年度の年金改定では物価の高騰に見合った年金額引上げを求める請願」については、2月26日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

審査では、障がい年金受給者や遺族年金受給者についても意見書に盛り込み提出すべきとの意見が出され、請願第2号については採択すべきと決しました。

以上よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

民生常任委員長 菅原善幸

○議長（鎌田礼二） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決いたします。請願第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、請願第2号については、委員長報告のとおり決しました。

◇

日程第4 議員提出議案第1号

○議長（鎌田礼二） 日程第4、議員提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提出者の代表から趣旨の説明を求めます。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第1号について、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号「市長の専決処分事項を指定することについて」は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項について市長が専決処分を行うことを指定するものでございます。

まず、1の令和6年度塩竈市一般会計補正予算については、国・県支出金、寄附金、繰入金、市債等の収入及び基金積立金、他会計に対する繰出金等の支出が未確定のためであります。

次に、2の令和6年度塩竈市交通事業特別会計補正予算については、国庫支出金、繰入金等の収入及び運航事業費等の支出が未確定のためであります。

次に、3の令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算については、国民健康保険税、県支出金等の収入及び保険給付費等の支出が未確定のためであります。

次に、4の令和6年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算については、使用料、繰入金等の収入及び市場管理費等の支出が未確定のためであります。

次に、5の令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算については、介護保険料等の収入及び介護給付費等の支出が未確定のためであります。

次に、6の令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、後期高齢者医療保険料、繰入金等の収入及び広域連合納付金等の支出が未確定のためであります。

次に、7の塩竈市市税条例等の一部を改正する条例について、8の塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例について及び9の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正が予定されているためであります。

以上、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

以上であります。

○議長（鎌田礼二） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議はありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員提出議案第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

◇

日程第5 議員派遣の件

○議長（鎌田礼二） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

では採決いたします。議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

◇

追加日程第1 議員提出議案第2号

○議長（鎌田礼二） 追加日程第1、議員提出議案第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第2号「物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書」について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第2号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める意見書。

政府は令和7年度の公的年金額の改定について、前年度から1.9%の増額改定を行うと発表した。しかしながら、少子高齢化に対応する目的で設けられた年金額の伸びを抑制する仕組みである「マクロ経済スライド」の適用のため、原材料費の高騰や円安などに伴う物価変動率2.7%の増には届かないものであり、物価変動率との比較では0.8%の実質的な目減りが生じている。

子供から高齢者まで全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせる豊かな社会を構築するためのセーフティーネットとして、残された遺族、また老後や障がいの状況に至った際の生活基盤を担う公的年金制度の役割は重要と考える。

よって国におかれては、下記事項の施策を実施されるよう強く要望する。

記

1. 年金額改定に当たっては、物価上昇に見合った引き上げをされること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。

○議長（鎌田礼二） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員提出議案第2号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第２号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議員提出議案第２号については、原案のとおり可決されました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後２時１７分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和７年３月７日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 鈴 木 新 一

塩竈市議会議員 小 野 幸 男